



Title	インドネシアにおけるアブラヤシ農園開発をめぐる土地紛争の研究 ――共有地権とヘゲモニー関係の分析――
Author(s)	中島, 成久
Citation	大阪大学, 2020, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/81760
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

博士論文

インドネシアにおけるアブラヤシ農園開発をめぐる土地紛争の研究

——共有地権とヘゲモニー関係の分析——

2019年度

中島成久

大阪大学大学院国際公共政策研究科

目次

用語・略語一覧	・ ・ ・ ・ vi
序章 アブラヤシ農園開発と土地紛争	
第1節 研究の目的：インドネシアの土地政策、共有地権、ヘゲモニー関係	・ ・ ・ ・ 9
第2節 研究の背景、方法	・ ・ ・ ・ 11
1 フィールドワークからの問い	
2 土地紛争から見えるインドネシアのポスト・コロニアリズム的状况	
3 共有地権をめぐる理念と現実	
第3節 土地紛争を誘発するアブラヤシ農園開発	・ ・ ・ ・ 16
1 アブラヤシ農園の面的拡大	
2 土地の収奪	
3 土地紛争の現状	
第4節 本論文の構成	・ ・ ・ ・ 20
第I部 土地紛争の淵源	
第1章 共有地権の歴史的展開	
はじめに	
第1節 改革時代の共有地権	・ ・ ・ ・ 23
1 改革時代以前——共有地権の承認と否定	
2 改革時代——共有地権の承認への動きとその限界	
2-1 土地関連法改革の流れ	
2-2 先住民族なのか、慣習法共同体なのか——用語をめぐる混乱	
第2節 西スマトラ州における共有地利用と管理主体の変遷	・ ・ ・ ・ 28
1 カパロ・ヒラランの闘い	
1-1 永借地権の設定から軍による支配まで	
1-2 人々の闘いと共有地利用の混乱	
1-3 カパロ・ヒラランの最近の動きについて	
2 ミナンカバウ社会における共有地権の歴史的変遷	
2-1 ミナンカバウにおける3つの共有地	
2-2 共有地への永借地権の設定	
2-3 オンビリン炭鉱での永借地権	
2-4 ナガリ条例	
2-5 1979年村落法（西スマトラ1983年施行）	
3 改革時代、1999年地方自治法によるナガリの復興	

小括

第2章 大農園に有利な土地分配政策への転換

はじめに

第1節 インドネシアにおけるアブラヤシ産業の発展 39

第2節 中核農園方式から提携政策への転換 41

1 PIR 方式の変遷

1-1 PIR 方式変遷の過程

1-2 寛大な土地配分から面倒な方式への転換

2 小農と大農園との力関係

3 国営農園の場合

第3節 増大する小農 45

1 ジャンビ州におけるアブラヤシ農園開発

2 ブンゴ県における小農の増加と紛争

2-1 フェイントレニー報告

2-2 小農の生産性の低さ

2-3 小農の階層化

3 ムランギン県の小農

小括

第II部 アブラヤシ農園開発をめぐる土地紛争の実態

第3章 ジャンビ州の森の民オラン・リンバの先住民族権——巨大アブラヤシ企業への抵抗と生存戦略

はじめに

第1節 アブラヤシ農園開発とインドネシアの先住民族の現状 54

1 パプア州の場合

2 2007 年「先住民族の権利に関する国際連合宣言」とインドネシア

3 AMAN の結成

第2節 アブラヤシ農園開発のオラン・リンバへの影響 60

1 オラン・リンバの現状

2 ブキット・ドゥアブラス国立公園の成立

3 SAL 社の操業とそれへの抵抗

3-1 SAL 社とオラン・リンバとのトラブル

3-2 土地の返還を主張するオラン・リンバ

第3節 オラン・リンバの外的世界 66

1 宙に浮くオラン・リンバの法的地位

2 先住民族、マシヤラカット・アダット——ワルシによる支援活動	
3 AMAN との共闘をめざさないスコラ・リンバ (KMB) の活動	
4 定住化を推進する政府	
第4節 タリブ氏の生存戦略——ライフヒストリーの分析	・ ・ ・ ・ ・ 74
1 誕生から結婚まで	
2 トゥムンゲンとしての活躍	
3 知識人としての認知	
4 イスラームと SAL 社の受容	
第5節 論点の整理	・ ・ ・ ・ ・ 77
1 オラン・リンバの先住民族権	
2 タリブ氏の生存戦略の評価	
3 全オラン・リンバの闘いは可能か	
小括	

第4章 共有地権をめぐる闘い——西パサマン県の事例より

はじめに

第1節 西パサマン県でのアブラヤシ農園の拡大	・ ・ ・ ・ ・ 83
第2節 アブラヤシ農園開発と共有地権	・ ・ ・ ・ ・ 87
1 共有地利用における同意の形成	
2 キナリ郡での事例	
第3節 PHPI 社をめぐる紛争、カパの事例より	・ ・ ・ ・ ・ 90
1 紛争の発端、合意形成の困難さ	
2 紛争の展開、深まる内部対立	
3 主流派對 PHPI 社	
4 紛争の新段階	
5 カパのマシヤラカット・アダット	
第4節 ゲルシンド・ミナン社の紛争	・ ・ ・ ・ ・ 96
第5節 頻発する土地紛争	・ ・ ・ ・ ・ 97
第6節 ナガリ・デサバル、共有地権のない村での土地紛争	・ ・ ・ ・ ・ 100
小括	

第5章 アブラヤシ開発とニアス人違法入植者排斥事件

はじめに

第1節 ニアス人移住者のマージナリティ	・ ・ ・ ・ ・ 104
1 西スマトラのニアス人	
2 アブラヤシ農園開発で急増するニアス人労働者	

第2節	オフィール山麓部のニアス人違法入植者	・ ・ ・ ・ ・ 110
第3節	2009年西パサマン県知事選挙	・ ・ ・ ・ ・ 112
第4節	政治的報復	・ ・ ・ ・ ・ 113
第5節	「長期の占有に基づく土地権」	・ ・ ・ ・ ・ 116
第6節	襲撃事件後のニアス人違法入植者	・ ・ ・ ・ ・ 117
小括		

第6章 違法入植者に土地権はあるのか——クリンチ・スブラット国立公園の事例分析

はじめに

第1節	開発で危機に瀕するクリンチ・スブラット国立公園	・ ・ ・ ・ ・ 123
1	クリンチ・スブラット国立公園の成立	
2	地方分権で悪化する状況	
3	迫るアブラヤシ開発	
第2節	スンガイ・トゥバルの違法入植	・ ・ ・ ・ ・ 128
1	スンガイ・トゥバルの入植史	
2	地元民との軋轢	
3	SPI指導者の逮捕	
第3節	解決策はあるのか？	・ ・ ・ ・ ・ 134
小括		

第Ⅲ部 アブラヤシ農園をめぐるヘゲモニー関係

第7章 土地紛争と治安機構

はじめに

第1節	農園内の治安機構	・ ・ ・ ・ ・ 137
第2節	紛争のコスト	・ ・ ・ ・ ・ 139
1	目に見えるコスト、見えないコスト	
2	紛争の原因、経緯、影響	
第3節	抵抗の諸相	・ ・ ・ ・ ・ 145
1	抵抗の声域	
2	SAD113の闘いにおける抵抗の諸相	
3	カリマンタンにおける抵抗の諸相	
小括		

第8章 アブラヤシ農園ニアス人労働者をめぐるヘゲモニー関係

はじめに

第1節	インドネシアにおけるアブラヤシ農園労働者の実態	・ ・ ・ ・ ・ 154
-----	-------------------------	---------------

第2節 AAG の労働者管理	・ ・ ・ ・ ・ 157
1 エイション・アグリ・グループについて	
2 威嚇の体系	
3 ジェンダー問題	
4 待遇改善を求めるデモ	
第3節 ヘゲモニー関係の連鎖	・ ・ ・ ・ ・ 162
小括	
終章 土地紛争解決への提言	・ ・ ・ ・ ・ 164
1 土地収用方法の改善と補償について	
2 共有地権の確認	
3 用語の統一を図る	
4 事業権（HGU）の透明化を図る	
5 調停機関としての RSP0	
あとがき	・ ・ ・ ・ ・ 173
表、地図一覧	・ ・ ・ ・ ・ 175
参考文献	・ ・ ・ ・ ・ 176
謝辞	・ ・ ・ ・ ・ 198

用語・略語一覧(ABC 順)

Adat	アダット、慣習法
AMAN (Aliansi Masyarakat Adat Nusantara)	ヌサンタラ先住民族・慣習法社会連盟、アマン
BRIMOB (Brigade Mobil)	ブリモブ、警察機動部隊
BNP (Badan Pertanahan Nasional)	国家土地局
Brondol/Brondolan	ブロンドル・ブロンドラン、アブラヤシ果房から外れた実
Bupati	県知事
Camat	郡長
CKO (Crude Kernal Oil)	パーム核油
CPO (Crude Palm Oil)	パーム原油
Erpacht	永借地権
FFB (Fresh Fruit Bunches)	収穫されたアブラヤシ果房
FELDA (Federal Land Development Authority)	マレーシア連邦土地開発庁
FPIC (Free, Prior, Informed Consent)	事前の自由なインフォームド・コンセント
GMP (Gersindo Minang Plantation)	ゲルシンド・ミナン農園
Hak Lama	長期の占有に基づく土地権
Hak Ulayat	共有地権 (共有地自由裁量権)
Hutan Kemasyarakatan	コミュニティ林
HGU (Hak Guna Usaha)	事業権
Hutan Lindung	保全林
HPH (Hak Penguasaan Hutan)	森林伐採権
Jorong	ナガリの下の居住単位、支村
KAN (Kerapatan Adat Nagari)	ナガリ慣習法会議
Karet Alam	野生ゴム
Karet Sintetis	栽培ゴム (hevea brasiliensis)
Karetr Unggul	最優良栽培ゴム
Kemitraan/Partnership	パートナーシップ／提携政策
Kepercayaan	KTP に記載されるときは「独自の信仰」
KKI WARSI (Komunitas Konservasi Indonesia Warung Informasi Konservasi)	インドネシア環境情報フォーラム
KMB (Kelompok Makekal Bersatu)	マケカル一体化推進団体
KOMNAS-HAM (Komisi Nasional Hak Asasi Manusia)	国家人権委員会
KPA (Konsorsium Pembaruan Agraria)	農地改革コンソーシアム
KTP (Kartu Tanda Penduduk)	住民証
KUD (Kelompok Uni Desa)	デサ協同組合
Ladang	ラダン、畑・山林
LBH (Lembaga Bantuan Hukum)	人権扶助協会
Mandul	マンドウル、農園の現場監督

Masyarakat Adat	先住民族・慣習法社会
Masyarakat Hukum Adat	慣習法共同体
Merantau	ムラントウ、ラントウに出る、出稼ぎ
Nagari	ナガリ、村
NES (Nucleus Estate and Smallholder) PIR の英訳	
Ninik-Mamak	ニニック・ママック、母系氏族のリーダー
OPM (Organisasi Papua Merdeka)	自由パプア運動
Orang Kubu	オラン・クブ、オラン・リンバへの蔑称
Orang Rimba	オラン・リンバ、ジャンビ州の狩猟採集民族
Paruik	パルイック、最小リネッジ
Payung	パユン、最大リネッジ
PIR (Perusahaan Inti Rakyat)	中核農園小農方式
PIR-BUN (Perkebunan)	国営農園が中心の大農園方式
PIR-TRANS	トランスミグラーシ政策による大農園小農方式
PIR-KKPA (Kredit Koperasi Primer untuk Anggota) 組合金融型 PIR	
PIR-Revitalisasi	農園再活性化プログラム
Plasma	プラスマ、小農（大農園に従属する小農と自営農を含む）
Pribumi	プリブミ、土地の子
Preman	プレマン、やくざ・チンピラ
PT AP (Perseroan Terbatas Asiatic Persada)	アジアティック・プルサダ社
PT PHP I (Perseroan Terbatas Pasaman Permata Hijau I)	プルマタヒジャウパサマン社 I
PT PHP II (Perseroan Terbatas Pasaman Permata Hijau II)	プルマタヒジャウパサマン社 II
PTPN (Perseroan Terbatas Perkebunan Nusantara)	国営農園
PT REKI (Perseroan Terbatas Restorasi Ekosistem)	REKI 社、レキ社
PT SAL (Perseroan Terbatas Sari Adiya Loka)	サリ・アディヤ・ロカ社、SAL 社
Pucu Adat	プチュ・アダット、KAN のリーダー、ナガリ創設の家系が継承
SAD (Suku Anak Dalam)	スマトラ島ジャンビ州の先住民族の総称、内部の民
Sawit Watch	サウイット・ウォッチ、アブラヤシ開発ウォッチ
SATPOL (Satuan Polisi Pamong Praja)	内務省管轄の自治体警察
SPI (Serikat Petani Indonesia)	インドネシア農民連盟
STN (Serikat Tani Nasional)	国家農民連合
Sidodali	シドダリ、カパの農民組合の主流派農民組合
Suku	スク、ミナンカバウ母系制の氏族
Suku Bangsa	スク・バンサ、民族集団
Sungai Tebal	スンガイ・トゥバル、ルンバーマスライ郡の違法入植者の「村」
Swadaya Murni	独立自営農民

Tanah Ulayat	タナ・ウラヤット、共有地
Tumenggung	トゥムングン、オラン・リンバのリーダー
Tunas Mekar	トゥナス・メカール、カパの反対派農民組合
Ulayat Kaum	最大リネッジの共有地
Ulayat Nagari	ナガリの共有地
Ulayat Suku	氏族の共有地
Wali Nagari	ナガリ長

序章 アブラヤシ農園開発と土地紛争

第1節 研究の目的：インドネシアの土地政策、共有地権、ヘゲモニー関係

本論文の目的は、インドネシアにおいて頻発する土地紛争を、スマトラ島を事例として、変遷する土地政策と開発政策を軸に分析し、その複雑な問題の原因を明らかにするとともに、紛争解決の方向性を示すものである。アブラヤシ農園開発をめぐる土地紛争に限らず、インドネシアにおける土地紛争は、土地政策と不可分に結びついており、土地政策の変遷は、植民地時代、スカルノ時代、スハルト時代、それに改革時代の4期に分けて考えることが必要である。中でも1960年「土地基本法」で認められた共有地権 Hak Ulayat とは何か、それが現実の紛争において紛争当事者間でどのように理解され、何故対立を招いているのか、さらに紛争農園に特有の暴力の問題をどう把握し、整理するのかという点が最も重要であり、それらが本稿の焦点となる。スマトラ島はオランダによるプランテーション経営が大規模に展開した地域であり、それによって成立した地域経済の構造が近年のアブラヤシ農園の展開に結びついており、本稿の目的とする問題の歴史的淵源と展開過程を記述するのに適した事例ということができる。¹

西スマトラ州では植民地時代にミナンカバウ母系制の基礎をなすナガリ nagari (村) の共有地に永借地権 (Erpacht) が設定された。これがその後の土地問題の発端であると言えよう。オランダ企業が経営してきたゴム園、コーヒー園、茶園などは、スハルト時代に軍や地方政府が経営する事業に変貌した。1998年のスハルト退陣による改革時代の到来とともに、こうした土地でナガリ (村) の共有地の返還運動が多発し、土地紛争が拡大した。

永借地権は1870年の土地令によって、家屋敷、水田以外の土地を無主地として国有化宣言した土地を、私企業による経済活動を活発に行なわせる目的で、75年間の長期事業権の担保にすることが可能な物件とするために、民間企業に付与された (水野・クスマニンチャス、2012: 18)。西スマトラ州の多くのケースでは、企業は借地料を支払っていて、そのことを根拠に現代の住民側は借地契約が切れた後は、土地が返ってくると理解している。²こうした文書の形での記録の存在が、現代の住民の闘いに正当性を与えている。西スマトラではナガリの共有地の権利の源泉として、住民は必死にオランダ時代の記録を探している。

ところが、アブラヤシ開発の場合、インドネシアでは1980年代半ばから本格化したことと、また、その対象地が林業省の設定した「森林域」である場合が多いので、こうした植民地時代にまでさかのぼる共有地権の主張はあまりなされてはいない。だが、問題は植民地時代の法制度を独立後のインドネシアにおいて、一つの統一された法体系として如何に確立するのかという努力の中で、何が解決され、何が課題として残っているのかということである。前掲論文によると、1960年の「土地基本法」は独立国家にふさわしい体系的で一元的な土地制度の確立を目指したのであるが、インドネシアの多数の住民が慣習法に従っている以上、第3条で共有地権 Hak Ulayat の存在を認めた (水野・クスマニンチャス、

¹ 植民地時代のスマトラ島の大農園の研究では木村[2005]第7章、宮本[1993]第8章などを参照した。

² ジョエル・カーンによると、この時代バタヴィアからは西スマトラの土地をもっと利用せよとの通達がよく来たが、現地の行政官は現場での抵抗が強く、そうした要請を無視していた (Kahn, 1993: 216)。「無主地」とみなされた土地でも、人々の共有地権は事実上尊重されていた。

2012 : 35)。

このような土地基本法の精神を根本から否定する法律が 1967 年の林業基本法である。この法律で設定された「森林域」では他の法律は効力を失うとされ、土地基本法の精神は否定され、スハルト時代の開発政策が強行された。また、「森林域」の設定でも、森林省と他の省庁との利害争いがよく起きたが、森林省が主張を押し通すということが目立った。

1993 年から 1998 年までの間の国家土地局 (BPN: Badan Pertanahan Nasional) の記録では全インドネシアで 300 万 ha の開発計画の立地許可 (izin lokasi) が発行されたが、その 66% はアブラヤシ農園開発のための土地であった。ところが、実際はその 4 分の 1 しか開発されず、残りの土地は「眠った土地」としてスハルト末期の汚職の源泉になった。1998 年の経済危機の直前には、土地を持っているだけで銀行の融資を得られた。そしてその権利を外資に売ることによって大きな富が得られた (Lucas and Warren, 2013:13-14)。

改革時代の到来によってスハルト時代に抑圧されていた土地への権利を主張し、その返還を求める運動が全インドネシアで起きた。西ジャワ州のタボスのスハルト牧場やチマチャンのゴルフ場の闘いに代表されるような闘いが激しく展開された (Bachriadi and Lucas, 2001)。あるいは東ジャワ州ジュンベル県ジュンガワでは、数千 ha の国営たばこ農園の土地が耕作農民に分与され、「ジュンガワの勝利」として高く評価された (Hafid, 2001)。だが、その後農民が完全にすべてを自由に処分できる所有権ではなく、大きな制限のあることがわかり、当局側のしたたかさも見られた (中島、2011:221-24)。

インドネシアでは外資の導入によるアブラヤシ農園開発が 1990 年以降許可されたので、アブラヤシ農園開発をめぐる大きな紛争は 1990 年代から見られるようになった。スハルト時代においても開発プロジェクトは資源の利用に関わる利権の温床であったが、それは改革時代になっても減少することはなかった。むしろ、中央政府による監督が行き届かない地方政府の権限が大きくなった分、問題は悪化したといえる。

スハルト時代と大きく変わったのは、軍の役割である。スハルト時代には、「軍の二重機能論」が体制の隅々にまで浸透していた。それは、軍は国防・治安の分野だけではなく、政治社会全般に責任を持つべきである、という「理論」であった。ところが、改革時代に入ると軍の「二重機能論」は大きく後退し、その意味で民主化は進んでいるといえる (同、123)。

人権活動家のリム・スイ・リオンは次のように述べている。

スハルト時代に「アリババ」といえば、軍と華人ビジネスとの癒着を表わす隠語であった。アリとはインドネシア人男性に一般的な名前であるが、軍幹部を意味する。ババとは年配の華人男性のことであるが、華人の経営するビジネスのことである。軍幹部は華人系企業の顧問に就任し、月に 1~2 度出社するだけで高給をもらえる。もちろん華人の方も軍幹部の保護と利権の斡旋を期待してそうした出費に応じるのであり、実際、多くの場合十分に元は取れた。

ところが、1988 年以来「戦略的企業」(石油やコメなどの国営企業) はさらなる保護を受けることが必要とされ、軍幹部は他の私企業とも特別な関係を深めた。軍の将軍たちはいくつかの企業への依存度を高めた。一方、地位の低い士官たちはそうした企業の治安要員としてわずかな収入を得るだけであった (Liem, 2002:221-22)。

このような状況の中で、紛争農園の治安維持に軍、警察、あるいはプレマン³の果たす役割は現在でも大きい。第 II 部第 3 章で展開する、ジャンビ州の狩猟採集民オラン・リンバに関わる SAL (Sari Aditya Loka) 社、あるいは SAD113 の闘いの AP (Asiatic Perasada) 社、西スマトラ州の PHP (Permata Hijau Pasaman) I、II 社などの紛争では治安機構が住民対策に利用され、住民への脅し、暴力などを用いている。⁴治安機構の存在と暴力という問題は、農園の支配、管理というヘゲモニー関係の問題にも発展する。土地紛争と一見無関係と思われる問題であるが、紛争農園の治安維持という側面は、農園内部の労働者の支配、管理、民族間関係、あるいはジェンダーの問題とも複雑に関係している。

第 2 節 研究の背景、方法

1 フィールドワークからの問い

本研究は 2000 年から継続して行なわれてきた筆者を研究代表者とする科学研究費補助金研究基盤研究 (C) の成果である。2000 年以来毎年 1~2 回、インドネシア各地でフィールドワークを行なった。西スマトラ州の州都パダン市にあるアンダラス大学や現地の NGO の協力を得た。調査期間は毎回 2~4 週間ほどであった。

本稿に関わる研究は以下のテーマで行なわれてきた。

- (1)「改革期インドネシアにおける共有地返還運動の社会文化的研究——ミナンカバウ社会の事例研究を中心として」2000~2003 年、課題番号 12610316
- (2)「大規模山火事後インドネシアのアブラヤシ中核農園における開発と環境」2004~2007 年、課題番号 16520509
- (3)「アジア経済危機後のインドネシアにおける水ビジネスと土地紛争、西スマトラの事例研究」2007~2010 年、課題番号 19520711
- (4)「インドネシアにおけるアブラヤシ開発をめぐる土地紛争の研究」2010~2013 年、課題番号 22520831
- (5)「インドネシアのアブラヤシ農園労働者をめぐるヘゲモニー関係の研究」2014~2017 年、課題番号 26370961
- (6)「アブラヤシ開発で危機に瀕するインドネシアの国立公園の社会文化的研究」2017~2020 年、課題番号 17K03295

個々の課題ごとに研究テーマは異なり、その方法も目的も異なってはいたが、この 20 年間一貫して追求してきたものを「アブラヤシ農園開発をめぐる土地紛争の研究」というテーマとして収斂していく過程をここでたどってみる。

先ず、西スマトラでの土地紛争との出会いの体験を、拙著『インドネシアの土地紛争』(2011 年) の序章の冒頭を要約する。

1999 年 9 月初旬、私はインドネシア、西スマトラ州の州都パダン市にある国立アン

³ 日本のやくざ、チンピラに相当する。プレマンの語源は「フリーマン」に由来する。メダンのプレマンの実態について、ジョシュア・オッペンハイマー監督のドキュメンタリー映画「アクト・オブ・キリング」(2014 年) で悲喜劇的に描かれている。

⁴ 本稿で検討する筆者の調査した紛争農園のプロフィールについては、第 III 部第 7 章の表 7-5 を参照のこと。

ダラス大学で集中講義を行っていた。私の集中講義のテーマは、「日本の環境民俗学」であった。上梓したばかりの拙著『屋久島の環境民俗学』（1998年、明石書店）⁵をベースにして、伝統社会における資源管理、クジラやサルなどの野生動物と人間との関わり、それに明治時代の入会権闘争などについて話をした。その中でもとくに、入会権（共有地）の問題が学生の関心と呼んだ。

日本では地租改正で国有林に編入された入会地の返還を求める「国有林下げ戻し裁判」が明治中期から大正にかけて闘われた。江戸時代に屋久島の住民は山中に入って屋久スギを伐採することで、年貢を払っていた。島津藩の直轄領であった小杉谷を除き、屋久島の山（奥岳）は島民の共有財（村持ち）であった。屋久島でも地租改正によりこうした共有地が官有林に編入され、その後島民により下げ戻し裁判が闘われた。

受講していた学生は口々に、「それと同種の闘いが、現在この西スマトラでも進行中である」と私に告げた。

スハルト退陣後、西ジャワのタボスやチマチャンで、スハルト時代に土地を奪われた農民がスハルト牧場やチボダス・ゴルフ場に入り、耕作を開始したニュースは知っていた。また、彼らが「成田闘争」に倣って戦っている、ということを知り合いのジャーナリストから教えられたこともあった。さらに、スハルト時代に ODA などの開発援助により、クドゥンオンボやコトパンジャンで巨大なダムが建設され、移住を余儀なくされた住民がいることももちろん知っていた。1999年9月アンダラス大学での集中講義での体験がその後の私の研究の方向に決定的な影響を与えた（中島、2011:1-3）。⁶

ところで私は1990年代初期から、故郷屋久島の継続的観察を行ってきた。その成果が冒頭の『屋久島の環境民俗学』である。しかし、屋久島への関心は、高校卒業までそこで暮らした自分のアイデンティティに関わる問題であったため、時として、インドネシア研究との問題関心、方法論の上で大きな乖離を生じたのは事実である。ところが、アンダラス大学の学生の発言によって、屋久島における明治時代の国有林下げ戻し裁判とインドネシアの土地紛争は根底で深く結びついていたことに気づいた。

再び拙著を引用する。「日本における入会権裁判闘争は、日本の近代化の過程の中、江戸時代には認められていた入会地（共有地）を国家の管理下に組み込んでいく際に起きた闘いであった。その闘いは多くの場合国家の勝利に終わったが、その後日本政府は入会権の扱いに慎重になり、漁業権とか入浜権という形で現在にまで継続されている。」（中島、2011:1-3）

日本が100年以上前に経験したことを、20世紀末のインドネシアでは現在進行形で闘っていると、私の説明を聞いた多くのインドネシアの人々は理解し、私自身も迂闊にもそう思った時期もあった。だが、そうした理解は皮相なものであることを後に痛感した。西スマトラのオンビリンでの石炭開発が進められた19世紀末に早くも、共有地の不当な開発に周辺住民が抗議を行ない、その闘いは現在にまで至っている。改革時代に権限を握った県知事がその権限でもって「違法採炭」に手を貸し、紛争の拡大を招いている（Erman,

⁵ 2010年10月『森の開発と神々の闘争——改訂増補版屋久島の環境民俗学』と改題し、補章3本を付けた改訂増補版として再出版された。

⁶ 私の西スマトラ州での研究は、故綾部恒雄教授の「東南アジアのエスニシティ研究」へのお誘いを受け、1974年婚姻法を中心として母系社会ミナンカバウのエスニシティ研究を行なった1990年代に始まる。

2006:51-71;中島、2011:196-201)。20世紀初頭に日本で起きた紛争と酷似した現象が21世紀になってインドネシアに出現した。

西スマトラにおける共有地返還運動の研究では、カパロ・ヒラランの闘い（第1章第2節参照）、リマプルコタ県のムンゴの闘い、そして西パサマン県でのPHPI社の問題を主に考えてきた。そうした紛争地を訪れ、紛争のそれぞれの当事者にインタビューをしていく中、紛争地での治安機構の暴力は想像以上のものであった。また、私自身も一度そうした事件に巻き込まれたことがあったので、⁷紛争農園と治安機構、暴力の問題への関心は常に私のフィールドワークの中心にあった。

西スマトラでの関心は、やがてアブラヤシ農園開発をめぐる紛争に中心が置かれるようになった。共有地返還運動そのものが改革時代の熱気が消えるとともに下火になってきたことも要因であるが、インドネシア経済に占めるアブラヤシ農園開発の占める割合が大きくなり、それと同時にアブラヤシ農園関連の紛争が多くなってきたことが最も大きな要因である。

PHPI社の紛争を研究していくにつれて、その農園労働者としてニアス人労働者が非常に多いことに気付いた。また、アブラヤシ果房収穫の元ニアス人労働者が西パサマン県の保全林に入り、強制的に排除された事件のことを知るようになった。このような関心の延長上に、アブラヤシ開発と違法入植の問題を正面から考えるようになった。

こうした国立公園での違法入植問題でクリンチ・スブラット国立公園を扱ったことで、ジャンビ州の森の民、オラン・リンバの問題にも展望が開けるようになった。クリンチ・スブラット国立の周辺域にも森を追われたオラン・リンバの人々は住んでいるが、何よりも彼らが最も集中して住んでいるのはジャンビ州のブキット・ドゥアブラス国立公園の中とその周辺である。2017年から少しずつオラン・リンバへの関心を強め、2018年8月3週間の現地調査を行なって第3章をまとめることができた。2019年8月補足調査を行なった。

2 土地紛争から見えるインドネシアのポスト・コロニアリズム的状况

西スマトラでの共有地返還運動を研究していて、先ず、人々がスハルト時代の土地収用を「公益ではなく私益の追求」だと断罪し、それに比べると、オランダ時代は「リース契約を結び、リース料を払っていた」とかなり好意的に評価している事実には驚いた。そして彼らの共有地権を証明する根拠として、オランダ時代の記録を必死に探していることが印象的であった。土地権を証明する手段として植民地時代にまでさかのぼる歴史意識を民衆が持っていることは、インドネシアの独立後の歴史がどのように評価されているかを考える際のポイントになった。特に開発を志向したスハルト時代が、ナガリ（村）の土地と資源を人々の利益ではなく、公共性の名の下に国家と資本が収奪していく過程だったと認識していることを掘り下げることに私の研究の意義があると痛感させられた。

こうした視点は学問的にはポスト・コロニアリズム研究につながる。これまでの私の20年にわたるインドネシアの土地紛争の研究では、アン・ストーリーの『プランテーションの社会史——デリ、1870年～1979年』（拙訳、2007年）が常に座右にあった。⁸ストーリー

⁷ 第7章第2節参照

⁸ 翻訳は1995年の改訂増補版より行なった。そこでは、ストーリーの博士論文を元にした1985年の初版に大幅な改訂版序文が付けられていて、自身の研究をポスト・コロニアリズム研究の中に位置づけて

は第1章「序論」において、デリと呼ばれた北スマトラ・プランテーション地帯の100年にわたる歴史の中に一貫して流れるヘゲモニー関係の存在を強調している。ストーラーのいうヘゲモニーとは、グラムシ流のヘゲモニーである。それはマルクスのいう支配関係を、生産手段を軸とした階級関係だけではなく、意識のレベルにおける支配―被支配関係として捉えようとする試みである。だが、ストーラーはもっと大胆に、ウォーラーステインの「長期の歴史を通底する一貫した流れ」の把握と、フーコー的な意味での生政治的権力観の把握を目指している(ストーラー、2007: 1-18)。

ストーラーは、第2章「初期の労務者管理の概観」において、プランテーション労働者の管理法に大きな変化があったことを述べている。プランテーションの初期の時代は男ばかりの労働者の時代であった。それだけにさまざまな原因で会社と労働者、労働者間で争いが起きた。経営側は中国人労働者に原因があるとして、よりおとなしい(と思われ)、近距離から調達できるジャワ人労働者の利用に切り替えた。だが、ジャワを離れると、ジャワ的なハルース(洗練、丁寧)を尊ぶ文化体系は消え、中国人と変わりなく、不満があると反乱を起こすようになった(同: 19-36)。こうした中、会社は労働者に家族形成を勧めるようになった。結婚を奨励し、女性労働者も数多く連れてこられた。家族に住居を与え、小さな畑を提供すると、労働者の定着率は高まり、生産性も向上した。会社は労働者の支配と管理という課題の解決において、初期の力づくの段階から、家族、ジェンダー政策を適用することでより洗練された段階へと進んだ(同: 37-58)。

次の転機は1929年の大恐慌後に訪れた。大恐慌により、多くの労働者が職を失った。会社はアメリカで生まれたテーラーシステムという労働者管理法を農園にも取り入れ、恐慌前よりもはるかに厳しい労務管理法を敷いた。それでも、失業よりもましだということで、多くの労働者が厳しい労務管理法を受け入れ、より管理され、収奪されるようになった(同: 90-120)。

ストーラーは、インドネシアの独立は農園の内部にほとんど影響を及ぼさなかったと断じている(同: 153-56)が、本稿の議論との関わりでいえば、ここまでの要約で十分であろう。現在のアブラヤシ農園労働者の置かれている状況は、この大恐慌後の時代と本質的にはほとんど変わっていない。そこには改革の時代の民主化はほとんど影響を及ぼしていない。私がニアス人労働者の存在に気づき、その研究を進めた背景には常にストーラーの議論があった。

ストーラーは、デリという資本主義の実験場に、ベネディクト・アンダーソンのナショナリズム研究も、アンソニー・リードの歴史研究も、あるいはオランダの慣習法研究者も全く関心を持ってこなかったと述べている(同: 154-56)。確かにその通りではあるが、デリというほとんど無主地の土地の開発には、マレー系スルタンが発布するコンセッションで十分であった。それは、土地権という観点からみると、土地紛争が起きるような背景を全く持っていない土地であったことを意味している。

そのような意味で、ストーラーの研究は、農園をめぐるヘゲモニー関係の研究としてはさらに追及すべき論点を多く提供しているが、土地紛争という観点からは参考に必要な論点は少ない。したがって、共有地権をめぐる、オランダ慣習法学派の流れをくむ土地制度の研究は不可欠である。

また、土地紛争における軍、警察、プレマンの暴力の問題がある。これは、土地紛争に

特有な現象だけではなく、国民国家インドネシアの本質的な問題である。東ティモール、アチェ、あるいはパプアなど、スハルト時代の暴力的体質が表出した事例は数多くあるが、国家の治安機構と土地紛争との関係も注目されるべき課題である。⁹

ストーリーは農園の中の支配関係を、資本—労働者、という階級的な観点からのみでなく、白人管理層—現地人労働者という人種関係、あるいは白人男性—ジャワ人女性労働者というジェンダー関係として捉えている。この問題は特に第7章を書く際大いに参考になった。それによって現代の農園におけるヘゲモニー関係を明らかにすることができた。

3 共有地権をめぐる理念と現実

本稿では Hak Ulayat を「共有地権」と訳す。Hak Ulayat を水野広祐は「慣習共同体処分権」と訳している（水野、1997 他）。オランダによるインドネシアの慣習法研究の泰斗 フォレンホーフエンの Beschikkingsrecht は英語で Right of Disposal と訳されるので、処分権という訳語になったと思われるが、英語の Disposal には「思いどおりにできる権利」という意味もあるので、ここでは自由裁量権と訳す。ベドナーは「慣習共同体利用権」The adat community right of avail と表現している (Bedner, 2016:65)。フィッツパトリックは「共同体管理権」The Community Right of Control (Fitzpatrick, 1997:180) と表現している。共有地 (Tanah Ulayat) は慣習地 (Adat Land) と区別されるべきであるという見解もある。共有地はある親族集団やナガリに帰属する土地のことであるが、慣習地は登録されていない土地であり、個人によって所有されうる土地である (Tegnan, 2015:315-16)。こうしたことを背景に本論では Hak Ulayat を「共有地権」と表記する。共有地自由裁量権という意味である。

Hak Ulayat はミナンカバウ特有の共有地権で、他の民族では異なった用語で呼ばれ、しかもその権利関係は各アダット（慣習法）社会で異なる。¹⁰Hak Ulayat は 1960 年土地基本法で用いられているように法律上の用語でもある。第1章2-3「改革時代——共有地権の承認への動きとその限界」に詳述しているが、それはアダット社会に特有の土地権として国家法上も認められている。現実の土地紛争では、本来アダットで保護されるべき土地権を持たないとみなされる違法入植者がこの Hak Ulayat を持っている主張しているケースもあり、個別のケースでこの権利がどのように主張されているかを慎重に検討する必要がある。

本稿では、西スマトラ州ミナンカバウ社会でアブラヤシ農園開発に利用されてきた共有地の資源利用と管理の在り方を歴史的に辿り、現代の土地紛争の現状を記述している。西スマトラ州はインドネシアにおけるアブラヤシ開発の中心地ではないが、そこで起きている土地紛争の本質をアダット（慣習法）社会特有の土地への権利関係を理解する最も重要な材料を提供してくれる事例であると仮定している。土地基本法は共有地権の理念を述べているが、その内容については全く触れていない。それはインドネシアの法体系、その現実への運用と人々の意識に照らし合わせて理解していくことが必要である。

⁹ 軍や警察の暴力の前に沈黙を余儀なくされている人々の「トラウマ」を掬い上げる努力については、松野[2007]を参照した。

¹⁰ 本論でコモンズ論を展開しない。あくまでも土地基本法で認められた共有地権とアブラヤシ農園開発の対象とされた共有地の問題に限定しているからである。各アダット（慣習法）社会の共有地権の在り方は「ローカル・コモンズ」の問題とみなされる。この問題については、井上[2004]、秋道[2007]を参照した。

そのような意味で、定着型の農耕社会の対極にある遊動型狩猟採集民社会のオラン・リンバ、あるいはパプアの事例を分析し、そこでの紛争と共有地権の現状について理解をすることで全インドネシアでのアブラヤシ農園開発をめぐる土地紛争の見取り図を提供できると考える。

第3節 土地紛争を誘発するアブラヤシ農園開発

1 アブラヤシ農園の面的拡大

表0-1 2016年10大パームオイル生産国

国名	年生産量（千トン）	世界総生産量に占める割合
インドネシア	34,520	58%
マレーシア	17,320	29%
タイ	2,300	4%
コロンビア	1,280	2%
ナイジェリア	970	－
エクアドル	560	－
ホンジュラス	545	－
パプア・ニューギニア	522	－
ガーナ	520	－
グアテマラ	515	－

(Palm Oil Analytics, Essential Palm Oil Statistics, 2017, p. 7)

表0-1は2016年における世界のパームオイル生産国トップ10を示している。インドネシアとマレーシアで全世界の87%を生産していて、この2国が全世界のパームオイル生産の約9割を生産し続けていることが分かる。マレーシアとインドネシアの1996年から2014年までのパームオイルとパーム核油を合わせた生産高の推移を見ると、2006年まではマレーシアの生産がインドネシアより多いが、2007年で逆転し、それ以降はインドネシアでの生産がマレーシアを大きく超えていくことが示されている(Palm Oil Analytics, 2017:9)。

世界のトップ22のアブラヤシ関連企業のランキングで、マレーシアの企業グループが8社、シンガポールが6社、インドネシアが6社、アメリカ1社、イギリス1社となっている(ibid:3)。上位2社はマレーシアのFELDA Global Ventures、Sime Darby Plantation、3位がシンガポールのGolden Agri Resources LTD、4位にインドネシアのPT Astra Agro Lestari Tbk、5位にウィルマー・グループ Wilmar Groupが入っている(ibid:3)。シンガポールに本部を置く企業は農園をマレーシア、あるいはインドネシアに持っている。本稿ではウィルマー・グループのインドネシアでの子会社が大いに関連している。マレーシアは農園の面的拡大ではなく、インドネシア、タイ、アフリカなどへ資本進出を行ない、アブラヤシ生産における下流部門への投資を強化している。一方インドネシアはアブラヤシ農園の面的拡大を続けている。¹¹

¹¹ 『世界銀行報告書』[1996]によると、「インドネシアの土地と労働のコストはマレーシアに比べると安

本稿の紛争農園の中で、ウィルマー・グループというシンガポールに本社を置くグループが、西スマトラ州でもジャンビ州でもよく登場する。ウィルマー・グループは1991年シンガポール人のクウォック・クーン・ホン氏とバタック人マルトゥア・シトルス氏の二人によって設立された。本部はシンガポールにあり、マレーシア、インドネシアでアブラヤシ農園経営、CPO（パーム原油）生産、オレオケミカル製品生産、バイオディーゼル生産などを手掛け、従業員9万人、世界20か国に製品を供給している東南アジア最大規模のコングロマリットである。最大の取引先はユニリバー社（中島、2013：106 - 11）。RSP0¹²の有力メンバーでもあるこのグループが何故、多くの紛争に関わっているのか？その謎を解くカギを、第4章以降の紛争の実態分析で示そうとした（例えば第4章、第8章）。

今後もインドネシアはアブラヤシ農園の面的拡大を志向している。これまでのアブラヤシ農園は、スマトラとカリマンタンが中心であったが、¹³今後はスラウェシ島や西パプアでのアブラヤシ農園開発が急速に進むであろう。¹⁴表0-2は、2016年から2021年までのアブラヤシ農園の拡大計画である。2017年に926万haの植え付け面積が2021年には1,138haへと200万haも拡大するとされている。

表0-2 インドネシアにおけるアブラヤシ農園の拡大計画(2017～2021)¹⁵

年	農園面積(Ha)	成長率(%)
2016	8,831,026	
2017	9,263,127	6.11
2018	9,901,170	5.67
2019	10,417,940	5.22
2020	10,914,110	4.76
2021	11,383,131	4.30
平均成長率 (%)		5.21

Pusat Data dan Sistem Informasi Pertanian Sekretariat Jenderal - Kementerian Pertanian, Outlook Kelapa Sawit 2017（農業省農業総局情報データ・システムセンター、アブラヤシ概観2017）、p. 34より

「世界を制覇する可能性を持つインドネシアのアブラヤシ産業」と題するコラムがある。（Matlap, 2014）。それによると、アブラヤシ産業はインドネシアで400万人の雇用を生み、ジャワ以外の地方の開発に寄与し、その結果貧困対策にもなっている。アブラヤシ農園はHPH（Hak Pengusaha Hutan 森林伐採権）の設定された土地の跡地に植えられることが多いの

いから」とされている（Larson, 1996:7）。

¹² RSP0とはRound Table of the Sustainable Palm Oil（持続可能なパーム油のための円卓会議）。RSP0については終章参考。

¹³ Rafiie（2018:26-27）参照。

¹⁴ 西パプアでのアブラヤシ農園開発については第3章第1節を参照せよ。

¹⁵ 2016年統計は農園局の部分的な数字に基づく、2017年の数字は農園局の暫定値、2018～21年は推計モデルによる数値である。

で、環境に優しい。2013 年、パーム原油（CPO）の輸出は石油／ガスについて第 3 位、200 万ドルの外貨を稼いでいる（輸出全体の 10%）。さらに、バイオフィューエルの分野でも一番競争力が高い。2030 年には全世界で 4 億 8,000 万トンのパームオイルの需要があると見込まれていて、その将来は明るい、とバラ色の未来が描かれている。

確かに、アブラヤシ農園開発がインドネシアの経済の発展に大いに貢献してきた事実は否定できない。だが、土地紛争や環境への負荷の増大など、マイナスの側面も無視しえない。こうしたアブラヤシ農園開発の持つ二面性について、レバンらはその対立する論点を以下のようにうまく整理している。

過去 20 年アブラヤシは論争の的であった。ある人はミラクルクロップだといい、逆にイーブルクロップだという者もある。産業界からみればアブラヤシは神の贈り物である。農学／農業経営の観点からするとアブラヤシは高収量の産物で、単位面積当たりの収量が大豆油（世界第 2 位の生産量の植物性油脂）に比べると 4～5 倍多い（1ha 当たり 4～6 トンのパーム油生産）。遺伝学者はアブラヤシにはまだ進歩の余地があるという。単位面積当たりの収量が 8～10 トンという数字も近い将来実現する可能性があるかとみなしている。このため、アブラヤシは外国企業にとって魅力的で、インドネシアとマレーシアではアブラヤシは国家、企業、それに農民にとって主要な富の源泉である。

他方、NGO からそのネガティブな側面が絶えず報告されている。森林破壊、オランウタンなどの絶滅危惧種の生存を危機に陥れている。生物多様性の破壊、土壌侵食、土や水の汚染、温室効果ガスの放出など、そのマイナスの側面は数多い。また地元民の生存を危機に陥れているとの批判もある。同時に、人間の健康、文化遺産を破壊し、自律と自己充足性を破壊する。その結果、負債の累積、低賃金により貧困化をもたらす。（Levang, Riva, Orth, 2016:283-84）

レバンらの研究はアブラヤシ農園開発の二律背反性を克服し、アブラヤシ農園が地元の利益にどうすればつながるのかという研究課題を設定しているので本稿での筆者の立場に近い。だが、その方法は異なる。特にアブラヤシ農園開発の負の側面について何も NGO だけが批判しているわけではなく、こうした二分法そのものにやや恣意的な対立構造を設定しているような印象を受ける。筆者も終章で土地紛争解決への提言を行なうが、アブラヤシ農園開発をめぐる土地紛争の原因と現状を徹底的に描くことからその道は始まる。

2 土地の収奪

アブラヤシ開発には広大な土地が必要である。ある搾油工場の周辺に数千 ha 以上の土地が必要である。1934 年には搾油工場はその周辺に 2,000ha の農園を必要としたが、2000 年には 1 万 ha に増大したとの説もある（Byerlee, 2014:583）。すると、その広大な土地はどこからくるのかという疑問が生じる。

インドネシアにおける開発の問題では 1967 年の林業基本法が甚大な影響を及ぼした。全インドネシアの 70%の土地が「森林域」とされ、その中では従来の法律は効力を持たない、というオールマイティな法律であった。第 II 部第 3 章で検討する森の民、オラン・リンバのような狩猟採集民にとって、この法律の施行によって、かつて自由に遊動していた生活空間は突然囲われ、森を奪われる結果となった。「森林域」に指定されている森に森林事業権が設定され、生産林になると森林が伐採される。その跡地に大規模なアブラヤシ企

業の大農園が進出してきて、万単位のジャワ人移住者が生活を始めるようになった。彼らはほとんど抵抗らしき抵抗もできないまま、生活環境の激変に曝されるようになった（第II部第3章参照）。

イマム・シャフィ Imam Syafi' i はスハルト時代に強権的な開発を可能にした3つの法律を挙げている。一つは外国資本投資に関する1967年第1号法、もう一つは1967年林業の基本に関する第5号法（いわゆる森林法）、それに1967年鉱業の基本に関する第11号法である。この3つの法律によって、スハルト政権は外国資本にインドネシアの「森林」を提供できるようになった。そのため資源をめぐるコンフリクトが多発した。アクター間の抗争、社会構造の変化や法律間の不一致などにより、紛争がますます激化する傾向になっている。スハルトのオルデバル（新秩序）時代の発展は農園や鉱山開発によって達成されたが、そのために民衆の土地を篡奪した。紛争は国家、資本、警察や軍、それに民衆間で起きた。抗争は物の毀損、損壊、人命の損失だけでなく、暴力の甚大化の原因となった。紛争は政治、経済、社会文化の広域に及び、そのために紛争の解決にはより高い次元にまで見通すことが必要となった。その一つの例がアブラヤシ開発の問題である（Syafi' i, 2016:416-17）。

1998年のスハルト退陣後インドネシアは改革の時代に入ったが、「民主化」は地方の権限強化と資源の収奪、あるいは汚職の地方化という側面も露呈した。¹⁶ポッターは中カリマンタン州での事例を中心に以下のように論じている。「2001年の地方自治後多くの権限が地方政府に移譲された。特にプランテーション開発の最初の3つのステージの認可権でそうである。最初が農園の場所の認可権（立地許可）、最後に土地が国家の森林から切り離された後、事業権が発行される。県知事の主導でアブラヤシ農園開発がなされるので、地方政治家にとって支持者獲得の基盤になる。さらに、県の役人はアブラヤシ農園を探している会社の職員について村に行き、会社のために村人の懐柔を行なう」（Potter, 2016:317）。こうした傾向はスハルト時代でも行なわれていたが、改革時代に悪化した。開発計画が州、県を通して降りてきて、村人は開発への同意を要請される。資本は行政だけではなく、軍、警察、プレマンなどの治安機構もフル動員して、その意思を貫徹する。

3 土地紛争の現状

土地紛争はますます増加する傾向にある。アブラヤシ問題をモニターしているインドネシアのNGO、サウィット・ウォッチは2017年5月12日のプレス・リリースで次のように述べている。「2016年にインドネシア全体でアブラヤシの栽培面積は1,600万haに達しているが、その生産性は年間1ha当たりパーム油3.7tときわめて低い。¹⁷インドネシアはまだ面的な拡大路線をとっている。農園での紛争の数は2015年には127例、30万haであり、2016年に163例、60万haに達し、増加している。紛争の大部分はアブラヤシ開発のためである」（Sawit Watch, 2017）。

前出のイマム・シャフィは、KPA（農地改革コンソーシアム）¹⁸の統計を引用して、権威主義的な新秩序（スハルト時代）終了後全インドネシア規模で見ると農業関連の紛争は増加しているという。「2004年から2014年までの10年間に農業関連の紛争は1,520例で、654

¹⁶ 地方分権については松井〔2003〕を参照した。

¹⁷ この数字はあまりにも低い。第2章第3節2-2「小農の生産性の低さ」を参照。

¹⁸ Konsorsium Pembaruan Agraria、1994年9月バンドンに設立された全インドネシア規模のNGO。

万 ha、97 万世帯に及んでいる。2014 年に 472 例の紛争があり、286 万 ha、10 万 5,000 世帯を巻き込んでいる。農園開発関連が 185 例 (39.19%) と第 2 位にある。2015 年には 252 例の紛争があり、40 万 ha、10 万 8,000 世帯を巻き込んでいる。農園関連の紛争が 127 例 (50%) を占めている」(Syafi'i, 2016:421)。2016 年に農業に関する紛争が 2 倍に増えたことを「コンパス」紙 2017 年 5 月 1 日号は報告している。¹⁹

KPA の 2017 年報告では、全インドネシアの少なくとも 659 地区、52 万 491ha の土地で KPA が認定する土地紛争が起き、65 万 2,738 世帯が巻き込まれている (KPA, 2017:6-10)。紛争地域は前年比 2 倍の多さになる。農園部門の紛争が 2017 年一番多くなったが、植民地時代から始まった農園から新しい農園までその中に含まれている。第 1 位が農園部門の紛争で 208 例 (32%)、建物などの財産に関わる紛争が 199 例 (30%)、インフラに関わる紛争が 94 例 (14%)、農業に関わる紛争が 78 例 (12%)、森林に関わる紛争が 30 例 (5%)、海岸／漁業に関わる紛争が 28 例 (4%)、鉱業に関わる紛争が 22 例 (3%)。農園部門の中の紛争ではアブラヤシ農園が一番多い。

アブラヤシ産業はインドネシアで外貨獲得に最も貢献している部門となった産業であるが、悪しき慣行をそのまま残しているようである。政府の新農園開発のモラトリウム政策 (2018 年大統領令第 8 号)²⁰は土地紛争を減らし、解決する道筋を示せていない。2018 年ジョコ・ウィドド大統領の肝いりで作成された大統領令第 8 号に対して多くの期待が寄せられている。新規の事業権発行を停止するという成果があるが、すでに発行された事業権はその対象外になっているので、その実効性に疑問が投げかけられている。その一つが、モラトリウムの対象となる地域がはっきりしない点である。²¹テンポ誌電子版によると、「その地域を確定させるために最も中心的な情報は、農園の立地許可のデータ (data izin lokasi)、農園会社名 (Izin usaha perkebunan)、それにアブラヤシ栽培計画書 (surat tanda daftar budi daya sawit) である。地方分権時代の到来とともに、そうした情報は地方政府の手にある。問題はそうした書類が地方政府の手によってしっかりと作成されていないということと、そのために中央政府も正確な情報を持っていないことにある」とされている。

第 4 節 本論文の構成

本論文は序章、第 I 部 (第 1 章、第 2 章)、第 II 部 (第 3 章、第 4 章、第 5 章、第 6 章)、第 III 部 (第 7 章、第 8 章)、終章、あとがき、表・地図一覧、参考文献、謝辞から構成されている。

序章では、本研究の目的と方法を述べた後、インドネシアにおける重要な輸出産物になったアブラヤシ産業が、未だに農園の面的拡大を志向していて、今後も土地紛争を引き起こす可能性がきわめて高いことを指摘する。今後の地球の人口増加に比例してパーム油への需要がさらに増えていくと予想されている。問題はそのための土地をどこから、どのよ

¹⁹ Kompas.com, Konflik Agraria Naik Hampir Dua Kali Lipat pada 2016, Kompas.com, 1 Mei 2017.

²⁰ Instruksi Presiden (Inpres) Nomor 8 Tahun 2018 tentang Penundaan dan Evaluasi Perizinan Perkebunan Kelapa Sawit serta Peningkatan Produktivitas Perkebunan Kelapa Sawit yang diteken pada 19 September 2018 (アブラヤシ農園の生産性を高めると同時にアブラヤシ農園許可発行の延期と評価に関する大統領令 2018 年第 8 号、2018 年 9 月 19 日署名)

²¹ TEMPO.com, Selamat Datang Moratorium Sawit! 26 September 2018.

うにして用意するかということで、「土地の収奪」という問題が後を絶たない。

第Ⅰ部「土地紛争の淵源」は、土地紛争の根本的な問題として共有地権をめぐる歴史的な展開（第1章）と、特にアブラヤシ農園の開発をめぐる土地紛争の原因として企業と土地を提供する農民との間の土地の配分問題（第2章）を扱っている。

第1章「共有地権の歴史的展開」では、先ず、共有地権を持つ主体としての「慣習法共同体」Masyarakat Hukum Adat は、植民地時代以来実態のある社会であるが、その定義はきわめて静的である。これに対して、英語の「先住民族」(Indigenous People) がインドネシア語に翻訳される過程で、NGO グループによって Masyarakat Adat (先住民族・慣習法社会) として訳されたが、それは英語のインディジナス・ピープルとは異なること、さらに慣習法共同体 (Masyarakat Hukum Adat) とも大きく意味が異なっている事実を指摘する。改革時代の土地法改革の流れは慣習法共同体承認の方向性を示したが、実際には厳しい条件が付けられ、限界があることを指摘した。次に、西スマトラのミナンカバウ社会における共有地権の本質を見るため、西スマトラにおける共有地とその資源管理の主体としてのナガリの変遷を植民地時代、スカルノ時代、スハルト時代、それに改革時代に分けて検討した。

第2章「大農園に有利な土地分配政策への転換」では、インドネシアにおけるアブラヤシ産業の発展を統計数字で確認した後、インドネシアに特有の大農園政策の変遷をたどり、その過程で当初土地を提供する農民側に有利な土地分配政策が、2007年の「提携」政策以降逆転し、大農園側にきわめて有利な政策となった事実を指摘している。それをきっかけに、自分の土地に自分の資金で小農園を拓く「自営農民」が多くなり、インドネシア全体でも小農（プラスマ農民＋自営農）の割合が40%を超えるほどまでに増加してきた実態をジャンビ州の事例を用いて明らかにした。

第Ⅱ部では「アブラヤシ農園開発をめぐる土地紛争の実態」を個別のケースで検討した。第3章「ジャンビ州の森の民オラン・リンバの先住民族権——巨大アブラヤシ企業への抵抗と生存戦略」では、国際先住民運動の高まりの中、オラン・リンバの先住民族権はインドネシアでどのような状況にあるのかを検討した。インドネシアは2007年の「先住民族の権利に関する国連宣言」を棄権したので、インドネシアではオラン・リンバは英語のインディジナス・ピープルとして保護されないし、またマジャラカット・アダット(先住民族・慣習法社会)ではあっても、その土地権は狩猟採集民の権利保護には十分ではない。さらに、インドネシア政府のいうマジャラカット・フクム・アダット(慣習法共同体)としても認定されず、現状彼らの権利を保全する法体系はない。このオラン・リンバの問題は、これからさらに紛争が起きると予想されているパプアの先住民の事例と比較され、国際先住民運動のインドネシアでの展開の現実を明らかにした。

第4章「共有地権をめぐる闘い——西パサマン県の事例より」では、西スマトラ州のミナンカバウ社会でナガリ（村）の共有地がアブラヤシ農園に提供されたが、その後大きな紛争に発展した PHPI、II 社その他の事例を詳細に検討した。紛争の発端は、会社側が提供された土地分配の約束を守らないことであるが、村の中の合意の形成はどうかという問題も存在する。PHPI 社の紛争では、事業権（HGU）の設定された場所への疑問と同時に、事業権 HGU が切れたら共有地は返還されるとの主張を展開していて、事業権の行方の問題に一石を投じている。

第5章「アブラヤシ開発とニアス人違法入植者排斥事件」では、西パサマン県の県知事選挙というミクロな社会の動態の中で、アブラヤシ農園開発、保全林の維持管理、ニアス

人農園労働者、ニアス人対ミナンカバウ社会、さらにニアス人労働者のマージナリティといった問題が複雑に交錯しながら、最も弱い立場のニアス人が違法入植した保全林から暴力的に追放される過程を分析した。さらに、違法入植者にとっての土地権への展望を考察した。

第6章「違法入植者に土地権はあるのか——クリンチ・スブラット国立公園での事例を中心として」では、第5章で検討した問題の延長上の問題を扱った。インドネシアの国立公園、保全林は違法入植者で危機に陥っている。リアウ州のテッソ・ニーロ国立公園は、アブラヤシ開発でその3分の1が破壊されている。問題は彼らがそこに居座り、土地権を主張していることである。クリンチ・スブラット国立公園でも違法入植その他で、少なくとも10%、最大25%は破壊されている。その数万人の違法入植者を、土地改革を進めるSPI(インドネシア農民連盟)が支援していて、一ローカルの問題ではない。彼らの存在を認めるのか、あるいは排除するのか、選択が迫られている。

第Ⅲ部「アブラヤシ農園をめぐるヘゲモニー関係」では、第7章で土地紛争と治安機構の問題を、第8章ではアブラヤシ農園でのニアス人労働者をめぐるヘゲモニー関係を取り扱っている。農園内の厳しいヘゲモニー関係の構築は、紛争時に容易に住民に対する激しい暴力の行使へとつながる。

第7章「土地紛争と治安機構」では、先ず、紛争農園における治安機構の常駐の事実を指摘し、次に紛争農園でのコストの問題を考えている。紛争を起こした農園の経済的損失は直接的な損失だけではなく、ブランドの毀損や銀行からの借り入れ利子の上昇など目に見えないコストも大きいことを指摘した。最後に、紛争農園における抵抗の諸相を論じる。デモや、農園の占拠、農園の建物破壊といった直接的な行動だけではなく、農園産物の盗みといった抵抗の手法がある。

第8章「アブラヤシ農園ニアス人労働者をめぐるヘゲモニー関係」では、第5章で確認したニアス人労働者のマージナリティが農園労働の管理にも反映されている事実を、PHPI社、ゲルシンド・ミナン農園、AAG(エイシヤン・アグリ・グループ)2社のニアス人労働者とのインタビューの結果を交えて分析している。

そして「終章」では、これまでの議論を踏まえて、紛争解決への提言を行なっている。

「あとがき」のあと、表、地図一覧、参考文献、謝辞と続く。

第 I 部 土地紛争の淵源

第 1 章 共有地権の歴史的展開

はじめに

本章では土地紛争の淵源について論じる。先ず第 1 節で、1960 年の土地基本法で示された共有地権がスハルト時代に如何に制限されるようになったのか、その後改革時代に共有地権を認める方向性が示されたが、十分に人々の期待に応えられていないのは何故かを明らかにする。

次に第 2 節で、西スマトラ州のミナンカバウ社会におけるナガリ(村)の共有地の資源管理の在り様を歴史的に検討する。改革時代の土地紛争の典型としてカパロ・ヒラランの事例を記述した後、共有地管理の主体としてのナガリ(村)の植民地時代、スカルノ時代、スハルト時代での変遷を論じる。改革時代には共有地の管理権をめぐって KAN(ナガリ慣習法会議)と行政組織の末端であるナガリ長の意見が分裂し、紛争解決のメカニズムがうまく機能していない現状を明らかにする。

第 1 節 改革時代の共有地権

1 改革時代以前——共有地権の承認と否定

1945 年、インドネシアは独立したとはいっても、土地や婚姻制度などの分野ではオランダ時代の古い法制度がそのまま残されていて、インドネシアが植民地国家からの真の独立を果たすためには、法制度の整備が緊要であると認識された。1958 年外国企業の国有化が宣言され、1960 年「土地基本法」²²が制定された。独立宣言直後に発布された 1945 年憲法第 33 条第 3 項で、「大地と水及びそこに含まれる資源はすべて国家が管理するものとし、人民の繁栄のために最大限利用されることとする」と規定され、国家の土地と資源は国家の一元的な管理の下にあることが宣言された。土地基本法説明の覚書は「この憲法のいう管理は所有ではなく、国家は土地の所有者としてふるまうことはない」としている(水野・クスマニンチャス、2012:34)。

土地基本法は先ず、1870 年の「土地令」の廃止を宣言した。それはとりもなおさず、これまで存続してきた土地に関する法的二元主義を否定し、土地制度を単一の法体系の下に規定するということを意味する。²³だが「土地基本法」の各条項を読むと、立法の精神とインドネシアの現実との板挟みになっている様相がよく分かる。共有地権を認めつつも、それは国家法によって制限されるとの規定が続く。

土地基本法の前文の特性についての c で、「上記 a, b でいう農業法は、慣習法に基づく性質と西欧の農業法に基づく性質の二重性を有している」と、法的二元性を容認している。だが、本文第 2 条(4)では、「上で言及された国家による管理権の実行は自律的な地域、慣習法共同体に委譲されうる。ただし、国家法や上位の政令に違反してはならない」とさ

²² Undang Undang No. 5 Tahun 1960 Tentang Peraturan Dasar Pokok-pokok Agraria (農業の基本に関する 1960 年法律第 5 号)。この法律は英語で Basic Agrarian Law (BAL) と表記されている。日本語表記は水野広祐氏の「土地基本法」に従う。例えば、(水野、1997) 参照。

²³ 土地権の転換の詳細については Daryono (2010:417-57) に詳しい。

れている。そして、共有地権はそうした慣習法共同体の持つ土地への権利であると規定している。第3条「前項第1条第2条に関連して、慣習法共同体から派生する共有地権やそれに類する権利は、その慣習法共同体が存続する限り有効である。しかし、国民と国家の利益に合致し、国民の統一を第一義にし、他の法律やより上位の政令と矛盾してはならない」と述べ、慣習法共同体が存在する限り共有地権を持つ、ただしそれは国家の統一に合致しなければならない、と制限している。第7条でも「公共の利益を害しないために土地の過剰な所有権や管理は許されない」と規定している。

ライデン大学フォレンホーフエン研究所教授に 2016 年に任命されたベッドナーは、土地基本法の意義を次のように述べている。「土地基本法が意図した私法の統合は限定的な成功しか収められなかった。(中略)。新秩序時代には土地の収奪が大きな論争になった。国有地を拡大することで、土地基本法は政府がデベロッパーや農園企業に大規模な土地を提供するのを可能にした。土地基本法が慣習共同体利用権²⁴に課した制限により、政府は土地収奪のプロセスを正当化した。」(Bedner, 2016:67)。

現在モナシュ大学教授のフィッツパトリックは、「土地基本法によってインドネシアの法的統一性が提起されたが、スハルト時代の運用によって驚くべき規範的な複雑性を招来し、土地所有権の不安定性の基礎となった」と述べている(Fitzpatrick, 2007:139)。水野・クスマニンチャスも『慣習法土地権』の存在の証明方法は時により異なり、とくにスハルト政権の下では、住民が土地権について積極的に声を上げることも多くの場合困難であった(水野・クスマニンチャス、2012:35)と述べている。

オランダ時代に永借地権の設定された土地の土地紛争にかかわる最も重要な規定が、土地基本法第二部(Kedua)の「土地転換に関する条項」である。その第1条と第2条でオランダ法時代における私有権(eigendom)は土地基本法下の「所有権」への転換が規定されている。第4条では、旧地方領主の発給した「農業租借権」へ、事業権が発給されることを条件付きで認めている。そして第3条で「永借地権」の設定されたプランテーションに「事業権」(HGU)が与えられることを次のように規定している。²⁵

(1) この法律が制定された時に大規模プランテーションにすでに与えられている永借地権は、その借地権の残存する期間に限り事業権が与えられるが、その事業権は20年を超えることはできない。

(2) この法律が制定された時に小規模な農業目的のために既に与えられている永借地権は失効する。そして農業大臣が規定する大臣令によって解決されるべきものとする。

この規定からすれば、本章第2節で述べるカパロ・ヒラランの場合、永借地権が発給されていたナガリの共有地は、その借地契約が終了した時点(1979年)か、あるいは遅くとも1980年(土地基本法施行後20年目)に事業権は失効する(中島、2011:60-62)。だが

²⁴ The adat community right of avail のことで、筆者の言う共有地権のことである。

²⁵ 土地空間省国家土地局による『事業権 HGU の設定方法』(日付未詳)によると、共有地 Tanah Ulayat に HGU を設定するためには「慣習法共同体による書かれた同意書を得る必要がある」と規定されている(Kementerian Agraria dan Tata Ruang/Badan Pertanahan Nasional, Year Not mentioned:17)。さらに、発給される HGU は土地の面積に応じて、発給する官庁が違っている。25ha 以下は Kantor Pertanahan (県土地局)であるが、25ha 以上 250ha 以下の広さだと担当は KANWIL BPN (州土地局)であり、250 ha 以上の場合には国家土地局の担当となる(ibid:31)

現実の歴史はそうならなかった。

1960 年土地基本法が曲がりなりにも認めていた共有地権はスハルト時代になると「公共の利益」という名目の下ほぼ完全に否定された。そうした新秩序政府の姿勢を如実に示すものが 1967 年林業基本法である。²⁶一般的に森林法と呼ばれているので、以下森林法と記す。1967 年森林法第 17 条によって、他の法律は森林内ではその効力を失うと規定されている。1967 年森林法と 1999 年改正森林法によって全インドネシアの 70 % の土地は国家の所有する森林であるとされた。その結果地元の利用は制限され、十分な補償なく森林伐採権を発給することが可能となった。フィッツパトリックは「一般的にはこうした住民の権利を剥奪する政府と、ほとんど資源のなくなった住民の側の不満が紛争を引き起こした」と述べている (Fitzpartrick, 2007:139)。

だが、こうした姿勢は一貫したものではなく、補償が十分でないとき社会的な不満が高まる。そうした声を意識してスハルトは「公共の利益の下にある開発実施のための土地収用に関する」1993 年大統領令第 55 号を發布した (土地空間大臣令 1994 年第 21 号によって施行)。この大統領令による「公共の利益」とは「公道、貯水池、ダム、灌漑水路、港、宗教施設、公営市場などに限定される」とされた (Bedner, 2007:68-69)。従来の法律では、「公共の利益」の妥当な定義を明確にしなかったため、運用面で乱用されることにつながった。著名な知識人たちは土地収用が憲法違反であると批判してきたが、政府は他の知識人たちの協力の下、そうした批判を否定し、土地収用は力による接収ではなく、自発的な土地権の放棄だと主張してきた (Bedner, 2001:155)。²⁷

最も深刻なアノマリーは土地空間計画法によって州あるいは県の調査をやる時森林省がその権限を放棄しないことである。これにより、森林域 (Kawasan Hutan) と非森林域の二重性が続くことになった。新秩序時代の初期には、森林省はたとえそこが慣習法地として主張された土地であっても、国家の土地だと主張したことを他の省庁から批判された。土地関連省庁 (この時点では内務省の一部) との争いの中で、森林省は森林域の中の土地をすべて土地基本法の対象から除くことで批判を逃れようとした。これは森林法の明確な矛盾ではあるが、強い政治が制定法を上回り、それにより土地基本法による権利は非森林域にとどめられた (Bedner, 2007:69-70)。

とくに、外島 (ジャワ島以外の地域を指す) では、この 1969 年森林基本法によって森林伐採権が 1960 年代末より多くの業者に与えられてゆく。また、1980 年代以降になると産業植林権が与えられ、国家が管理する森林を民間業者が農地へ転換することを認められた後、事業権が付与された (水野・クスマニンチャス、2012:37)。

2 改革時代——共有地権の承認への動きとその限界

2-1 土地関連法改革の流れ

1999 年、農業省は「慣習法共同体の共有地権問題の解決法に関する 1999 年農業大臣令第 5 号」²⁸を發布した。それはアダット (慣習法) 社会での共有地問題を解決する法令であ

²⁶ Undang-undang Republik Indonesia, Nomor 5 Tahun 1967 Tentang Ketentuan-Ketentuan Pokok Kehutanan

²⁷ ベドナーは注で、アブドゥルラフマンの「公共の利益のための開発にとっての土地の現状」を引用し、以前はゴルフ場、中間層向け住宅、テニスコートなども「公共の利益」として、その建設が正当化されていた、と述べている (Bedner, 2001:155)。

²⁸ Peraturan Menteri Negara Agraria/ Kepala Badan Pertanahan Nasional No.5 Tahun 1999 tentang

ると喧伝された。政府側のレトリックでは、慣習法共同体のセーフガードになるとされているこの法令について、パダン法律扶助協会（LBH Padang）代表のミコ・カマルは、この条例は「村落社会を殺す注射」であると断言した。フォン・ベンダ・ベックマン夫妻によれば、ミコ・カマルの論点は3つに要約される。

先ず第1に、同法第1条は、「慣習法共同体と共有地は昔から代々継承されてきた土地で、両者の領域は切断されていないこと」と規定している。しかし、現実には慣習法共同体とその共有地は種々の国家法によってずたずたに分断されていて、それが大きな制約となっている。第2に、第2条は、「共有地権はその社会が現実に存在している限りにおいて認められる」と規定している。これは土地基本法の規定を継承しているが、現実に存在しているかどうかの議論はいつも曖昧である。最も重要なことは、第3に、第3条は「共有地権は、地方政府によりある個人あるいは法的主体に属していると認められるときには主張できない、あるいは政府機関、法的主体その他によって政府の法律に従って利用が認められた場合権利を主張できない」と規定していて、共有地権は過去の政府の出した法令によって事実上反故にされている（Von Benda-Beckmann and Von Benda-Beckmann, 2001:28-29）。

改革時代に出された数多くの法令は、一見人々の共有地権の承認を謳っているようにみえても、実際にはそれを事実上制限する規程が多数存在する。フィッツパトリックは1997年、インドネシアにおける法改革の方向性について次のように述べている。

インドネシアの土地法令の改革は慣習法（アダット）を無視することでも、それが将来消えてなくなると仮定することでもない。慣習法はジャワや主要都市部ではほぼ消えているけれども、将来にわたってインドネシアの大部分で慣習法の権威は影響を及ぼす。地元の慣習法の規則と権威は地方的なあるいは非ジャワ的なアイデンティティとして留まっている。

将来の法改革は書かれた法と慣習法の権威が適切なリンクをなすよう動いていくべきである。書かれた法は慣習法と国家の間での調和のとれた二重性を確立すべきである。つまり、法は慣習法の権威を通して作用すべきである。慣習法集団の内部主権を認め、インドネシアの慣習法のとてつもない多様性を考慮することである（Fitzpatrick, 1997:205-206）。

その10年後、フィッツパトリックは、改革時代の土地関連法改正の動きは、法的二元性を認め、国家権力の乱用に対する防波堤としての慣習法の認定に有利な方に揺れているとして以下のように述べている。「1999年憲法改正案では慣習法共同体の存在を認めている（第18条B）。1999年人権法は、共有地権は認められ、保護されるべきであると規定している（第6条）。2004年農業資源法 Agrarian Resource Act 草稿では共有地権を認め、かつ慣習法は天然資源条例の基礎になるべきであると述べている（第5条、8条）。・・・要約すると、議論は国家と慣習法、法的二元主義と統合との間の二分法をめぐるようになってきたということである。だが、こうした二分法と、慣習法と法的二元主義に明らかに好意

的な動きは、土地政策と土地改革の発展を欠いている現実を無視する傾向にある」(Fitzpartrick, 2007:139-42)と述べ、その実効性に疑問を呈している。

2-2 先住民族なのか、慣習法共同体なのか——用語をめぐる混乱

人権に関する 1999 年第 39 号法第 6 条²⁹は、第 (1) 項において、「人権侵害という点で先住民族 Indigeneous People は法と国家より特別な考慮を与えられ、保護されるべきである」と述べ、第 (2) 項において「先住民族の土地権を含めて先住民族のアイデンティティは時代の流れに応じて擁護されるべきである」として、先住民とその土地権を認定する姿勢を示した。³⁰

だが、インドネシアにおける先住民族問題を考える際、英語の Indigenous People をインドネシア語にどう訳すのかという問題が常に付きまとっている。アマン AMAN (Aliansi Masyarakat Adat Nusantara、ヌサンタラ先住民族・慣習法社会連盟)³¹はマシヤラカット・アダット Masyarakat Adat を採用したが、行政側はその用語を用いることを一貫して拒否している。その事実、アマン AMAN が 2012 年 RUU PPHMA³² (先住民の存在を認め保護する法律草案)を国会 (DPR) に提出した時に鮮明になった。

アマンが用いる先住民族のインドネシア語訳である Masyarakat Adat は一部の法律で用いられているが、³³立法機関からは警戒されている。行政的には慣習法共同体 (Masyarakat Hukum Adat) が望ましい。慣習法共同体に対する先住民族の警戒は、先住民族とは体系的で目に見える慣行を持っている人々に限定されるということである (Arizona & Cahyadi, 2013:46-51)。

マシヤラカット・フクム・アダット Masyarakat Hukum Adat (慣習法共同体) とマシヤラカット・アダット Masyarakat Adat (先住民族・慣習法社会) はそのコンテクションが大きく異なる。植民地時代から存在し、19 世紀末から 20 世紀初頭の状況に由来し、植民地による「間接統治」による「原住民族のユニーク」な文化、これが慣習法共同体である。一方、マシヤラカット・アダットは、新秩序体制下の開発政策の犠牲者であり、開発政策への抵抗、差別への抵抗を意味する (Arizona & Cahyadi, 2013:52-55)。

マシヤラカット・フクム・アダット Masyarakat Hukum Adat には読み方が二通りあるという。一つが Masyarakat-Hukum Adat であり、他の一つは Masyarakat Hukum-Adat である。最初の読みは、全体が Hukum Adat (慣習法) の主体である。二番目の読みはアダット法がこの全体にとって最も重要である。インドネシア法史の専門家スタンディ・ウィニョストロの見解は Adat Rechtsgemeenschappen³⁴の翻訳は最初の読みでなければならない、という

²⁹ Law No. 39 Year 1999 – Concerning Human Rights

³⁰ Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 39 Tahun 1999 Tentang Hak Asasi Manusia, Pasal 6 (1) Dalam rangka penegakan hak asasi manusia, perbedaan dan kebutuhan dalam masyarakat hukum adat harus diperhatikan dan dilindungi oleh hukum, masyarakat, dan Pemerintah. (2) Identitas budaya masyarakat hukum adat, termasuk hak atas tanah ulayat dilindungi, selaras dengan perkembangan zaman.

英訳との違いは、英訳で先住民 (Indigenous People) となっているところがすべて慣習法共同体 (Masyarakat Hukum Adat) となっていて、Masyarakat Adat とはなっていないところに注目する必要がある。

³¹ヌサンタラはインドネシア群島を指す雅語。

³² Rancangan Undang-undang tentang Pengakuan dan Perlindungan Hak Masyarakat Adat の略語

³³ Law on the Management of Coastal Areas and Small Islands (No 27/2007)

³⁴ フォレンフォーッフェンに始まるオランダ慣習法研究者によって提示された「アダットレヒト共同体」

ものである (ibid:54)。RUU PPHMHA (先住民の存在を認め保護する法律草案) でマシヤラカット・フクム・アダット Masyarakat Hukum Adat (慣習法共同体) を用いるということは、法作成者は植民地時代に生まれ、独立後も多くの法令を通して受け継がれてきた概念に囚われていることを示している。またマシヤラカット・アダット Masyarakat Adat を名乗り、その適用を目指す運動の主体間でも、慣習法の中のエリート層と民衆の間でも慣習法 (アダット) の内容と適用範囲の理解が異なり、共闘が困難であることが判明した (ibid:57-62)。³⁵

1999 年林業に関する第 41 号法 (以下改正森林法) 第 II 部第 (1) 項は「森林はその地位に応じて国有林と権利林に分けられる」と規定し、第 (2) 項において「国有林は慣習林 Hutan Adat を構成する」と規定している。³⁶この規定をめぐって、アマン AMAN は規定の矛盾を憲法裁判所に訴えた。2013 年 5 月 16 日憲法裁判所決定 35 号 (Nomor 35/PUU-X/2012、以下 MK35 と略) によって、慣習林は国有林にはならないという決定がなされた。³⁷慣習林とは先住民の土地の中にある森のことで、まだ存続を続け、かつ存在を認められている先住民社会が存続する限り存在する。

MK35 は慣習法共同体を「権利の担い手」とし、慣習地での法の主体とみなしている。今後この判決が先住民社会問題に貢献すると期待される。この判決を手放しで喜ぶ見解もあるが、³⁸シスチャワティはこの判決に潜む問題点を整理している (Siscawati, 2014:13)。この裁判を提訴した AMAN が 1999 年改正森林法での慣習法共同体 (Masyarakat Hukum Adat) の定義の矛盾を指摘し、³⁹その見直しを求めたことを拒否している点で問題もある。また、この判決後行政機関は、先住民族社会 (慣習法共同体)⁴⁰の定義には記録による正当化が必要と発言している。西スマトラの共有地返還運動で永借地権の設定が共有地の歴史的な根拠となった。先住民社会のなかでそうした記録を有している社会は皆無であるから、この憲法裁判所決定によって先住民族社会の権利が大きく守られると期待するのは早計である。

第 2 節 西スマトラ州における共有地利用と管理主体の変遷

1 カパロ・ヒラランの闘い

以下の 1-1、1-2 の記述は拙稿 (Nakashima, 2007:145-160) の要約である。カパロ・ヒラランの紛争は、アブラヤシ農園開発にかかわる紛争ではないが、オランダ時代にまでさかのぼる永借地権とインドネシアの独立後の共有地権、そして事業権の設定された共有地の運命を考えるうえで参考になるので紹介する。

のことで、現在のスク・バンサ (民族) に通じる。

³⁵ 1945 年憲法第 18 条 B (2) において、Masyarakat Hukum Adat という言葉が使われている。ただしここでは Hak Ulayat ではなく、Hak-hak tradisional を持つとされている (Rosmidah, 2004:94)。

³⁶ Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 41 Tahun 1999 tentang Kehutanan

³⁷ PUTUSAN Nomor 35/PUU-X/2012

³⁸ 例えば、以下を参照。DTE (Down to the Earth), A Turning Point for Indonesia's Indigenous Peoples, DT update, June 7th 2013.

³⁹ 1999 年改正森林法は「慣習法林」というカテゴリーを導入した。「慣習法林は国家の統制下にあると規定しているが、当該社会は慣習法林の限定的な利用を認められるとの規定との間には矛盾がある」 (Moniaga, 2007:280)。

⁴⁰ 日常的には Masyarakat Adat を用いることが多いが、行政用語／法律用語では Masyarakat Hukum Adat と慎重に読み替えられていることが多い。

1-1 永借地権の設定から軍による支配まで

カパロ・ヒラランは西スマトラ州の州都パダンから 48 km 西にあるナガリである。内陸の拠点ブキティンギ市へとつながる交通の要衝にある。2005 年のセンサスによるとナガリの人口は 6,400 人であり、その内部は 4 つの支村 (Jorong) に分かれている。その中で支村タロ Tarok の人口は 2,400 人であるが、その 3 分の 1 はジャワ人移民である。その他のジョロンの住民のほとんどはミナンカバウ人である。カパロ・ヒラランの共有地は海拔 2,800m のタンディカット山の山麓部に広がり 800ha の広さがあるのだが、共有地のほとんどはタロにある。カパロ・ヒラランの紛争において、カパロ・ヒラランの中でのタロの占める独自性が大きな鍵となる。

オランダ支配下の 1904 年、オランダのある企業が 470ha の共有地に 75 年間の永借地権 (1904 - 1979) を設定した。そして 1923 年、ドイツのある企業が 68ha の土地に永借地権を設定した。西スマトラでのゴム栽培の始まりが 1916 年と推測されるので、カパロ・ヒラランでも 1916 年以降にゴム栽培が始まったとみていい。1949 年 12 月の主権獲得以降、オランダとのゲリラ戦での闘いから帰還した若い兵士にこのオランダとドイツの企業が持っていた農園の経営権が与えられたが、同時にカパロ・ヒラランの住民にも利益の還元がなされた。

1957 年、西スマトラのブキティンギを臨時首都とするインドネシア共和国革命政府による反乱が起きた。この反乱に対してジャカルタの中央政府は中ジャワのディポネゴロ師団を送り、1961 年に鎮圧させた。しかしインドネシア共産党シンパの多いディポネゴロ師団の一部はその後西スマトラ州の地方政治の要職に横滑りし、また彼らとともに多くのジャワ人が西スマトラに移住し、農園の中に住み始めた。タロ支村のジャワ人もこの時にやってきた。そして 1965 年の 9 月 30 日事件を迎えた。この農園の支配人はジャワ人の B 氏であり、共産党シンパということで彼を含めた農園指導部 3 人が殺害された。

その後農園は KOREM (西スマトラ州軍管区) の支配下に入り、ゴム農園経営を担うプルナカルヤ社が設立された。ところが 1974 年軍が直接経済活動を行なうことが禁止されたため、会社の経営は退役軍人によってなされた。だが実際の権限は KOREM が握り続けた。ゴム園から上がる収入の 75% は KOREM に落ちた。農園労働者の大半はタロ支村の人々であり、カパロ・ヒラランの他の住民は従来のように農園内に入って薪を拾うことも禁止された。カパロ・ヒラランの多くの住民は軍が彼らの共有地を占拠し、その利益を独占することはほとんど正当性のないこととして不満を高めていった。1904 年設定された 75 年間の永借地権は 1979 年に失効しているはずだが、1984 年プルナカルヤ社に対して事業権 (HGU) が発給された。⁴¹

1-2 人々の闘いと共有地利用の混乱

1998 年 5 月 21 日のスハルト退陣の 2 週間後、カパロ・ヒララン慣習法会議 (KAN, Kerapatan Adat Nagari) は青年グループの支持を背景に共有地を奪還する闘いを宣言した。6 月、カパロ・ヒララン共有地返還委員会が結成され、パダンパリアマン県議会議長に共有地返還を訴える手紙を出した。そして県議会前とプルナカルヤ社前でデモを行なった。彼らはプルナカルヤ社が 802ha の共有地を支配していることに抗議し、速やかに住民に

⁴¹ 事業権 HGU は土地基本法で永借地権に代わるものとして登場した (水野・クスマニンチャス、2012 : 35-36)。

返還するよう訴えた。8 月、プルナカルヤ社の社長は個人的な見解として、共有地は住民に返還されるべきだとの意見を表明した。住民はすでにプルナカルヤ社のゴム園に入り、ゴムを伐採し、自分の好きな作物を植えたりしていたが、この社長の意見表明で、そうした動きに拍車がかかった。2003 年には 40ha の土地がそうした「違法栽培」地になった。

その後 KAN、軍、プルナカルヤ社との間でゴム園から上がる利益を 3 等分する協定が成立したが、タロの人々は不満を募らせていった。彼らはこれまでプルナカルヤ社の労働者として共有地の利権を独占してきたが、これからは 4 支村の間で利益を分配せざるを得なくなり、彼らの利害が大きく侵害されると理解したからである。カパロ・ヒラランは地方分権法により 2001 年再び行政の末端機関としての役割を取り戻した。ところが、この動きにタロの人々は強く反発し、独立したナガリの成立を強く主張し始めた。

こうした内部対立を見てプルナカルヤ社は三者協定を破棄し、再び会社の経営は従来通り行なうと発表し、軍の演習を共有地内で行ない、住民が勝手に入ることを許さなくなったが、あまり効果的ではなかった。その理由は、タロの住民でも収穫したゴムを軍に卸すよりは、外部の仲買業者に卸す方の利益が大きいことを知ったためで、会社に納入されるゴムが減り、ついにプルナカルヤ社は税金を払えなくなり、ついに倒産した。事業権 HGU は 2003 年パダンパリアマン県に返還されてしまった。

その後カパロ・ヒラランの共有地の利用はほとんど無政府状態に陥った。⁴²ゴムの木は燃料としても優れていて高く売れるため、伐採され、その跡地にカカオやコーヒー、キャッサバなどを植える者が多数いた。ミナンカバウの通常の状態では KAN が共有地の利用状況を詳しく管理しているのであるが、ナガリ内部の対立もあってカパロ・ヒラランでは混乱した状況が続いた。⁴³

1-3 カパロ・ヒラランの最近の動きについて

カパロ・ヒラランの共有地に設定された事業権 HGU は破棄されることなく、住民側も闘争はすでに終了したとの安堵感を抱いていたが、それは甘い幻想であることを痛感させられる事件が起きた。2017 年 5 月 8 日のメトロ・アンダラス・オンラインで「カパロ・ヒラランの住民、その意思を州議会前で示す」と題する以下のような記事が掲載された。⁴⁴

カパロ・ヒラランの住民は、その共有地に 3 つのキャンパスの建設が予定されていることに反対し、共有地の返還を求めて州議会前でデモを行なった。共有地防衛フォーラム事

⁴² 「コモンズの悲劇」ではなく、「管理されていないコモンズの悲劇」である。井上(200:54)参照。

⁴³ 内陸部のリマプルコタ県スンガイ・カムニャンのナガリ条例の共有地の利用規則の一部を以下紹介する。共有地利用の実態が事細かに規定されている（中島、2011：78）。

第 8 条 (1)共有地を利用したいと思うナガリの構成員は、ママックに先に知らせ、その後ナガリに文書で申し込みをすること。(2)共有地を利用したいと思う者はすべて、ナガリにその旨を申請する前に、慣習法会議の同意を得ること。

第二部第 9 条 (1)共有地を利用したいと思う者は 1 人の家族ごとに最大 0.25ha の土地が与えられる。その中には、出造り小屋の広さも含まれる。

第 10 条 (1)共同して共有地を耕作する者は、最低 10 家族の構成員を持つこと。(2)1 つの事業グループは最大 4ha を与えられる。

第 11 条 資本の大きな企業には、最大 10ha の土地が供給される。

義務 1 共有地を利用する者はすべて、利用税をナガリに支払う義務がある。2 利用税はその広さに応じて決められる。

つまり、共有地を利用したい者は、まず、ママック（母方おじ）の許可を取り、その次に慣習法会議の了承を取り付け、最後にナガリ（村）に報告をせよ、ということである。

⁴⁴ Metro Andalas, 08 Mei 2017.

務局長の M・アリ氏は今回の建設計画が慣習法指導者や住民の同意なしに行なわれたことを非難した。通学のために 1,400ha の水田への水の供給が影響を受けると氏は強調した。氏はこの地が慣習法上の共有地であると強調しているが、パダンパリアマン県知事はそこが国有地であると主張している。「この決定の前に知事は数回われわれと会ったが、国有地であると繰り返すだけで、何の証拠も示していない。われわれは何も開発そのものに反対しているわけではないが、事前にわれわれの同意を得てほしかった」と氏は語っている。デモ隊と面会した州議会第 I 委員会委員長は、彼らの主張を精査し、後日解決策を示すと約束した。

だが、デモ隊の要求は何ら聞き入れられなかった。2018 年 7 月 7 日、3 つの高等教育機関⁴⁵の代表はパダンパリアマン県の県都パリット・マリントンに集まり、県知事のアリ・ムクニとともにカパロ・ヒラランのタロに 3 キャンパスが早急に建設されることで同意した。この地は 697ha もの広さがあり、キャンパス以外に病院なども建設される予定である。⁴⁶

カパロ・ヒラランの共有地が 2017 年になって 3 つの高等教育機関のキャンパス建設予定地とされた背景には、1998 年当時の闘争組織の一部である青年部隊の指導者で、2010 年代にカパロ・ヒラランのナガリ長を務めた T 氏が賛成したという事実があった。T 氏はもともとパダンパリアマン県の職員であり、彼が反対運動の先頭に立てたということ自体が驚きであるのだが、次第に行政の中心に立つと、従来のような反対の姿勢を貫くことができなくなった。そのために村全体の反対運動にはつながらなかった。⁴⁷

1998 年に始まったカパロ・ヒラランの共有地返還運動は、軍の支配する共有地の自主的な利用権は勝ち取ったが、最終的に事業権の返還にまでは至らず、共有地の新たな利用法が提起され、収束に向かっている。

2 ミナンカバウ社会における共有地権の歴史的変遷

2-1 ミナンカバウにおける 3 つの共有地

西スマトラ州 (42,000 km²) の人口は 480 万人 (2010 年統計) であり、そのうちの 90% 以上はミナンカバウ人である。ミナンカバウ社会の特質として、母系制の原理に基づくナガリの存在と 3 種類の共有地の存在を挙げることができる。

その昔、共有地の資源利用の一つが「ルマガダン」(「大きな家」の意味) 建築の際の建築材を供給することであった。ルマガダンとは「パレイック」(「腹」という意味) と呼ばれる母系最小リネッジが居住する家である。その中に、ある女性の姉妹とその子供たち、そして子供たちの祖母(ネネック) が共同で住んでいた。「スマンド」と呼ばれる姉妹の夫たちは、夜になると自分の妻のいるルマガダンを訪れ、妻と夜を過ごす。だが昼間は自分の母親の村に帰って過ごした。男の子は思春期を迎えるとルマガダンを出て、村の男子小屋(スラウ) で他の子供たちと一緒に過ごすことが一般的であった。

ルマガダンを建てるには、数本の大きな柱(ティアンウタマ) が必要である。まず柱を立て、床を張り、壁を組んでから、棟上げを行ない、最後にミナンカバウ建築特有の水牛の角をかたどった反り屋根を組み立てる。その柱の材料には直径 30 cm 以上の大木が必要

⁴⁵ パダン教育大学、パダン国立ポリテクカレッジ、パダンパンジャン芸術大学。

⁴⁶ UNP (Universitas Negara Padang) ホームページより。

⁴⁷ オンラインニュースに掲載されている写真では、100 名前後のデモ隊の数がいる模様で、とても全ナガリが一体となって反対運動をしているということは伺えない。

で、そうした建築材を村の共有地から切り出せるのであれば、それが理想的であった。現代になってルマガダンが減ってきているのは、家族形態が母系大家族から小家族へと変化してきただけでなく、ルマガダンを建てるために必要な大きな柱が手に入りにくくなってきているからである。西スマトラの森林はそれだけ減少している。

ミナンカバウ母系制では、パルイック（最小リネッジ）、パユン（「傘」の意味、最大リネッジ）はある特定の母系祖先を直接たどることができる親族集団を形成していて、両者を合わせてカウム Kaum と呼ぶ。カウムの上位となるのが、スク（氏族）である。スクは伝承上の母系先祖を共通に持つ親族集団で、外婚単位である。このスクが原理上 4 つ集まってできるのがナガリ（村）である。ミナンカバウ母系制では、土地や家屋敷、称号などは母系のラインを通して継承される。カウム、スクの統治は現在でもママック（母方おじ）、あるいはブンフルー、あるいはダトックとよばれるリーダーの手に委ねられている。⁴⁸

こうした母系の原理を今でも強く残しているミナンカバウ社会ではあるが、共有地にはその管理のレベルに応じて 3 種類ある。一つは、カウムが管理する共有地。次に、氏族（スク）が管理する共有地。最後に、村（ナガリ）が管理する共有地。いずれも「タナ・ウラヤット Tanah Ulayat」と呼ばれるが、そのレベルに応じて、「ウラヤット・カウム Ulayat Kaum」、「ウラヤット・スク Ulayat Suku」、「ウラヤット・ナガリ Ulayat Nagari」と区別されている。

まず、カウムの持つ共有地であるが、これは最大リネッジ、パユンで共通に持つラダン（畑、原野）である。このレベルの共有地は継承の際もめることがある。⁴⁹次に、スク（氏族）の持つ共有地であるが、キナリでの紛争の多くはこの氏族（スク）の共有地を対象にしている。ソロック県の新県庁舎の建設地をめぐる紛争はこのスクの共有地をめぐる紛争であった（中島、2011：63 - 64）。第 3 の共有地がウラヤット・ナガリ（ナガリ共有地）である。西スマトラでのアブラヤシ開発の多くはこのナガリ（村）の共有地でなされている。

この問題を知るには、行政単位として、また資源管理主体としてナガリがどのように歴史的に位置付けられてきたかを知る必要があるので、次節で詳しく展開する。

2-2 共有地への永借地権の設定

この小節の記述は中島（2011：4-7）を基にしている。

インドネシアの土地紛争を考える場合 1870 年は大きな節目となった年である。この年に制定された法的体系が現在に至る紛争の出発点をなしている。1870 年とはオランダ植民地時代に採用された、近代法と慣習法という二元的な法体系を認める法的二元主義の淵源となった年であるからである。

1870 年はそれまでの強制裁培制度が終わり、自由主義時代の始まりの年である。土地二法（「土地基本法」と「土地令」）が制定され、「国有地宣言」がなされた。宅地や水田以外の土地は、「荒蕪地」「無主地」とされ、オランダの国有地と宣言されたのである。そうした無主地の開発のために、最長 75 年間の「永借地権」（Erpacht）が企業に与えられた。その結果、タバコや、コーヒー、ゴムなどの商品作物のプランテーションがインドネシア各地で操業を始め、また石炭、錫、金などの鉱山開発が行なわれるようになった。

さらにこの年には「砂糖条例」が施行され、ジャワでのサトウキビの強制裁培制度が廃

⁴⁸ ミナンカバウ母系制の簡潔な解説については加藤（1983:421—47）を参照した。

⁴⁹ ミナンカバウの慣習法については、Nafis[1984]を参考にした。

止された。これによってジャワにおける「強制栽培制度」の時代が終わり、私企業の自由な投資を認める「自由主義経済期」が始まった。しかし自由主義経済による収奪が厳しさを増すにつれて、現地社会の疲弊が目立つようになり、よりソフトな植民地支配の様式が模索されるようになった。20世紀初頭の「倫理政策」時代の到来である。

スヌーク・フルフローニェはアチェ戦争終結の研究を依頼され、1906年『アチェ人』を出版した。彼はオランダ人のイスラームへの無知とアチェ政策を厳しく批判した。だが同時に、アダット（慣習法）と呼ばれる独自の文化が存在し、イスラームはアダットの外部に存在するものと理解した。植民地政府はアダット社会と共存すべきだが、イスラームに基づく抵抗の論理の排除を主張した。フルフローニェの研究はその後ファン・フォレンホーフェンに引き継がれ、「オランダ慣習法学派」と呼ばれる膨大な研究を残すことになった。この学派の主張は倫理的な植民地支配の正当化である。近代部門と伝統部門の二元論を基礎にしたブーケの「二重経済論」や、ファーニヴァルの「複合社会論」は現在でも影響力を持っている。

西スマトラでも1870年に国有地宣言がなされた。その背景には、1840年に始まった西スマトラでのコーヒーの強制栽培制度が次第に行き詰まり、ジャワと同じように私企業の資本投下による開発が構想されたためである。西スマトラでのコーヒーの強制栽培は、ジャワでのサトウキビの強制栽培と大きく異なる。稲作適地に栽培されるサトウキビと違って、コーヒーは水田耕作の行なわれていないラダン（畑）や山林で栽培された。そうした土地は、村の共有地であるか、住民の親族集団の「所有」する共有地であった。彼らはそこでコーヒーを自由に栽培できたが、世界市場での販売権はオランダが一手に握った。

国有地宣言がなされたとは言っても、それはバタビア（現在のジャカルタ）の植民地当局の考え方であって、西スマトラで実際に行政を行なっている人びとは、とてもそれを実行できなかった。つまり、共有地として利用されている土地はミナンカバウ人の意識の中では強烈で、行政を直接担っている役人たちは怖くて手が出せない。共有地も国有地だと宣言されたけれども、土地への自由なアクセス権というものは、西スマトラではほとんどない、という風に現場の人びとは考えていた。

こうした矛盾を解決する一番いい方法は永借地権を設定し、長期のリースをすることだった。1876年に最初にリース契約がなされ、19世紀末までに2,600バウの土地に永借地権が設定された。⁵⁰ジョエル・カーンは、ジャワと西スマトラの永借地権の設定された耕作地を比較している（1930年前後の統計）。西スマトラでは全体の耕作地の17%であるが、ジャワでは24%と高い割合で永借地権が設定されていて、それだけジャワでの永借地権の設定が進んでいたことを示している（Kahn, 1993:216）。国有地宣言をして、バタビアからは積極的にミナンカバウの土地を利用せよという通達があるが、現場ではバタビアからの指令をサボタージュしていた。

2-3 オンビリン炭鉱での永借地権

この小節の記述は中島（2011：196-203）に基づくが、エルウィザ・エルマン女史の研究（Erman, 2006）に大きく依存している。

永借地権の設定は大きな紛争も引き起こしていた。1867年、現在の行政区でいう西スマトラ州サワラント・シジュンジュン県のオンビリン地区で石炭が発見された。1894年には

⁵⁰ バウというのはオランダ特有の土地の計量法で、1バウが約0・7ha、2,600バウは約1,500ha。

サワルントの町とパダン外港のテルック・バユール港（当時のエマハーフェン港）との間が鉄道で結ばれ、1892年に植民地政府による採炭事業が始まり、本格的な炭鉱事業が開始された。以来、土地への補償問題、会社の土地と共有地との境界問題は、オランダ植民地係官が解決を迫られた問題となった。それは植民地時代のみならず、独立後においても満足のいく解決法を示せなかった。

オランダ政府は非耕作地をナガリの財産とはみなさず、共有地権を認めなかった。オランダは、慣習法上の税（uang adat）を完全に誤解していた。オランダ政府の理解では、「ブンガ・カユ」（樹木税）とは森の生産物の総量に適用された村内の税である。毎年総生産額の10%に課税されていた。だが、オンビリンとその周辺の村では、「ブンガ・カユ」と「ブンガ・タナー」には区別があり、「ブンガ・タナー」（土地の利子）とはナガリ内の鉱物開発に課せられたもので、生産総額の7・5%になった。オランダ政府はこうした違いをまったく理解せず、ナガリへの補償金の中にすべて入れてしまった。

オランダ政府からの補償金は、たった一度支払われただけであった。西スマトラの複雑な事情を考慮せず、政府は関連するリネッジのすべてのメンバーと協議せず、ナガリ長やプンフルーなどの慣習法指導者とだけ協議した。だから、炭鉱の操業以来、村人の敵意は増幅し、今日に至っている。そうした敵意は「違法採炭」という形で表現された。1900年から1915年にオンビリン炭鉱は拡大された。炭鉱を囲む村では非耕作地への補償を求めたが、水田への補償しかもらえなかった。農民の政治的意識と、1926～27年の共産党蜂起との間は相互に深く関連している。この地区の平均収入は西スマトラで一番悪かった（Erman, 2006:27-51）。

オンビリンでの紛争は改革時代になって資源管理が県政府の権限になると新たな展開を遂げるのであるが、それについては序章ですでに述べた。

2-4 ナガリ条例

この小節の記述は中島（2011：7-8）を基にしているが、Kahn（1993:198-203）にも依拠している。

ジャワでの強制栽培制度が1870年に終わったのに対して、西スマトラのコーヒーの強制栽培制度は20世紀初頭まで続いた。そこから上がる利益が初期の頃と比べるとうまみのあるシステムにならなくなっても、その制度はずるずると維持されていた。その背景には、この制度に協力した現地人コラボレーターの存在がある。彼らは「プンフルー・ララス」と呼ばれていて、通常の慣習法の規定が及ぶ最大の範囲であるナガリ（村）を超えて、複数の村（ナガリ）を管理する現地人役人であった。当然オランダによって厚遇され、通常のミナンカバウ人では考えられないほどの土地を与えられ、ミナンカバウ社会の階層化を進展させた。

しかしながら、ついにオランダも西スマトラでの強制栽培による収益をあきらめざるをえなくなる時がやってきた。それに代わって考えられたのが人頭税方式である。これに対して1908年、アガム県のカマンで西スマトラ最大の反乱が起きた。それまでは村の指導者が、彼の管轄下にあるだれがどの程度のコーヒーを納入したかを管理していた。だが人頭税方式が導入され、一人一人税金を納めなければなくなると、そうした権威の体系が崩壊してしまう、という不満が反乱の大きな理由だった。

こうした反乱の背景を当局は認めざるをえなくなり、1914年にナガリ条例が制定された。ナガリをミナンカバウにおける最小の自律的な行政組織として認め、そこでの慣習法（ア

ダット)と共有地権も認めた。「ミナンカバウ社会は自律的なナガリ共和国からなる連邦である」という言説がこうして生まれた。ミナンカバウ社会でナガリを越えた権力体系がなかったわけではない。植民地化以前のミナンカバウ社会には、現在のタナダタル県付近にパガルユン王朝が存在していた。この王朝の権力基盤は金の取引であったが、ジャワの王のような強大な政治権力は持っておらず、ナガリ間の紛争の調停役という役割が大きかった。それに、灌漑水路の管理などでナガリ間の利害の調停は常に必要であった。

現在の西スマトラには 540 程の村(ナガリ)がある。⁵¹この数は固定しているのではなく、人口の増減により生成発展している。ナガリは共通した慣習法(アダット)を持つ集団ととらえるべきであろう。ナガリ内での同一氏族(スク)の結婚は原則禁止されているし、母系最大リネッジ(カウム)の所有する家屋敷、田畑、称号などの相続問題、共有地の管理など成員の様々な生活規範を規定するのが慣習法である。

2-5 1979 年村落法(西スマトラ 1983 年施行)

この小節の記述は中島(2011:206)に基づくが、補足の資料を追加している。

オランダ時代、ナガリは自身の問題を解決する権限を与えられていたが、インドネシア独立後もナガリが西スマトラ州の行政の最小単位として機能し続けた。1946 年ナガリの行政はナガリ長(Wali Nagari)が担い、KAN(ナガリ慣習法会議)は慣習法的な事項を扱うことができることとされた。1963 年西スマトラ州知事令第 15 号によって、ナガリの行政権限はナガリ長とナガリ評議会の手委ねられることになった。けれどもナガリの人々の KAN への信頼が大きいので、この条例は実施されなかった。KAN という名称はオランダ時代のものであるが、ナガリが各スクの代表であるプンフルーの合議制で運営されていたのは歴史的事実である(Rias and Arma, 2015:1015)。

1979 年に大きな変化が起きた。1979 年村落法(正確には、村行政に関わる 1979 年法律第 5 号)は、中央集権化を進めるスハルト政権にとって、ジャワのデサ(村)に基礎を置く行政組織を全インドネシアに普及させることで、行政の末端に至るまで国家の意思貫徹させるための道具であった(Kato, 1989:89-114)。西スマトラでは最小行政単位としてのナガリが廃止され、ジョロン(支村)がデサとされ、最小の行政単位となった。加藤によると 1974 年に 625 あった西スマトラの行政組織は 1986 年には 3,643 にまで増えている(ibid:90)。⁵²

西スマトラがすんなり政府案を受け入れた背景には、デサに対する補助金がある。「もしナガリが一つのデサになれば、543 のデサの数で、補助金の額も少なくなる」(Von Benda-Beckmann and Von Benda-Beckmann, 2001:10)。ナガリの平均的な人口数は 5,000 人ほどである。一つのデサの人口が 500 人を割り込むケースもあった。1989 年に見直しがあり、1,700 のデサに減少した(中島, 2000:93)。

ナガリが解体されたことで生じた不具合の一つが、出郷者(プランタウ)の人々が故郷へのアイデンティティをどう保つかという問題である。プランタウはナガリごとに同郷会を作り、故郷へ寄付をしたりして、故郷の発展を支援するという活動を続けてきた。断食明けのルバランにはバスを何十台もチャーターして帰省をするということが今でも見られ

⁵¹ 2013 年現在 754 のナガリが存在している(Tegnan, 2015:313)

⁵² 後述するベンダ・ベックマン夫妻は「西スマトラではナガリが分裂し、ジョロンを元にした 3,516 のデサに分かれた」と述べている(Von Benda-Beckmann and Von Benda-Beckmann, 2001:10)。

る。ところが、西スマトラの地でナガリが消滅したので、彼らの活動が危機に直面した。

そこで西スマトラ州知事令 1983 年第 13 号によって、オランダ時代から存在していた KAN（ナガリ慣習法会議）を復活させ、ナガリ内の問題あるいはミナンカバウ文化に関わる分野に限定した範囲での活動を認めた (Rias and Arma, 2015:1015)。だが、KAN の権限は慣習法（アダット）に関わる分野に限定されていて、そのため土地紛争という大きな問題が生じると KAN は対応できないだけでなく、KAN そのものが一方の当事者になってしまうという現象が見られるようになった。

3 改革時代、1999 年地方自治法によるナガリの復興

1999 年の地方分権二法により、2001 年ミナンカバウのナガリは行政の最小単位として復活した。その二法とは、地方政府に関する 1999 年法律第 22 号と中央と地方の予算配分に関する 1999 年法律第 25 号である。法律第 22 号は州、県、都市を新たに自律的な地域とし、特に県と都市に以前の中央集権的な権限を付与した。法律第 25 号は中央と地方との新たな予算配分の一般的な枠組みを規定した。地方は独自の財源（種々の課税による収入、Pendapatan Daerah）を持ち、天然資源の開発による「平準化予算」収入がある (Von Benda-Beckmann and Von Benda-Beckmann, 2001:4-5)。著名なミナンカバウ法人類学研究者であるベンダ＝ベックマン夫妻の西スマトラの地方分権に関する長大な報告書を本論と特にかかわりのある部分について以下検討する。

2000 年 12 月、西スマトラ州令第 9 号によってナガリの復興が決まり、それは 2001 年 1 月に施行された。その州令によってまず、ナガリの境界が 1979 年村落法以前のものにさかのぼることが規定された。次に、ナガリの持つ資源が規定された。つまり、ナガリの共有資源 (Ulayat Nagari) として、市場、村の広場、庁舎、モスク、土地、森、湖、海の一部などが認められ、その他に、公共の建物、動産などもそれに当るとされた。ナガリの政治は選挙で選ばれたナガリ長、議会、助言機関（4～5 人の慣習法リーダー、宗教界のリーダー、教育者、女性〔ブンドカンドゥン〕）が担う。KAN は最終的には助言機関に入った。KAN はスハルト時代に中央政府に近すぎる印象があったので、村落慣習法委員会 (Lembaga Adat Nagari) と名前が変えられたが、個別のナガリにその対応は任された (ibid:13-14)。

ナガリ復興の実際は慣習法リーダーたちの団体の名称と機能に関わった。大多数の村でナガリ慣習法会議 (KAN) の名称を継続して使ったが、リマプルコクタ県ではナガリ慣習法委員会 Lembaga Adat Nagari を使った。州政府は会議を委員会と置き換えることで、この制度を従来のものと切り離す意図があった。慣習法会議は新制度になってからもあいまいな性格を維持し続けた。それは公的な法令で規定された制度ではない。それは 1983 年の村落慣習法会議に関する州令第 13 号に依拠しているが、それは廃止されたと信じている者もいた。西スマトラ州知事令 1983 年第 13 号では KAN は慣習法共同体としてのナガリの唯一の機関であるが、2001 年では慣習法共同体と地方自治の機関は再び統合され、KAN はナガリの公的な機関ではなくなった (ibid:19-20)。

ミナンカバウにおいて重要な法的、経済的な問題はナガリの領域内にある天然資源についての権利の問題である。この問題が重要であったのは、村の共有財産が村の最大の財政的な基盤だとみなされているためだが、それは村に帰属する資源であるとは決して認められてこなかった過去の不公正に関わる事項でもあった。それは 1870 年の国有地宣言（ミナンカバウでは 1874 年施行）以来国家の手にあるとされてきた村の財産 (Tanah Ulayat) だが、1960 年の土地基本法は村の共有地権についてあいまいな表現でしか規定していない。

スハルト時代の終焉と改革時代の始まりによって、政府によって搾取されてきた土地や森の権利の主張が数多くなされている。その結果、数多くのケースが裁判で争われ、また政治的な交渉の舞台に持ち込まれた。問題はだれが最も適切な権利の主張者かということである。ナガリ（村）なのか、KANなのか、ある氏族（スク）の長なのか、ある氏族のすべてのリネッジの長なのか、あるいはある特定のリネッジの長なのか？（ibid:27-31）。

2000年12月の西スマトラ州令第9号は2008年に改訂された。その目的は州内で未だに起きている土地紛争の解決のために慣習法の守護者としてのナガリの法的基盤を明確にするためであった。それは共有地とその利用に関する2008年西スマトラ州令第6号の第4条で以下のように規定されている。⁵³「共有地とその利用に関する法令の目的は、現存世代だけではなく子々孫々に至るまでの生活を永続させ、慣習法共同体（Masyarakat Hukum Adat）がその土地から切り離されないよう、ミナンカバウ慣習法に従った共有地を保全し、その資源利用を図るためである」。

州政府は種々の開発のために、共有地の登記は不可能ではないとしているが、実際の登記は非常に困難である。政令1997年第24号第9条で登記できる土地は、所有権のある土地、事業権のある土地、建造物権のある土地、土地管理権のある土地、宗教的目的の土地、アパートメントの所有権のある土地、担保権のある土地、などとされている。⁵⁴

こうした規定から共有地（Tanah Ulayat）が土地登記に向いていないことは明らかである。にもかかわらず、共有地を利用したビジネスへの要求は絶えず存在し、また現実的には適切な土地登記制がないところに紛争の原因の一つがある（Tegnan, 2015:315-16）。

本稿の疑問は、アブラヤシ農園の事業権が設定された共有地は最終的にはどうなるのかということである。カパロ・ヒラランでの最近の動きはその問題を考える事例の一つである。

小括

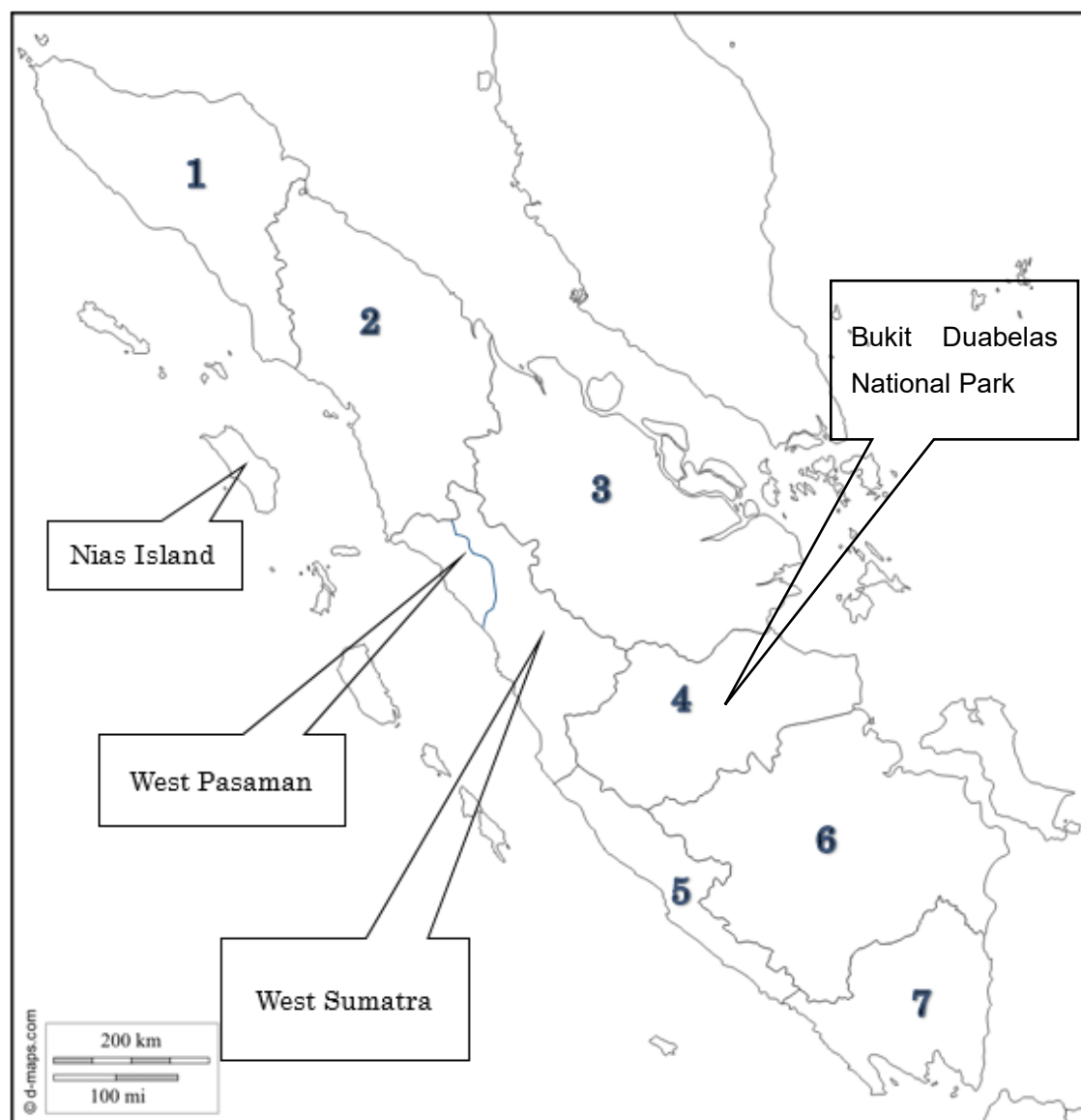
1960年土地基本法で認められた共有地権は、慣習法共同体 Masyarakat Hukum Adat に適用されると規定された。それはオランダ慣習法学派のいう「慣習法共同体（Adat Rechtsgemeenschap）」認定の基礎集団であった。一方、1990年代末からインディジナス・ピープルの訳語としてマシヤラカット・アダット Masyarakat Adat（先住民族・慣習法社会）が提案された。だが、その内容は慣習法共同体とは大きく異なり、新秩序体制下の開発政策の犠牲者、土地返還運動、差別への抵抗、を意味する。改革時代に法改革の動きの中で、政府＝行政側は一見すると、共有地権 Hak Ulayat を認める方向に進んでいるように見えるが、実態はその動きを制限する、あるいは最悪否定する動きにも通じかねない。

本章では、共有地の土地と資源管理の基礎としてのナガリの在り方を、歴史的に検討した。2001年ナガリが復活したが、ナガリ長は行政機関の末端に位置づけられ、ナガリ慣習法会議は慣習法を扱う機関とされた。地方分権時代の到来は必ずしも、ナガリの資源管理がうまくいくシステムを保証せず、土地紛争においてもだれが、どんな権限で、共有地権を主張できるのかという問題は未解決のまま残された。

⁵³ Peraturan Daerah Provinsi Sumatera Barat Nomor 6 Tahun 2008 Tentang Tanah Ulayat dan Pemanfaatannya

⁵⁴ Government Regulation of the Republic of Indonesia No. 24 of 1997 re Land Registration (Translation File Name: Land-688)

地図 1-1 スマトラ島地図 (Nakashima, 2018 を基に作成)



Map Sumatra

Names of Provinces

- 1 Aceh, 2 North Sumatra, 3 Riau, 4 Jambi, 5 Bengkulu, 6 South Sumatra
7 Lampung

第2章 大農園に有利な土地分配政策への転換

はじめに

森林域をアブラヤシ農園に転換しトランスミグラシ政策によって、移住者を大農園の小農として配置するという方式以外に、会社が地元の農民から土地を提供してもらい、それを会社と農民で配分する方式がある。この場合初期の約束が守られないケースが多く、それが紛争につながったため、2007年以降大農園にきわめて有利な土地配分政策が示された。しかしその結果、自営農の増加をもたらし、紛争の増加、生産性の低下、環境への負荷の増大、あるいは国立公園などへの違法入植を促すなど、さまざまな現象が引き起こされた。そうした実態をジャンビ州の事例で検証する。

第1節 インドネシアにおけるアブラヤシ産業の発展

1848年、オランダ人の手によって、西アフリカ原産のアブラヤシの苗木がボゴール植物園に初めて植えられた。その時には観賞用として持ち込まれた。世界銀行の報告書(1996年)の中で、ラーソンは、「パーム油は19世紀の半ばに中ジャワでまず石鹼生産の原料として用いられた、その後1911年にスマトラに食用油を生産するアブラヤシ農園が出現した」と述べている(Larson, 1996:2)。⁵⁵

アン・ストーラーによると、フランス・ベルギー投資会社(SOCFIN)が1909年に北スマトラ州のデリに設立されたとされている。1909年にSOCFINが設立され、その農園が1911年開設されたということであろう。SOCFINは「ジャワやマラヤでもさらに借用地を得て、この地域をすべてカバーする洗練された管理サービスの組織を作った。SOCFINは西アフリカの農園でアブラヤシ栽培の長い経験を持っていた。スマトラはアブラヤシ栽培に気候的に合っていて、結果的に世界市場への単独では最大のパーム油の供給地になった」(ストーラー、2007:26)。

ラーソンによると、1938年には9万haにアブラヤシが植えられていたが、その後第二次世界大戦と独立後の数年間は、ほとんど進歩はなかった(Larson, 1996:4)。北スマトラ以外では西スマトラで栽培されていたが、全体で9万haというのは、2017年の全インドネシアでのアブラヤシ農園面積の1,231万haに比べると微々たる数字ではある。

その後、大規模なアブラヤシ農園開発はマレーシアで始まった。人造ゴムの開発により天然ゴムの価格が低迷する中、マレーシア政府は植え替え期のきたゴム農園や新たに土地を造成してアブラヤシ農園開発に1950年末から乗り出した。FELDA(マレーシア連邦土地開発庁)を中心としたマレーシアでのアブラヤシ開発については岩佐[2005]に詳しい。

インドネシアでは、1968年にオランダ時代の農園で国有化されたものはすべて28の独立した管理単位に再編された。アブラヤシ農園開発は1968年から1988年までは、PTP(Persoran Terbatas Perkebunan、農園株式会社)による直接の政府投資として成長が図られた(Larson, 1996:7)。スハルト時代初期に始まったアブラヤシ農園を開発する手法はそ

⁵⁵ 岡本幸江も1911年大規模プランテーションによるアブラヤシ栽培が北スマトラで始まったとしている(2003:189-91)。

の後幾多の制度改革を経て、現在に至った。

収穫されたアブラヤシ果房（Fresh Fruit Bunches, FFB）の果肉の部分から CP0（Crude Palm Oil、パーム原油）が生成され、次に核（種子）の部分から CK0（Crude Kernal Oil、パーム核油）が生産される。CK0 はマーガリンや石鹸の原料となるなど、両者の特性は異なり、統計的には別の品目として扱われているが、本稿では両者の違いは重要ではない（実際、CP0 の生産量が CK0 の生産量よりも圧倒的に多い）。

インドネシア共和国農業省農園総局では『インドネシア農園統計 アブラヤシ』を毎年発行している。その 2015－2017 年版によって、1980 年代から現在までのインドネシアにおけるアブラヤシ農園開発をいくつかの統計数字で見てみよう。まず、アブラヤシの作付面積の拡大を見てみる。

先ず、国営農園、民間大農園、小農ごとのアブラヤシ農園の面積の変化を検討する。1980 年のインドネシアでのアブラヤシ農園面積は 29 万 4,560ha に過ぎないが、2017 年には 1,231 万 ha へと約 42 倍拡大した。同統計によると年平均 10.84% 拡大してきた。経営主体ごとの数字を見ると、民間大農園が 51.25% を占め、小農が 37.40%、国営大農園が 11.16% を占めている。小農の栽培面積の伸びが著しい（Direktorat Jenderal Perkebunan, 2017:7）。

次に、CP0（パーム原油）の生産量の変化を検討する。1980 年の CP0 生産はわずか 72 万 1,170 トンに過ぎないが、2017 年には 3,536 万トンに達し、約 50 倍の増加となっている。同統計によると年平均 11.34% の伸び率である。1980 年から 1990 年までは CP0 生産では国営大農園での生産が大部分を占めている。1990 年に植え付けが始まった民間大農園での CP0 生産が 1993 年から始まり、その後年々増加している。1998 年以降は小農の CP0 生産が国営農園での生産量を凌駕するようになった（ibid:9）。

インドネシアの輸出商品の中で CP0 関連製品の輸出高は第 1 位を占めるようになった。表 2-1 によると、「（化学的な改質を加えていない）精製パーム油とその分別油」の輸出量は、2013 年では石炭と天然ガスに次いで第 3 位であるが、2017 年統計では第 1 位を占めている。他の項目の輸出量が軒並み大きく減少しているのに対して、3.05% も増加している。輸出商品の中で、1 と 6 は CP0（パーム原油）として処理された段階の製品であるが、1 の方がより精製段階が進んだ CP0 である。

表 2-1 インドネシアの輸出量の増加（2013～2018 年）〔単位は 100 万米ドル〕

No	品目	2013	2014	2015	2016	2017
1	（化学的な改質を加えていない）精製パーム油とその分別油	10,860.3	13,258.2	10,997.2	11,061.2	13,815.2
2	石炭	10,441.1	9,289.6	7,499.5	6,546.4	10,483.2
3	液化天然ガス	12,306.4	9,404.3	7,217.7	6,368.1	7,388.2
4	瀝青炭	12,928.6	11,704.5	7,356.9	5,146.4	6,184.1
5	石油	10,204.7	9,215.0	6,479.4	5,196.7	5,354.9

6	(化学的な改質を加えていない) パーム原油とその分別油	6,706.9	4,595.1	3,564.1	3,243.0	4,958.3
---	-----------------------------	---------	---------	---------	---------	---------

Kementerian Perdagangan Republik Indonesia, Export Growth (HS 6 Digits) Period : 2013-2018 (インドネシア共和国商業省、輸出の増加統計 2013-2018 年) より筆者作成⁵⁶

第2節 中核農園方式から提携政策への転換

インドネシアのアブラヤシ開発において PIR (Perusahaan Inti Rakyat、中核農園小農方式) は中心的なスキームであった。PIR は数段階の変遷を遂げるが、1980 年代初期には PTPN (PT Perkebunan Nusantara、国営農園) が外国資金を得て開発を行なう方式であった。それはマレーシアの FELDA (連邦土地開発庁) をモデルとして発達した

(Bissonette & Konick, 2017:930)。FELDA はマレー半島部においては土地のないブミブトラ層に土地を与えることでアブラヤシ開発を行なっていたが、サバ、サラワクでは大農園に有利な農業政策が実施された。2011 年には独立した小農による栽培面積は全パーム農園面積の 14% を占めているにすぎないが、増大する傾向にある (ibid:928)。

インドネシアでは PIR 方式が何回かの制度変更を経て今日に至っている。小農を優遇する初期の政策が、21 世紀に入ると大農園にきわめて有利な政策へと転換された。小農 Small Holders とは、大農園に衛星的に組み込まれているプラスマ Plasma 農民と、そうした制約からは離れている独立自営の農民 (Swadaya Murni) の二種類あり、両者を区別する必要がある。大農園に有利な土地配分政策の結果、土地紛争が激化し、大農園に土地を提供してアブラヤシ農園を開発してもらうのではなく、自前で農園開発を行なう独立自営農民の増加となって現れた。従来こうした現象にはあまり関心が払われていなかったが、土地紛争を考えていく際重要な論点となっている。

1 PIR 方式の変遷

1-1 PIR 方式変遷の過程

河合真之はインドネシアでのアブラヤシ農園開発における PIR 方式の変遷を以下の 3 期に分けている (河合、2018:4)。

(1) 権威主義体制期

第 1 世代は 1977 年始まった PIR-BUN (PIR-Perkebunan) 期 (国有農園⁵⁷が中心となり小農の参加は限定的)、第 2 世代は 1986 年始まった PIR-Trans と呼ばれる時期で、国有であれ、民間であれ大規模な中核農園の周囲にジャワなどからの開発移民が土地を与えられて参加する方式 (トランスミグラシによる中核農園小農方式)、第 3 世代は PIR-KKPA⁵⁸と

⁵⁶ この表を示した大きな理由は、CPO 関連製品がインドネシアの輸出品目の第 1 位を占めるようになってきたという事実を示すためであり、そのためこの統計の 7 位以下の数字は省略した。表中の 1 と 6 の訳語については、東京大学名誉教授加納啓良先生のご教授を得た。表中の元の表記を以下記す。

1 Palm Oil and Its Fractions, Refined Palm Oil and Its Fractions, Refined but Not Chemically Modified, 2 Coal, Other Than Anthracite or Bituminous, whether or not Pulverized, but not Agglomerated, 3 Natural Gas, Liquefied, 4 Bituminous Coal, whether or not Pulverized, but not Agglomerated, 5 Petroleum Oils and Oils from Bituminous Minerals, Crude, 6 Palm Oil and its fractions, Crude, Not Chemically Modified.

⁵⁷ 河合は国有農園と表記しているが、本稿では国営農園と表記する。

⁵⁸ PIR KKPA (組合金融型 PIR)、KKPA は Kredit Koperasi Primer untuk Anggota (Primary Credit Cooperative for Members) のアクリニム。

呼ばれる時期で、1990年代から始まった協同組合への融資制度による農園開発方式。

(2) 体制転換期

国が主導する PIR ではなく、地方がイニシアティブをとった PIR-KKPA 方式で、例えば東カリマンタンの第 13 国有農園会社（旧第 6 国有農園企業）で採用されたもの。

(3) 民主主義体制期

2006 年に導入された PIR-Revitalisasi（農園再活性化プログラム）によって大農園が小農の栽培を完全にコントロールして経営を行なう方式。⁵⁹

河合は PIR の初期と最終期における中核農園とプラスマ農家との面積比率が大きく逆転したことを「PIR-Revitalisasi では、中核農園とプラスマ農園の面積比率も大きく変更された」と述べている（同：285 - 86）。これは、農園企業の許可証取得に関する 2007 年農業大臣令第 26 号によって、IUP（Izin Usaha Perkebunan、農園事業許可）を有する全ての農園企業に、その企業の操業する全農園の最低 20% の面積の小農農園を造成することが義務づけられたことによる。⁶⁰権威主義体制期の PIR 方式においては、中核農園とプラスマ農園の面積比が 20 : 80 であったものが、最大 80 : 20 に逆転したのである。河合の論考はこの大転換を土地紛争との観点からは何も言及していないが、大農園側への明らかに有利な制度変更であり、ここに土地紛争増加の要因が隠れている。

1-2 寛大な土地配分から面倒な方式への転換

レスリー・ポッターは、「インドネシアで発達してきた大農園と小農の図式は寛大な制度から面倒な制度への変遷である」と結論づけ、以下のように続ける。「PIR（英訳が Nucleus Estate and Smallholders）として知られている最初のモデルでは、大農園の助力を得たプラスマ農民が大農園の周りに配置される制度であった。1 家族は 2ha の植栽されたアブラヤシ園とその他に 0.75ha の家庭菜園と 0.25ha の宅地を与えられた。⁶¹その前提として大農園の農地、搾油工場、本部棟などの用地としてあらかじめ 5ha を農園に提供しなければならなかった。小農への土地の配分は「寛大」で、全農園面積の 70~80% を占めていた。農民は技術的なアドバイスを受け、種子や農薬へのクレジットを利用できた。4 年経過して CP0 生産が可能となると、アブラヤシ果房（FFB）代金の 30% を使ってクレジットの返済を行なった。返済が完了すれば、配分を受けた土地の法的な所有権を与えられる」（Potter, 2016:321-23）。

だがその後土地を提供した住民の受け取る割合が低下してきた。河合の指摘するように、政府は 2007 年農業大臣令第 26 号によって会社が 80%、住民 20% という配分案を決定した。⁶²しかも、住民と会社の「提携」（Kemitraan）という名の下においてである。この用語では、あたかも会社と住民が対等な立場で協力し合っていく制度という印象を与え

⁵⁹ 河合（2018：285）によると、「農園再活性化プログラム」における最大の変更点は、企業がプラスマ農園を収穫期から再植期に至るまでの約 25 年間、終始一貫して管理する統一管理への移行が推進され、小農が農園の管理主体から外されることになった点である。

⁶⁰ 第 11 条 IUP（農園許可証）もしくは IUP-B（農園耕作許可証）を持つ企業はその企業に与えられた全農園面積の最低 20% を参加住民に供与する義務がある。

⁶¹ 一般的には 2ha と 0.5ha を分配する。ポッターは彼の調査した中カリマンタン州の事例を中心として論じていて、他の州での「常識」と合わない記述も散見される。

⁶² この配分案は、2007 年農業省令第 26 号プランテーションビジネス認可のガイドライン第 11 項で明記されている。Regulation of the Minister of Agriculture No.26/Permentan/OT.140/2/2007 dated February 28, 2007, Licencing Guideline for Plantation Business.

るが、誤解を招く。誤解を恐れずに言えば、会社側がより有利な条件で土地の収用を行なうことができ、住民はますます収奪をされていくという構図が制度的に出来上がった。

「提携」政策について、その背景とその後の展開をポッターは次のように述べている。「2006 - 2007 年のバイオ燃料価格の高騰を背景に企業は取得した土地の 80%を支配し、農民には 20%を提供するというパートナーシップ政策のためのロビー活動をし始めた。小農である「パートナー」は、もし彼らがその土地を所有し自分の手で耕作した時よりもはるかに少ない収入しか与えられない。その収入というのは植え付け後、実がつき始めてから得られるもので、FFB はすべて大農園の搾油工場に売られる。小農に財政的に不利なこの制度は、以前は小農がいなかった大会社のために中央政府によって強制された」(Potter, 2016: 324)。

この政策は 2013 年農業大臣令第 98 号⁶³で改正された。変更点は農園と小農の配分を変えたことである。同法第 11 条で「企業はプラスマ農民に収穫物の最大 20%を提供すればいい。もし足りない場合には、パートナーシップ関係にある他の小農あるいは大農園から提供すればよい」としたことである。しかし現在のところ、この変更はほとんど実行されていない。その理由はその適地を探すことが困難だということであり、潜在的な参加者はすでに組織化されていて、その土地へ法的な権限を持っているべきだとされているからである (ibid:324)。

2 小農と大農園との力関係

「アブラヤシ農園発展における会社と小農とのフェアな提携関係」と題するオックスファムの報告書もこの大農園と小農との土地配分比率の逆転を批判している。少し長くなるが以下に引用する (Aidenvironment, 2014 : 25)。

NES (中核農園小農方式) モデルの概要は法律で規定されていて、このモデルの持続可能性のほとんどはそれによって決定されている。それはしばしば地域の発展に寄与し、地域社会と移住者に付加的な利益をもたらすと企図された。しかしながら、このモデルの実行はいくつかの国で地元社会にあまりいい影響をもたらさなかった。例えばインドネシアのプランテーションモデルでは、中核農園と小農との土地配分の比率は元々の 20 : 80 から最近の法改正によって 80 : 20 へと変更になった。このことは、搾油工場は(その生産性を)小農に依存することを減らしてしまい、結果小農の投資意欲を減衰させることになった。搾油工場はその全生産能力を上げて操業する際年間の一定期間を小農からのアブラヤシ果房の供給に依存しなくてもいいという変化を引き起こし、小農は信頼できる市場へのアクセスを失うことにつながった。さらに、アブラヤシ園 2ha というのは小農に十分な収益を与えることが可能であるかどうか疑ってみる必要がある。2ha というのは平均的な農民がやっと生存を維持する程度の広さである。そうではなく、大農園企業がもっと広い土地を分け与えることができれば小農にそこそこの収入をもたらす、投資意欲を増大させるであろう。県条例によっていわゆる独立搾油工場、つまり農園を伴わない搾油工場の設立を支援することも、あるいは制限することもできる。そうした工場は独立自営の小農にとってし

⁶³ Minister of Agriculture Regulation No. 98/Permentan/OT.140/9/2013 on the Guidelines for Licensing of Plantation Businesses

ばしば重要な市場である。彼らはその生産能力以下で操業をしている搾油工場との間で、どこに果房を納入したらいいかという競争関係で優位を占めることができる。もちろん、独立した搾油工場を設立するリスクを考慮する必要があるが、そうした搾油工場があることで会社と地元社会との非対称関係を低減できる。

ここで指摘されている、会社と地元との非対称関係ということの意味は重大である。筆者が調査した西スマトラ州西パサマン県では9つの搾油工場があるが、地元の小農は「それでは足りない」と言っていた。会社に従属しているプラスマ農民はその会社が持つ搾油工場にFFBを納入することが義務付けられているが、独立自営農民の場合、少しでも高く買ってくれる工場に納入したがる。FFBは原則24時間以内に搾油工場に納入しないと劣化してしまうので、工場が足りない、あるいは数は足りても24時間操業をしない場合、農民側に不利な値段で売らざるを得ないことを意味する。だから場合によっては、もっと高く買ってくれる工場があれば、リアウ州のプカンバルにまで運ぶというケースも出てくる（中島、2013：133）。

デレック・バイヤーリーは、茶、ゴム、アブラヤシ、キャッサバ産業における熱帯アジアの土地利用の形態は、20世紀を通して大規模農園から小農へという変化を示しているという。アブラヤシは1920年に初めてコンゴとスマトラでリーバー・ブラザーズ（後のユニリーバUnilever）によって大規模農園で生産された。⁶⁴ 初期には大規模農園の占める割合が大きかったが、小農が増える傾向が見られる。今やインドネシアでは小農による生産面積が全インドネシアでの生産面積の40%を占めるようになった。表面的にはアブラヤシ農園は大規模農園が卓越するように思われるけれども、年月が過ぎると、ゴムや茶と同じ傾向を示している（Byerlee, 2014:583-54）。

バイヤーリーの指摘は事実として当たっているが、小農による生産が大きく増大していることの背景には小農が提供した土地の配分比率の重大な変化が反映されているという事実を見逃すことはできない。サウィット・ウォッチは土地紛争がますます多くなってきたのは、こうした制度的な改革が背景にあると主張している（Syafi'i, 2016:424）。

3 国営農園の場合

国営農園の場合、植民地時代にオランダ企業が永借地権を設定し、プランテーション事業を行っていた農園を接収したケースが多い。

西スマトラ州西パサマン県にある国営第6農園は、1925年に永借地権が設定されたアブラヤシ農園が始まりである。独立革命時代（1945～49年）にオランダ人経営者が去り、主の去った農園を周辺のミナンカバウ人とジャワ人移民が耕作していたが、ドイツの資金援助を得て、1980年国営アブラヤシ農園として再スタートした。もともと12,000haの土地があったが、中核農園6,000ha、プラスマ農園6,000haに分割した。⁶⁵ 長く耕作をしていた周辺の農民には一世帯2haの土地が与えられ、1,600万ルピアの融資が与えられた。この地はアブラヤシ栽培に適していて、植え付け後30年を経てもまだ十分な収穫量をもたらしている。プラスマ農民は初期に十分な技術指導を受け、また21世紀に入って

⁶⁴ 1911年に始まる（本章第1節参照）。

⁶⁵ この時のプラスマ農民はトランスミグレーション政策によるジャワ人移住者ではなく、地元のミナンカバウ人である。

からのアブラヤシブームに乗り、初期の借金をすでに完済した（中島、2013：121-27）。

メダンに本部のある国営第3農園の場合、デリと呼ばれた北スマトラ・プランテーション地帯の外国企業の農園を1958年の国有化によって接收した。そうした農園跡地は、1968年、1974年の国営企業化に向けての制度改革を経て、1996年国営第3農園として統合された。⁶⁶なお、国営農園でも1986年に操業を開始した西カリマンタン州サングウ県ダバット村アンベラの国営第7農園（のちに第13農園になる）の場合には、現地のダヤック人から14,000haの土地を提供されたが、その後当初の土地分配の約束を守らないなど、民間農園とまったく変わらないケースもある（White & White, 2012:1000）。

第3節 増大する小農

1 ジャンビ州におけるアブラヤシ農園開発

ジャンビ州はインドネシアでも有数のアブラヤシ生産地である。2017年統計によると、インドネシアの各州におけるCP0生産量1位はリアウ州、2位は北スマトラ州、3位は中カリマンタン州、4位は南スマトラ州、5位は東カリマンタン州、そしてジャンビ州は6位である（Direktorat Jenderal Perkebunan: Statistik Perkebunan Indonesia Kelapa Sawit 2015-2017:11）。ジャンビ州におけるアブラヤシ開発の跡をたどるために以下いくつかの統計データを用いる。

まず、1996年から2012年までのジャンビ州における土地利用の変化を検討する。稲、ゴム、アブラヤシの1996年から2012年までの土地利用状況の変化の中で、期間全体を通じて稲（Paddy）の利用が最も多く、50万haから65万haへと緩やかに増加している。これに対してアブラヤシは1996年の15万haから55万haへと急上昇していて、短期間のうちにジャンビ州の主要作物へと急成長した軌跡が伺える。ゴムも伸びているが、2006年の50万ha超をピークに下がっている（Gatto, Wollni, Qaim, 2014:3）。

次にジャンビ州におけるアブラヤシの栽培面積とCP0生産高を検討する。1990年に45,000haの面積、32,470トンの生産高しかなかったものが、2012年には63万ha、171万4,600トン、2017年には75万ha、207万トンの生産高へと急拡大している。⁶⁷さらにジャンビ州における搾油工場の増加（2006 - 2010）の統計を見ると、2006年に18あった搾油工場が2010年には33と2倍近くに増えている（Erfit, 2017:30）。もっと細かく各県ごとの搾油工場数（2010年）を検討すると、ムアロ・ジャンビ県とマラッカ海峡沿いの泥炭湿地帯の続く西タンジュン・ジャブン県で7工場と最も多く、次いで中央部のサロラングン県が6工場、その周囲のムランギン県4、テボ県3、ブンゴ県3となっている（ibid:30）。

2 ブンゴ県における小農の増加と紛争

2-1 フェイントレニー報告

2007年に導入されたパートナーシップ政策のコミュニティレベルでの影響について、詳細な報告がフェイントレニーらによってなされた（Feintrenie, Wan, Levang, 2010）。

⁶⁶ 以下の記事による。Sejarah Perusahaan - PTPN III.

⁶⁷ Imdah & Endrizal (Year not mentioned:133), およびDirektorat Jenderal Perkebunan: Statistik Perkebunan Indonesia Kelapa Sawit 2015-2017 (2018:11)の統計数字より引用した。

フェイントレニーらの調査はジャンビ州ブンゴ県で行なわれた。その結果、アブラヤシ企業とコミュニティとの間のコンフリクトの主要な原因は、不明瞭な土地所有関係であり、小農の協同組合でのリーダーシップがたびたび欠如していることであると分析されている。そして「小農と企業との公平なパートナーシップがあれば、アブラヤシは小農にとって友好的な作物になる」と期待している (Feintrenie, Wan, Levang, 2010:394)。彼らの研究は本稿にとって非常に重要なので、以下それを詳細に検討する。

20 世紀初頭になってジャンビにゴム (*Hevea Brasiliensis*) が導入され、稲作にとって代わった (ibid:380)。ブンゴ県での最初のアブラヤシ会社は PIR (NES) 方式で公的には 1983 年に始まった。しかし、クアマン・クニン (プルパット郡内) での森林伐採と農園開発は 1988 年に始まった。2006 年統計によると、中核農園 10,256ha、PIR-Trans 方式でのプラスマ農園 11,480ha、KKPA (組合員融資型 PIR) 方式による小農が 9,012ha、独立自営農民 2,085ha である。4 つの搾油工場があり⁶⁸、毎時 240 トンの CP0 生産が可能である。

ブンゴ県で一般的な NES による配分方式によると、会社に自分の土地を提供した地元民は 70/30 の配分比で土地を受け取る。70%は会社、30%は地元民。だが植栽費用の 30%はプラスマ農民が払わなければならない。土地代が高騰し、土地が不足してくると、地元民はますます NES に参加したがる。そこで会社は 60/40 の配分案を提案している。NES に参加すると、改良された苗木を受け取ることができ、また会社から技術指導を受けられる有利さがある。アブラヤシはいまだに大方の農民には新しい作物で、小農の大部分は農園管理の基本に無知である (ibid:387)。

ブンゴの小農には中核農園に依存するプラスマ農民、KKPA による小農、それに独立自営の 3 種類がいる。彼らの負債は大きく、場合によっては返済できないというケースも出てくる。そこで小農組合のリーダーシップも成功の要因である。リーダーたちが正直で有能な場合、会社と農民はウィンウインの関係になる。ブンゴのある組合は、植え付け後 5 年目で返済を開始した。しかし、大多数の農民は返済の繰り延べを選択し、8 年後から開始するケースが多い。木がまだ十分な生産性を備えていないからである。⁶⁹他の組合ではリーダーの更迭となった。

3 つの紛争がある。

1 つは、タナー・ツンブー郡での村と会社との衝突 (1994~1998 年) である。4 つの村が森林省から会社に与えられたコンセッションへの権利を主張した。彼らは会社からもらった補償を不満とし、1998 年の政変時に最も深刻になった。最後は村人が会社の本部を焼き討ちし、結果会社は操業を停止した。明確でない土地保有と地元民との協議の欠如がこの紛争の原因である。人々はジャカルタが作成したプログラムに従うよう要求されてきたが、改革時代になって自身の土地権を主張することをためらわなくなった。

2 つ目の紛争は、プルパット郡での紛争 (2001~2002 年) である。それは、村と移住者へ与えられた土地との境界の不明瞭さから生じた。紛争は村と会社の間ではなく、2

⁶⁸ Erfit (2017:30) によると、ブンゴ県の搾油工場の数は 3 である。

⁶⁹ アブラヤシは、植え付け後 25 年間は生産可能だといわれているが、生産のピークは 15 年後のことである。その前後の数年間が最も生産性が高いといわれている。

つの村の間で起きた。明確な土地台帳がないため個人だけではなく村間でも確かな土地権の主張ができない。⁷⁰

3つ目の紛争はバティン・ティガ・ウル郡のスンガイ・トゥランで2004年に起きた。村人は開発計画に同意し、村の土地1,000haを提供した。その条件として移住者と同数の村人が参加することであった。移住者が2004～2005年にやってきたが、アブラヤシの会社は来なかった。現在に至るまで村人も移住者も会社が来ることを願っている。移住者は自前でアブラヤシを植栽した。すると土地不足から村人と移住者との間で緊張が高まった。結果村人は移住者を追い返し、自分たちの土地を取り戻すことを主張し、焼き討ちなどの暴力的な事件が発生した(ibid:389-91)。

企業の支援を受けない自営農民の経営は厳しい。農民はアブラヤシもゴムも同時に維持する傾向にある。アブラヤシは苗木や農薬でお金がかかるといわれているが、ゴムも同じである。そのため農民は地元で提供される苗木を使う(ゴムもアブラヤシも)。そのため、独立小農の生産性はゴムもアブラヤシも低い。アブラヤシは植え付け後4年目から収穫が可能である。地元の中規模の農民だと10～50haの土地を持っている。これは1998～2008年のゴム園の拡大期にそうなのであるが、彼らもまたすでにアブラヤシ産業に参入している。一部はNESの小農として、一部は独立自営農民として。

通常のゴムは植え付け後7年目からタッピングが可能だが、ブンゴの農民は高収量品種を利用していないため、収穫までに10～11年かかる。⁷¹その間農民は他の手段で生計を立てなければならない。植栽の間に野菜などを植えたり、他の農園で賃労働をしたりする。

小農は投資がすぐ回収できる作物を好む。けれども彼らはゴムをあきらめてアブラヤシに転換することはない。むしろアブラヤシもゴムも維持する傾向にある。ゴムもアブラヤシも季節による収穫パターンがある。ゴムは雨の日は収穫できない。樹液が雨でカップの外に流れ出てしまうからである。つまりゴムの収穫は乾季に行なわれる。一方、アブラヤシは大量の水が必要で雨季に収穫が最高となる。その結果労働力の利用という観点からいうと2つの作物は相互補完的となる(ibid:391-92)。

結論として以下のことが指摘されている(ibid:394-95)。

- (1) アブラヤシが到来するまではブンゴ県の農民は水田とラダン(畑)での陸稲、それにゴムが主要な作物であった。米は自家用で、現金はゴムから得ていた。
- (2) アブラヤシ栽培の選択に重要な3つの要因があった。それらは、労働力が過重にならないこと、投資に対するハイリターン、会社や銀行との提携関係である。
- (3) アブラヤシは新たな仕事と収入の機会を提供した。独立自営農民はアブラヤシを十分な利益をもたらすものだと考えているが、農民は必要な技術を欠き、高収量品種の苗木に手が出ない。

土地紛争に関して以下のことが指摘されている。

- (4) 地元民は会社土地を提供する用意があるが、公平な開発体制を望んでいる。つま

⁷⁰ 西スマトラのナガリ間の境界争いが、改革時代にも引き継がれ、より深刻な紛争へと発展したことを筆者は報告している(中島、2011:29-30)。

⁷¹ この記述からすると農民が植えているのは野生種(Karet Alam)のゴムである。第3章第3節2「先住民族、マシヤラカット・アダット——ワルシによる支援活動」参照

り、土地の提供に見合う十分な利益の還元があることである。実際には、あまりも大きな割合を会社に提供することへの不満がある。

(5) 会社に土地を提供するよりも、自分自身の土地でアブラヤシを栽培することを望む。

(6) 会社は果房の搾油とマーケティング、それに自営農民の技術指導に集中すべきである。エステート経営に特化した経営は時代遅れである。

2-2 小農の生産性の低さ

以上で述べてきた独立自営農の生産性の低さは他のデータからも支持される。大農園の1ha当りの果房収穫量が21.3トンであるのに対して、独立自営農は10トンに過ぎない(Zen, Barlow & Gondowarsito, 2005:12)。1,069人の小農の調査結果を分析したIFC(International Finance Cooperation)レポートでは「平均3haの農園を所有する小農は、年平均1haにつき13.1トンのFFBを生産する。樹齢を考えると、農園に縛られたプラスマは独立自営農よりも年平均1.5トン、10~15%多い果房を生産する。生産性のギャップは特に耕作の初期段階で大きく、16年経過するまでその差は埋まらない。しかしその頃になるとパーム樹の最も高い生産期は過ぎてしまう」(IFC, 2015:10-11)。

永田淳嗣氏と新井祥穂氏によると、リアウ州の小農(自営農Swadaya Murni)の収益性は、大農園とPIR農民との間で2.5~3倍の格差があるという。彼らは、PIR農民の成功に刺激され、地元民や他の地域から流れてきた住民が、ゴム価格の低迷を背景に、アブラヤシ農家になるというケースである。彼らの農園は管理が不十分で、耕作放棄されているケースもある(永田・新井、2006:51-60)。

西パサマン県農園局での筆者のインタビューでは、大農園と独立小農の間では「苗の種類も、農園の状態も格段の差がある。中核農園の月平均収穫量が2.2トン(年26.4トン)であるのに対して、プラスマ農民は1~1.2トン(年12~14トン)と、約2倍の差がある」と説明された。

大農園以外の人々が実際種子をどうやって手に入れているのか、西パサマン県でのこの仕事のエキスパートであるAHL氏にインタビューをすることができた。以下はその概要である(中島、2013:130-31)。

自分は1945年生まれのマンダイリン人で、両親はメダン生まれである。20年前からこの仕事をしている。その前は小学校の教員をやっていたが、給料が安かったので辞めた。自分は新種を開発する技術を持っていた。メダンから親木を取り寄せ、それを接ぎ木して増やしてゆく。クローン技術の応用である。農園局からその技術を認められ、「事業」として遂行する許可を得た。育苗用の土地を4カ所持っている。合計6ha。すべて地元の住民から借りたもので、借料は5年間で500万ルピア。買うよりも「安い」。

農園局が自分の育てた苗を買いに来る。農民で自分の種苗を買いに来るのは、そのうちの25%に過ぎない。その他の農民は、品種改良以前の種苗を使っている。そうした品種改良以前の苗は病気に「弱い」。また、質が悪く、生産性も低い。こうした種苗販売は違法であり、ライセンスもないのだが、販売者の多くは、農民を騙している。

年に4種類の種苗を農園局が買い付けに来た頃は、月8,000~9,000万ルピアの収入があった。今年はゴムだけの注文なので、1,500万ルピアほどの収入しかない。

小農にとって、アブラヤシの種子をどう都合するかは重要な問題である。一つの果房

に数千個の種子がついていて、その種が発芽する。ところが、自然の状態ではなかなか発芽しないのがアブラヤシ栽培の難点である。種子の発芽を促すためには特別な技術が必要であり、そうした技術は資金のある大規模農園でないと開発できない。

マレーシアでは国家を挙げて、新品種の開発に取り組んでいる。例えば、1果房当たりの生産量を増やすことができれば、それだけ収穫は増える。あるいは、あまり樹高の高くならない品種が開発されれば、収穫可能期間が長くなる。こうした新品種は企業が独占し、農民は高い値段で買わなければならない。

新規参入する農民が理解していないことの一つに、この種子の問題がある。土地を提供し、農園の開発に協力しても、種子代、肥料代など何かと出費がかさむ。そこを十分に理解しないで、バラ色の未来を想定して開発に協力するから、あとで紛争になる（AHL氏とのインタビュー、2010年8月22日）。

筆者が調査した西パサマン県の小農は次のような方法で種苗を手に入れている。「オランダ時代のアブラヤシ農園から洪水などで流出した種子が川の沿岸に流れ着きそこで発芽し、成長した。現在ではすでに何十年となっているので高くなりすぎて、収穫はできない。しかし、種子が落下し、自然に発芽するものがあるので、そうしたものを採取してきて、使う」。大農園の種子を買うと、1本当たり 45,000 ルピア。1カップリング（2ha）当たり 225 - 250 本植えるので、約 11,350,000 ルピア（13 万円）が必要となる。農民にはそんなお金はないので、農園からは買わない。種子の品種がよければ、当然収穫高も増える。小農園の種子は1カプリング（2ha）当たり、毎月 4.5～5 トンの収穫がある。ところが、国営農園の種子だと、9～10 トンの収穫があり、2 倍の差がある（中島、2013：134 - 35）。

2-3 小農の階層化

さらに小農の階層化という問題も他の報告では指摘されている。アブラヤシ農園研究で世界をリードする ANU のジョン・マッカーシーはインドネシア人カウンターパートのゼンとともにジャンビ州の4つの村における小農の比較研究を行ない、以下のように述べている。⁷²「ジャンビではこの計画は国営企業の投資として NES（PIR）が始まった。数度の試行錯誤の後、後にトランミグラシ政策と結合した PIR-Trans になった。多くはインドネシアの華人企業がスポンサーとなった。国家が森林や村の土地へのアクセス、インフラ、それにクレジットを提供する。主要な要素は、農民から提供された土地を農園の土地と小農の土地に 20 対 80 の割合で分配することであった。小農はさらに植栽の費用、初期の生活費をクレジットで支払う。この NES スキームは、「国家の土地」とみなされた土地に対する政府が発行した「土地利用許可証」の下、農園開発のコアとして提供された土地

⁷² 定義上、小農とは 25ha 以下の農園所有者のことだが、筆者の西スマトラ州での調査で、一人で数十 ha も所有している「小農」がいる実態を明らかにできた。中島（2013：131-349）から以下引用する。西パサマン県労働社会局長の M 氏は西スマトラ生まれのジャワ人であるが、「12ha の収穫可能なパーム農園を買った。銀行からの融資と自分のお金を使った」そうである。他の局長の中には「50～100ha 買った者もいる」とか。M 氏は自分の部下にどれぐらいパーム農園を持っているかを尋ねた。一人の男性は 1 カップリング（2ha）と答え、他の女性は 2 カップリング（4ha）持っていると答えた。こうした人々はすべて「不在地主」で、ほとんどの仕事を外注している。M 氏の場合、「必要経費を差し引いても、月 1,500 万ルピアの収入がある」と明かしてくれた。また、西スマトラでは村の共有地の中で未利用地をナガリの許可を得て自分でアブラヤシ園に転換する人も多い。

を永久的に移転させることを含んでいた」(MaCarthy & Zen, 2016:117-21)。

どの村にも「エリート」の村人がいた。通常彼らは地元の役人、ゴムの仲買、店のオーナー、あるいは村長であった。彼らは他の村人のゴム園をシェアクロップ（インドネシア語はBagi Hasil）という名目で他の村人に働かせることでゴム園を買い上げていた。そして、マッカーシーらは村の中に4つの階層があることを指摘した（ibid:124-26）。

(1) 豊かな農民

平均的に20haの土地を所有する。多くは1990年代に最初のアブラヤシ園を開いた。また、多くは貧しい村人から危機の時にゴム園を買った。ジャワ人移民を労働者として雇い、品質のいいアブラヤシの苗木を利用することができないにもかかわらず、彼らの収入の43%はアブラヤシ園からのものである。

(2) 平均より上の農民

平均6haの土地を所有する。年収8,000ドルの収入をもつが、その3分の1は農業外の収入である。小規模な商業、低いレベルの村役人の仕事を行なっている。

(3) 貧しい農民

ムラユ人の大多数は高収量のアブラヤシの苗木を手に入れられず、収穫差は3倍にもなる。彼らは小規模なゴム園、他の村人の賃労働、新規アブラヤシ園での労働などで収入を得ている。政府はたびたび彼らに高収量苗木を与えるよう要請しているが、実行できていない。そのため、彼らの年収は2,500ドル止まりである。

(4) 労働者

これはさらに2つのカテゴリーに分けられる。土地なしになった村人とジャワからの移住者で土地が手に入るのを待っている人たちである。

3 ムランギン県の小農

この小節に関する報告は、中島（2017：76 - 78）にすでに発表している。以下はその再録である。

ジャンビ州の沿岸部と中央部では、すでにアブラヤシ農園に大部分が覆われているが、丘陵部ではクリンチ県を除いたブンゴ県、ムランギン県でも次第にアブラヤシへの転換が進んでいる。「ジャンビ州ブンゴ県ムランギン県におけるアブラヤシ農園の拡大と森林被覆率の変化」という論文では、衛星画像を駆使して、ジャンビ丘陵部の2県（ブンゴ、ムランギン）の1988年から2013年までの15年間の森林被覆率の変化を読み取っている（Tarigan, Sunarti, Widaliza, 2015:190-205）。その結果、カリマンタンで起きたような熱帯林の一次林が大規模農園開発で失われていくということは少なく（8%）、他は森林伐採、アグロ・フォレストリ、灌木林の転換の結果として起きていると結論付けられている。簡単に言うと、二次林がアブラヤシ農園に転換されているという。

表2-2を見ると、ジャンカット郡（その中心地の海拔1,035メートル）を除いて、ゴムは県内の各郡でまんべんなく栽培されている。ムランギン県は半分が海拔100メートルほどの平地であり、それからなだらかな丘陵地が南西に広がり、やがて急峻な山地になってクリンチ県とベンクルー州につながる。アブラヤシとコーヒーは対象関係にある。アブラヤシに対してコーヒーは海拔高度が500～2,500メートルの高地で最

も適している。アブラヤシ生産の多い郡ではコーヒー生産は少なく、逆にコーヒー生産の多い郡ではアブラヤシ生産は少ない。クリンチ・スブラット国立公園への違法入植者数万人がいるルンバー・マスライ郡の中心地は海拔 540 メートルでまだアブラヤシ生産は可能だが、アブラヤシを栽培しているのは 546 ha とわずかである。一方、コーヒーは県内の全生産の 70%（面積比）を占めている。この統計の中には違法入植者の栽培するコーヒー生産は出てこない。

高度が 700 メートルより低い地点において、ムランギン県の人々はどのような条件の下でアブラヤシを受けいれているのだろうか？以下、筆者の 2017 年のフィールドワークのデータから記す。

2011 年時点でムランギン県には 13 の大規模農園がある。⁷³バンコ市の近郊ランリン村にシナル・マスグループの KDA 社が 1991 年操業を始めた（中核農園 600 ha、プラスマ農園 1,400 ha、合計 2,000 ha）。村長の K 氏はジャワ人移住者の二世で「1970 年代は森にはまだ大きな木が多く、それを伐って売っていた」。その後、1980～81 年に政府のトランスイミグレーション政策でジャワ人がやってきた。今では、全住民（800 世帯、2,589 人、2014 年統計）の 75%はジャワ人で、残りの 25 %が地元の間人（ムラコ系）。「村長選挙などでは移住者と現地住民との間でコンフリクトが生じる。だが村長には人口の多いジャワ人になる」。

ムランギン県には数万人のジャワ人が来た。地元民は何十年も前からゴムを栽培し、移住者は資金を持っている場合、アブラヤシを植える傾向にある。地元の村人はアブラヤシを「金がかかる」といって敬遠する傾向にある。アブラヤシは初期投資が必要で、いつも肥料をやり、管理が大変である。一方ゴムは肥料が要らず、手入れも簡単なので、歓迎している。移住者の多くがアブラヤシ栽培に従事するのに対して、地元の住民はゴム栽培を好む傾向にある。ブンゴ県もムランギン県と同じく移住者が多い。まだ未開発の森が豊かに残されていた時代があった。

スンガイ・マナウ郡の状況を見てみよう。南西に位置するクリンチ・スブラット国立公園へと続くなだらかな丘陵地に位置し、その中心部の海拔は 209 メートル、人口は 2016 年に 10,099 人である。水田耕作の村で、日本軍占領時代にゴム栽培が始まり、今では 70%の住民がゴム栽培を行なっている。2004 年にアブラヤシ栽培が始まり、現在 30%の住民が栽培している（独立自営農民）。だが、資金と技術の不足から十分な収穫は見込めない。

村では「雨季には田の仕事、乾季にはゴムの採取、金の採取は年中やる」といわれていて、金の違法採取は村人の副業として定着しているが、マイナス面も大きい。村の指導者の一人は 9,000ha ある生産林をアブラヤシ企業に開発してもらいたい、企業の資金とノウハウがあれば村の収入も増えると期待している。彼のこうした楽観的な期待に驚き、他の土地での土地紛争の事例と提携政策の危険性を紹介したら、過去アブラヤシ開発をめぐる詐欺事件が起きたことを話してくれた。2001～2002 年にメダンのあるビジネスマンが、村の森を担保にアブラヤシ農園を開きたいとやってきた。彼は村の森を担保に銀行からお金を借り、それを自分の口座に入金させ、そのまま逃走した。この失敗があるので、そうした話があるときは、お金は村にデポジットとして入金させ、開発が完了後に返済したいとのことであった。だが村の指導者の認識がこ

⁷³ Tribun Jambi, 13 Perusahaan Perkebunan Sudah Beroperasi di Merangin, 5 September 2011.

の程度なら、企業に容易に騙されてしまうのではないかと心配になった。

以上の知見から、ムランギン県の小農（大規模農園に付随するプラスマ農民を除く）の場合、ゴム、アブラヤシ、コーヒーのどれを選ぶかについて、とりあえず以下のような仮説を提示できる。

- (1) もともとの住民はゴムの栽培を好む。アブラヤシ栽培を行なうのは資金を持っているパタック系の移住者である。ジャワからの移住者は大農園のプラスマ農民である。
- (2) 地元の住民のアブラヤシ栽培は、知識、資金の不足から、いい収穫は期待できない。
- (3) 海拔700メートル以上の高地では、換金作物としてコーヒーが好まれる。⁷⁴

参考資料として、ムランギン県各郡のゴム、アブラヤシ、コーヒーの作付面積一覧を示す。この表により、各郡の位置している高度と商品作物の選好の特徴がわかる。

表 2-2 2016 年ムランギン県各郡のゴム、アブラヤシ、コーヒーの作付面積（単位 ha）

番号	郡名	ゴム	アブラヤシ	コーヒー
1	ジャンカット	0	0	1 538
2	スンガイ・トゥナン	1 602	7	1 537
3	ムアラ・シアウ	10 777	223	97
4	ルンバー・マスライ	4 544	145	7 023
5	ティアン・プンブン	4 234	126	36
6	パメナン	4 462	11 766	7
7	パメナン・バラット	4 248	1 189	2
8	ルナー・パメナン	1 138	7 347	1
9	パメナン・スラタン	3 881	4 283	0
10	バンコ	4 948	5 008	18
11	バンコ・バラット	5 147	845	12
12	ナロ・タンタン	4 324	726	26
13	バタン・マスライ	4 901	639	7
14	スンガイ・マナウ	6 643	152	48
15	ルナー・ブンバラップ	8 346	599	134
16	プナンカラン・ジャンプ	3 232	101	92
17	タビール	6 944	2 182	80
18	タビール・ウル	6 829	493	2
19	タビール・スラタン	579	10 819	0
20	タビール・イリール	15 826	3 016	0
21	タビール・ティムール	6 829	2 344	0
22	タビール・リントス	2 997	531	0
23	マルゴ・タビール	5 582	785	0
24	タビール・バラット	14 293	466	0
総計		132 306	53 792	10 860

⁷⁴ 2019 年の補足調査で、シナモンも換金作物として重要なことが分かった。

*Badan Pusat Statistik Kabupaten Merangin, Merangin Dalam Angka, 2017, pp. 153-69 (統計局ムランギン県事務所、「ムランギン県統計 2017」) より筆者作成

小括

インドネシアのアブラヤシ農園開発は、国営であれ、民間であれ、中核となる大農園の周辺にプラスマ農民を位置付ける方式で発達してきた。地元の農民から土地を提供してもらって大農園開発を行なう場合、企業側と農民側との土地の配分の問題がそこに生じる。当初土地を提供した農民側に有利な配分政策ではあったが、実際にはその約束が守られず、それが深刻な土地紛争の原因になったケースも多い。そこで、インドネシア政府は2007年「パートナーシップ政策」という名の下に、企業側にきわめて有利となる土地配分政策を施行した。その結果、大農園に依存するプラスマ農園ではなく、自らの資金と判断でアブラヤシ農園を経営する独立自営農が急増してきた。全インドネシアにおけるアブラヤシ農園の中で、大農園の占める割合は次第に低下してきていて、小農（プラスマ農園＋自営農園）の占める割合が40%前後になってきた背景にはこうした土地政策の変化がある。

小農の生産性は大農園の半分程度で、このセクターの改善が求められている。ジャンビ州の事例から、資金のある移住者はアブラヤシ農園を開く場合が多いが、地元の農民の場合アブラヤシ農園には金がかかると敬遠する傾向がある。また受け入れる場合でも、これまで経営してきたゴム園をすべてアブラヤシ園に切り替えるのではなく、アブラヤシ受容の損得を慎重に計算し、両者が併存している状況が普通にみられる。アブラヤシは地方の農民に利益をもたらしている側面があることは事実であるだけに、こうした自営農へのケアを今後十分に行なう必要がある。

第 II 部 アブラヤシ農園開発をめぐる土地紛争の実態

第 3 章 ジャンビ州の森の民オラン・リンバの先住民族権——巨大アブラヤシ企業への抵抗と生存戦略

はじめに

大規模なアブラヤシ農園開発は狩猟採集民社会に最も激的な変化をもたらす。インドネシアにも国際先住民運動が及んでいるが、その展開は独特で、理解が難しい。本章では先ず第 1 節で、アブラヤシ農園開発のインドネシア先住民族社会へ及ぼす影響をパプア州の事例を元に論じ、インドネシアにおける先住民族概念の位置づけを検討する。

第 2 節以下では、産業造林とアブラヤシ大農園の開発でジャンビ州のオラン・リンバの生活域が次々と囲われ、狩猟採集による生活が不可能になってきた現状を指摘する。インドネシアの法体系におけるオラン・リンバの位置づけを検討し、彼らに土地基本法上の共有地権は認められているのか、「インディジナス・ピープル」としての権利は保証されているのか、あるいはそのインドネシア語訳であるマシラカット・アダット（先住民族・慣習法社会）による位置づけは十分なのかを検討する。

第 1 節 アブラヤシ農園開発とインドネシアの先住民族の現状

1 パプア州の場合

紛争地でもあるパプアでの土地紛争は先住民族と国家の開発政策との関係を典型的に示しているので、最初に紹介したい。ディアント・バフリアディ氏によれば、パプアでのアブラヤシ農園開発は 1980 年代に始まった。最初は軍の OPM（自由パプア運動）対策とパプア・ニューギニアとの国境問題対策として始められた。軍人をプラスマ農民として「入植」させるなど、軍の作戦とアブラヤシ開発が同時並行で進められた。2003 年パプア州は西パプア州とパプア州に二分された。これに伴い軍管区も二分されることになり、軍には好都合なことである（役職が増える）。パプアでの住民の同意とは、ある地域社会のリーダーが全メンバーの意見を代表するとされていて、きわめて恣意的な同意形成が行なわれている。こうした流れの中でのパプアでのアブラヤシ開発は住民の反発を買い、それは容易に反インドネシア運動へとつながる可能性がある。⁷⁵

このバフリアディ氏の発言は講演会での発表なので、細かいデータは付けられていなかったが、この内容を補強する研究が、ボゴールにある CIFOR（国際林業研究センター）のメンバーによってなされている（Andrianto et al, 2014）。それは、政府、企業、住民のいずれにも配慮した中庸な論調ではあるが、アブラヤシ開発がパプアの先住民族社会に大きなインパクトを与えていることをよく示している。住民はアブラヤシ開発によるバラ色

⁷⁵ 2019 年 1 月 15 日、法政大学国際文化研究科と JANNI（日本インドネシア NGO ネットワーク）との合同研究会での、ディアント・バフリアディ Dianto Bachriadi 博士の発表、'The Land of Hope', Human Rights Violation, and the Right to Self-determination: Development of Palm Oil Plantations in Papua による。ディアント氏は元国家人権委員会（KOMNAS-HAM）副委員長であり、現在はバンドンにある土地問題情報センター [ARC] 代表である。2018 年 8 月から半年間京都大学東南アジア研究所の客員研究員として滞在した。

の未来を夢見るが、土地の譲渡の意味を理解していない。補償金の少なさに「それは譲渡ではなく、借地契約」であると思っていたとも言っている。あるいは住民の意思決定のプロセスも明確ではなく、最終的には軍、警察などの存在におびえながら、同意を強制されている。

パプアでのアブラヤシ農園開発が急拡大するのが 2008 年で、2012 年には 150 万 ha の農園開発計画があり、2014 年にはさらに 200 万 ha の計画がある。2007 年にパプア州に 29,736ha、西パプア州に 31,374ha のアブラヤシ農園がある。2010 年にパプア州のコンセッション域が 143,000ha に拡大した。西パプア州では 42,390ha の新規農園が開かれた。パプアでは投資の費用が高いことと地元民から土地を獲得することが難しいため農園開発が遅れている (ibid:1)。

ボーフェン・ディグル県 (Boven Digoel District) は以前メラウケ県の一部であったが、2002 年に分離した。2010 年センサスでは、55,822 人の人口がいる。先住民の 90% 以上が村に住んでいる。彼らは狩猟や森の産物を採集することで生計を立てていた。最近は農耕、野菜栽培も行なっている。また中にはゴム栽培を行なう者もいて、現金収入源となっている。⁷⁶

TSE 社 (PT Tunas Sawa Erma) はコリンドグループ傘下の一企業である。⁷⁷1993 年から木材伐採をやり、24 万 4,000ha にコンセッションを得ている。1998 年アブラヤシ・ビジネスをパプアで開始した。TSE 社は、14,783ha を有する POP (Palm Oil Project) A と、19,486ha を有する POP B に分かれている (ibid:2-3)

BPN (国家土地局) の規定により 1 州内での 1 農園の規模は 2 万 ha 以下、あるいは全インドネシアで 10 万 ha 以下とされている。ところがパプアのような特別州の場合、その面積が 2 倍となる (ibid:5)。

先ず投資者は県知事より立地許可 (Location Permit) を得なければならない。土地取得手続きに関する農業大臣令 1994 年第 21 号 (The State Minister for Agriculture's Decree No. 21/1994 on the Procedure for Land Acquisition) に基づき、土地権の移転に伴い、補償がなされる。いったん土地の移転がなされた場合、土地の所有者は国家土地局の役員らの証人の前で書類にサインをしなければならない。2001 年パプア特別州法

(Law No. 21/2001 on Special Autonomy for the Papua Province) は投資者に地元のコミュニティが農園の操業にコミットし、住民の慣習法的土地権を尊重しなければならないと規定している。

慣習法共同体の共同的／私的権利に関するパプア州特別法 2008 年第 23 号 (Papua Province Special Regulation No. 23/2008 on the Communal and Individual Rights of Customary Communities) によると、農園への投資には地元の同意が必要である。同法は慣習法共同体⁷⁸の存在を認めている。その条件は一つのユニットとして機能し、慣習法が伝統社会的な構造を維持している場合である。パプア州知事令 2001 年第 50 号は、慣習法の

⁷⁶ つい最近まで狩猟採集社会であり、オラン・リンバの状況ときわめて近い。

⁷⁷ 48 年前から操業をしている韓国系企業。製材、パルプ、アブラヤシ開発、製造業など多角的な経営、パプアでの製材、アブラヤシ農園開発が中心 (コリンドグループのホームページより)。ホームページでは環境に配慮していると謳っているが、今でもパプアの原生林を伐採していると、次の記事で批判されている、Mighty Earth, Korindo Group Still Destroying Pristine Rainforest in Papua, March 7 2018.

⁷⁸ 英語では Customary Communities と表記されているが、その条件からして Masyarakat Hukum Adat (慣習法共同体) のことである。

土地所有者たちが補償を得る法的根拠を示している。この知事令によると、補償は森と森林資源の減少に対して、慣習地から伐採された木材の販売によって会社からなされる。TSE社は最終的に 34,270ha の土地を取得した (ibid:5-7)。

TSE 社の 2 プロジェクトがどのようにして土地を獲得していったかは興味深い。まず、POP A の場合、土地取得は以下のように行なわれた。

慣習的な土地所有者たち⁷⁹は最初ほとんど情報を与えられなかった。1997 年、村長が県知事に呼ばれて、クラン（氏族）の同意を得るよう説得された。だが村に帰ると、村長は会社の計画も補償金のことも何も聞いていないと村人に話した。慣習地の所有者たちはその話に納得はしなかったけれども、それ以上あえて質問はしなかった。彼らは軍の施設が近くにできるので、土地問題で紛糾することを恐れていたのである。その後村に県と森林省の森林管理官のチームが来て測量を始めた。そして何人かの慣習的土地所有者たちはメラウケまで呼び出され、ある書類にサインするよう求められたが、彼らは字が読めなかった (ibid:7)。

県によると開発対象地には 5 つのクランがあり、彼らは 14,000ha の土地を所有していた。5 つのクランは会社から 10 億ルピア（約 77,000 米ドル）受け取った。後に彼らは受け取ったお金があまりにも少ないので、それは補償金ではなく、許可依頼の費用であると主張した。一か月の混乱の後、会社からの補償金が三者（村長、郡長それに会社）のサインによってなされたため協定は成立したことが判明した。最初 5 つのクランは毎月銀行から支払いを受けていたが、村長が個人的な利益のために不法にその金を引き出していたことが分かった。その結果残ったお金は 5 つのクラン間で等分された。2007 年 7 月 22 日のことである (ibid:8)。

次に、POP B のケースは以下のものであった。

このケースだと 2 つの村がある。A 村には 11 のクランがあり、7,000ha の土地があった。B 村には、25 クラン、12,000ha の土地があった。この地区の人々は最初 POP B のプロジェクトに乗り気であった。彼らの古びた村が活気のある県の中心地になることを期待した。2005 年 8 月トライブの集会が開かれ、慣習地の所有者たちは彼らの条件を読み上げた。TSE 社のシニアマネージャーは、人々の要求を受け入れることを約束し、さらに追加の約束さえした。森が開かれた後、会社は BPN に事業権の申請を行なった。そこで土地の移転を承認する書類——会社、土地所有者、地元警察長官、地元軍司令官のサインのあるもの——を提示した。しかし、所有者たちはそれが土地権移転の証明書であることに十分には気づかず、後にそれは土地賃貸契約であると主張した。こうした誤解がなぜ起きたのかははっきりしていない。2010 年、POP B は 5 地区に分かれた 7,600ha の農園を取得した (ibid:7-11)。⁸⁰

アブラヤシ農園はこの地に貨幣経済を浸透させた。土地所有者たちはこれまでサゴを採取し、動物の狩猟で森に入っていた。森の樹木を建築材として利用してきた。先住民がアブラヤシ農園に期待したのは消費財と近代的な生活様式であった。だが、実際に農園が来ると、豊かな消費財とコミュニケーションにはお金がかかり、森が開かれると主食のサゴはどこにもなくなった。彼らは支給されるコメに依存し、自律性を失った。ある者はゴム

⁷⁹ パプアでの慣習的土地権は Hak Ulayat といっても、ミナンカバウの共有地権を元にした土地基本法の指す内容とは大きく異なる。パプアは人種文化的にメラネシアに属し、インドネシア領になった過程にも大きな疑問がある。

⁸⁰ その後村人は補償金の増額を何度も要求している。

園を開いて収入を得ている (ibid:14-15)。

確かなのは、TSE 社は国家財政と地方財政に貢献していることである (ibid:16-17)。コリンドグループのホームページによると、メラウケ県と BDD 県の地方財政の 30～50% に貢献している。

このような状況がジャンビ州の先住民オラン・リンバにもみられる。だが、土地収用の在り方はオラン・リンバのケースの方がもっと深刻である。その差はオラン・リンバでの土地収用がスハルト時代の 1980 年代に進んだのに対して、パプアでは改革時代に入ってからであるということだろう。

2 2007 年「先住民族の権利に関する国際連合宣言」とインドネシア

2007 年 9 月 13 日、国連総会で「先住民族の権利に関する国連宣言」が採択された。⁸¹1985 年の国連先住民作業部会の作業開始から 22 年後の成果であった。しかし、一部の国から、自決権とそれに対応する先住民族が影響を受ける決定等に「事前の自由なインフォームド・コンセント」(FPIC)を得る義務への反発が寄せられた。その背景について、小坂田裕子は以下のように述べている。「FPIC を得る義務によって、活動計画の規模や影響などについての情報が、先住民族が完全に理解できる言語で提供された上で、その同意が活動の許可または開始に先立って求められ、最終的な同意を付与し、あるいは付与しないという先住民族の選択が尊重されなければならないことを確保するよう要求される。宣言の採択と前後して、環境や開発といった国際法の他の分野でも FPIC を得る義務の尊重を求めるようになっていて、国家や国際機関との間で対立が起きている」(小坂田、2014: 94-95)。

ところが、インドネシアはこの決議案に棄権した。当時の国連大使であるムハマッド・アンショル Muhammad Anshor は、その理由を以下のように説明している。「この宣言のいくつかの条項は未解決のまま残されている。特にだれが先住民族であるかの定義がないことである。そのためにこの宣言が適用されるべき人々がだれであるかを明確にできない。この宣言では ILO 会議で用いられた定義を用いているが、⁸²そこでいう先住民族とは部族社会の人々とは区別されている。インドネシアでは植民地時代の全民族がそのまま変わらずに残されているので、宣言の中の権利は先住民族以外の人々を完全に排除していて、インドネシアでのコンテクストには適用されない。インドネシアは先住民族の権利を促進するようさらに努力する」。⁸³

⁸¹ 賛成 143 か国、反対オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、アメリカ合衆国の 4 か国、棄権 11 か国。

⁸² 小坂田 (2017: 55-56) によると、1989 年 ILO 総会で採択された ILO 第 169 号条約のこと。第 1 条で先住民族の定義を行なっている。この定義では「征服者や植民者が海を越えてくることを要求しておらず、その意味で伝統的先住民理解よりも広い捉え方をしている。しかしある特定の地域に征服者よりも先に暮らしていることが要求されるため、その証拠に乏しいアジアやアフリカのエスニック集団が条約の対象外となることも考えられた」。

⁸³ United Nations, General Assembly Adopts Declaration on Rights on Indigenous People; Major Step Forward Towards Human Rights for All, says President, Meetings Coverages and Releases 13 September 2007. MUHAMMAD ANSHOR (Indonesia) noted that several aspects of the Declaration remained unresolved, in particular what constituted indigenous peoples. The absence of that definition prevented a clear understanding of the peoples to whom the Declaration applied. In that context, the Declaration used the definition contained in the International Labour Organization Convention, according to which indigenous people were distinct from tribal people. Given the fact that Indonesia's entire population at the time of colonization remained unchanged, the rights in the Declaration accorded exclusively to

国連決議への棄権についてインドネシアの国連大使が述べているように、2007 年「先住民族の権利に関する国連宣言」には先住民族という言葉の厳密な定義はない。1970 年代以来少しずつ変遷を重ねながら定義づけがなされてきたが、決定的かつ最終的なものはない。さらに、「先住民族側からの自己認識」の必要性が主張されるなど、そもそも全世界で普遍的な定義が存在するのか、あるいはそうした定義が必要なのかという深刻な問題も露呈している(小坂田、2017 : 57 - 62)。

さらに、自国の大型ダム建設が当該地域に先住する部族共同体に影響を与えるにもかかわらず、その FPIC を得ることなく行なわれているとの批判に対して、インドは「インドの立場では先住民族の文言は 1947 年独立時の国民全体及びその後継者たちをいう」と反論し、インド国民全体が先住民族であるとの主張をなしている。これに対して、先住民族権研究の権威であるジェイムズ・アヤタは「先住民族が異なること、自らが異なると考えること、そのように尊重されること」の権利を強調し、「国連宣言は自己の慣習及び伝統に従って、アイデンティティ又は構成員を決定する権利を確認している」とインド政府を批判した。これに対してさらにインドは批判を行ない、国連宣言を受け入れない姿勢を鮮明にしている(同 : 91 - 93)。

3 アマン AMAN の結成

土地紛争を支援する NGO 運動に大きな根拠を与えたのが、「先住民族」(Indigenous People)という概念である。インドネシアでは、そのまま英語が使われる場合もあるが、その英語をインドネシア語でどう表わすべきかが大きな議論になった。最終的には Masyarakata Adat という言葉に落ち着いたが、そこに至る過程で複雑な政治的闘争がみられた。

まず、アマンの創設の過程に深く関わった、サンドラ・モニアガの見解を検討する。彼女は次のように述べている。

先住民族と非先住民族との違いを明確にするのは困難である。1970 年代から 80 年代にかけてこの用語が国際的に使用されるにつれて、インドネシア政府は「全インドネシア人が先住民族である」と主張した。⁸⁴しかし、アジア系外国人(中国人、インド人、アラブ人)の子孫を除いて、インドネシア人のすべてが先住民族といっても、パプアの人々をジャワ人と同列に位置付けられるか?マドゥラ人にダヤック人を先住民族とみなすよう説得できるか?インドネシア国内での「先住民族」の置かれている利害関係が複雑にからんで、この用語のコノテーションは多岐にわたり、政治的な意味合いを含まざるをえなかった(Moniaga, 2008:276-77)。

1993 年南スラウェシの闘争を支援するために集まった NGO たちが、先住民族あるいは部族社会(tribal society)に代わるインドネシア語を創った。「オラン・インドネシア・アスリ Orang Indonesia Asli (インドネシア在来人)」、「マシヤラカット・フクム・アダット (慣習法共同体)」、「バンサ・アスリ Bangsa Asli (本来の民族)」など多くの候補があったが、「マシヤラカット・アダット Masyarakat Adat」(先住民族・慣習法社会)

indigenous people and did not apply in the context of Indonesia. Indonesia would continue to promote the collective rights of indigenous peoples.

⁸⁴ 例えば、小坂田 (2017 : 93) 参照。

に決定された。それは、「特定の地理的な領域にその祖先を持ち、特有の価値、イデオロギー、経済、政治、文化、社会、土地管理方式を持つ人々」と定義された (Moniaga, 2008:281)。

パプアの代表は、「オラン・インドネシア・アスリ (本来のインドネシア)」という言葉だと、彼らの慣習法に対する闘いが分離主義、人種主義とみなされるとして強く反対した。オランダ植民地時代にヨーロッパ人、混血以外の「土地の子」を意味していたプリブミだとあまりも一般的で、単に中国人、アラブ人、インド人でないインドネシア人一般をさすものとして反対したのである。1945 年憲法第 26 条で、「インドネシアの国籍を持つ人は本来のインドネシア人 (オラン・インドネシア・アスリ) とインドネシア国籍を取得した人からなる」と規定し、プリブミに替わる「本来のインドネシア人」という言葉を用いている (Moniaga, 2008:282)。

1960 年土地基本法第 3 条では共有地権の主体として「慣習法共同体」(マシヤラカット・フクム・アダット) が位置付けられている。しかし、1960 年土地基本法で認められた共有地権は、1967 年森林基本法によって、この法律が規定する森林域内部に住む人々には否定された。マレー・リーは「もし認められた場合、それは彼らの文化的多様性あるいは特定の土地との繋がりによってではなく、同質的で、移動し、ネガティブな文化的なカテゴリーである“マシヤラカット・テルアシン Masyarakat Terasing” (隔絶した社会／人びと) というその属性の故であった」と辛らつに発言している (Murray-Li, 2001:654-55)。⁸⁵

1993 年のスラウェシ会議への参加者は英語のインディジナス・ピープルの訳語としての「マシヤラカット・アダット」を闘争組織として組織化し、それを基盤に大衆運動を展開することを確認した。それ以来、インドネシア各地で支援団体が設立された。1998 年のスハルト退陣後、1999 年、アマン AMAN (ヌサンタラ先住民族・慣習法社会連盟) が結成され、バンドンでの第 1 回「アマン会議」には 200 名以上の代表が集結した。そして 2003 年、ロンボックで第 2 回会議が開催された。その時までには国内傘下団体が 927 に達し、⁸⁶国際的な先住民運動と連帯する動きが同時に追求された。

インドネシアの土地紛争の研究で知られるルーカスとウォレンは、「先住民族」という言葉の政治的な背景を次のように説明している。「インドネシア政府は『先住民族』という用語の持つ政治的な意味合いを嫌い、また人口的には少数派であるが、経済力を持つ中国人の政治的覚醒を恐れていた。マシヤラカット・アダット Masyarakat Adat (先住民族・慣

⁸⁵ 1973 年、社会省が孤絶している人々を指す言葉として Suku-suku Terasing を採用した。それはインドネシアの主流となる社会文化から隔絶している人々を指す。数年後 Masyarakat Terasing に変わった。それは特定の小規模なエスニック集団のことである。インドネシア人類学の創始者クンチャラニングラットは 1993 年編著 “Masyarakat Terasing di Indonesia” (『インドネシアの先住民族』) の中で 20 の部族を取り上げている。小規模な狩猟採集、海洋民がその対象である。社会省はその人口を 150 万人と推計した。パプア 60 万人、東カリマンタン 40 万人、その他 50 万人。人類学的に言えば、どのグループがマシヤラカット・テルアシンで、他はなぜそうでないのか、という疑問がある (Persoon, 1998:287-89)。その後社会省によって Komunitas Adat Terpencil (KAT、隔絶した慣習法社会) という用語も用いられるようになった (ibid)。

クンチャラニングラット編の前掲書には、スマトラのサカイ人 (リアウ州)、メンタウェイ島人 (西スマトラ州)、エンガノ島人 (スマトラ島南東部) が取り上げられているが、オラン・リンバは紹介されていない。

⁸⁶ 中島 (2011: 81-86) も合わせて参照せよ。2018 年 11 月時点で、AMAN への参加団体は 2,372 のコミュニティと 1700 万人の支援者がいる。AMAN ホームページ参照。

習法社会)という言葉は、独立以来インドネシアを政治的にも文化的にも支配してきたジャワ人から他の民族を区別する意味で妥当な表現である。国際的な先住民族権という概念の普及に刺激を受け、マシヤラカット・アダットとは文化的マイノリティの集合的な用語になった」(Lucas & Warren, 2003:100)。

2018年8月14日、筆者はジャカルタのアマン事務所を訪ねた。目的はオラン・リンバに関する情報収集であった。主に対応してくれた事務局長のルカ・ソンボリンさんは、スラウェシ島の農耕民族であるトラジャ出身である。ハサヌディン大学で学び、数年間働いた後、奨学金を得て、タイのチュラロンコーン大学で修士号を取得した。2011年以来アマンで働いている。「働いているのではなく、これは自分の天職だと思っている」と語ってくれた。もう一人対応したのは、ニアス島出身のドゥマンさん。メダンに移住後、そこで教育を受けた。2004年の津波のあと、フォード財団の支援でイギリスのバーミンガム大学で国際開発学を学び、2017年よりアマンで働くようになった。この二人の例からわかることは、アマンの運営の中核部は、地方出身者でかつ外国で教育を受けた人たちが多いということである。

アマンの財政について訊いてみた。いろいろなところからの支援がある。インドネシア政府からも支援を受けている。その他に、ノルウェー政府、フォード財団、他の民間財団からの支援もある。さらに先住民族のテキスタイルを売るなどの経済活動をしている。本部でお金を集めるが、それを支部に配分はしない。各支部は独自の財源を持つ。国際的な団体とも関係がある。まず、アセアンの関連団体 AIPP (Asia Indigenous People Pact)、日本のアイヌとも関係をもっている。

第2節 アブラヤシ農園開発のオラン・リンバへの影響

1 オラン・リンバの現状

オラン・リンバ (Orang Rimba、「森の民」) と呼ばれるスマトラのジャンビ州の狩猟採集民はジャンビ州全体で 3,650 人いると推計されている (2008 年 KKI WARSI⁸⁷の統計)。内訳は南ジャンビに 1,670 人、ブキット・ティガプルーの北ジャンビに 450 人、ブキット・ドゥアブラスに 1,500 人となっている。ブキット・ドゥアブラス国立公園はオラン・リンバの地理的な意味での中心である。本稿でも、この公園周辺に住んでいるオラン・リンバの問題を集中的に論じる。2013 年統計局と WARSI との共同作業での BDNP 域のセンサスによると 1,775 人 (13 人のトゥムンゲン Tumenggung 傘下の人口数) が住んでいる。⁸⁸

オラン・リンバ社会はトゥムンゲンのリーダーシップの下に構成される連合体である。ブキット・ドゥアブラス国立公園域に 13 人、テボ県に 3 人、ブンゴ県に 1 人のトゥムンゲンがいる。トゥムンゲンはダトック Datuk と呼ばれていて、マレー系住民の共通の称号であるが、その点でミナンカバウ社会との類似性がある。実際、オラン・リンバの起源を表わす語りの中に、起源はミナンカバウであるとするものもある。トゥムンゲンとは狩猟採集民オラン・リンバの遊動域 (Ulayat Jelajah) を共にするグループの指導者である。優

⁸⁷ 1992 年スマトラの 4 州 (南スマトラ、西スマトラ、ジャンビ、ベンクルー) の 12 の NGO 団体の連合組織として成立した。KKI WARSI (Komunitasi Konservasi Indonesia WARSI (Warung Informasi Konservasi (The Indonesian Conservation Community、インドネシア環境情報フォーラム、本部ジャンビ市)。KKI WARSI, Sejarah Pendirian 参照。

⁸⁸ Taman Nasional Bukit Duabelas, Tumenggung Suku Anak Dalam di Kawasan TNBD

れた個人（ビッグマン）ではなく、家系による継承がなされる。それは首長制に近いが、オラン・リンバに身分制はない。森の中で知らない者に出会ったときに、相手のトゥムングンの名前を尋ね、それで相手がだれであるかを理解する。

オラン・リンバは、ジャンビのスルタン時代からオラン・クブ（Orang Kubu）と呼ばれていた。「クブ」は現地のムラユ語で「臭い、汚い、原始的」とのコノテーションを伴う差別語である（Prasetijo, 2015:46）。そうした中、より中立的な用語としてオラン・リンバ（森の民）が社会省から提案され、彼らを支援するワルシ（WARSI）も推奨しているし、オラン・リンバ自身もこの名称を歓迎している。

ところが、オラン・リンバ以外に SAD（Suku Anak Dalam、内部の民）との呼称もあり、オラン・リンバ自身も好んでこの名称を受け入れている。少なくとも反発はない。しかしながら、問題なのは SAD の指示対象であるオラン・リンバ（狩猟採集民）以外に、同じジャンビ州に住む焼畑耕作民のバティン・センビラン Bathin Sembilan やタラン・ママック Talang Mamak、あるいはリアウ群島州に住む水上居留民のオラン・ラウト Orang Laut も SAD と呼ばれている。オラン・リンバがオラン・クブと呼ばれていた時代にも、バティン・センビランとタラン・ママックの三者もクブと呼ばれていて、外部からみるとこの三者の区別は明確でなかった。それが SAD と呼ばれる現代でも外部からは内部の違いは明確ではない。しかしながら、内部の認識ではお互いの違いは明確である。

2 ブキット・ドゥアブラス国立公園の成立

2000 年ブキット・ドゥアブラス国立公園（Bukit Duabelas National Park、以下 BDNP と略）が成立し、そこはオラン・リンバの生活圏として認められた。それは遊動生活を続けるオラン・リンバにとって非常に大きな決定であった。ブキット・ドゥアブラス国立公園に関する 2000 年林業大臣決定第 285 号、2000 年 8 月 23 日公布第 10 条においては「オラン・リンバの生活と生存資源を保全する」ことが謳われている。⁸⁹面積 60,500ha というこぢんまりとした国立公園である。この決定に先立ち、当時のアブドゥルラフマン・ワヒド大統領は、ジャンビ市でオラン・リンバの代表と会談し、BDNP 決定に大きな影響を与えた。「もしその決定がなかったならば、今頃森はすべてなくなっていたであろう」とワルシ代表のルディ・シャフ氏は述懐している。⁹⁰

1970 年代から 80 年代にかけてのトランスミグラシ政策によってジャワから大量の移住者がジャンビ州にやってきたが、BDNP 周辺のヒタム・フル Hitam Hulu やアイル・ヒタム Air Hitam が彼らの入植地となり、周辺の森は瞬く間に切り開かれた。その後アブラヤシ開発が続き、さらに森は失われていった。政府は BDNP 開設でオラン・リンバ問題はすべて

⁸⁹ この規程については、BDNP 管理事務所のホームページである、Taman Nasional Bukit Duabelas, Sejarah Kawasan 参照。この資料によれば、BDNP 決定の経緯は以下の通りである。

1984 年ブキット・ドゥアブラス生物保護区（28,707ha）が成立した。この決定は、1984 年 2 月 7 日サロランゲン・パンコ県知事令 522/182/1984 によるが、その後ジャンビ州の PPA（自然保護保全局）長が追認し、さらにジャンビ州知事も認めた（決定 52252/863/84）。該当地はその後野生動物保護区になった。ブキット・ドゥアブラスという地名の由来は、この地域がプナイ山（164m）、パンガン山（328m）、クラン山（438m）という丘陵が連続していて、それがブキット・ドゥアブラス（12 連山）の由来である。ここは多くの川の源流である。BDNP 内のその他の地は比較的平坦地が続いている。オラン・リンバ（当時 900 人）の居住域とされた。

その後 2000 年 1 月 28 日、ジャンビ州知事は見解（Surat No 525/0496/perek）を発表し、PT Inhutani V, PT Sumber Hutan Lestari の生産林 38,500ha を合わせて 65,300ha の生物保護圏が成立した。

⁹⁰ 2018 年 8 月中旬から 9 月初旬にかけて 3 週間にわたってジャンビ州で調査を行なった。ルディ・シャフ氏とのインタビューは、2018 年 8 月 30 日、ジャンビ市内のワルシ事務所で行なった。

解決したと思いついでいる傾向にあるが、公園内の環境は産業造林跡地であっただけにいい森は少ない。また、公園外にも多数のオラン・リンバの人々が生活していて、彼らの権利をどう守るのか、という課題はまったく取り組まれていない。森を失ったオラン・リンバにただ小さな住宅を支給しただけではすべて解決とはならない。⁹¹

その後ワルシ WARSI は BDNP のゾーニングを提案した。BDNP は初期の野生生物保護区以外は産業造林に指定されていた土地で、開発が相当進んでいたため、国立公園とは名ばかりの荒廃した森の状態にあった。2012 年、森林省はそうした現状を反映すべく、BDNP を 7 つのゾーンに分けた。

森林省のゾーニングは表 3-1 にまとめた通りである。それによると、中核ゾーンの接する BDNP 南部は特別ゾーンとされている。2000 年国立公園が成立する以前から小農園（プラスマ農園、自営農園）があったところで、植え替え期が来たら、元の森林に戻すエリアである。BDNP 内にアブラヤシ農園があるのはこのためである。BDNP 内ではオラン・リンバに限ってキャッサバや野生ゴムを植えることは可能であるが、アブラヤシは禁止されている。利用ゾーンは研究・エコツーリズム用に設定されたエリアであり、それ以外のゾーンはすべてオラン・リンバの人々だけが利用することを許されている。森林省によるこのゾーニングについてはオラン・リンバの伝統的な土地利用の実態とかけ離れているとの批判があった。⁹²第 3 節で述べる KMB の活動にはそうした批判が反映されている。⁹³

表 3-1 ブキット・ドゥアブラス国立公園のゾーニング

No.	ゾーン名	面積 (ha)	用途
1	中核ゾーン	8,166.63	以前の保護区で、いかなる経済活動も認められない、一部の宗教活動は可能
2	特別ゾーン	2,234.32	2000 年以前に小農の農園のあった場所ですでに何十年と経過、植え替え期が来たら元の森に戻す
3	利用ゾーン	523.85	研究、エコツーリズム用の場所
4	リハビリテーションゾーン	278.64	過去生産林として利用され、森が劣化、元の森の復活を期待
5	宗教ゾーン	6,473.58	オラン・リンバの儀礼を行う場所
6	森林ゾーン	795.18	オラン・リンバの墓、誕生の儀礼（胎盤を埋める）、神聖な場所
7	伝統ゾーン	36,209.20	オラン・リンバだけが利用可能／ラダン、狩猟、畑、住居

⁹¹ Mongabay, Rumah bagi Orang Rimba Gagal Berulang Kali, Mengapa? 19-8-2018.

⁹² BDNP の境界はオラン・リンバの文化を反映していない。Mongabay, Pemerintah Adopsi Aturan Adat Orang Rimba Kelola Taman Nasional, 19-8-2018 による。

⁹³ インドネシアの国立公園管理と地域社会との在り方については、高橋（2014：161 - 81）参照。

(Peta Zonasi Taman Nasional Bukit Duabelas「BDNP のゾーニング地図」より筆者作成)⁹⁴

3 SAL 社の操業とそれへの抵抗

3-1 SAL 社とオラン・リンバとの対立

BDNP 付近では 1980 年代の半ばからアブラヤシ生産が行なわれるようになった。SAL 社 (PT Sari Aditya Loka) は 1988 年操業開始で、アストラ・アグロ・レスタリ社が 90% の株式を保有している。インドネシアの華人系財閥のアストラグループが親会社である。事業権はデボ県知事より 2005 年 2 月に認可され、サロラングン知事より 2005 年 5 月に認可された。SAL 社は SAL1 と SAL2 の 2 社がある。2 社合わせて 33,867.75 ha もの広大な農園を所有している (PT. Sari Aditya Loka 1, Company Profile)。

筆者の調査では、オラン・リンバがどのような手続きを経てその生活環境を失っていったかについて、以下のような証言を聞くことができた。2019 年 8 月 20 日、21 日の 2 日間サロラングン県アイル・ヒタム郡に住む 5 人のオラン・リンバの人々とジャンビ市のワルシの事務所でインタビューを行なった。ブキット・ドゥアブラス国立公園の南西端に当たる地域である。彼らは現在 SAL を相手取って土地の返還を求めている。彼らは次のように土地収用の実態を訴えた。

SAL 社が来るまでは、その土地は我々の遊動域 (Jelajah) であった。当時トゥムングンの数は多くなく、その補佐役のデパティ (Depati) が多かった。けれども、その後人口が増え、グループは枝分かれして、現在 13 人のトゥムングンがいる。ところが、1980 年代になると、突然政府に「ここは SAL 社の土地になるのだから、土地を明け渡せ」と迫られた。何の補償もなく、土地を追われた。当時覚書や売買契約書のようなものは一切なかった。

オラン・リンバの土地収用の実態がアンタラ・ニュースで報じられている。⁹⁵ クリンチ・スブラット国立公園 (138 万 ha) とのバッファーゾーンをなすブンゴ県南部のブジャン・ラバの森にもオラン・リンバのコミュニティ、約 50 世帯が存在したが、2012 年に 4 つのアブラヤシ農園会社により 3 万 ha (生産林) の土地から追われた。一世帯当たりわずか 20 万ルピア (当時のレートで 1,700 円) の「補償」と、将来的には農園の収穫の配分があるという甘い約束が与えられただけであった。豊かだった森は消え、元の狩猟採集民には戻れず、今や彼らは分散して居住し、周囲のマレー系住民のための仕事をしながらなんとか暮らしている。これが 2012 年の出来事だから、1980 年代の土地収用がどれほどオラン・リンバの権利を無視してなされたかは容易に推測できる。

ワルシの報告によると、オラン・リンバは SAL 社の農園周辺の 11 カ所に 130 世帯、505 人が住んでいる。彼らは生まれると命名の木を必要としていて、そこがオラン・リンバの生活の拠点であったが、今ではそうしたものは存在しない。⁹⁶ 彼らの一部は政府支給の住宅に居住し、中にはテント生活を送っている者もいる。

⁹⁴ この地図内に、BDNP のゾーニングの詳細が説明されている。

⁹⁵ Antara News, Bukit hunian Orang Rimba dibabat, kompensasi Rp200 ribu, 2 Agustus 2012.

⁹⁶ 2019 年 8 月インタビューした 5 人のうち、2 人がテント生活、3 人は政府支給の家で住んでいる。

森を失い、SAL 社の農園や移住してきたジャワ人や地元のムラユ人のプラスマ園周辺で暮らしているオラン・リンバの人々の生活は悲惨である。

アブラヤシ農園とコンフリクトを起こし、この 15 年間に 14 人のオラン・リンバが死亡したことをワルシの報告書（「PT SAL 社とオラン・リンバとの紛争解決の機会」）は述べている（表 3-2）。表 3-2 によると、彼らの生活は、ヘビ、トカゲ、ゴムの実／落下したアブラヤシ／ピナンの実を拾うこと、ネジレフサマメノキ (Petai)、ジリンマメ (Jengkol)、⁹⁷その他村人が利用しない食料の採取に依存している。2019 年のインタビューでは、そのほかに、月に一回ほど、ワニ猟をやると言っていた。夜中寝ているワニを銃で撃ち、肉を食べるそうである。⁹⁸

問題になるのは、彼らにとっては生計を立てる手段としての行為が大農園やプラスマ農民にとって盗みとなることが多いことである。⁹⁹主なトラブルの原因として以下のことが挙げられている。(1) 村人の農園やアブラヤシ園から盗む、(2) 農園や小農の農園に入って狩猟をして、ごみを残し、農園側の警備員や村人とトラブルを起こす、(3) ブロンドラン（農園内に落下したアブラヤシの実）を拾い、仲買に売る（これは農園の「財産」の侵害に当る）。多くのケースが「慣習法による解決」とあるが、オラン・リンバにわずかの金銭を与えただけの解決であったであろう。

表 3-2 オラン・リンバとアブラヤシ農園 SAL 社との紛争（1997 年～）

N o	紛争の事例	年 / 犠 牲 者数	問題の原因	解決法
1	バタンハリ県スंगाイ・ルアン村、殺人	1997 2 名	操業中の産業造林に対してオラン・リンバ (OR) は森の権利を主張	法的な処理はなし、アダットに基づく解決
2	ムランギン県ナロ・タンタン郡での殺害	2000 7 名	重大な犯罪行為	法的な解決、実行犯 3 人に死刑
3	バタンハリ県クジャスン・ケチル郡、銃撃	2001 1 名		法的な処理の準備はあったが進展なし
4	ムランギン県での銃撃	2007 1 名	村人の農園でネジレフサマメノキの採集	法的な処理はなし、アダットに従って解決
5	ムランギン県ブンガ・アトニ村トゥムングン、ヌンカイの成員	2011 1 名	誤解して集団で襲撃	被疑者を特定するが、その後アダットによる解決
6	ムランギン県ハルン・プメナッグの成員	2011 2 名、 1 名	橋の上でジリンマメを運んでいた時の交通事故	警官による事故処理、アダットに基づく解決

⁹⁷ ジリンマメ、マメ科の植物で実は異臭がある。インドネシア料理ではポピュラーな食材。

⁹⁸ ワルシの報告書（表 3-2）では、ワニのペニスも入っているが、これは精力剤である。しかし、インタビューした 5 人は、「ワニのペニスは利用しない。多分別の地域の人たちのことであろう」という。

⁹⁹ プラスマ農園労働者はジャワ、メダン、パダンからの移住者である。農園の近くでワルン（屋台）を営む元ジャワ人トランスイミгранトの発言。夫の体調が農園労働には耐えられなくなり、与えられた土地を売り、ワルンを営んでいた。

		重症		
--	--	----	--	--

KKI WARSI, Peluang Solusi Konflik Orang Rimba dengan PT Sal、ワルシ「オラン・リンバと SAL 社との紛争解決の機会」より筆者作成

3-2 土地の返還を主張するオラン・リンバ

前掲のワルシの資料によれば、SAL 社の周辺の 11 地区に 130 世帯、505 人のオラン・リンバが住んでいる。13 人のトゥムングンがいる（2019 年 8 月のインタビューによる）。2000 年代に入ってから、オラン・リンバたちは SAL 社に対して土地を返してほしいと要求し始めたが、SAL 社は CSR による住民の福祉の向上を行なうと述べるだけであった。¹⁰⁰

2018 年 8 月 24 付でワルシ副代表のアディ・チャンドラ氏はジャンビ州知事に対してサロランゲン県アイル・ヒタムのオラン・リンバの苦境について、彼らの代表とともに 8 月 28 日に州知事との面会を要求した。¹⁰¹2018 年 8 月 25 日、サロランゲン県アイル・ヒタム郡オラン・リンバ農民組合委員長のアフリザル氏の名前で農地改革（TORA, Tanah Obyek Reforma Agraria）の提案がなされた。

その書簡の中で以下のことが訴えられている。

1970 年代以来のアブラヤシ農園開発政策はこの地に大きな影響を与えた。SAL 社の操業以来その地にいたオラン・リンバは住処を奪われた。会社の操業と同時に多数のプラスマ農民として移住者が来て家と土地を与えられたが、オラン・リンバの土地は収奪され、悲惨な生活を送っている。生計の手段としてオラン・リンバは狩猟を行ない、落下したアブラヤシの実を拾い、挙句の果ては物乞いにまで身を落とす者もいる。オラン・リンバは今、農園から追い出され、会社とあるいはプラスマ農民と対立を起こしている。今後の生活のためにオラン・リンバには土地が必要である。

8 月 24 日付の書簡で希望した 28 日の知事との面会は不首尾に終わった。¹⁰²アフリザル氏は再び、28 日、オラン・リンバの直面している深刻な問題を知事に訴えることが許されるよう要望書を出した。¹⁰³

ワルシ代表のルディ・シャフ氏はオラン・リンバの要求を以下のように解説してくれた。¹⁰⁴

- 1 SAL 社の HGU の延長は認めない（35 年間だとすると 2030 年まで有効）
- 2 SAL 社の企業の社会的責任（CSR）として以下を要求
 - （1）各世帯 5ha の土地をアクセス可能な地域内に与えること
 - （2）SAL 社の土地は彼らが以前生活圏としていた利用していた土地で、その生活補償をすること

SAL 社の操業で土地を奪われたオラン・リンバの人々に SAL 社の CSR（社会的責任）として各世帯に 5ha の土地を与えてほしいという要求に対して、会社側は拒否している。中央政府が各企業に指導すれば問題は解決するとは、ルディ氏の見解である。

ところが、その後事態は大きく変わった。農地改革に関する 2018 年大統領令第 86 号

¹⁰⁰ 2019 年 8 月 20-21 日のインタビューによる。

¹⁰¹ 2018 年 8 月 28 日、ワルシ事務所でのクリスティアワン氏とのインタビューの結果による。

¹⁰² 一行は 8 月 28 日の朝知事公舎を訪ねたが、知事は不在で、午後知事第 3 秘書と面会し、要望書を提出した。州知事第 3 秘書は問題を検討することを約束した。

¹⁰³ この 5 人のトゥムングンの要求は、以下のアンタラ・ニュースでも報道されている。Antara News, Lima Tumenggung Orang Rimba mengadu karena terlantar, 28 Agustus 2018.

¹⁰⁴ 2018 年 8 月 30 日のインタビューによる。

第7条第1項cは「事業権者は事業権の更新、終了時に元の所有者に最低20%の国有地を返還しなければならない」¹⁰⁵と規定した。このことを根拠に、オラン・リンバはSALI社の中核農園の5,479haの20%、1,095haの土地を彼らに与えるよう要求している。¹⁰⁶5人の各グループの生活圏がSALI社の中核農園の中にあるからで、プasma農民の土地に対する返還は考えていない。

こうした失われた土地権の主張は、バタンハリ県のトゥラップ地区に住むオラン・リンバのグループも始めている。4人のトゥムンゲン、167世帯のオラン・リンバの人々は、ワナ・プリンティス社(PT Wana Perintis)との間に114haのゴム園の社会林業(提携林業)を行なうことで合意している。そのほかに、アブラヤシ農園BKS社(PT Bahana Karaya Semesta)との間でも緊張状態が続いている。

2016年6月、BKS社との間に大きな衝突が起きた。それ以前、トラップのオラン・リンバの人々は、BKS社のアブラヤシ園に入り、ブロンドル(落下したアブラヤシの実)を拾って生計の足しにしていたが、突然それが禁止されてしまった。BKS社の警備員は抗議する人々に対して、実力行動を行なった。その結果、2人がけがをし、車1台、オートバイ5台、衣類1,000枚が焼かれた。その後会社との間で損害の賠償と今後の対策が話し合われているが、けが人2人への補償以外の交渉は進展していない。¹⁰⁷

アイル・ヒタム郡のオラン・リンバとトラップのオラン・リンバの間に今のところ共闘の動きはない。「もしわれわれの闘いがうまくいったら、その経験を彼らに伝えたい」とアイル・ヒタムの人々は言うだけである。

そのほかに、リアウ州のサカイ人も失われた土地権の回復に立ちあがった。

「リアウ州の少数民族のサカイ人が土地権を主張して県議会前でデモ」と題する記事では、¹⁰⁸2018年2月19日、リアウ州の先住民族のサカイ人が土地権を求めて州警察と州議会前でデモをした、と報じられている。記事によると、シアック県から数台のバスで州都プカンバルにやってきた数百人のサカイ人は、州警察前でデモを行なった。1990年代に彼らの土地6,500haが石油開発に利用されたが、1996年に石油が枯渇すると、土地はアブラヤシ開発用に転用された。彼らに一切補償金は支払われていない。何度も補償の要求をやってきたが、まだ返事がない。デモの責任者であるランガ・サプトラ氏は「われわれは土地の返還を求めている」と語ったが、さらに「会社は正規の手続きを行なわないで操業している」とも述べた。その後一行は州議会前でデモを行なった。

第3節 オラン・リンバの外的世界

1 宙に浮くオラン・リンバの法的地位

オラン・リンバの法的地位をインドネシアの現行の法体系に位置づけることは困難である。それは改革時代の共有地問題解決を目指した各種法案でも救済の対象となっていな

¹⁰⁵ Peraturan Presiden Republik Indonesia Nomor 86, Tahun 2018 Tentang Reforma Agraria.

¹⁰⁶ 近いうちにワルシはこの要求を大統領、国家土地局長官などに訴える準備をしている。なお、各世帯5haというのは、この1,000haを130世帯で割った数字とほぼ等しい。

¹⁰⁷ この衝突については、2019年8月26日現地でインタビューを行なったほか、以下の資料がある。
KBR, Perusahaan Sawit Sinar Mas 'Tolak Tanggapi' Permintaan Orang Rimba Jambi, 8 Juni 2016, KBR, Pasca Lebaran, Orang Rimba dan PT BKS Bertemu Bahas Tuntutan, 7 Juli 2016

¹⁰⁸ Detiknews, Warga Suku Sakai di Riau Demo Polda dan DPRD Menuntut Hak Tanah, 19-2-2018.

い。それでも、ベドナーは、改革時代における土地関連法改革は不十分ではあるが、一定の成果は上げているとして、次のように述べている (Bedner, 2016:79-85)。

「慣習法共同体の共有地問題解決の指針に関する」土地空間大臣令 1999 年第 5 号のガイドラインでは、①土地基本法に沿った共有地権を認める、②共有地権は一定の土地に住み、慣習法が存在し、維持されていることが必要である、③最近この権利を主張する紛争が頻発しているので、その解決へのガイドラインを作る必要がある、と述べられている。¹⁰⁹第 2 条第 (2) では、a 共通の慣習法体系の存在を認める人々の存在、b その人々が住む特定の共有地の存在、c その人々によって運営され管理され利用されている共有地の存在が慣習法共同体認定の要件として規定されている。この土地空間大臣令は、慣習法共同体の存在を認め、共有地権を認める地方分権法の規定 (地方自治に関する 1999 年法律第 22 号、中央と地方の財政的なバランスに関する 1999 年法律第 25 号) に沿って、承認の権限は県が持つこと、その認定には外部の第 3 者 (大学や研究機関) による調査が必要であるとしている (Bedner, 2016: 72)。

村落に関する 2014 年法律第 6 号¹¹⁰第 97 条では「慣習村には伝統的な権利がまだ領域的にも系譜的にも機能的にも存続していることが要求されている」と規定されている。つまり、慣習法共同体として認定されるための条件として、(1) 領域性、(2) 独自のアダットを持つこと、(3) アダットが運営されていることを要求している。第 98 条第 (1) 項は、「ある村がアダットに基づく村であるかどうかの決定権を県政府が持つ」と規定している。

ベドナーは、このような基準を満たしている以下の 5 つのコミュニティが「慣習法共同体」Masyarakat Hukum Adat として県知事によって認定されていることを紹介している (ibid:72)。¹¹¹

- (1) リアウ州のカンパル人 (Kampar District Regulation 12/1999 によって決定)
- (2) ジャワ島バンテン州のバドゥイ人 (Lebak District Regulation 32/2001 によって決定)
- (3) 東カリマンタン州ヌヌカン県のクラヤン人 (Nunukan District Regulations 3/2004 によって決定) ¹¹²
- (4) 東カリマンタン州ヌヌカン県のあるダヤック人 (Nunukan District Regulations 4/2004 によって決定)
- (5) 東カリマンタン州マリナウ県のあるダヤック人 (Malinau District District Regulation 10/2012 によって決定)

この 5 つのコミュニティ以外に、ジャンビ州では現在 2 つの慣習法共同体が認定され

¹⁰⁹ Peraturan Menteri Negara Agraria / Kepala Badan Pertanahan Nasional Nomor 5 Tahun 1999 Tentang Pedoman Penyelesaian Masalah Hak Ulayat Masyarakat Hukum Adat

¹¹⁰ Law of The Republic of Indonesia, number 6 of 2014 Concerning Village

¹¹¹ ベドナーはこの情報を Yando Zakaria 氏から得たと注で述べている。

¹¹² このケースの県条例については、Bakker (2007:1) による。

ている。一つは、2006 年認定されたブンゴ県のダトック・シナロ・プティであり、¹¹³もう一つはクリンチ・スブラット国立公園内に住むムランギン県ジャンカット郡のスランパス¹¹⁴である。いずれもきわめて小さな社会である。2つのコミュニティを慣習法共同体として認定した県条例によれば、認定の条件として村の土地を外部の者に売らないという条件が付されている。

2019 年 8 月 24 日、25 日、筆者はスランパスを訪れた。ワルシの活動の拠点の一つで、そこで支援活動を行なっている E さんの案内を受け、一晩村の中でホームステイをすることができた。スランパスは行政的にはマルガ (Marga) と呼ばれている単位で、その中に 5 つの行政村がある。村のリーダーに聞くと、財産の継承は母系のラインを通して行なわれるなど、スランパスは母系制の特徴を備えていて、ミナンカバウ社会との類似性が目立つ。スランパスのマルガはミナンカバウのナガリに近い。村の指導者らの話によると、MHA (慣習法共同体) として政府に認知されたい点は、周辺の違法入植者に対して、あるいは軍や警察に対してさえ強い態度で臨めるということであった。

そうした中、「土地への共同権」(Hak Komunal atas Tanah)という新しい概念を使って、土地空間計画省 2015 年省令第 9 号が發布され、翌年改訂版 (Regulation 10/2016) が出された。「慣習法共同体の共有地問題解決の指針に関する」土地空間大臣令 1999 年第 5 号での「慣習法共同体」の要件をさらに詳細に規定している。インドネシア大学の若い法学者たちはこの法律を、土地基本法が共有地権を認めていたが登記は困難であったのを、Hak Komunal という概念を用いて、登記を可能とし、慣習法共同体の土地権を守るだけでなく、経済活動にも道を開くものであるとして高く評価している (Anggraini and Lathifa, 2017:513-17)。

アングレイニとラティファによると、土地空間計画省は 2016 年 6 月に西パプアの 7 つの慣習法共同体の「土地への共同権」を認定した。¹¹⁵認定を希望する社会はその意思を地元の国家土地局 (BPN) に申請し、要件が満たされたならば、彼らの土地の調査が始まり、チームが認定すると市長あるいは県知事に報告する。その後県知事／市長の認可があると州知事に報告され、最終的に森林省に報告が行く。その後当該地が森林域から除外される (ibid:516)。

何やらバラ色の未来が描かれそうであるが、元 HUMA¹¹⁶代表のアンディコ Andiko 氏は懐疑的である。その理由として、(1)マシヤラカット・アダット Masyarakat Adat にこの法律を認めることは困難である、(2)この法律の施行を願う政治家が少ないこと、(3)この法律で土地への共同の権利を間違って解釈していること、の 3 つを挙げていた。¹¹⁷

この法律は「土地への共同の権利」という新しい概念を提起して、登記にも道を開くとされているが、私見ではそれは共有地権 Hak Ulayat 概念との違いが明確ではなく、また、上の二名以外積極的にこの法律を評価する論評も見られない。オラン・リンバの居住域は 4 県 (サロラングン、バタンハリ、ムランギン、テボ) にまたがっている。この法律

¹¹³ Peraturan Daerah Kabupaten Bungo Nomor 3 Tahun 2006 Tentang Masyarakat Hukum Adat Datuk Sinaro Putih Kecamatan Pelapat Kabupaten Bungo

¹¹⁴ Perda-Masyarakat-Hukum-Adat-Serampas-.pdf

¹¹⁵ Berita Satu, Pemerintah Akui Hak Komunal Sembilan Daerah Masyarakat Adat Papua, 24 Juni 2016.

¹¹⁶ HUMA は Perkumpulan untuk Pembaharuan Hukum Berbasis Masyarakat dan Ekologis の略。ジャカルタに本部がある。

¹¹⁷ 2018 年 7 月 24 日付の中島への私信。

によっても、オラン・リンバを慣習法共同体と認定することは難しい。アダットを運営する組織、明確な領域を求めること、あるいは一定地域に居住している条件はオラン・リンバの現状からすると厳しい。もちろん、2007 年「先住民族の権利に関する国連宣言」の対象でもない。

2 先住民族、マジャラカット・アダット——ワルシによる支援活動

ワルシは 1996 年頃からオラン・リンバの支援を開始した。ワルシの推薦でトゥムングン・タリブ Tumenggung Tarib 氏が 1999 年 AMAN 結成大会に招待された。タリブ氏は傑出したオラン・リンバの指導者として爾来注目を浴び、彼の人生はオラン・リンバのその後の動きに多大な影響を及ぼすことになった。ワルシによる活動は、オラン・リンバを先住民族（インディジナス・ピープル）、あるいはそのインドネシア語訳であるマジャラカット・アダットとして支援していこうという動きである。

ワルシは BDNP 南西部の境界に現地事務所を構えている。そこにトゥムングン・ングリップ Tumenggung Nggrip のグループに属する 10 数人の子どもたち（7～8 歳から 15～6 歳、全員が男）¹¹⁸がスタッフと起居を共にして、勉強をしている。彼らはこうやってワルシの施設内で勉強することも可能だし、小学校に通い制度的な教育を受けることも可能である。あるいは森の中（BDNP 内）でワルシのスタッフが通ってきたときに学ぶことも可能である。どの形態で学ぶかは決まっておらず、自分の都合のよい機会を自分で選ぶことができる。

ただ未だにこうした活動を拒絶する傾向が一部のオラン・リンバにある。彼らにとって、外社会はオラン・リンバに害をもたらす存在で、そうしたものから可能な限り距離を置かないといけないとされている。コミュニティ内の病気や不幸はこうした外社会からの悪影響の結果であるとされている。¹¹⁹制度的な教育もそうしたものの一つであるとされていて、外社会との関係を最低限に留める集団もまだいる。¹²⁰森の中での生活を営むオラン・リンバの人々は今でも厳格な食のタブーを守っていて、それが他の人々との差別化の指標であり、先住民としての徴である。オラン・トゥラン Orang Terang（外社会の人々）からの汚染を防ぐために、例えば、鶏肉、卵、ヤギ、牛とそのミルクなどのようにマレー人によって飼育された動物が使われた食べ物を禁じる習慣がある。そうした「禁忌」はオラン・リンバの言葉でパタンゴン Patang'on と呼ばれている（Prasetijo, 2017:273）。

それでも、オラン・リンバ自身も外社会との適応を模索している。もし中学校でさらに勉強を続けたい場合にはワルシが判断する。そうした子どもたちには政府の支援があり、すでに警察官、¹²¹軍人になった者がいる。あるいは大学生もいる。ワルシは BDNP 周辺域に住むオラン・リンバ向けの FM ラジオ放送（Radio Komunitas Orang Rimba）も行な

¹¹⁸ 内田によると、「オラン・リンバの女の子には勉強は教えられる。オラン・リンバの女性と話をするときは細心の注意が必要である。名前を聞いてもいいけない」（内田、2016：156）とのことである。

¹¹⁹ オラン・リンバが外社会との接触を今でも嫌うことについては、Sager（2008:168-71）、あるいは彼らの自己認識については、Elkholy（2016：4-13）参照。

¹²⁰ ワルシの教育活動を何とか許可したオラン・リンバの親たちは、教育が彼らの居住地から遠く離れた場所で行なわれることを望んだ。なぜならば、「ナトン・ルアル」（natong luar）という外界の動物／悪鬼に憑かれることを恐れているからである（Manurung, 2007:306）。

¹²¹ 2016 年スプリヤントという名前の男性がサロラングン県の警察官として登録された。Detik News, Ini Supriyanto, Satu-satunya Anak Orang Rimba yang Daftar Jadi Polisi, 27 April 2016 による。

っている。重要なニュースを流し、必要な情報を伝え、あるいは話題の人を紹介し、さらに流行のダンドゥット（インドネシアの歌謡ジャンル）を流している。¹²²

トゥムングン・ングリップ傘下のグループの大多数はBDNPの中で生活をしていて、森を出ているのは17世帯である。ワルシの現地事務所のある付近で政府の支給する家（ポンドック）に住んでいるのは40世帯。彼らは、「家だけ支給されても食糧がない。周辺にはオラン・リンバが生きていけるだけの森はない。生活に必要な猟をすることはできない。野生動物、特に野豚(Babi Hutan)が少ない」と不満を募らせている。¹²³

政府支給のポンドック（バラック）に住む40世帯のうち17世帯はオラン・リンバの純血で、他はオラン・リンバと結婚した近隣の村人（ムラユ、ジャワ）である。異なったスク（民族）間の子供の帰属は彼らの都合による。子供の所属は宗教が問題で、イスラームの男性と結婚した場合、宗教がイスラームになるので、父方に帰属する。そうした結婚から生まれた子供でも、独自の信仰（Kepercayaan）を正しく保てば、トゥムングンにもなれる。¹²⁴

BDNPの東部に当たるバタンハリ県バティン第14郡トゥラップ地区に住む167世帯のオラン・リンバの人々はワナ・プリンティス社の産業造林内の土地114haを支給され、そこで社会林業（提携林業）を行なっている（2018年環境森林大臣決定6838号、2018年10月8日）。¹²⁵この地区には4人のトゥムングンがいて、それぞれのグループは114haのうち自分たちに割り当てられた土地で世帯の共同作業によるゴム生産を行なっている。各世帯で平均月50万ルピアほどの収入にしかない。だが、ブキット・ドゥアブラス国立公園内に留まっていた子供たちの教育がままならないので、森を出た生活を送っている。

¹²⁶

ここでいう社会林業(Social Forestry)は、環境森林大臣令2016年第83号で立法化された。¹²⁷この法律は第2条第(2)で、「この法律は民衆の福祉と森林の保全のために森林域内あるいはその周辺に住んでいる住民と慣習法共同体の土地の所有権問題を解決し正義実現を目的としている」と謳っている。そして第4条でその適用範囲として、(1)村森(Hutan Desa)、(2)コミュニティ林(Hutan Kemasyarakatan)、(3)民衆植栽林(Hutan Tanaman Rakyat)、(4)提携林業(Kemitraan Kehutanan)、それに(5)慣習林(Hutan Adat)の5つを挙げている。

オラン・リンバの希望は、企業が植えている最優良栽培ゴム(Karet Unggul)ではなく、野生ゴム(Karet Alam)を植えることが認められることである。しかし、それは認められていない。中には、果物を植えている者もいるが、そうしたことを企業は認めていな

¹²² KKI WARSI, Sidia Dan Benor Fm Radionya Orang Rimba

¹²³ オラン・リンバ教育担当スタッフのジャウハル・マクヌン氏の発言(2018年8月22日)。この地の野豚はヒゲイノシシである。

¹²⁴ タリブ氏の跡を継いだナックス氏の妻はジャワ人との説明を受けた(2018年8月22日)。

¹²⁵ Menteri Lingkungan Hidup dan Kehutanan Republik Indonesia, Keputusan Menteri Lingkungan dan Kehutanan Republik Indonesia Tentang Pengakuan dan Perlindungan Kemitraan Kehutanan (KULIN KK) antara Kelompok Orang Rimba Tumenggung Menyurau, Tumenggung Nyeong, Tumenggung Nggirang dan Tumenggung Ngamal Dengan PT. Wana Perintis Desa Julutih, Kecamatan Batin XXIV, Kabupaten Batanghari, Provinsi Jambi Seluas 114 Hektare, Nomor: SK.6838/MENLHK-PSKL/PKPS/PSL.0/10/2018, Tanggal:8 Oktober 2018.

¹²⁶ 2019年8月26日現地でインタビューを行なった。

¹²⁷ Peraturan Menteri Lingkungan Hidup dan Kehutanan Republic Indonesia Nomor P.83/MENLHK/SETJEN/KUM.1/10/2016 Tentang Perhutanan Sosial

い。

大西譲二は以下のように述べている。「ゴムの原料となる樹脂液（ラテックス）を分泌する植物は 400 種以上あるといわれているが、プランテーションに植林されているのは、トウダイクサ科のヘベア・ブラジリエンシスでパラゴムと呼ばれている」。¹²⁸

インドネシアの分類では、ゴムには Karet Alam（野生のゴム）と Karet Sintetis（栽培ゴム）の二種類がある。後者はブラジルからもたらされた学名 *hevea brasiliensis* であり、その中で最も生産性の高い品種が最優良栽培ゴム（Karet Unggul）である。植え付け後 5～7 年で収穫可能となり、15～20 年目で最大の収穫を得る。収量は野生ゴムの 5 倍以上あるが、集約的な管理が必要で、20 年を過ぎると植え替えが必要となる。¹²⁹

1984 年出版された中川鶴太郎の『ゴム物語』（大月書店）の最終章において、著者は「1980 年代初期の天然ゴムと合成ゴムの需要は 1 対 2 であるが、天然ゴム *hevea brasiliensis* は振動時に発熱が少ないという特性のために、大型トラック、大型バス、航空機のタイヤへの需要は大きい。また、石油価格が高騰しているため、合成ゴム価格が上昇し、従来のように石油を湯水のように使って生産することはできなくなった」と述べている（中川、1984：213-15）。

だが、中川氏には、天然ゴムはさらに、「野生ゴム」と「栽培ゴム」に分類されるという認識は存在していなかった。農業省は、野生ゴムと栽培ゴムの特性の違いについて次のような見解を表明している。「振動時の発熱量が栽培ゴムよりも優れているという特性のために野生ゴムへの人気が進んで高まってきている。実際、バンやトラック、バスなどのタイヤに野生ゴムを 45～55% ほど混ぜて利用すると、優れた性能を発揮することがわかってきて、野生ゴムの需要は近年高まってきている」。¹³⁰

『ゴムのすべて（Panduan Lengkap Karet）』（2008）という本では、Karet Alam（野生ゴム）と Karet Sintetis（栽培ゴム）の特性の違いが以下のように述べられている。「工業製品として利用されているゴムには Karet Alam（以下 KA と略記）と Karet Sintetis（以下 KS と略記）の二つがある。KS の利用価値は KA よりはるかに高い。KS は薬剤への耐性が高く、価格も安定している。この一世紀の間、KS は輸送や供給において困難を経験したことがない。他方、KA は KS と比べると、完全な弾性を持つこと、加工が容易な弾力性、高い流動性、耐熱性、ひび割れしにくい、などの特性がある。しかしながら、KS は化学薬品に対する抵抗力が高く、価格は安定しているという特性がある。製品の納入や供給においてかつて不足したということがない。こうした特性は KA には見られない。KA の価格と供給は一定でなく、時には大きく揺れ動く。こうした弱点がありながらも、KA を好む生産者もいる」（Tim Penulis PS, 2008:17-18）。¹³¹

オラン・リンバの希望に沿うような野生ゴム栽培が認められるかどうかは不透明であ

¹²⁸ 大西譲二、ゴムの歴史、「物を通して見る世界史」、

https://www.teikokushoin.co.jp/journals/history_world/pdf/200810/18.pdf

¹²⁹ 2018 年 8 月 22 日タリブ氏とのインタビュー、8 月 30 日ルディ・シャフ氏とのインタビューでの両氏の発言より。

¹³⁰ Kementrian Pertanian, Keunggulan Karet Alam dibanding Karet Sintetis, 23-September-2013.

¹³¹ インドネシアでは、ゴムラテックスを収穫できる 7 種類の野生ゴムがあるとされている。それは、1: Bahan Olah Karet, 2: Karet Konvensional, 3: Lateks Pekat, 4: Karet Bongkah, 5: Karet Spesifikasi Teknis, 6: Karet Siap Olah, 7: Karet Reklam (ibid:19) である (Tim Penulis PS, 2008:17-18)。

る。¹³²先の2018年環境森林大臣決定の第5項目に以下のような項目が記されている。

(1) 利用目的を変更してはならない、(2) (与えられた土地の) 売買をしてはならない、(3) 現状を大きく変更してはならない、(4) 環境森林省の許可なく土地を拡大してはならない。

こうした制約の中で行なわれている社会林業(提携林業)であるが、野生ゴムの特性に基づく需要拡大が存在している事実を、今後、企業、行政当局にもしっかりと訴えることが必要である。

3 AMAN との共闘をめざさないスコラ・リンバ(KMB)の活動

オラン・リンバに対する教育活動とそれへのオラン・リンバ社会の反応を描いたブテット・マヌルンのエッセイ“Sokola Rimba”(2007)は国際的にも大きな評価を得て、2014年マヌルン女史はマグサイサイ賞を受賞した。この本を2013年リリ・リザ監督が“Sokola Rimba: The Jungle School”(Miles Film)として映画化し、これまた大きな反響を得た。

¹³³原作者の人類学者ブテット・マヌルン(1972生まれ)は、ワルシの教育活動に従事(1999-2003)したが、その後ワルシから離れて2003年「ジャングル・スクール」(Sekolah Rimba/The Jungle School)を設立した。¹³⁴オラン・リンバだけではなく、パプアのダニ族などとも連携をするNGOである。その背景には、アマン AMAN へ収斂できないオラン・リンバの立ち位置への自問がある。

スコラ・リンバ(ジャングル・スクール)の中にKMB(Kelompok Makekal Bersatu、マケカル一体化推進団体)がある。オラン・リンバによるオラン・リンバのための組織である。もっと正確に言えば、BDNP内のマケカル域上流部に居住するトゥムンゲン・チェリタイ Tumenggung Celitai 傘下の533人¹³⁵を支援する組織である。¹³⁶

筆者は2018年8月24日、ムランギン県の県都バンコ市内にあるKMBの事務所で、10数人のオラン・リンバの青年にインタビューをすることができた。以下の記述はその時のインタビューを基にしている。

KMBの活動の大きな目標はBDNP内のトゥムンゲン・チェリタイ氏グループの遊動域の一部(6,500ha)を慣習林(Hutan Adat)に設定することである。慣習林は1999年改訂森林法で規定された。KMBは他のNGOの協力を得て、その遊動域の地図化を達成した。彼らの目的は、そこは「オラン・リンバの儀礼の場であり、信仰の場として保存していくこと」である。木を切ることは許されず、イモやゴム園は開けないが、狩猟、籐／蜂蜜採取は許容される。この慣習林構想はすでにBRWA(慣習法域登録局)¹³⁷に提出されている。まだ審理中だが、うまくいけば大統領によって正式に認定され、同時に地方政府の認定もえられる。

彼らの運動に呼応するように、2018年9月7日BDNP保全局はオラン・リンバのための

¹³² 理想は、ドリアンやマンゴーその他の果物も混植することで、「それは子供たちの将来にも重要」と述べている。

¹³³ 様々な国際的な映画祭で受賞、2014年福岡映画祭で観客賞受賞。

¹³⁴ インドネシア語のSekolah Rimba(森の学校)をオラン・リンバ語でSokola Rimbaと呼ぶ。

¹³⁵ マカカル上流部のオラン・リンバ住民データ2016(KMB, Data Penduduk Orang Rimba Makekal Hulu, Maret 2016)の統計による。

¹³⁶ Manurung(2007, 300-307)には、オラン・リンバの親たちからの反対の中KMBが立ち上げられていく様子がビビッドに描かれている。

¹³⁷ BRWA(Badan Registrasi Wilayah Adat)。AMAN、Forest Watch Indonesia、Sawit Watchなど5団体の連合組織で2010年創設された。悪化するインドネシアのアダット・コミュニティの紛争の解決機関。

アダットゾーンの変更を宣言した。その理由は、(1)BDNP のゾーニングができる前にすでにオラン・リンバはそこに住んでいた、(2)現行のゾーニングでは宗教ゾーンが少ない、(3)伝統ゾーンの中での経済活動の制限、などである。BDNP 保全局はオラン・リンバの伝統的な土地利用の方法を尊重する姿勢を打ち出したのである。

元ワルシの活動家であったブテット女史がその限界を感じ、スコラ・リンバという組織を立ち上げた背景には、国際的な資金援助獲得を第一義として現場での活動方針を決める当時のワルシの活動への不信感があった。さらに全国組織アマンに収斂する活動ではオラン・リンバの現状を解決できない、との思いがあった。筆者も KMB のメンバーにインタビューした経験からすると、インドネシア語のリテラシー能力という点でも教育のレベルでも、オラン・リンバとアマンとは対等な関係になるのは難しいと感じた。KMB の事務所の正面玄関の壁には次のような言葉が記されている。¹³⁸

“Menjaga Hutan Memang Sulit Sekali / Orang Pemerintah Saja Tak Bisa / Apalagi Saya Yang Baru Bisa Baca Tulis Dan Hitung”

(森を守ることはい大変なことです／政府の人間でもできない／ましてややっとな読み書きと計算を学び始めた私にとっては難しいことです)

他の外部団体との連携はオラン・リンバの直面している現状を解決するために不可欠なことだが、それによって彼らの主体性を維持することができなくなることを恐れている。KMB はオラン・リンバ主体の権利運動を構築しようという活動なのである。

4 定住化を推進する政府

植民地時代以来、中央政府はオラン・リンバの定住化政策を行なってきたが、ほとんど成功しなかった。現在オラン・リンバの人々が定住化を受け入れるのは、すでに森がなくなり、従来のような生活様式が送れなくなったためである。だが、建物は建っても、あまり利用はされていない。森に住む人々にとって定住化はなじみが薄く、また家そのものが非常に劣悪であるため、短期間ですぐ森に戻ってしまう人々も多い。

2015 年 10 月 30 日、ジョコ・ウィドド（ジョコウィ）大統領他数名の閣僚はジャンビからヘリコプターでサロランゲン県アイル・ヒタム郡ブキット・スバン村を訪問し、数百名のオラン・リンバの出迎えを受けた。アブラヤシ農園内のテントに住む住民と話した後、大統領はタリブ、ングリップ、プラブン Prabung、ブジャロ Bejalo の 4 人のトゥムングンに会った。その後、社会省提供の家の視察後、政府の定住化政策の推進、家の支給、物資の支援を約束した。ジョコウィ大統領はオラン・リンバの土地を訪問した最初の大統領であるが、その後の進展はない。ジョコウィ大統領の訪問は政権の先住民への姿勢を示した点では評価できるが、定住化促進のための住宅建設を約束した以外、大きな進展はなかった。¹³⁹

ジョコウィ大統領に期待されていたのは、定住化促進のための住宅の供給という発言ではなく、オラン・リンバの先住民族権、土地権をどう保証するかというより高所大所から

¹³⁸ブテット・マヌルンの初期の生徒であるプニティ・ブナン Peniti Benang の言葉である（Manurung, 2007:313）。

¹³⁹ Detiknews, Berikut Kronologi Pertemuan Presiden Jokowi dengan Suku Anak Dalam, 2 November 2015.

の発言であったが、そこは披歴されなかった。

第4節 タリブ氏の生存戦略——ライフヒストリーの分析

ワルシの推薦で1999年ボゴールでのアマンの結成大会に招待されて以来タリブ氏の名声は先住民運動に関心を持つ全世界の人々に知られるようになった。環境保全活動家として二度受賞（2000年ケハティ Kehati 賞、2006年カルパラル Kalpararu 賞）している。¹⁴⁰ タリブ氏がこれまでどんな人生を歩んできたのかを、彼のライフヒストリーに沿って検討してみる。そこに、森の豊かであった青年時代、1980年代以降アブラヤシ農園開発時代を生きてきた氏の生存戦略が語られている。

以下は2018年8月21日と22日の2日間に行なったタリブ氏へのインタビューの記録である。場所はサラングン県アイル・ヒタム郡ブキット・スバン村の自宅および、ホンポンポンガンの入り口付近である。

1 誕生から結婚まで

タリブ氏は自称1953年生まれの65歳（2018年現在）であるが、オラン・リンバの年齢を正確に知ることはできない。60歳前半であろう。2歳の時に実母が死亡した。今の母は父の2番目の妻であった。彼の父には3人の妻がいた。最初の妻が死んだ後、再婚した。3番目の妻はテボ出身である。¹⁴¹11歳の時に父親が死亡した。他の兄弟はまだ小さく、自分は一人になった。継母は自分の面倒を見てくれなかったので、自分で生きていくしかなかった。

父が死んでから数年間、彼を不憫に思ったムラユ人の村に引き取られて生活した。13～17歳の時である。腹が減っていたので、よく物を盗み、村人から憎まれていた。17歳の時にまた森に戻った。24歳の時に結婚したいと思ったが、お金がない。ムランギン県の3つのデサにムランタウ（出稼ぎ）し、1年間で15枚の布を買った。オラン・リンバの結婚の条件は布30枚（一般の女性）、トゥムンゲンの娘との結婚の贈り物の布は通常の2倍となる。現在の市場では5～10万ルピアはする一枚の布であるが、当時はもっと手に入れにくいものであった。25歳の時にテボに行き、2haのゴム園の管理の仕事に従事した。2年間で37枚の布を買った。最初のムランタウで15枚買い、今度37枚の布を買ったので、合計52枚の布になり、継母のいる村に帰村した。

トゥムンゲン傘下のグループは外婚制の単位ではなく、その内部での近親婚は禁止されているだけである。¹⁴²その頃、タリブ氏はあるトゥムンゲンの娘を好きになり、求婚したが断られた。自分には親もなく、相手はリーダーの娘である。だが彼女が好きだったので、猛烈にアタックした。自分の捕った獲物（いのしし、魚、タピル〔マレーバク〕、蛇、シカ類）やイモ類などを彼女の許に届けた。タリブ氏は狩猟の技術を亡き父親に学ん

¹⁴⁰ ケハティ賞とはYayasan Keanekaragaman Hayati Indonesia（インドネシア生物多様性協会、KEHATI）が出す賞である。2000年生物多様性の保全に貢献したインドネシア人を毎年表彰することを決定した。2018年各受賞者に2,500万ルピアの賞金を提供している（Kehati Award）。カルパタル賞は1980年代より環境保全分野で活躍した個人／団体、政府関係者／機関を表彰している。受賞者に1500万ルピア支給（Kalpararu Award）。

¹⁴¹ BDNP付近とテボ県は今では遠く隔てられているが、森が豊かだった時代にはオラン・リンバの人々はその間を頻繁に行き来していた。

¹⁴² KMBの成員の話（2018年8月24日）。

でいた。その後友達を伴って結婚の申し込みをしたが、再び彼女は拒否した。そこでなんと
としてでも結婚したい、と強く思うようになった。

しかしその3年後、何も言わずにテボに出稼ぎに出た。一か月後、兄が来て、彼女の
父親がタリブ氏のことを気にしていると告げた。すぐ帰村し、代理の親を立てて、彼女の
父親に挨拶に行くが、布は52枚しかない。すると、彼女の父親が不足の8枚を足してく
れたので、無事結婚を許された。

ところが、結婚式を行なう会場用に7デポ Depo (約10m×10m 平方)の土地を開くこと
を要求された。その日、100のカミ (Dewa) のために100の花を準備した。一つの花は一
つのカミのためのお供え (Sesajian) である。7日間カミを呼び続けた。8日目にやっと
結婚式を挙げられた。しかしその後1か月は妻と同食できなかった。普通の娘の場合は、
1週間である。妻の名前はマルドゥ Mardu といった。結婚後両親から布10枚とご飯を炊
く鍋 Pering、魚を料理する鍋 Kualih、皿2枚、番刀 Parang 1丁をもらった。

2 トゥムングンとしての活躍

結婚後もタリブ氏は義理の両親に贈り物を続けたが、子供が生まれてからはその量は
減った。2番目の子どもが生まれてから、タリブ氏はトゥムングンの補佐役¹⁴³を20年間
務めた。そして1986年トゥムングンになった。2009年息子のナンクス Nangkus に譲るま
で24年間その地位にあった。¹⁴⁴

最初の子供は死亡した。第2子、3子、4子と女の子が生まれた後、妻マルドゥが死亡
した。その後今の妻と再婚した。彼女は一人の連れ子がいた。彼女もトゥムングンの娘で
あった。その後4人の子供が生まれたので、計8人の子供ができた。子供が生まれると、
森の3本の木の真ん中に胎盤を埋める。その木は守護霊として名前を付け、決して切つた
り、傷つけたりしてはならない。

自分の若い頃の行いは悪く、結婚後まっとうになった。伝統的薬草の知識はおばあさ
んに学んだ。135種類の薬草がある。痛いところがあるとその症状に応じて正しい薬草を
探せる。森での猟は父親に習った。

3 知識人としての認知

自身のグループの遊動域は現在のBDNPの中核をなす生物保全区(Cagar Biosfer)の南
辺に当り、折からの開発で人々の農園が急速に彼の遊動域にも迫ってきていた。そこで、
これ以上開発が進行しないよう、民衆の農園と生物保全区との境界部 (Hompongan) に
1996年から植林を始め、2006年まで続けた。そこで植えられたものは、野生ゴム、ドリ
アン、マンゴー、ネジレフサマメノキ (Petai)、ジリンマメ (Jengkol)他、果樹類など多
種に及ぶ。森の中から苗木を採取し、それを植樹したのである。タリブ氏はその広さにつ
いて「長い」とだけしか発言しなかったが、幅100m、長さ6kmに及ぶ長大なものであ
る。¹⁴⁵

¹⁴³ 先ず、デパティ (Depati) になり、その後メンティ (Menti) 職に就いた。

¹⁴⁴ タリブ氏は24歳の時に結婚したいと思った。結婚してから、メンティ10年、ドゥパティ20年、ト
ゥムングン24年務めてきたと言うが、そうすると少なくとも78歳になってしまう。どこかおかし
い。メンティ、ドゥパティはトゥムングンのサポートをする下位の職階。

¹⁴⁵ タリブ氏は幅が100メートルとは言ったものの、長さについてはただ「長い」とだけしか発言しなかつ
た。帰国後ルディ氏に確かめた結果、「正確にはいえないが、6kmほどである」とのことである (2018

1996年ワルシの学校に参加した。これまで、外部の人間と多く接触を持ってきたので、インドネシア語はできた。その他の教科については自然と学んだ。1999年アマンの結成大会に招待された。タリブ氏のホンポンガンは村人のアブラヤシ園と2000年BDNPになる保全林との間の境界部に植林された人工の森である。あるいは外世界と内世界の境界を示すための植林であった。68haは自分で開いた。17haは周囲のムラユ人から購入した。このホンポンガンを開いたことがワルシによって全インドネシアに紹介され、その後世界で注目されることにつながった。野生ゴムは植栽後7年目から収穫が可能であり、100年は収穫が可能で、品質もいい。TNDBの外でも野生のゴム(Karet Alam)を植えていい。やがて自然に戻るが、アブラヤシは土地をだめにする。

ホンポンガンの完成後植えた植物からの利益が上がりだし、そうして得た利益でムラユ人のアブラヤシ園12haを購入した。50人にもなる彼の孫たちが世話をしている。月3回収穫している。月2回の収穫だと落下する実が多い。将来植え替え期が来たら野生のゴムを植えるつもりである。ホンポンガンで示されたように、ある程度元の森の復活が期待されるし、野生動物も生息できるので、狩猟も可能となる。

ホンポンガンとの境界部の小さな川沿いの傾斜地ではショウガを栽培している。ショウガは傾斜地の崩壊を防ぐ役割もある。これはSAL社のCSR事業の一環である。ショウガ園の中に一本、背の高い木が残されている。彼らの言葉でPohon TengenisあるいはSongorisという木で、オラン・リンバはこの木の周辺で子供の命名式を行なう。

ゴムの収穫には周囲のムラユ、ジャワ人が働きに来ている。なんとここでは、オラン・リンバの人々が外の人間を使うという「逆転」現象が起きている。タリブ氏はホンポンガンからの収益で5haの土地を購入し、2011年家を建てた。

4 イスラームとSAL社の受容

タリブ氏は2010年イスラームに改宗した。イスラーム名はハジ・ジャイラニHaji Jailaniという。すでにメッカ巡礼を済ませた。イスラーム改宗は自分の判断で決断した。グループの他の成員には強制していない。その結果、トゥムングンの称号は息子のナンクスNangkus氏に譲った。政府の定住化政策はあるものの、イスラームに改宗した者はさすがにトゥムングン職を遂行できない。7年間代理を置いてきて、2017年息子のナンクス氏が正式に就任した。トゥムングンの地位は直系親族が継承すべきとされる。「ナンクスは他の兄弟と比べると体も一番小さいが、性格的に向いていると判断した」とのことであった。¹⁴⁶息子はトゥムングンという職能上改宗はできない。¹⁴⁷KTP(身分証)の宗教欄にはKepercayaan(信仰、公認6宗教以外の宗教信仰を指す)と記されている。

息子のナンクス氏の話によると、彼のグループでは「森にまだ住んでいるのが43世帯、すでに森を出た世帯が97世帯いる。なぜ森を出たかはそれぞれの思いがある。外の生活の方がより豊かであると思っている人もいる」。ところが、BDNP、統計局、それにワルシとの共同の2013年センサスによれば、BDNP内にナンクス氏のグループは18世帯、98人住んでいるとされている。そのセンサス時より5年後に公園内に住んでいる人数が

年11月12日の私信)。

¹⁴⁶ この発言から、トゥムングン職の継承には前職者の意見が一番反映されるようだ。

¹⁴⁷ ナンクス氏はアイル・ヒタムの小学校を卒業している。「小学校を卒業する」ということはしごく当たり前のことだが、オラン・リンバにとっては輝くばかりの学歴である。当時、森に住んでいて、バイクで学校に通った。

大幅に増えるとは思えない。ナックス氏の思い違いなのか、あるいは統計の間違いなのか、現状では確かめるすべはない。¹⁴⁸

イスラームへの改宗とともに特筆すべきは、タリブ氏が SAL 社を受容し、その恩恵を最大限に利用していることである。タリブ氏はホンポンガンからの収益で 5ha の土地を購入し、2011 年に家を建てた。コンクリート製の立派な家である。彼の自宅の正面には、SAL 社の CSR の一環として養殖事業を行なっていることを示す大きな看板がある。その養殖池を見せてもらったが、「乾季が続いて魚は全部死んだ」ということだった。タリブ氏のホンポンガンに接続する崖地でショウガを栽培しているが、それも SAL 社の CSR 事業の一環として行なっている。同じアイル・ヒタム郡内ではあるが、タリブ氏の住んでいる村とは別の村には定住化政策を進める政府の建てた住宅（ポンドック）が 10 数軒ある。そこにはオラン・リンバ用の小学校、¹⁴⁹保健所、それにポシャンドゥ POSYANDO（Pos Pelayanan Keluarga Berencana - Kesehatan Terpadu、母子保健サービスポスト）の施設が一カ所に建てられている。これもアストラグループの CSR の一環である。¹⁵⁰

ワルシの現地事務所スタッフは、「トゥムンゲン・タリブ氏のグループの中には SAL 社のセキュリティ部門に雇われている者がいるが、トゥムンゲン・ングリップ傘下の成員で警備員に雇われている者はいない」と語った。¹⁵¹この発言を受けて、周囲のオラン・リンバの少年たちに念を押すと、「たぶん、土地の返還を要求しているからだろう」とのことである。だがもし声がかかったらどうするのかと尋ねると、「行くかもしれない」とのことであった。

第 5 節 論点の整理

1 オラン・リンバの先住民族権

オラン・リンバの先住民族権を考える際、問題は先住民族という言葉はどう表現するかにかかっている。英語の Indigenous People の訳語としてマジャラカット・アダット（先住民族・慣習法社会）が用いられているが、それはアマン AMAN を中心とする NGO 関係者の間で使われる言葉である。行政用語としては採用されていない。土地基本法では共有地権 Hak Ulayat を持つ主体を Masyarakat Hukum Adat（慣習法共同体）として規定し、改革時代になってから、3つの要件（居住性、慣習法、慣習法の運営）を満たす規模の小さな社会を慣習法共同体（マジャラカット・フクム・アダット）として認定するようになった。だが、オラン・リンバのような移動をする狩猟採集民はその対象に入っていない。そもそも、共有地権を有する慣習法共同体の定義そのものからして、頻繁に移動を繰り返す狩猟採集民は除外されている。それは定住する農耕民社会を前提とした概念である。

オランダ慣習法研究の始祖であるフォレンホーフエンは、慣習法 Adatrecht に基づく共同体をオランダ領東インドに 19 認めた（Holeman, 1981:44）が、その根本をウラヤット Ulayat の自由裁量権 Beschikkingsrecht（Right of Disposal）に求めた。フォレンホーフエンから始まる慣習法研究をベンダ＝ベックマン夫妻は、改革時代における「伝統の

¹⁴⁸ Taman Nasional Bukit Duabelas, Tumenggung Suku Anak Dalam di Kawasan TNBD

¹⁴⁹ Sekolah Halom Putri Tijam

¹⁵⁰ その標語は、” Progrman Satu Indonesia, Semangat Astra Terpadu Untuk Indonesia”（一つのインドネシアプログラム、インドネシア統合のためのアストラ精神）

¹⁵¹ ジャウハル・マクヌン氏の発言（2018 年 8 月 22 日）

復興」の中で再検討している。ウラヤット Ulayat とはミナンカバウ社会の用語であり、彼らによるとそこでのウラヤット権についてフォレンホーフエンやその後のオランダ慣習法研究者は十分に注意を払ってこなかった。20 世紀に入ってからミナンカバウ社会は石炭開発やコーヒー、ゴム栽培などにより社会経済的な変化を遂げてきたが、その中でウラヤットに関する認識も住民、行政、研究者の間で変化を遂げてきた。改革時代に入り、抑圧された権利の復興を唱える住民サイドによってウラヤット権が唱えられたが、それは慣習法研究者、行政の考えるものと一致するものではない (Von Benda-Beckmann and Von Benda-Beckmann, 2011:167-88)。

ベンダ＝ベックマン夫妻のフォレンホーフエン批判は詳細を極めている。その中でウラヤット権が過去から未来永劫同じものではなく、また権利を主張する立場によってもその内容が異なることを指摘していることは重要である。だが、彼らの批判の論拠は彼らがフィールドワークを行なったミナンカバウ社会の現状にあり、オラン・リンバのような人々がこの権利をどのように主張できるのかという問いには答えてくれない。

SAL 社に対してその周辺に暮らすオラン・リンバの人々は各世帯 5ha の土地の返還と生活の保障を求めた (130 世帯、505 人)。その根拠はこれまで、SAL 社の操業によって森を奪われ、悲惨な生活を余儀なくされているので、SAL 社の CSR の一環として認めてほしいというものであった。だが、2018 年に大統領令第 86 号が出ると、それを根拠に SAL 社の中核農園約 5,000ha の 20%に当たる約 1,000ha を彼らに与えるよう要求を始めた。

ミナンカバウのような農耕民ではなく、移動し、狩猟採集民であったオラン・リンバにおける共有地自由裁量権 (Hak Ulayat) を定義することは至難の業である。そもそも、彼らは土地を集散的な形で占有しているのではなく、緩やかな遊動域 (Jelajah) を持ちながら、移動生活を続けてきた人びとである。¹⁵²

SAL 社がやってくる直前には現在の SAL 社農園周辺部に住んでいたのであるが、そこにどれくらいの時間住み続けていたかは明らかではない。身内に不幸があれば、テントをたたんで、数ヶ月も移動し、また新たな生活域を探していた。それは森が豊かだった時代であれば可能な生活様式であるが、アブラヤシ農園や産業造林、あるいは移住者によって、土地が囲い込まれてしまった現在、その生活様式を続けることは困難である。¹⁵³

サラワクのプナン人のように開発業者の侵入を防ぐために道路を封鎖するなど闘う狩猟採集民族とは違い、オラン・リンバの人々はそうした抵抗の歴史を持たない。¹⁵⁴

オラン・リンバの共有地権を考える際参考になるのが、焼畑耕作民族であるバティン・センビランによる SAD113 の闘いである (第 7 章第 3 節参照)。この SAD113 の闘いは STN (全国農民連合) のような急進的な農民運動組織の支持を得て、慣習共有地権を主張しているが、それはバティン・センビランに固有の概念ではなく、土地基本法その他のインドネシアの法令で規定された概念である。もともと、移動性の高い焼畑耕作民であったバティン・センビランは政府の定住化政策を受け入れ、次第に定住化していった。だがスハルト時代の乱暴な開発政策で土地を失い、外部の組織の支持を得て、また、バティン・

¹⁵² 一般的にあるグループの遊動域内に他のグループの者は立ち入り可能だが、木を切ることはできない。獲物を追いかけて、他のグループの遊動域での狩猟は可能。

¹⁵³ 2019 年 8 月のインタビューで、身内の不幸で移動する人々はグループの一部である。また、一定期間が過ぎると元の場所に戻ってくることも可能であるとのことであった。

¹⁵⁴ サラワクのプナン人の抵抗については、金沢 (2005:273-301; 2008, 119-54)、あるいはドキュメンタリー映画「森の慟哭」(中井信介監督、2010 年)などを参照した。

センビランとは呼び難い人々の参加を得て、戦闘的な闘いを展開した。そうした異質な集団を繋ぐコンセプトが慣習共有地権であった。このような闘いを参考にして、近い将来オラン・リンバが共有地権を主張する可能性はある。

ジャンビ州テボ県スマイ郡スオスオ村の1支村(Dusun Simeranthihan)は、ジャンビの先住民族であるタラン・ママックの村である。焼畑耕作民である彼らは1996年に定住化政策を受け入れ、97年に定住した。元支村長(Kepala Dusun)のウスマン氏(60歳前後)の話によれば、住宅を支給され、1世帯当たり5haの二次林Kebunを与えられた。ウスマン氏はそこに野生ゴムを1ha植え、籐などの森の有用植物を植えて、生活をしている。政府支給の住宅は4×6mの狭い家なので、その二倍に自分で建て増した。氏によれば、「ゴムを植えても、野生のゾウの襲撃を受けて、思うように拡大できない」とのことである。¹⁵⁵彼らも外部からはオラン・リンバと同じくSAD(内部の民)と呼ばれるが、「オラン・リンバとはまったく違う」とはウスマン氏の発言であった。

こうした事例からも政府が政策的にオラン・リンバに土地に与えるという方針を立てれば、この問題は解決する。BDNPを作って、もう問題は解決したということではできない。そこに住めないオラン・リンバの人々も多数存在するからである。

2 タリブ氏の生存戦略の評価

オックスフォード大学の人類学者マレー・リーは2000年タリブ氏がケハティ賞を受賞したことに触れ、彼の豊富な森の薬草についての知識とタリブ氏のホンボンガン活動を称賛した。彼女はおもにワルシの活動に関する資料からオラン・リンバの置かれている状況を分析しているが、1999年に結成されたアマンの提出したマジャラカット・アダット Masyarakat Adatの定義に言及し、さらにインドネシア国家が成立するはるか以前から存在していた先住民族社会を個々に定義する困難さを指摘した(Murray-Li, 2000:645-72)。マレー・リーの論文は2000年に発表されたもので、その後インドネシアにおける先住民族の置かれている状況は変わっている。特に当時欧米の学者に絶賛されたタリブ氏の人生はその後大きく変わった。

タリブ氏を定住化したオラン・リンバのロールモデルと捉えるのがプラセティヨである。元ワルシの活動家で、現在ディポネゴロ大学の人類学の講師を務めているプラセティヨ氏は現在のオラン・リンバをその定住化の度合いによって3類型に分け、それぞれの特徴を14の指標によって類型化している。定住化の度合いとは、遊動的な生活、半定住化の生活、定住化の3類型である。違いを生み出す指標は、宗教、儀礼やタブーの実践、住居、定住化政策への態度、同化の度合い、公的施設へのアクセス、など14項目ある(Prasetijo, 2017:267)。

要約すると、未だに遊動生活を送っている人々はBDNP内に住み、アニミスティックな信仰を維持し、狩猟採集生活に頼っている。これに対して定住化段階にある人々はイスラームに改宗し、タブーにとらわれることなく、市場に依存し、アブラヤシ農園やゴム園に完全に依存している。半定住化段階の人々はその両者の中間的な生活を送っていて、BDNP近くに住んでいるが、時々森の中に入って狩猟採集生活を送る。イスラームを受容している者もいるが、イスラームで禁じられていることを実践している者も多い。

プラセティヨは定住化政策を送る人々の代表としてタリブ氏を挙げている。だが、ワ

¹⁵⁵ 2018年8月27日の筆者のフィールドワークによる。

ルシの関係者の現在のタリブ氏に対する評価は厳しい。「イスラームに改宗した。自分の子孫のことだけを思い、グループ全体のことを考えない」といった批判である。タリブ氏は外国での評価に関わらず、インドネシア政府には都合のいい人物である。SAL 社を受け入れ、その CSR 活動を十分利用している。5ha の土地を地元のムラユ人から購入し、12ha のアブラヤシ園を買い取った。その資金としてホンポンガンから上がる利益を当てているそうである。タリブ氏は将来のことも考えている。アブラヤシは土地をダメにすると口癖のように話していた。植え替え期が来たら、野生のゴムを植え、元の森に近い状態を復元したいと夢見ている。その可能性はホンポンガンで実証されている。

3 オラン・リンバの直面する諸問題の解決に向けて

ジャンビ州の 4 県に分散して居住するオラン・リンバ全体を一つの慣習法共同体として認定することは現時点では困難である。県による認定ではなく、州知事にその権限が上があれば可能であるかもしれない。あるいは大統領の権限とすれば、もっと可能性は高くなる。だが、全オラン・リンバという意識は現時点で成立しているとは考えられない。その理由は、オラン・リンバの行動原理がトゥムングン単位で行なわれているためである。例えば、タリブ氏のグループ、ワルシ学校を受け入れているングリップ氏のグループ、あるいはスコラ・リンバを担っているチェリタイ氏のグループなどなど。SAL 社に土地の返還を求めているのは、SAL 社周辺に住む 5 人のトゥムングンの成員である。

こうした状況下で、全オラン・リンバに適用できる問題の解決法は存在しない。暫定的な解決法として次のようなことが考えられる。

(1)BDNP の強化

2000 年 BDNP が成立し、オラン・リンバに限って BDNP 内で生活し、アブラヤシ栽培以外の生産活動を許されている現状は高く評価できる。できるだけこの状態を維持していかなくてはならないが、外部の住民がオラン・リンバを名乗って、あるいはオラン・リンバを使って経済活動を行うことが報告されていて、そうしたことを厳しく取り締まる必要がある。

(2)社会林業プログラム

現行の制限の中で最も可能な方策が、社会林業プログラムである。ワルシやオラン・リンバが主張するような、野生ゴム栽培が認められることが最も望ましい。そうではなくて、最優良栽培ゴム種 (Karet Unggul) を取り入れた経営だと、オラン・リンバは企業の労働者と位置づけられる。ただ、それでも土地を与えられ、現金収入の道が開かれたことはそれなりに評価できる。

現在、SAL 社周辺に住む 130 世帯、505 人は各世帯 5ha の土地を SAL 社に要求しているが、彼らの土地権を認定する条件が厳しい。森を出た人々に慣習林 Hutan Adat を認定することは難しい。では Hak Ulayat を認められるかというと、狩猟採集民であった彼らには土地権の証明が非常に難しい。現在 2018 年大統領令第 86 号による土地の返還を主張し始めているが、その行く末は楽観できない。

(3) 住民証発行の条件の緩和

サロラングン県にある公園管理局でのインタビューの結果、一部トゥムングンには KTP (住民証) の宗教の欄に「独自の信仰」を許可していると聞いた。例えば、タリブ氏からトゥムングン職を継承したナンクス氏の KTP の宗教欄には「独自の信仰 (Kepercayaan)」と記されているという。

しかし、それは法的な根拠はなく、ローカルな対応と理解していたが、2017 年画期的な判決が出ている。インドネシア憲法裁判所は KTP や KK (Kartu Keluarga 家族証明書) の信仰欄に Aliran Kepercayaan¹⁵⁶と書くことを認めると発表した。それは住民行政に関する 2006 年第 23 号法 (関連法は、住民行政に関する 2013 年第 24 号法) に記されている 6 つの宗教 (イスラーム、カトリック、プロテスタント、ヒンドゥー、仏教、儒教) 以外の宗教を否定するのは憲法違反だとの主張を認めたものである。¹⁵⁷この憲法裁判所の決定を受け、ジョコ・ウィドド大統領は関係省庁がその決定の実施化を検討することを指示し、地方政府にも検討するよう指示した。¹⁵⁸ただ、州政府、地方政府、行政官などは未だにその判決を受け入れようとはしていない。¹⁵⁹

オラン・リンバがイスラームに改宗した場合、野豚 (ヒゲイノシシ) を食べられなくなり、狩猟による食料確保ができなくなる。もともと、オラン・リンバは家畜化された動物を食べてはならないというタブーがあった。森での生活を今でも続けている人々はこのタブーを厳守している。森が減少するにつれて、獲物となる動物が激減した。イスラーム化した人々が野豚を食べられなくなることで、定住化したオラン・リンバの生活は苦しくなり、挙句の果てにはジャンビ市に出て乞食になり下がるという人々さえ出ている。

2019 年 8 月にインタビューした 2 つのオラン・リンバのグループの中で、アイル・ヒタム郡のオラン・リンバの 5 人全員が KTP を持っていると言った。その中で、イスラームを受容した者が 2 人、「独自の信仰」(Kepercayaan)としてその宗教が登録されている者が 3 人いた。これに対して、トラップのオラン・リンバは全員 KTP がないと答え、イスラームは一人もいなかった。

こうした事実からわかることは、アイル・ヒタムに住む人々の方がより定住化に近い生活形態をとっているということである (プラセティヨ氏の分類では 3 の定住化したオラン・リンバ)。アイル・ヒタムの人々は BDNP との関係はほとんどなく、森の果実を得ることができない。農耕民になれるわけではなく、彼らの生活はアブラヤシ農園内に落下したアブラヤシの実 (ブロンドル) を拾って売ること、主に夜間農園内に入って狩猟をすることで成り立っている。一方、トラップの人々は BDNP との関係はまだ維持している (半定住化の段階)。彼らは BDNP 内にハチミツを生産するためのシアランの木を持っていて、そこから上がる現金収入が大きい。ゴム園での提携林業の収入が少なくても、またブロンドルを拾うことを禁じられても、森の果実であるハチミツ生産が彼らの大きな収入源となっている。¹⁶⁰

身分証の宗教の欄が Kepercayaan (独自の信仰) で認められるならば、それはオラン・リンバには大きな朗報となる。それにより定住化に伴うアイデンティティ喪失という悲惨な結果はかなり防げる。

¹⁵⁶ ジャワ神秘主義の特徴を持ついくつかのシンクレティズムの宗教。

¹⁵⁷ Kompas.com, MK: Kolom Agama di KTP dan KK Dapat Ditulis "Penghayat Kepercayaan", 7 November 2017.

¹⁵⁸ Beritagar.id., KTP untuk penghayat kepercayaan se usai pilkada.

¹⁵⁹ VOA (Voice of America), Indonesian Groups Call for Minority Religious Protections, Sep. 14, 2018.

¹⁶⁰ そのリーダーであるメンティ (トゥムングンの筆頭補佐) であるンゲルンボ Ngelumbo 氏は、「1 トンのハチミツを採取したばかりだ」と述べた。ワルシ代表のルディ氏の試算では 4 千万ルピアの現金収入があった。

小括

1980年代後半から始まったSAL社のアブラヤシ園開発によって、周辺のオラン・リンバとトラブルが発生し、過去15年間に14人のオラン・リンバが殺されている。森を失い、生活手段を失った元狩猟採集民にとって、落下したアブラヤシの実を「拾う」ことが「盗み」となることは容易には理解できないことであり、禁止されてもそれ以外の生計手段がない。2000年にBDNPが成立し、その内部はオラン・リンバの生活域と認定された。オラン・リンバの生存権を守るという意味でこの決定は重要であるが、BDNP周辺部の住民対策にはならない。近年、オラン・リンバはSAL社に奪われた土地の返還を要求し始めたが、それは共有地権に基づく権利の要求ではなく、会社のCSRに期待するという控えめな要求であった。だが、2018年の大統領第86号によって1,000haの土地の返還を訴える根拠ができた。

もはや伝統的な狩猟採集生活に還ることは不可能であるが、社会林業によって野生ゴムの栽培が認められるならば、元の森の復活がある程度期待でき、現金収入を得ながら、狩猟も可能となる。住民証の宗教欄に「独自の信仰」をオラン・リンバにも認められつつあるが、もとよりそれも基盤となる土地を回復できないと十全な適応戦略にはつながらない。政策的な支援が必要とされている。

第4章 共有地権をめぐる闘い——西パサマン県での事例より

はじめに

本章では、西スマトラ州西パサマン県で事業権の設定された土地での土地紛争の背景、要因、経過、現状を分析する。まず、当初、会社と住民との間で土地の配分比率や補償金の額などについて取り決め（MOU）を結ぶが、それがきちんと守られず、大きな紛争に発展する経緯を説明する。次に、紛争が起きた農園では、紛争を鎮圧する際に BRIMOB（警察機動部隊）、地元警察、プレマンなどの過剰な暴力が反対派住民に用いられる背景を明らかにする。続いて、個々の紛争の要因として農園の所在地が分からない、あるいは開発された農園の面積は事業権に記載された面積と同じかどうか疑問だという根本的な疑惑が生じていることの背景を追求する。そして、事業権が切れた場合その後は国有地になるというのが政府の一貫した主張であるが、事業権が切れた後は共有地の返還を求めるカパのケースは、事業権設定の根本的問題を示していることを論じる。

第1節 西パサマン県でのアブラヤシ農園の拡大

西スマトラ州におけるアブラヤシ開発は植民地時代の 1928 年にさかのぼる。あるオランダ企業が現在の西パサマン県キナリ郡オフィールの地に永借地権を得て、アブラヤシ農園を開き、その労働者としてジャワ人を連れてきた。¹⁶¹インドネシアの独立後オランダ人は去り、農園は ABRI（インドネシア共和国軍）の管理下におかれたが、実際は周囲のミナンカバウ人やジャワ人労働者たちが農園跡地を好きに耕作する状態が続いた。ところが、1980 年ドイツの援助による農園開発が行なわれ、それが現在国営第 6 農園（PTPN VI、表 4-1 の No. 9、4-2 の No. 6 の会社）となっている。その際国営第 6 農園は旧オランダ企業の持つ土地の 50%を「国有化」によって自己のものとし、残りの 50%を地元の人々に供与した（Jelsma et al, 2009）。大部分のミナンカバウ人は国営第 6 農園のプラスマ農民になったが、初期のジャワ人移住者の子孫たちは土地の所有権を持つ水田耕作民となった（中島、2013：126-27）。¹⁶²

その後 1990 年代から私企業の参入が始まった。2017 年の統計では、西スマトラ州はインドネシア全体の 10 番目の CP0 生産州となっている。その意味では西スマトラはアブラヤシ農園開発の中心ではないが、そこで起きている土地紛争には、インドネシア全体で起きているアブラヤシ農園開発をめぐる土地紛争を考える際の大きなヒントが隠されている。それは、ミナンカバウ母系制の基礎をなすナガリ（村）の共有地を利用した開発であり、

¹⁶¹ 筆者によるジャワ人子孫への聞き取り調査によると、ジャワからの移住は 3 段階に分かれて行なわれた。バンダルジョ村の P 氏（1940 年生まれ）は以下のように語った。1922 年、グヌン・パサマン Gunung Pasaman（海拔 2,174m の火山）近くのブキット・ニラムに入植した。コーヒー園や Tuba（魚毒を採る成分を持つ）園の労働者としてきた。第 2 段階が 1925 年～30 年である。第 1 段階の入植が成功しなかったので、オフィールでアブラヤシ農園が開かれた。オフィール周辺の土は黒く、肥沃なため、うまくいった。第 3 段階は 1935 年～38 年である。P 氏の父親は 1937 年に夫婦で来た。所帯持ちでないと移住はできなかった（中島、2013：126-27）。

¹⁶² 1949 年ジャワ人の住む 3 つの村でナガリを構成することを許された。ところが PRRI（インドネシア共和国革命政府）の反乱でジャワ人はミナンカバウ人の敵になったため、1959 年ナガリ、リンクン・アウアに併合され、今日に至る（中島：同）。

この地での土地紛争とはその共有地の権利に関する根本的な問いをはらんでいるからである。

西スマトラ州におけるアブラヤシ農園は、インド洋に面する西パサマン県と内陸のダマス・ラヤ県、それに南部の南プシシル県に集中している。ダマス・ラヤ県は2004年サワレント・シジュンジュン県から分離した県で、ジャンビ州やリアウ州と境界を接している。西スマトラというよりは、ジャンビ、リアウでのアブラヤシ農園開発の影響を多く受けている。西パサマン県の収穫可能な農園面積は2017年に51,000haでCP0生産は16万1,000トンであり、州全体のそれぞれ35.9%、36.7%に達している。その数字は国営第6農園を除外した上での比較であり、それを考慮すると、西パサマン県にいかに集中しているかがよくわかる。¹⁶³

表4-1、表4-2は2009年と2013年の西パサマン県におけるアブラヤシ農園（民間、国営、小農園¹⁶⁴）の栽培面積と生産高を表した統計である。企業農園面積は84,394haから83,542haへと若干減っている。プラスマと自営農園を合わせた小農園では64,547haから、14,668haへと大幅に減少している。2013年統計で自営農園が全くカウントされていない結果であろう。生産高について見ると、2009年の企業農園の生産高が1,917,111トンであるのに対して、2013年は1,710,313トンで、やはり少し減少している。2013年統計に1ha当たりの生産高が記されている。大規模農園では年間21トンから24トンであるのに対して、プラスマ農園では19トンとやや低い。これは企業が管理しているプラスマ園であるから大規模農園に匹敵するほどの生産性を上げているが、独立自営農園の場合にはもっと低い。

表4-2の注記には企業のプラスマ農園は自営農園のカテゴリーに含まれている。No.17のKebun Rakyatは自営農（Swadaya Murni）のことである。西パサマン県には国営第6農園を含めて14の大農園がある。

次に、表4-3を見てみよう。企業名、土地証書発行日、面積、事業権有効日、それに主要な金融機関名が記されている。16にPHPIIの名前が挙がっているが、PHPIの名前はない。PHPIは1997年に事業権を取得したかのように喧伝されていたが、実際認可されたのはHGU Decree（事業権布告）だけであって、正規の事業権は設定されないまま操業を始め、後に大きな紛争を引き起こした。支援銀行ではBCA（Bank Central Asia、セントラルアジア銀行）が最も多い。本章で取り上げるPHPII社、国営第6農園（PTPNVI）、それにGMP社はともにBCAの支援を受けている。

表4-1 2009年西パサマン県のアブラヤシ農園の面積と生産高

No	企業名 ¹⁶⁵ ／小農	面積(ha)				年生産高(t)
		中核	プラスマ	小農園	合計	
1	BTN	7,000	1,050	－	8,050	193,200

¹⁶³ Direktorat Jenderal Perkebunan, Kementerian Pertanian Republik Indonesia, Statistik Perkebunan Indonesia:2015- 2017: Kelapa Sawit, p. 37 のデータによる。

¹⁶⁴ その内訳は、プラスマ農民、KUD(Kelompok Unit Desa、デサ協同組合)、それに自営農である。

¹⁶⁵ 企業名の正式名称を以下記す。AMP (PT Agro Masang Perkasa), PANP (PT Perkebunan Anak Nagari Pasaman), PMJ (Primatama Mulia Jaya), GMP (PT Gersindo Minang Plantation), PHP (PT Permata Hijau Pasaman), BPP (PT Bakrie Pasaman Plantation), PMS (PT Pasaman Marama Sejahtera), BTN (PT Bintara Tani Nusantara), ABSM (PT Agro Bisinis Sumber Makmur), SNP (PT Sago Nauli Pasaman)。

2	Laras Internusa	4,950	-	-	4,950	118,800
3	GMP	5,698	2,400	-	8,098	174,916
4	Perkebunan Anak Nagari Perkebunan	843	-	-	843	20,232
5	PHI I	3,720	4,714	-	8,434	182,174
6	BPP	9,063	4,171	-	13,234	317,616
7	Anam Koto	2,798	1,300	-	4,098	98,344
8	Agro Wiratama	8,294	1,524	-	9,818	235,632
9	PTPNVI	5,010	4,800	-	9,810	166,770
10	Inkud Agritama	732	2,630	-	3,362	80,688
11	PMS	3,967	1,855	-	5,822	139,728
12	PMJ	4,890	1,100	-	5,990	143,760
13	Tulas Sakti Jaya	985	-	-	985	23,640
14	Tunas Rimba	900	-	-	900	21,600
企業農園合計		58,850	25,544		84,394	1,917,111
15	プラスマ	-	-	12,535	12,535	201,600
16	小農	-	-	52,072	52,072	409,492
総計		58,850	25,544	64,607	149,001	2,528,204

Kantor Perkebunan Pasaman Barat [2009], Luas Areal dan Produksi Perkebunan Kelapa Sawit Tahun 2009, Pasaman Barat (西パサマン県農園局、2009年西パサマン県におけるアブラヤシ農園の面積と生産性、より筆者作成)

表 4-2 2013 年西パサマン県アブラヤシ農園／小農園面積・生産高

No	企業名 ¹⁶⁶ ／ 小農*1	場所	面積 (ha)				生産 高 /ha/(t)	年間生産 高(t)
			中核農 園	プラス マ	自営	合計		
1	AMP	キナリ	1,478			1,478	24.00	35,472
2	PANP	キナリ	2,036			2,036	22.80	44,756
3	Inkud Agritama	キナリ	2,073			2,073	24.00	49,752
4	Larasa Internusa	キナリ	7,409			7,409	24.00	168,000
5	PMJ	キナリ	1,940	1,680		3,620	21/60	57,218
6	PTPN VI	サリィ	3,549	4,800		8,349	21.60	180,338
7	GMP	西パサマン県	3,600	2,600		6,200	24.00	121,368
8	PHP I	シンパン・アンペ	2,615	3,170		5,785	24.00	97,656

¹⁶⁶ 企業名: AMP (PT Agro Masang Perkasa), PANP (PT Perkebunan Anak Nagari Pasaman), PMJ (Primatama Mulia Jaya), GMP (PT Gersindo Minang Plantation), PHP((PT Permata Hijau Pasaman), BPP (PT Bakrie Pasaman Plantation), PMS (PT Pasaman Marama Sejahtera), BTN (PT Bintara Tani Nusantara), ABSM (PT Agro Bisnis Sumber Makmur), SNP (PT Sago Nauli Pasaman).

9	Anam Koto	ムアロキアワイ	3,477	1,300		4,777	24.00	112,800
10	Agrowirata	スンガイアウア	6,466	1,524		7,990	24.00	191,760
11	BPP	スンガイアウア	11,752	4,171		15,923	24.00	382,152
12	PMS	スンガイアウア	2,170	1,855		4,025	24.00	96,600
13	BTN	スンガibelマ ス	6,135	1,050		7,185	24.00	172,440
14	ABSM	ラナーバタハン	2,675			2,675		
15	SNP	ラナーバタハン	4,017			4,017		
	総計		61,392	22,150	22,150	83,542		1,710,313
16	Plasama Swadaya/K UD /CV	西パサマン県			14,668		19.20	258,297
17	Kebun Rakyat	西パサマン県						
	合計		61,392	22,150	100,314	161,706		2,919,606

Kepala Dinas Perkebunan Kabupaten Pasaman Barat[2013], Data Luas Areal dan Produksi Kelapa Sawit Perusahaan dan Kebun Rakyat, Kabupaten Pasaman Barat Tahun 2013 (西パサマン県農園局、2013 年における西パサマン県の大農園、小農のアプリヤン農園の面積と生産性、より筆者作成)

表 4-3 西スマトラ州農園局西パサマン県土地事務所の管轄する事業権の投資先¹⁶⁷

No	事業権保有者名	土地権証書発効日	面積 (Ha)	事業権有効日	支援銀行
1	BTN	1996 年 7 月 24 日	7,185	2032 年 7 月 14 日	Mandiri
2	BPP	1995 年 3 月 29 日	4,370	2029 年 12 月 31 日	
3	PMS	1999 年 11 月 10 日	4,025	2034 年 9 月 9 日	
4	Agro Wiratama	1995 年 8 月 23 日	7,940	2029 年 12 月 31 日	DBS Indonesi a
5	GMP	1997 年 7 月 15 日	3,600	2027 年 9 月 19 日	BCA
6	Anam Koto	1999 年 1 月 9 日	4,740	2029 年 7 月 7 日	
7	Anam Koto	1999 年 12 月 3 日	3,740	2024 年 12 月 3 日	
8	PTPNIV	1994 年 4 月 27 日	3,549	2024 年 12 月 31 日	Bukopin
9	PMJ	1998 年 2 月 25 日	1,940	2033 年 2 月 25 日	
10	AMP	2000 年 8 月 25 日	1,300	2030 年 8 月 25 日	
11	Laras Inter Nusa	1995 年 3 月 21 日	7,000	2029 年 12 月 31 日	OCBC
12	Tisangga Guna II	1999 年	100	2034 年 11 月 29 日	
13	ANP I	1999 年 7 月 5 日	130	2029 年 12 月 31 日	

¹⁶⁷ 企業名は表 4-1、4-2 を参照のこと。

14	ANP II	1999 年 10 月 27 日	1,890	2002 年 12 月 31 日	BCA
15	ASM	1996 年 3 月 25 日	3,160	2021 年 3 月 21 日	BNI
16	PHPII	2005 年 3 月 31 日	1,014	2035 年 3 月 21 日	BCA
17	BPP	2003 年 1 月 9 日	5,350	2038 年 1 月 9 日	BCA
18	AMP	2004 年 9 月 1 日	178	2029 年 9 月 1 日	BCA
19	Laras Inter Nusa	2009 年 2 月 16 日	173	2044 年 2 月 16 日	
20	Laras Inter Nusa	2009 年 2 月 16 日	136	2044 年 2 月 16 日	

Dinas Perkebunan Kabupaten Pasaman Barat [2009], Data Statistik Komoditi Perkebunan Tahun 2009 (西パサマン県農園局、2009 年農園の商品統計より、筆者作成)

第 2 節 アブラヤシ農園開発と共有地権

1 共有地利用における同意の形成

インドネシアの土地所有権の証書は 1960 年の土地基本法を元に国家土地局 (BPN) によって発行される。土地の所有権は慣習法地と登記済み地に大別される。登記済みの土地は個人所有が可能で、売買の対象となる。慣習法地は土地局で登記されることはなく、登記済み地に比べるとその所有権は弱い。¹⁶⁸ 継承は基本的に相続によってなされる。インドネシアでも土地登記は行なわれているが、登記費用が一般の民衆には高額であり、手続きも複雑なので、あまり普及していない。さらに共有地のような、成員の全員に共有地の利用管理処分についての権利がある場合、¹⁶⁹ だれの名前で登記したらいいのかという根本的な問題が存在している。西スマトラ州の場合現在でも土地の 80% は登記されていない (Bakry, 2000:4)。だが、こうした共有地もムシャワラー (会議) を経て、売買の対象になることがある (Sjahmunir, 2000:29)。

ナガリの共有地の場合、共有地に近い住民と遠い住民の間で共有地に対する認識が異なる場合もあり、すべての共有地の条件が村人の間で同じであると仮定することはできない。¹⁷⁰ 最近、大農園に直接帰属しない独立自営の小農 (Swadaya Murni) が増加しているが、西スマトラの場合ナガリの共有地の中で慣習法会議の許可を得て農園を開くケースもある。あるいは氏族 (スク)、カウムの共有地でもその可能性はある。¹⁷¹ 中には水田を潰してアブラヤシを植えるというケースもあったが、これは自営農の場合である。¹⁷²

西スマトラ州の共有地の土地利用では 1970 年代まではゴムを中心としていた。ところが、1980 年以降ドイツからの資金援助によるアブラヤシ開発 (国営第 6 農園) が始まり、1990 年以降は民間資金を使った開発が始まった。土地の提供者 (ナガリの成員) をプラスマ (参加農家) として位置づけ、中核農園の労働者 (ニアス人が多い) を外部から調達する (中島、2017:133)。あるいは、GMP (ゲルシンド・ミナン・プランテーション) では KKPA

¹⁶⁸ 慣習法地と共有地は同義ではない。序章第 2 節 3 参照。

¹⁶⁹ 私有制に対して総有制と呼ぶ。

¹⁷⁰ 第 I 部第 1 章の 1-2 で論じたカパロ・ヒラランでの事例に典型的に見られる。

¹⁷¹ 第 1 章第 2 節 2-1 「ミナンカバウにおける 3 つの共有地」参照。カウムとは母系最小リネッジ (パルイック)、最大リネッジ (パユン) を合わせた親族集団の呼称であるが、共有地という観点からすると、ウラヤット・カウムとは最大リネッジの共有地 (主に畑、山林など) である。

¹⁷² 同じ面積の水田によるコメ栽培とアブラヤシ園経営では、収入面ではコメの方がいいが、労働という側面ではアブラヤシの方が「楽」だという。

(組合金融型 PIR) の方式をとっている。

共有地の開発の際、誰がどのような形で合意に達した時にそれはナガリ全体の合意に達したと判断されるのかということが不断に問われている。本章第 3 節で分析する PHPI 社のケースでは、このことが大きな争点となった。ミナンカバウの共有地のような総有制をとる場合、KAN(ナガリ慣習法会議)の同意が得られても、それはナガリ全体の同意とみなされないとの主張もある。パプアの場合、クランのリーダーがその意思を代表するとされているが、ミナンカバウではそう単純ではない。特に改革時代に入って、KAN の位置づけは曖昧で、その権限は法に基づいたものでもない。

2 キナリ郡での事例

第 I 部第 1 章 2-5「1979 年村落法 (西スマトラ 1983 年施行)」で論じたように、1979 年村落法によって、ミナンカバウ母系社会の基礎をなすナガリ (村) はジョロン (支村) を単位とするデサに解体された。ナガリが解体されたことに人々の不満が高まったので、KAN (ナガリ慣習法会議) が再編され、ようやく人々の不満を抑えることができた。KAN の主要な役割は共有地 (タナ・ウラヤット) の維持管理だが、キナリの開発においてこの KAN のリーダーシップが問われている。

アンダラス大学社会政治学部教授のアフリザル氏は改革期の西スマトラ州の土地紛争の研究を行なっている。氏の博士論文である『ナガリコミュニティ、ビジネス、国家』はビジネスの対象にされたミナンカバウの共有地の開発の矛盾と人々の抵抗の有様を描いている (Afrizal, 2007)。その第 4 章で西パサマン県ルハック・ナン・ドゥオ郡のキナリ村でのアブラヤシ開発と人々の抵抗の問題が論じられている。¹⁷³2013 年にほぼ同じ内容の論文が発表されているので、以下それについて検討する (Afrizal, 2013 : 149 - 75)。

ナガリの土地は売れないが、利用権の譲渡はある。キナリにはナガリの共有地とスク (氏族)、カウム (最大リネッジ) の共有地がある。スク/カウムの共有地はそのリーダーと成員の意思で譲渡可能となる。キナリでは氏族の共有地がアブラヤシ開発に利用された。その大半は泥炭湿地帯の開発であった。¹⁷⁴西パサマン県では二つの共有地の維持管理法がある。一つはバビンハ・アダット (Babinghah Adat) で、他の親族の成員が利用に口を出しにくい土地。この場合「長老」(Yang Dipertuan)が決定権を持つ。他は、バビンハ・タナ (Babinghah Tanah) でその成員が土地の利用に責任を負うものである。キナリの場合、共有地の維持管理はバビンハ・アダットに則って行なわれ、そこに「長老」リーダーの役割が大きな意味を持つ。

キナリでは、土地の譲渡法に二種類がある。一つは、氏族から投資者に直接アクションが行なわれ、最終的に郡長と KAN の署名で成立するもの。他は、氏族のメンバーは間接的な役割しか果たさない。県知事を長とする委員会が土地を斡旋する。キナリでは最初の方法が大部分のケースでとられた。つまり、氏族がその判断で直接投資家と交渉を行なったのである。

土地の譲渡が決まれば、土地譲渡書 (Surat Penyerahan Tanah) に署名する。氏族は投資家に共有地の利用の権利を譲渡するという内容である。だが会社の要請で、土地譲渡承

¹⁷³ 2001 年時点での人口は 39,682 人、面積 49,294ha である。

¹⁷⁴ インド洋に面する西スマトラ州の北部沿岸地帯には泥炭湿地帯が広がり、深いところでは泥炭が 7 メートル堆積している。

諾書 (Surat Pernyataan Pelepasan Hak) がリーダーによって作成され、そこには土地の所有権は県知事に移譲されたと書かれていた。それによって会社は土地権の移譲を国家土地局 (BPN) に申請し、それが事業権発行につながった。

しかし、キナリのリーダーたちはそうは思っていない。彼らは共有地を県に譲渡し、会社永久に売却したとは理解していないのである。そこが土地譲渡書の曖昧なところである。また、その書類には数人のリーダーしか署名しておらず、彼らが署名の法的な意味を理解していたかどうか疑問である。

キナリの開発を混乱に陥れた中心人物は KAN の「長老」ZB 氏である。彼は投資家がキナリの土地を求めた際最も頼りにした人物であり、土地譲渡に必要な会議を開き、それを県知事に報告した。しかし、彼は会社と癒着していると他のリーダーから批判された。また、共有地の所有権者の名前を勝手に自分の名前に変えたと批判され、告発されそうになったが、当局は無視した。彼こそがキナリの土地の移譲に「貢献」した人物だからである。ZB 氏や他のリーダーたちはアブラヤシ農園から多大な利益を得た。ZB 氏はやり手で 5 人の妻がいて、それぞれの妻に豪華な家を与えた。

一方、ZB 氏の後継者として KAN の長老となった BBS 氏は、ZB 氏が主導した土地譲渡で不利益を被った人々への補償を求めて、会社や政府と交渉した。BBS 氏は妻を一人しか持たず、質素な生活を送っていた。¹⁷⁵ それでも 2006 年引退後彼の生活は向上した。彼も農園から利益を得ていたのである。

これに対して、コミュニティレベルでは種々の方法で抵抗がなされた。伝統的には、共有地の利用権を与えた集団は「利用料」(慣習的な支払い、Bungo Siriah)を受け取る。会社が各リーダーたちに出した書類の中にこの言葉が残っていて、それは重大な意味がある。なぜなら、土地譲渡は売買ではなく、一時的な利用を意味するからである。氏族のリーダーの中には、個別の企業に補償の増額を要求した者もいる。キナリのケースで問題なのは、土地を提供した農民にプラスマ園を与えるという会社の約束が、書類の形であったり、口頭であったりとさまざまなことである。いろいろな方法で約束の実行を求めても、会社が要求に応じないため、BBS 氏の在任中、一部の人々は要求の実現を求めて、会社の農園の果房を収穫し、警察に逮捕された。中には会社でプラスマ農園を全農園の半分にしようとしたグループもある。

人々は改革時代になると県議会前でデモを行ない、会社に提供した共有地は売買ではなく、一時利用契約だと主張した。改革時代になって人々の抗議はさらに大胆になり、メディアも注目するようになった。だが、事業権が切れる頃にまた問題が生じる。

一部の農園では、農民から土地を受け取りながらも、プラスマ園として与えると約束した土地にアブラヤシを植えていないケースがある。会社は農民側の準備が整っていない、また市場の準備ができていないと言い訳を言っているが、農民は納得していない。こうした場合、土地の譲渡があったかどうか分からない。あるいはプラスマ園を分ける代わりに、毎月一定額を支払っているが、その額が非常に少ないというケースもある。

県は住民の闘いをほとんど支援していない。その理由はやはり県の財政に占める農園企業からの納税である。県の予算の 60% 弱を農園企業から得ている。特にそれは改革時代に

¹⁷⁵ イスラームであるミナンカバウ母系制の場合、複数の妻がいるのは不思議ではない。子供は妻方に属するので、妻子の面倒さえ見られれば、慣習法上問題はない。5 人の妻の場合、一人の妻とは形式的に離婚をして、イスラーム法との整合性を図る。

入って、地方政府が独自の歳入減を持たないと財政が苦しくなるという状況下では顕著となる。

こうした特徴を持つキナリの闘いをアフリザルは以下のように要約している。「メディア（特に新聞）はこの闘いを支持し、問題を広く知らしめた。地元の NGO も闘いを支援した。しかし、ナガリ全体にわたる闘いの戦線の構築には役立たなかった。キナリの人々は最後まで、自分たちだけの資源管理とそのリーダーに基づく闘いに終始し、ナガリ全体に波及するそれ以上の広がりには起きなかった」（Afrizal, 2013 : 175）。

第3節 PHPI 社をめぐる紛争、カパの事例より

本節の1～3までの記述は、主に Nakashima（2010 : 127 - 76）による。

本節で論じるのは、西スマトラ州の州都パダン市から西へ 200 km に位置する西パサマン県ルハック・ナン・ドゥオ郡のナガリ、カパ Kapa と、ササック・ラナー・パシシ郡のナガリ、ササック Sasak の事例である。二つのナガリは一部接している。カパ（インドネシア語ではカパール Kapar）の面積は 34 km²、人口 7,488 人（2002 年）である。ササックは 123 km²、人口 14,143 人である。ササックはインド洋に面していて、人口の 46% は漁民である。それに対して内陸のカパの人口の 60% が農民である。カパでの紛争では PHPI 社、ササックでの紛争は PHPII 社が関わっている。カパでの紛争はナガリ全体に関わっているが、村内部の同意形成は容易ではなかった。

1 紛争の発端、合意形成の困難さ

インドネシアの副大統領ユスフ・カラ（当時）は 2008 年 6 月、西スマトラ州パダンパリアマン県にあるテキスタイル工場の開所式で非常にショッキングな挨拶を行なった。「西スマトラの土地は未だに共有地として管理されているので、開発のためにその土地を利用するためにはリーダーたちの許可をとれば済むだけでいい。他の地域は所有権者がそれぞれいて、それぞれの許可をとらないとならないので、他の州での開発に比べると西スマトラでの開発はやりやすい」。¹⁷⁶時の副大統領がミナンカバウの共有地権に対してこの程度の理解しか持っていなかったということは、この地での開発が政府と現場での認識の落差の大きさを物語っている。

1980 年代の終わりにカパとササックにアブラヤシ農園開発の計画が持ち上がった。1989 年 9 月 27 日、パサマン県知事は KAN や他のコミュニティのリーダーと会い、2 つのナガリの共有地をそのために提供することを決定した（Colchester et al. 2006:133）。そして 1990 年から 97 年の間にカパとササックの共有地 2,400ha（カパが 1,600ha、ササックが 800ha）が PHPI 社¹⁷⁷に提供された。¹⁷⁸

1989 年、アブラヤシ開発計画がカパで議論される直前にはカパには農民組合（Kelompok Tani）が 1 つあるだけであった。¹⁷⁹カパの共有地で PHPI 社に提供されない区域はそれぞれの世帯成員の数に応じて各戸に分けられた。ところが、1991 年、開発計画へのスタンスを

¹⁷⁶ R(@)tau-Net, Tanah Ulayat Permudah Pembangunan Infrastruktur, 06-Jun-2008.

¹⁷⁷ PHPI は PT Permata Hijau Pasaman（パサマン緑の宝石社）のことである。この会社は I と II の二社に分かれているが、二つとも深刻な紛争を抱えている。

¹⁷⁸ Surat Pernyataan Tentang Penggunaan Tanah Ulayat Kapar, August 13, 1990.

¹⁷⁹ RTTSK (Rintasan Tani Sakata Kapar) という名称。

めぐって農民組合は6つの農民組合に分かれた。6つの農民組合は3つのグループにまとめられる。主流派、中間派、それに反対派である。

主流派は3つの農民組合からなっていて、その中で元 KAN 議長の BJI 氏が主導するシドダリ (Sidodali) が中心的な組合である。198 世帯、400ha のプラスマ農園がある。ところが 198 世帯のうち、カパ在住の住民は 25 世帯に過ぎず、残りはカパ外部の者である。例えば警察関係者やインドネシア教員連合のメンバーなどが入っている。このグループは BJI 氏がナガリ銀行と近く、ナガリ銀行からの融資を得て、KKPA 方式のアブラヤシ開発を行っていた。中間派は共有地の伝統的な利用を主張していたが、開発そのものに面と向かって反対という態度は取らなかった。

1996 年、KAN と PHPI 社の間で MOU が交わされた。それは、1,600ha を PHPI 社と住民側が 50 : 50 で分けるというものであった。その結果 PHPI 社に HGU (事業権) が認可された。

180

しかし、カパ農民組合が出した「カパの共有地利用についての声明書、1990 年 8 月 13 日」(Surat Pernyataan Tentang Penggunaan Tanah Ulayat Kapar, 13 Agustus, 1990)によると、「PHP に提供された共有地はプラスマ用に 60%、中核農園用に 40%の割合で分割する。シリヤー・ジャリヤー (共有地利用の手付金) は各プラスマ農家に対して 1ha 当たり 5 万ルピアとする」ことになっていた。つまり、1990 年時点での声明書で住民側と会社側の土地の配分比率が 60 : 40 となっていたところ、1996 年の MOU 締結の時には 50 : 50 へと後退していたのである。

パダン法律擁護協会 (LBH Padang) が作成した「カパの闘いの経緯」¹⁸¹によれば、MOU の存在にも関わらず、カパの共有地がカパの元 KAN 議長である BJI 氏によって「売られた」と非難されたという。カパの一部の人々は、KAN の指導者の中の 11 人が PHPI 社から金を受け取り、個人的な目的に費消してしまったと批判した。¹⁸²反対派住民によると、この時の金は、ミナンカバウ社会でいうシリヤー・ジャリヤー (共有地利用のための手付金) であるから、各リーダーに個人的に支払われたものではなく、ナガリ全体の利益になるよう利用されなければならない。ササックのリーダーたちにも金が支払われているが、カパのリーダーたちの半額程度であった。

こうしたカパの内部での動きに抵抗するグループとして 1998 年トゥナス・メカール (Tunas Mekar) ¹⁸³が設立された。彼らの主張によると、カパの KAN のメンバーは 22 人のニニック・ママック¹⁸⁴から構成されてはいるが、12 人のメンバーしか実質的な審議には呼ばれず、残りの 10 人は KAN の重要な会議には呼ばれなかった。そこでトゥナス・メカールの成員はナガリ全体のムシャワラー (会議) の必要性を訴えたが、少数派の意見として聞き入れられることはなかった。

¹⁸⁰ 本章第 1 節で指摘したように、この時の HGU は HGU Decree (事業権の布告) であり、正規の認可ではない。2014 年 HGU が発給され、新たな紛争を引き起こした。

¹⁸¹ LBH Padang, Kronologis Kasus Tanah Ulayat Nagari Kapar (Kapa) Kec. Pasaman Kab. Pasaman, Not Published

¹⁸² 彼らは 7 億ルピア (当時のレートで US30 万ドル) を受け取ったとされる。1996 年 1 ルピア = 0.000427 米ドルと換算

(https://ecodb.net/exec/trans_exchange.php?type=EXCHANGE&b=USD&c1=IDR&ym=Y 参照)。

¹⁸³ 新芽の意味。

¹⁸⁴ ナガリの各スクを代表する慣習法リーダー。

2 紛争の展開、深まる内部対立

1998年に設立されたトゥナス・メカール 145 世帯に与えられた共有地は 180ha で、彼らはそこで耕作していた。それだけではなく、彼らは PHPI 社が住民に与えると約束した 800ha の土地に入って耕作を始めた。その結果、軍、警察、それからプレマンの暴力を受けるようになり、彼らが耕作した作物は破壊され、挙句の果てには自分たちに割り当てられていた 180ha で耕作することも禁止されてしまった。

2000 年 4 月 28 日、トゥナス・メカールのメンバーは県都シンパン・アンペ (Simpang Ampek、インドネシア語では Simpang Empat) の県庁舎前で、¹⁸⁵KAN 指導層の「疑惑」を追及する集会を開いた。すると 7 人が逮捕された。翌日数百人のメンバーが 7 人の逮捕への抗議のため県警に押し掛け、拘置所の窓とドアを壊したため、7 人は逃亡してしまった。4 月 30 日、数台のトラックに分乗した警察機動部隊 (BRIMOB) ¹⁸⁶と県警察はカパに到着し、一斉摘発を行なった。彼らはカパの住民との「戦争」を宣言し、実弾を空に放ち、威嚇射撃した。警察のこの行動にカパの住民は驚き、一斉に逃げ出した。事情が分からず残った 3 人が逮捕された。これに対して、5 月 17 日、カパの女性はパサマン県の県議会前で 3 人の不当逮捕に抗議し、平和的な解決を訴えた。

この段階に至ってカパの紛争は全インドネシアに広く知られるようになった。2001 年 4 月 19 日、農民漁民連合 (P2TANTRA) の支援を受けた 500 人の集会がパダンにある州議会前で行なわれた。それぞれ 50 万ルピア (当時のレートで約 49 ドル¹⁸⁷) の保釈金を支払って、その後 3 人は釈放された。だが、事件はこれで終わらなかった。8 月 10 日、2 人のトゥナス・メカールの指導者が「扇動者」という嫌疑を受けて逮捕された。連行される車の中で彼らはひどく殴られ、偽名で病院に入院させられ、家族と面会できたのは 3 日後であった。

¹⁸⁸

こうしたカパでの動きに国家人権委員会 (KOMNAS-HAM) や「テンポ」誌がカパの KAN 指導層を批判する報告を行ない、記事を書いた。世論は一気にトゥナス・メカールに対して好意的になった。これに対して KAN 指導層は、まず、2000 年 8 月 19 日、国家人権委員会議長へ反論の手紙を書いた。¹⁸⁹その内容は、「国家人権委員会は村での取材をしないで、一方的な意見のみを採用してわれわれを批判しているが、正当ではない。KAN のやってきたことはアダット、イスラーム、現行法すべてに則っている」というものであった。さらに 8 月 28 日にはパダン法律扶助協会が 8 月 2 日の「テンポ」誌のコメントを擁護する発言を行なったことを批判した。4 月 29 日、KAN 指導層は、トゥナス・メカールのメンバーが拘

¹⁸⁵ 西パサマン県は 2003 年パサマン県から分離した。正確には 2000 年当時シンパン・アンペは県都ではない。県庁舎も存在はしていないはずだが、インタビューした人々の表現では現在と過去が混在している。

¹⁸⁶ BRIMOB (Brigade Mobil 警察機動部隊) は 1945 年 10 月敗戦した日本軍の武器引き渡しのために創設された Tokubetsu Keisatsutai (Pasukan Polisi Istimewa) がその起源であり、1945 年 11 月のスラバヤの闘いで大きな活躍をした。現在は POLRI (インドネシア共和国警察) の一部隊で、治安出動がその大きな活動である。Sejarah Mobil 参照。

¹⁸⁷ 2001 年 1 ルピア = 0.000098 ドルと換算

(https://ecodb.net/exec/trans_exchange.php?type=EXCHANGE&b=USD&c1=IDR&ym=Y 参照)。

¹⁸⁸ この二人の裁判も LBH Padang の支援で行なわれた。筆者は 2001 年 8 月 27 日、パサマン県の県都のルブック・シカピンの地方裁判所で開かれた裁判の一部を傍聴する機会があった。法廷に 20 人余りの制服警官が詰めかけ、裁判官に無言の圧力をかけていた。

¹⁸⁹ Surat Kerapatan Adat Nagari Kapar (Kan)-Pasaman perhal: Menanggapi Surat KOMNAS-HAM tanggal 21 Juli 2000, August 19, 2000.

置所の窓とドアを破壊したのは犯罪行為だと断罪した。

3 主流派對 PHPI 社

カパ内部での反対派トゥナス・メカールの動きは主流派と軍、警察、プレマンによって完全に封殺された。しかし、カパの事例が特異なのは、トゥナス・メカールに厳しく批判されていた主流派が、その後会社側と対立するようになったことである。

KAN と PHPI 社との間の MOU では、1,600ha を会社側が 50%取り、プラスマ農園用に 50%を分けるというものであったが、実際には会社が中核農園に 1,200ha を取り、残りの 400ha（実際には 353ha）しか住民に提供しなかった。その 353ha もデサ協同組合（KUD）が名目的に管理するだけで、PHPI 社の管理下にニアス人労働者を雇用して作業をさせた。つまり、MOU の約束は反故にされ、実態としては、1,600ha がすべて PHPI 社の中核農園として利用されていたということである。

2005 年 12 月 5 日、西パサマン県知事の仲介で会社側と KAN の代表との会議が行なわれた。¹⁹⁰その結果会社側が各世帯に月額 17 万 5,000 ルピア（約 18 ドル¹⁹¹）を 2005 年 10 月から 40 カ月支払うことで両者は合意した。ところが毎月 100 万ルピアをもらう世帯があれば、2~6 万ルピアしか支払われない世帯もあった。会社との近さで収益の分配額が異なり、批判が起きた。トゥナス・メカールのメンバーはその受け取りを拒否した。もし受け取ると、会社側のこれまでのやり方を認めることにつながると判断したからであった。

このような会社側の約束違反に対し、主流派住民は、デサ協同組合委員長と副委員長名で PHPI 社を訴えた。一審に続いてパダン高等裁判所は 2007 年 1 月 7 日、原告の訴えを認めた。PHPI 社は最高裁判所に上告したが、突然パサマン県の県都ルブック・シカピンにある地方裁判所に裁判取り下げを要請し、裁判所もそれに同意した。¹⁹²また、会社側が支配していた KUD 農園 400ha（実際は 353ha）も完全に KUD の支配権が認められた。¹⁹³

2008 年 2 月 25 日、主流派住民たちは、この「勝利」を受けて、闘いの次の段階を議論する会議を行なった。会議の直前に、筆者は主流派の中心人物として名高い BJI 氏にインタビューし、この会議の最初の段階の傍聴を許可された。¹⁹⁴そこで、会議参加者に「PHPI 社に提供した 1,600ha の共有地は将来どうなるのか」と質問した。長い沈黙の後、プチュ・アダット Pucu Adat のガンポ・アラム Gampo Alam 氏は¹⁹⁵「1,600ha は将来も村の共有地である」と断言した。会議はその後 PHPI 社との闘いを続けることを決定した。この決意表明がその後のカパの闘いの宣言であった。

だが、カパのナガリ長のスタンスはこうした慣習法のリーダーたちと距離をとっていた。2006 年 2 月、カパのナガリ長にインタビューした際、彼は農園から得られる収入がカパの

¹⁹⁰ Kesepakatan Bersama Antara PT Permata Hijau Pasaman Dengan Ninik-mamak Kapar, Not Published

¹⁹¹ 2005 年 1 ルピア=0.000103 ドルと換算

(https://ecodb.net/exec/trans_exchange.php?type=EXCHANGE&b=USD&c1=IDR&ym=Y 参照)。

¹⁹² Pengadilan Negari Lubuksikaping, Surat Putusan Perhal: Mencabut Pernyataan Permohonan Kasasi tanggal 16 Pebruari 2007, (ルブック・シカピン地方裁判所決定通知書：2007年2月16日上訴申請を撤回する)、PU.3-LES/P3/I/10-3-2008, January 31, 2008

¹⁹³ 利益は組合員への小口融資に用いられている。

¹⁹⁴ 2008 年 2 月 24 日 BJI 氏の自宅でのインタビュー。25 日、カパの KAN の定例会議の席でインタビューを許された。

¹⁹⁵ プチュ・アダットとは、村の創設者とされる家系であり、KAN の中で一番発言権がある。

財政に貢献していると認めた。ナガリ・カパの収入源は2つあり、一つが政府から村の人口数に応じて配分されるもので2006年には77,400,000ルピア（約8,400米ドル）、他は村の企業からの「寄付」で、29,000,000ルピア（約3,200米ドル）である。¹⁹⁶村の政治的な指導層には村の財政という観点から村の中でのアブラヤシ企業の存在を歓迎する雰囲気があった。少なくとも表立った批判は抑制するという姿勢であった。

4 紛争の新段階

カパの事例が特異なのは、闘いの枠組みが大きく変わってきたということである。最初にはナガリでの共有地利用の合意形成の問題が問われていた。ところが第2段階では、提供した共有地は事業権失効後ナガリに返ってくる、あるいは返してほしいという運動に変わったのである。第I部第1章のカパロ・ヒラランの事例で分かるように、一旦事業権が設定されると、それは半永久的に戻ってこない。あるいは事実上の国有地として利用され続ける。カパの闘いは事業権の根本的な問題を問う闘いになった。

2014年4月、カパのリーダーたちは西パサマン県の国家土地局（BPN）に手紙を書き、PHPI社が600ha¹⁹⁷の土地に事業権を設定するのを認めないよう要請した。9月、PHPI社はカパのプチュ・アダットのガンボ・アラム氏に対し600haの土地の明け渡しに署名するよう求めた。だが彼は拒否した。ところが親会社のウィルマー・グループは12月BPNから事業権を取得した。これに対してガンボ・アラム氏は2回目の手紙をRSP0に書き、¹⁹⁸ウィルマー・グループのやり方はRSP0の基準2.2と2.3に違反していると事業権取得の不当性を訴えた。¹⁹⁹また、会社側の測量にも疑義を呈し、会社側住民側双方の立ち合いを認めて600haの再測量を主張した。²⁰⁰2014年以前、一度ガンボ・アラム氏にインタビューをしたことがあったが、その時にも「PHPI社の場所が明確でない」とこぼしていた。カパのKAN指導層は2015年ジャカルタのBPNに事業権の破棄を要請したが、まだその返事はない。

ところが、2014年カパのリーダーたちはPHPI社の農園を私的に流用しているとの嫌疑を受け、2015年1月、18人のKAN指導層（ニニック・ママック）が全員パダンの警察に呼び出され、取り調べを受けた。その内の5人はその後毎週取り調べを受けた。ガンボ・アラム氏は逮捕され、6週間拘留された。彼は警察にRSP0との関係、クアラルンプールでのRSP0の集会に参加した際の旅費の出所、などを訊かれた。拘留の長期化を避けるために彼は警察の脅しに屈服し、その後慣習法リーダーを辞任した。カパのコミュニティは人権に基づく問題の解決を要請している（Afrizal & Anderson, 2016: 304-308）。

2016年7月末、ジャカルタのRSP0本部をカパの活動家のZ氏と訪ねた。RSP0本部職員もカパでの問題のその後の展開に興味を持っていたし、そもそもRSP0のメンバー企業の中から、国際的に指弾される問題を引き起こすような事態の深刻さを十分に感じていた。一方で、インドネシアの裁判所が紛争解決に果たす役割には限界があることは確かであり、

¹⁹⁶ 2006年1ルピア=0.000109ドルと換算

(https://ecodb.net/exec/trans_exchange.php?type=EXCHANGE&b=USD&c1=IDR&ym=Y 参照)。

¹⁹⁷ KUDの400haに、未利用の200haを合わせたもの。

¹⁹⁸ RSP0 (Round Table of Sustainable Palm Oil)。2004年WWFの提案により設立された「パーム油の持続的開発のための円卓会議」。

¹⁹⁹ 終章、調停機関としてのRSP0を参照。

²⁰⁰ この手紙に対するRSP0からの返事が公開されている。RSP0, Letter to the Complainant, On the Complaints Panel decision, 10 March 2015, pdf.

仲裁機関としての RSPO の役割に期待される。²⁰¹

5 カパのマシヤラカット・アダット

カパの活動家である Z 氏は 2014 年ジャカルタの KPA（農地改革コンソーシアム）を訪れ、カパの窮状を訴えている。その後「消滅する危機にあるカパの共有地」と題するレポートが KPA から出されているが、それはおおむね Z 氏の語る内容をそのまま受け入れている。²⁰²その最後に KPA は「カパの住民がマシヤラカット・アダット（先住民族・慣習法社会）の一員として一致して問題解決を土地空間大臣や BPN（国家土地局）に求めることを支援する」と結んでいる。

それでは、カパでのマシヤラカット・アダットとは誰のことだろうか。開発計画が持ちあがってから、カパの住民はアブラヤシ農園開発へのスタンスによって主流派、中間派、反対派に三分された。カパの行政は一貫して推進、あるいは黙認というものであった。90 年代末に反対派のトゥナス・メカールが結成され、彼らへの弾圧が厳しくなると、全国的に注目を集めることになった。

その頃に、AMAN が結成され、マシヤラカット・アダット（先住民族・慣習法社会）という用語が良く使われるようになった。パダン法律扶助協会（LBH Padang）のメンバーもマシヤラカット・アダットという用語をしばしば用いていたが、同時に英語のインディジナス・ピープルも用いた。パダン法律扶助協会は 2007 年 1 月、西スマトラで土地紛争を闘う農民を集めて、2 日間の集会を開いたが、そのタイトルが、「マージナルな民衆の権利の擁護と発展」であった。²⁰³法律扶助協会がこうした人々を代表して、西スマトラの外で「マージナルな民衆あるいはインディジナス・ピープルの権利」という表現をする場合には、抵抗はそう見られないだろう。あるいは法律扶助協会の資金活動として、外国向けにそうした「抑圧された人々の権利の擁護と発展」を謳うことは可能であろう。しかしながら、現実に闘争を行なっている人々の面前で、「あなた方はマージナルであり、インディジナス・ピープルです。その権利の擁護と発展のためにわれわれは闘っています」というメッセージを発したことについては、一部の参加者から強い不快感が寄せられた。

会場には軍や県の関係者もいて、彼らの批判の矛先はまず、そうした人々に向けられ、「なぜわれわれの共有地を返還しないのか」という糾弾の集会であったのだが、会議を主催した NGO 側のエリート意識にも反発が示された。「マシヤラカット・アダット」とインドネシア語で表現される実態と、「インディジナス・ピープル」と呼ばれる実態は、必ずしも同じ指示対象ではない。

ミナンカバウの人々を「インディジナス・ピープル」と呼ぶのには違和感が伴う。彼らはインドネシアの独立に多大な貢献を行ない、インドネシアの「プリブミ」を構成する重要な民族である。西スマトラで「先住民」といえば、メンタウェイ諸島に住む住民であろうが、彼らに対してはミナンカバウの人々も、差別をする側に立つかもしれない。（中島、2011：87 - 89）。

ところが、マシヤラカット・アダット（先住民族・慣習法社会）という言葉になると、そ

²⁰¹ イムラン・ビン・ムハマッド・ゼイン事件、AM ファトワ事件、ムフタル・パクパハン事件、テンボ誌編集長グナワン・ムハマッド事件、クドゥンオンボダム裁判など、国家の利害がかかわる場合司法権の独立は危機に瀕した（Asrun, 2015:6-7）。

²⁰² KPA, Tanah Ulayat Nagari Kapa Terancam Punah, 29 Mei 2015.

²⁰³ 2007 年 1 月 16-17 日、” Perlindungan dan Pemajuan Hak-Hak Masyarakat Marginal”

うしたあからさまな差別意識はなくなるようである。主流派と反対派は内部対立を続けながらも、主流派も会社側と対峙し続け、弾圧も受けた。開発の犠牲者、不正な開発に抗する人々という意味で主流派のリーダーたちもマシヤラカット・アダットと呼んで差し支えない。

主流派のリーダーたちは、PHPI 社の親会社であるウィルマー・グループが RSP0 の有力会員であることを盾に、その規約違反を訴えた。RSP0 ではインディジナス・ピープルに対する十分な FPIC (Free, Prior, Informed Consent、事前の自由なインフォームド・コンセント) を要求しているので、その規定違反だと訴えた。インディジナス・ピープルのインドネシア語訳がマシヤラカット・アダット (先住民族・慣習法社会) であるので、英語とインドネシア語の意味のずれによって、カパの慣習法の指導者たちはマシヤラカット・アダットとしての権利を RSP0 で訴えることができた。

第4節 ゲルシンド・ミナン社の紛争

本節ではカパの隣のナガリであるリンクン・アウア²⁰⁴のゲルシンド・ミナン農園の例を取り上げる。本節の記述は主に中島 (2013 : 111-113) を基にしている。2011 年 8 月、紛争の反対派リーダーである HS 氏にインタビューした。HS 氏はイスラーム教育大学卒であり、地方ではエリートである。

西スマトラのローカルな農園企業であったブキット・タウン社は 1991 年、リンクン・アウアの共有地 6,000ha でアブラヤシ農園開発を始めた。当初の約束では、農民の提供した土地は、中核農園が 60%を取り、プラスマ農家に 40%を配分することになっていた。ところが 1994 年、ブキット・タウン社は資金不足を理由にウィルマー・グループ傘下のゲルシンド社に農園を売却した。ゲルシンド社は、「測量してみたら 6,000 haはなく、4,600ha しかなかった」と住民に説明した。それでもゲルシンド社は中核農園として最初の予定通り 3,600ha を取得し、住民には 1,000ha しか渡さなかった。最初のプランでは、企業側が 6,000ha の 60%の 3,600ha を使い、住民側は残りの 2,400ha が与えられる予定であったのに、1,000ha しか与えられず、1,400ha も少ない結果となった。ここが紛争の出発点である。

1999 年、スハルト退陣の翌年、住民はゲルシンド社の搾油工場の前でデモを行ない、工場を封鎖した。農民が調べると、400ha の余剰の土地があることが分かった。当時のパサマン県知事は 400ha を農民に与えるよう意見書を出し、農民側の主張を支持した。2003 年、ゲルシンド社は 200ha を供与することには同意したが、残り 200ha を 10 億ルピアで「買い取る」ことを提案した。民衆はこれを拒否し、デモを行なうと、警察の弾圧が始まった。

農園企業の許可証取得に関する 2007 年農業大臣令第 26 号はゲルシンド社の紛争において、会社側には追い風となった。²⁰⁵いわゆる提携政策の導入である。「会社はプラスマ農民に最低限 20%を提供し、中核農園には 80%を超える土地を与えてはならない」。つまり、会社側は最大限提供された土地の 80%までを利用する権利があると、国家がお墨付き

²⁰⁴ 面積 213.45 km²、人口 25,029 人 (2018 年現在)。リンクン・アウルはインドネシア語表記。改革時代が進むにつれて、地名の表記がインドネシア語ではなく、ミナンカバウ語での表記に変わってきた。カパールがカパとなり、クパラ・ヒラランがカパロ・ヒラランへ、シンパン・ウンパットがシンパン・アンペへと変わっている。

²⁰⁵ 第 2 章第 2 節参照

を与えたからである。

ゲルシンド社はこの大臣令を根拠に、自らの正当性を主張している。2008 年、農民は西パサマン県行政府とゲルシンド社を相手取り、1999 年の県知事の決定を実行するよう西パサマン地方裁判所に訴えた。2014 年時点で、住民側の主張は認められ、解決を見た。

ゲルシンド社のアブラヤシ農園に参加するために、農民は KKPA（組合融資型 PIR）を利用した。リンクン・アウアには 1989 年創設の KUD（デサ協同組合）が 2 つあり、その下に農民組合 (Kelompok Tani) があった。94 年、1 ha 当たり 650 万ルピア（当時のレートで 3,000 米ドル²⁰⁶）の KKPA 資金が融資され開発が始まった。2011 年時点ではまだ返済中である。

ゲルシンド社が支配している土地は「事業権が終了したら、どうなるのか？」という問いに、HS 氏は「返してもらえる」と楽観的な見解を述べていた。しかし、一旦事業権が設定されると、土地は国有地とされてしまい、永久に戻ってこない。カパロ・ヒラランしかし、カパしかりである。これは全インドネシアで共通にいえることであり、そこを理解していない住民がまだ非常に多く、そこに紛争の原因がある。

そうした中、共有地とその利用に関する 2008 年西スマトラ州令第 16 号第 3 条第 3 項で、²⁰⁷「営利目的の共有地の利用が終わったならば、関連する法律を尊重しつつ、その共有地は元の所有権者に返還できる」と規定された。この規定を厳格に適用すれば、HGU（事業権）が切れた共有地の返還に道を開いたとは言える。だが、そもそも、事業権が切れるというケースが想定されていないので、いったん事業権が設定された共有地の返還はなかなか難しい。

第 5 節 頻発する土地紛争

2012 年 4 月 12 日、SPI (Serikat Petani Indonesia インドネシア農民連盟) 西スマトラ支部は、2011 - 2012 年に土地紛争は 14,000ha の土地に及び、3,477 世帯が巻き込まれていると発表した。大部分の問題は西パサマン県で発生していて、14,000ha のうち 10,962ha がアブラヤシ農園で、2,231 世帯が関連しているという。²⁰⁸

SPI 西スマトラ支部の発表に見られるように、西パサマン県でのアブラヤシ開発をめぐる土地紛争は枚挙にいとまがない。PHPI、II 社にカパとともに共有地を提供していたナガリ・ササクでも深刻な土地紛争が起きている。係争となっている会社は PHPII 社である。表 4-3 によると、PHPII 社は 2005 年 3 月 31 日に 1,014ha の面積 (中核農園) に対して事業権を認可されている。しかし、以下の訴えによると、2,100ha の土地を事実上会社の農園として利用していて、中核農園が 3,114ha に達している。近年、この PHPII 社に対する異議申し立てが報道されている。

2017 年 9 月 15 日には「ジョロン・マリギの住民は 20 年以上闘っているが、これからは平和的な手段で闘うという。なぜなら以前のような激しい闘いだと会社や警察からの暴力

²⁰⁶ 1994 年 1 ルピア = 0.000463 ドルと換算

(https://ecodb.net/exec/trans_exchange.php?type=EXCHANGE&b=USD&c1=IDR&ym=Y 参照)。

²⁰⁷ この規定については元 HUMA 代表のアンディコ氏のご教授による。

²⁰⁸ Serikat Petani Indonesia, Konflik Agraria di Sumbar Rugikan 3,477 Petani Serikat Petani Indonesia, 19 April 2012.

や脅しがひどく、住民はトラウマに陥っている」と伝えられている。そして西パサマン県知事に対して「支援」を要請している。²⁰⁹

2018年3月18日の西スマトラ州の地方紙「ハリアン・ハルアン」紙の電子版は、マリギ支村の数百人の民衆が PHPII 社に対して 2,100ha の土地の返還を要求してデモを行なった、と報じた。住民は「665ha はすでに返還されたが、それだけで、残りの土地 1,435ha の完全返還を求め、最後まで闘う」と宣言した。住民は 1999 年以来の民衆の損失は 5,000 億ルピアに上ると試算している。²¹⁰

アンタラ通信社のニュースによると、こうした抗議活動が功を奏して 2018 年 3 月、PHPII 社とマリギの問題を検討するために政治・法務・治安担当調整大臣がジャカルタから西パサマン県を訪れ、大臣がいるその会議の席で両方の当事者が発言した。²¹¹

まず両者の交わした覚書 (MOU) の存在とその真正性が議論された。次に事業権が設定されている土地の面積とプラスマ園の面積、それから係争中である中核農園の面積が議論された。PHPII 社のマネージャーはデサ協同組合 (KUD) と協力し、衛星あるいはドローンを使って測量を行なったと話した。

一方 KUD 委員長は、1998 年に両当事者間で交わされた MOU に従えば、中核農園として 1,400ha、プラスマ園として 2,188ha に分けられると語った。問題は MOU で約束された面積がその後農民側に渡されていないことである。住民に与えられたのは 665ha しかない。その差の 1,523ha 分は会社が多く取っていると語った。これが問題の核心である。また 1992 年に開発の計画があり、1995 年に KKPA (組合金融型 PIR) としてユニバーサル銀行から 230 億ルピアの融資があった。しかし、使われたのは 110 億ルピアだけで、2010 年には負債の返済が始まっている。すると、120 億ルピアの融資はどこに消えたのか？われわれはこの問題を西スマトラ州警察に提起した、と語った。

これに対して PHPII 社の代表は住民と十分に話し合うつもりがあると語った。その上で、農園の占拠は止めてほしい、そうでないと農園の損害が大きいと語った。西パサマン県知事のシャヒラン氏は平和的な問題解決が肝要だと語った。次回の話し合いは 4 月 4 日になった。²¹²

PHPII 社の紛争の特徴は以下の通りである。

まず、最初中核農園に 1,400ha、プラスマ農園に 2,188ha を分ける MOU があった。ところが、会社はプラスマ園には何も渡さず、住民が抗議した結果、665ha は住民に返ってきたが、まだ住民が権利をもつ農園 1,523ha が返ってきていない。次に、KKPA (組合金融型 PIR) 方式での開発資金として 230 億ルピアの融資を受けたが、住民には 110 億ルピアしか渡されず、残りの 120 億ルピアの行方が分からない。すでに融資の返済が始まっていて、住民は刑事事件として訴える準備をしている。

この他に、Anam Koto 社が 2 つのナガリから訴えられている (表 4-1 の 7 の企業)。

²⁰⁹ Tribunsumbar, Warga Maligi 20 Tahun tak Lelah Menuntut Hak, Martalinda: Pak Kapolda Tolonglah Kami, 15-9-2017

²¹⁰ Harian Haluan, Tuntut Tanah Ulayat, Ratusan Masyarakat Maligi Demo PT PHP II, 09 Maret 2018.

²¹¹ Antara News, Kemenkopolkukam turun ke Pasaman Barat selesaikan konflik tanah, 4 Maret 2018.

²¹² だがその後の話し合いの記事はネットでは確認できていない。二回目以降の両当事者間の話し合いが実施されたかどうか分からない。

訴えているナガリの一つはナガリ・スンガイアウアであり（2014 年提訴）、もう一つはアイア・ガダンである（2018 年提訴）。スンガイアウアのジョロン・スンガイタナンの住民数百人が Anam Koto 社が支配している数百 ha の土地の回復を目指してデモを行ない、その後西パサマン県の県議会前でもデモを行ない、さらに国家土地局 (BPN) に向かい、Anam Koto 社に与えた事業権を取り消すよう何度も訴えた。²¹³

ナガリ・アイアガダンの住民が Anam Koto 社を訴えたのは、1990 年以来土地を提供した住民用のプラスマ農園における土地権の確認をずっと要求し続けてきたが、未だに果たされていないからである。住民の権利を認めた 1995 年県知事決定 (SK 525.584 1995) を得た。また県議会 (DPRD)、県警察にも相談したが、彼らの要求はまだ実現していない。²¹⁴

さらに、キナリ郡の二つのナガリ（コト・マンディアンギン・キナリとルハック・サパルメック・シンパン・ティゴ）と PMJ 社 (Primata Mulia Jaya) との係争も注目を集めている（表 4-1 の 12 の企業）。1996 年以来 7,150ha の共有地 (ウラヤット・スク) を中核農園 3,300ha とプラスマ農園 3,850ha に分け、プラスマ農園の収益を会社 40%、住民 60% の割合で分配する約束が 2003 年になされた。しかし一度も住民への収益の分配はなされず、PMJ 社は住民の土地に対しても事業権を得てしまった。PMJ 社の中核農園 3,300ha はどこにあるのかわからない。国家土地局の測量によると、ルハック・サパランペ郡シンパン・ティゴ・コトバルにある 666ha の共有地がすでに中核農園として奪われている。²¹⁵

このケースは PMJ 社が二つのナガリのスク (氏族) の共有地を開発した紛争である。二つのナガリ、二つのスクと、住民の組織が分かれていて、両者が 7,150ha の共有地をどう分担したかは判然としていない。中核農園 40%、プラスマ農園 60% と住民に有利な配分法が当初決められたものの、住民がもらえるはずの収穫高の配分は一度もなく、さらに中核農園 3,300ha の所在地場所すら分らない。また住民の共有地の 666ha が中核農園にされている。

このような西パサマン県におけるアブラヤシ開発の対象とされた共有地をめぐる紛争の頻発は、多分に SPI（インドネシア農民連盟）による支援というファクターも考慮せざるを得ない。2018 年 4 月、SPI 西スマトラ支部は西パサマン県知事にプラスマ農園に対する企業の約束を完全実現させる必要性を強く訴えた。また、共有地を会社に提供した住民は未だに開発の利益を享受していない、またプラスマ農園で最初に約束されていたことがらが実行されておらず、民衆は損害を被っていると述べた。

さらに、2018 年 9 月 24 日、55 回目の「インドネシア農民の日」(Hari Tani Nasional)²¹⁶に西パサマン県 SPI と学生代表は土地紛争の解決を目指してデモを行なった。アンタラ通信社のニュースによると、「彼らは西パサマン県での農民の土地権を実現するための農地改革の必要性を訴え、住民と紛争を抱えている大農園の事業権を撤回するよう西パサマン県知事に訴えた。そして、紛争地での事業権の延長に反対し、土地を農民に分配することを提案した。さらに闘っている農民とマシヤラカット・アダットへの脅しと犯罪行為をやめることを訴えた。紛争を終わらせるために西パサマン県行政は、農民とその代理人で

²¹³ Covesia News, Tuntut Perusahaan Sawit, Ratusan Warga Duduki Kantor DPPD Pasaman Barat, 11-10-2014.

²¹⁴ Minangkabau News, Masyarakat Adat Nagari Aia Gadang Pasaman Barat Gugat PT Anam Koto, 05-11-2018.

²¹⁵ Otoritas News, Pekat IB Sumbar, Akan Tuntaskan Tanah Ulayat yang Dirampas PT PMJ, 29/10/2017.

²¹⁶ 1960 年 9 月 24 日「土地基本法」が制定された日。

ある NGO の参加した十分に権限のある調停機関を作るべきであると訴えた。その後 1960 年 9 月 24 日の大統領令を例に引いて西パサマン県 SPI として農地改革は社会正義実現のために行なわれるべきだと発言した。その後学生代表は果房価格が安く、学生の生活が大変だ、果房価格が上がることで農民の生活はよくなり、学生も楽になると発言した。」²¹⁷

こうしたスカルノ時代末期の農地改革の時代にまでさかのぼり、運動の根拠を求めている SPI の活動が、すんなりとミナンカバウ社会に受け入れられる可能性は少ないと思われる。共有地は土地改革の対象にはなりにくいからである。だが、土地紛争が長期化し、農民の不満が高まってくると、一定程度受容される余地はある。

第 6 節 ナガリ・デサバル、共有地権のない村での土地紛争

ミナンカバウの共有地に対しては共有地権が認められているが、その大部分は登記されていない。例えば、ある土地を排他的に利用していてその土地利用税を行政当局に支払い続けている場合、法的な所有権を認めるのが慣例であった。ところが政府がその土地を開発したい場合、そうした形での土地権は往々にして無視され、深刻な紛争に発展した。

以下の記述は、2015 年 8 月下旬の現地調査による記録を各種文献で補足したものである。

西スマトラ州と北スマトラ州の州境に位置する西パサマン県ラナーバタハン郡 (354 km²、人口 28,009 人 [2017 年統計]) の人口希薄地帯では、オランダ時代だった 1939 年からジャワからの移住政策が実施されたが、初期の政策は失敗した。²¹⁸独立後の 1953 年以降各地からの移住者 (マンダイリン人、ジャワ人、それにバタック人) による村が形成された。ミナンカバウ人は少数派である。このラナーバタハン郡にはバタハン村とデサバル村の 2 つの村 (ナガリ) があり、その名前の通りデサバル Desa Baru (新村) が移住者の村である (調査記録より)。2015 年時点の人口は 12,000 人である。デサバル村の人口の大部分はジャワ人である。ラナーバタハン郡は「辺境」の地で、メダンやパダン、あるいはジャカルタに林産物を出していることで知られている。村人の大部分はラダン (畑＋二次林) で働く農民で、西パサマン県ではカカオ生産が一番盛んである。²¹⁹

バタハン村にはすでにアブラヤシ農園が存在していて、そのため、ラナーバタハン郡でのアブラヤシ生産は盛んである。カパヤリシンクン・アウアのあるルオック・ナン・ドゥオ (LND) 郡と比較すると、アブラヤシ農園の面積は 1.5 倍、生産高は 2 倍以上に達している。西パサマン県全体の中では面積、生産高とも多い郡である。

表 4-4 ラナーバタハン郡と LND 郡アブラヤシ農園面積、生産量比較 (2015 年)

地域	面積 (ha)	生産量 (トン)
ラナーバタハン郡	9,683	164,458.80
LND 郡	6,251	71,980.80
西パサマン県全体	101,853	1,645,142.40

²¹⁷ Antara News, Serikat Petani Indonesia Pasaman Barat menuntut agar persoalan agraria diselesaikan, 24-September-2018.

²¹⁸ イمامボンジョル大学の調査による Sejarah Singakat Nagari Batahan によれば、オランダ時代の 1918 年にナガリ・バタハンの存在が知られている。

²¹⁹ Kecamatan Ranah Batahan Dalam Angka 2017 より。

Badan Pusat Statistik Kabupaten Pasaman Barat, Luas dan Produksi Tanaman Perkebunan Kelapa Sawit 2015, Kecamatan Ranah Batahan Dalam Angka 2017

(統計局西パサマン県事務所、ラナーバタハン郡 2017 年統計「2015 年アブラヤシ農園の面積と生産性」より筆者作成)²²⁰

西パサマン県地方裁判所で、BTP 社 (PT Bintaro Tani Nusantara) のアブラヤシ園 1.73ha を不法占拠していると告発されたデサバル村の SH (35 歳、ジャワ人) は、その土地を BTN 社に返還するようにとの判決を不服として上告していたが、2007 年 11 月 26 日最高裁判所は原告 BTN 社の主張を退けた。²²¹

その判決によると、セイ・ブルナマス郡のアイルバンギス村、パリット村、及びラナーバタハン郡のバタハン村の 3 つの村 (ナガリ) にまたがる BTN 社のアブラヤシ農園 7,185ha は、1997 年に事業権を認可され、2002 年に測量が終わり、その面積が確定していた。この裁判は、その BTN 社 (原告) が事業権をもつ区域内で、2000 年頃からデサバル村の SH (被告) が BTN 社に無断でアブラヤシ園を開き、すでに 7 年経過して FFB の生産も相当な量に達しているのを、会社の被った損害を賠償せよというものであった。判決では、BTN 社の事業権を正当なものとして認め、また被告の行為を違法と断じ、占拠している 1.73ha を更地にして BTN 社に返還することが言い渡されたが、原告の求める 7,200 万ルピアの損害賠償については却下された。ただ、被告 SH は裁判費用 220 万ルピアの支払いを命じられた。

デサバル村は他の村と違い、移住者の村であり、村人は村 (ナガリ) を形成することを認められたが、他の西スマトラの村のように共有地を持っているわけではない。村の境界はオランダ時代の移住計画で示されていて、村人は排他的に支配し続けてきた土地、つまり村内の森を使用するための税金 (Verponding) を支払ってきた。²²²1980 年代以降アブラヤシブームが起り、ラナーバタハン郡周辺でもアブラヤシ企業 (BTN 社) が操業を始めた。

デサバル村での聞き取りによると、農園を拡大したい政府と開発業者は 2000 年デサバル村の土地は政府のものであるとの訴えを地方裁判所に起こし、勝訴すると、村人の森林利用を禁じてしまった。村人は裁判所の決定を無視して経済活動が続いていると、警察のスウィーピング (実力による排除) があり、数人が死亡し、多数のけが人が出た。村人はすでに森に立ち入ることを禁じられているが、その次には彼らの家もどうなるか分からないと案じている。

2016 年 9 月、デサバルの森林域の荒れ状況のパトロールが森林省 (西スマトラ州と西パサマン県の合同チーム) の手によってなされた。²²³その結果 20ha ほどの違法入植地をレチ

²²⁰ 元の統計表には面積と生産量の単位は示されていないが、本章第 1 節の記述から類推した。

²²¹ Direktori Putusan Mahkamah Agung Republik Indonesia, Putusan.mahkamah agung.go.id Putusan Nomor: 18/Pdt.G/2007/PN.PSB.

²²² マカンドリューズは新秩序時代の土地問題について書いた論文の中で、「インドネシアの土地税制は植民地時代からの継続の側面が大きく、IPEDA も Verponding も同様である。その後 Pajak Hasil Bumi (土地収量税) に修正され、1965 年 IPEDA (iuran pembangunan daerah 地方開発税) に変わった」と述べている (MacAndrews, 1986:62-64)。そして結論で、「1980 年代の土地政策は・・・多くの分野で明確でなく論争を生んでいる近代法とアダットの衝突を解決すべきである。また、土地の分配、登記、あらゆるレベルでの土地所有権の問題をクリアにすべきである。さらに土地権の転換をはっきりさせるべきである」(ibid: 86)。その課題は現代でも同じである。

²²³ Dinas Kehutanan, Patroli Pengamanan Hutan di Nagari Desa Baru, 19-September-2016.

ヨ山²²⁴の保全林内に見出した。そこにはアブラヤシとトウモロコシが栽培されていた。その他に調査チームは幅 2m の道路が 1.8 km にわたって建設されていることも見つけた。つまり、調査チームは国家の森林内に「無法地帯」を見出したのである。その後チームはナガリ長と森林域内で各種産物を栽培している村人と話し合いを行ない、無断で森を利用してはならないこと、また本来ならば社会林業の一環としてそうした活動はなされるべきであるとの見解を示した。²²⁵

デサバルのケースを整理するとこうなる。

1950 年代以降ジャワ人を中心として移住者が村を形成し、彼らは土地利用税を支払っていた。1969 年の森林法の施行以来彼らの利用していた土地は森林域に編入されたが、大きなトラブルは起きなかった。だが 1980 年代以降アブラヤシ開発がこの地にも迫り、政府は住民の利用している土地は国有地であると主張し、2000 年に住民を追い出した。ところが住民は無視して耕作を続けていたが、次第に政府の態度が強硬になってきていた。こうした場合、住民の土地権を保障する根拠はどこにあるのかが問題となる。共有地権ではなく、納税証明書がそれに代わるものであるが、政府の開発方針が強い場合、そうしたものは土地権の強力な証明とはならない。

水野広祐は西ジャワでの土地権の転換問題で詳細な調査を行ない、次のように述べている。「土地基本法は土地の登記を勧めているが、実際には土地登記は全土地面積の 10% ほどでなされているだけで、土地権の帰属が明確ではない。土地登記のされていない住民の土地権は、実際の開発の過程では弱い土地権として現れ、低額の補償金、土地の取り上げ、住民の追い出しなど地域住民、小農民、商工業者などへのしわ寄せとして現れてきた。土地権を確認する書類が土地証書であるが、実際にはこの証書を自分の所有地のすべてで持つ住民は少なく、代わりに地方開発寄与税 (Ipeda) 証書、あるいは課税台帳証書などで代替するケースが多い」(水野、1997 : 135 - 47)。

しかし、オランダ植民地時代、日本軍政時代、そしてインドネシア時代と目まぐるしく統治形態が変化してきたため、農民の土地権を正確に証明することは非常に困難である。

1998 年の改革時代における土地紛争を代表する西ジャワ州タポスでの闘いを調査した元国家人権委員会副委員長のディアント・バフリアディは次のように述べている。

インドネシアが主権移譲を受けた直後の 1950 年から 65 年にかけて、タポスの農民は元永借地権の設定された土地を実効支配していて、軍も黙認していた。そうした土地は土地改革の対象であり、現にそこで耕作をしている農民に分け与えられるべきものであった。しかし、スハルト政権になってからは風向きが大きく変わった。スハルトが大統領に就任してからわずか 3 年後、このタポスの地がスハルトの牧場に指定され、タポスの住民の悲劇が始まった。また、1954 年当時の西ジャワ州知事は、永借地権の設定されていたチマチャンの 72ha の土地を以下のように分けた。LIPI (インドネシア科学院) 傘下の自然保護研究所に 17ha (用益権のみ)、チアンジュール県に 22ha、そして村有地 (用益権) に 33ha。この村有地 33ha に対して農民は、1960 年代以降地方開発寄与税 (Ipeda) を支払ってきて、それはジャワの慣習では土地権の証明とみなされていたのであるが、1987 年突然ゴルフ場

²²⁴ 海拔 84m の丘である。それでも Gunung Leco と呼ばれている。

²²⁵ 第 5 章参考資料、表 5-2 によると、デサバルのあるラナーバタハン郡には 1,200ha のコミュニティ林 (Hutan Kemasyarakatan) がある。

の建設計画が発表された。企業は村と県を「買収」し、農民の土地を奪っていった。
(Bachriadi & Lucas, 2001:1-14)

小括

1990年代から西パサマン県では民間企業によるアブラヤシ農園開発が行なわれた。キナリを除いてすべての大規模農園開発はナガリ(村)の共有地を利用して行なわれた。紛争を起こしている農園では、最初会社と住民側との間で交わされた土地分配の約束が守られていないケースが多い。配分比率が極端に住民側に不利にされとか、あるいは約束された補償金の支払いがほとんどなされないというケースがある。

そうした中、カパの PHPI 社の場合、先ず、アブラヤシ開発の受け入れをめぐって、ナガリ慣習法会議(KAN)の有力メンバーだけの意思決定に疑問を投げかけるグループが反対運動を展開したが、軍、警察、プレマンの暴力で鎮圧された。ところが、主流派も土地の配分案の完全実施を迫り、さらに共有地は事業権が切れたら返還されることを主張し、会社側と全面对立することになった。また、事業権が設定された土地が本当に正確な測量を経て開発されたのかという根本的な問題を提起した。カパ以外の紛争農園でも、事業権の根底をなす農園の所在地と面積が明瞭ではない。2008年西スマトラ州令第16号第3条第3項で、共有地返還への道筋はつけられたとも解釈できるが、今のところこの州令の適用例はない。それでも、ミナンカバウ社会の共有地でのアブラヤシ農園開発の現状は、全インドネシアにとって、事業権の正当性と事業権が設定された土地が将来どうなるのかを占う試金石となっていることは確かである。

第5章 アブラヤシ農園開発とニアス人違法入植者排斥事件

はじめに

本章では 2010 年西パサマン県で起きたニアス人違法入植者の残虐な排斥事件を、西パサマン県の社会経済史、政治、それにアブラヤシ農園の拡大というコンテキストの中で論じる。1980 年代に始まったルオック・ナン・ドゥオ郡とキナリ郡でのアブラヤシ農園開発に伴い、両郡の自営農の農園もオフィール山山麓の保全林にまで拡大していった。それに連動するように、保全林内にニアス人が住み着き、換金作物を栽培するほか、自営農の果房収穫作業を行っていた。両者は持ちつ持たれつの関係にあったが、2009 年の県知事選挙を契機にその関係は崩れ、2010 年の強制排除につながった。そこで働いた力学は何か、なぜニアス人違法入植は強制排除されたのかを分析する。

本稿は中島(2016a:205 - 32), Nakashima(2018:139-52)の二つの拙論をまとめたものであるが、ニアス移住者に関する新しい資料とまた Hak Lama(長期の占有に基づく土地権)についての検討を加えて改稿したものである。

第1節 ニアス人移住者のマージナリティ

1 西スマトラのニアス人

2010 年西スマトラ州西パサマン県で暴力を伴う物理的な排除事件が起きた。その事件の被害者は、オフィール山山麓²²⁶の保全林内に住んでいたニアス人数百人であり、彼らは住んでいた場所から強制的かつ暴力的に排除された。そこにはニアス人のみならず、ジャワ人やバタック人、マンダイリン人なども違法入植者として住んでいたが、強制的に立ち退かされたのはニアス人だけであった。本章で問題にするのは、なぜニアス人だけが立ち退きを強制されたのか、そこにはどのような排除と包摂のメカニズムが働いていたのかを明らかにすることである。この事件は 100 年前の植民地時代に起きたものではなく、1998 年 5 月スハルトの退陣を契機に始まった改革時代の最中に起きた事件である。

インド洋に位置するニアス島は面積が 5,121 km² (バリ島よりやや小さい面積)で、2010 年の人口が 75 万 6,800 人である。行政的には北スマトラ州に属している。ニアス群島州設立の動きはあるが、実現のめどはたっていない。ニアス島は 5 県に分割されている (北ニアス県、グヌンシトリ県、ニアス県、西ニアス県、南ニアス県)。²²⁷

ニアス人移住者は肉体的にタフで、肉体労働に向いているとよく言われる。妊婦でも、臨月間際まで外で働くのを厭わないともいわれる。²²⁸ニアス人移住者に対するこうした言説はオランダ植民地時代以来ニアスとニアス人が置かれてきた周縁的な状況を反映している。19 世紀の半ば奴隷として取引された時期もあったが、奴隷制廃止の世界的な流れの中

²²⁶ 正確に言えば、パサマン山 (海拔 2,174m) の山麓部になる。しかし、パサマン山はオフィール山 (海拔 2,919m、あるいはタラマウ山 Gunung Talamau) の南側 (インド洋側) 山塊の一部であり、オフィール山山麓部と言っても間違いではない。煩雑になるのを避けるために、参考資料の引用部を除いて、本章ではオフィール山山麓部で統一する。

²²⁷ 2003 年まではニアス島全体が 1 県であったが、地方分権により 2003 年ニアス県、南ニアス県に二分割され、その後さらにニアス県は北ニアス県、西ニアス県、それにグヌンシトリ市に分かれた。

²²⁸ アンダラス大学社会政治学部のスリ・セチャワティ講師の発言。

でその取引も廃止された。アンダラス大学史学科のアナトナ博士の修士論文から以下その概要を述べる。アナトナ博士自身もニアス移民の五世である。²²⁹

人の移動にはプッシュとプルの二つの要因がある。昔からニアス島での生活は苦しく、人々はニアスの外で生活の糧を探すことが多かった。しかし、もっと詳しくニアス島の社会構造を見ると、負債を抱えた一種の奴隷層が存在していて、債務の担保として外部に売られていく構造があった。また、ニアス島内部の権力争いもし烈で、敗れた方はそうした階層に沈んでいく運命にあった。

プル要因として最も重要なものは、アチェ州の労働者としての需要である。アチェの王族、貴族層が「頑健」と評判の高いニアス人を傭兵として使ったことである。あるいは、当時世界の需要の半分を生産していたアチェにおけるコショウ農園の労働者として利用された。²³⁰第二は、ニアス島外部の労働者、家事手伝いとして利用された。距離的に近い西スマトラでの労働者として最も利用された (Anatona dan Alfian, 2001: 309-316)。

プリブミ (土地の子) とは植民地時代オランダ統治を受ける原住民社会の人々を指す言葉であった。インドネシアの独立以来、プリブミが国家の主人公となる国家建設が始まると、インドネシアの国家建設はジャワ人を中心とする傾向が強まり、それと同時にプリブミの中でも差別化が進んだ。ニアス人はインドネシアの独立後はプリブミの中で最底辺に位置づけられ、1990年代以降は西パサマン県でアブラヤシ農園労働者として重宝されてきた (Nakashima, 2018:141)。

西スマトラ州の人口は 538 万 2,077 人 (2018 年統計) である。州内での民族集団ごとの人口構成に関する公的な統計資料は存在しない。それでも西スマトラ州の人口の 90% 以上はミナンカバウ人であるといわれている。ミナンカバウ人以外の民族では、ジャワ人、バタック人、マンダイリン人、それに中国人がいる。メンタウェイ諸島の人口が 90,373 人 (2018 年統計) であり、ミナンカバウ人を除いた人口は 50-60 万人以下だと推計してもそう間違いではないだろう。²³¹

ミナンカバウ人は元々ダレック Darek と呼ばれるミナンカバウ中央高地の農民であった。ダレックの外部に広大なランタウ Rantau (外部) があった。その後人口増加と土地不足から男性のムランタウ Merantau (ランタウに行く＝出稼ぎ) が盛んになった。19 世紀末から、貨幣経済の影響がダレックにも直接及ぶようになると、村の外に出る男性が多くなっ

²²⁹ Alfian 氏はアナトナ氏の指導教授で、ここでは修士論文の梗概が示されている。

²³⁰ アンソニー・リードは 19 世紀のアチェのコショウ栽培について以下のように述べている。「15 世紀から 17 世紀にかけて (インドネシアの) 主要な農産物はコショウであった。需要の主な地域はヨーロッパと中国で、年々増加した。スマトラでのコショウ栽培は 1400 年頃インドから伝えられたが、その後の 100 年から 150 年のうちにインドネシアがインドに代わって世界の主要なコショウの供給地になった。アチェ人、ミナンカバウ人、南スマトラ人、それにボルネオ島のバンジャル人がそうした機会を利用した。1620 年頃には、南スマトラからの供給を受けた西ジャワのバンテンが毎年 5,000 トン、ジャンビが約 3,000 トン、アチェ支配下のスマトラ西海岸部が 2,000 トン、それにバンジャルマシが 500 トンを積み出していた。17 世紀にコショウの価格が劇的に下がったのに対応してヨーロッパ人の (おそらく中国人の) コショウの消費は急速に上昇したけれども、17 世紀末にはヨーロッパ人のコショウ消費量は 4,000 トン余りであった。17 世紀末にはコショウはもはや魅力的な商品ではなくなっていたが、それに加えてオランダとイギリスの東インド会社がその供給源を独占し、支配しようとした。にもかかわらず、18 世紀末にはアメリカとフランスの商人がコショウの『自由な』供給源を求めて、英蘭の独占支配権を打破した時、アチェはその挑戦に応え、19 世紀には毎年 8,000 トンの生産に拡大したが、それは当時の世界の需要の半分を占めた。」 (Reid, 1984:154-55)

²³¹ Badan Pusat Statistik Provinsi Sumatera Barat, Jumlah Penduduk Menurut Kabupaten/Kota dan Jenis Kelamin di Provinsi Sumatera Barat, 2000-2018

た。ミナンカバウ男性にとって理想は成功して故郷の村に帰ることであるが、ランタウの地で定住し、そこで一生を終えるケースも増えてきた。多くは自営業に従事したが、ジャーナリスト、イスラームの宗教家、公務員などの専門職で活躍する人材を多数輩出してきた。

中国人はパダンやブキティンギなどの都市部に住んでいて、主に商業を営んでいる。農村部に出入りすることはあっても、それは農村の住民に商品を提供する仕事の一環として行なっているのであって、彼らが農業をすることはない。ミナンカバウ、中国人以外はほとんど低賃金労働者である。ジャワ人はオランダ時代のコロニサシ（移住政策）の一環で連れて来られた人の子孫が多く、バタック人、マンダイリン人もスハルト政権下の開発時代の労働者として移動してきた人々である。その意味では、ニ阿斯人もジャワ人、バタック人、マンダイリン人と同じであるが、彼らよりもはるかに低い位置づけしかされてない。²³²

西スマトラ州でのニ阿斯人移住者の地位は非常に低い。この州のドミナントな民族集団であるミナンカバウ人は、ニ阿斯人と結婚するよりも中国人と結婚する方がはるかにいい、とよく言う。²³³母系社会ミナンカバウ人にとって、父系社会である中国人やニ阿斯人との結婚では、生まれてきた子供の帰属や財産の相続において非常に不利になることがあるので嫌われている。しかし実際には、ニ阿斯人との結婚はそう稀ではないことが私の調査で明らかになっている。パダン市の一部にはニ阿斯人が集住しているところもある。けれども、中国人との結婚がニ阿斯人との結婚よりも望ましいとする言説には、インドネシア、あるいは西スマトラ州での両者の社会経済的な地位が強く反映していると思われる。

中国人は植民地時代、オランダによる原住民の徴税を担ってきたので、独立以来 SARA（人種、民族、宗教その他の社会集団間の問題）の主要な対象にされてきた。²³⁴

しかしながら、ニ阿斯人は中国人からも差別されている。²³⁵2015 年 10 月 15 日ニ阿斯島のグヌンシトリ市で中国人によるニ阿斯人への SARA に関わる事件が起きた。携帯電話販売会社を経営する中国人経営者は、会社の金を盗んだという理由で、ある若いニ阿斯人従業員に「私は盗人です／私はニ阿斯人です」というポスターを首に下げて、店の外に立っておくよう命じた。この光景を見たニ阿斯島の人々はすぐさまこれはニ阿斯人への悪質な差別行為だと事態の深刻さを理解し、集まった群衆はその店と他の中国人が経営する近くの数軒の店を破壊した。地元の警察が駆けつけ、事件にはニ阿斯人への SARA の証拠は認められないことを説明し、群衆に帰宅し、将来的に再び暴動を起こさないよう説得した。

ニ阿斯人違法入植者排斥事件の背景にもこうしたニ阿斯人への差別意識が横たわっている。

2 アブラヤシ農園開発で急増するニ阿斯人労働者

アブラヤシ開発ウォッチ NGO 最大手のサウィット・ウォッチの「東カリマンタンのアブ

²³² ミナンカバウ社会に関する以下の拙稿による（中島、1996：287 - 320；1997：195 - 220；1998：25 - 46；1998：1 - 21；2000：45 - 94；2002：233 - 242）。

²³³ スリ・セチャワティ講師の発言。

²³⁴ SARA は Suku（民族）、Agama（宗教）、Ras（人種）、Antar-Golongan（社会集団間）のアクロニム。

²³⁵ Kabar Nias, Toko Ponsel Diamuk Massa, Polres Nias: Tidak Ada Penghinaan Rasial, 15 October 2015.

ラヤシ農園における奴隷制」と題するレポートには戦慄的なことがらが記されている。²³⁶

話は 2004 年東カリマンタン州ブラウ県に HHM 社と SSD 社がアブラヤシ農園を開いた時に遡る。2 社は当初地元民にプラスマ園を与え雇用すると約束していたが、いつになっても約束は果たされなかった。一方、メダン出身の CEO はニアス人労働者を利用し始めたが、彼らに一切給料を支払わなかった。労働者はニアス島からリアウ州のプカンバルまで行き、そこから直接飛行機で運ばれてきた。飛行場には会社関係者が待っていて、すぐ農園に連れてゆかれ、給料は 2 年後に一括して払うことに署名を強要され、KTP（住民証）を会社に預けるよう強制された。²³⁷そして、その間毎月会社から 15 万ルピアを借り、そのお金で必要な物資を購入することを義務付けられた。会社のノルマは厳しく、達成できないと翌日に繰り越されるので、1 日も休めない。現場監督はいつも彼らを口汚くののしり、時には殴ったりした。

最近ニアス島からの移住者が特にアブラヤシ農園開発に伴って急増している。J-F・ビソネットの博士論文「アグリビジネスのビジョン化：インドネシアのアブラヤシ拡大期における土地、労働、価値」は、主にロンボク島からの移住労働者の問題に焦点を当て、インドネシアのアブラヤシ開発において移住労働者が果たしている役割に光を当てている。その中で、ニアス人移住労働者にも少し言及しているが、あまり深く追求してはいない（Bissonnette, 2012:182-88）。

それでは、現在の統計からニアス島での生活水準を見てみよう。そこから、ニアス人が島の外で生活の糧をいかに求めているのかがわかる。表 5-1 は、北スマトラ州とニアス県との貧困率を比較したものである。

表 5-1 から以下のことがわかる。

- (1) すべての年において、ニアス県の貧困率の方が北スマトラ州全体(平均)よりも高い。
- (2) 特に 1998 年から 2001 年の 3 年間（アジア経済危機後の体制転換期）においてはニアス県の貧困率は 50% を大きく超えている。つまり、インドネシアの経済危機、体制転換の矛盾がニアス県に深刻な影響を及ぼしていることが例証されている。

この統計表には示されていないが、筆者による西スマトラ州での調査によれば、2005 年 3 月 28 日のニアス大地震の影響は甚大であった。M9.3 のスマトラ沖大地震＝インド洋津波が起きたのは 2004 年 12 月 26 日であった。そのわずか 3 か月後に起きた M8.6 の巨大地震は津波を伴わなかったが、地震によってニアス島内陸部の道路が寸断され、ガソリン、食料、医薬品などが不足し、地方部は壊滅的な打撃を受けた。²³⁸

表 5-1 北スマトラ州とニアス県との貧困率比較（1993-2016）の比較

年	地域	
	北スマトラ州	ニアス県
1993	13.31	28.88
1996	10.92	25.37
1998	30.77	56.68

²³⁶ Sawit Watch (Year Not Mentioned:2-10).

²³⁷ インドネシア人にとって重要な身分証明証でいつも携帯を義務付けられている。日本にきた技術実習生の中には、パスポートを取り上げられ、行動の自由を奪われるということがあったが、それに等しい対応である。

²³⁸ ニアス大地震については、三輪他（2006：59 - 66）を参照した。

1999	16.74	56.99
2001	17.21	56.98
2002	15.84	31.42
2003	15.89	32.41
2004	14.93	31.58
2008	12.47	25.19
2009	11.27	22.57
2010	11.36	19.98
2011	10.83	19.11
2012	10.41	18.67
2013	10.39	17.28
2014	9.85	16.39
2015	10.53	18.05
2016	10.35	17.64

Badan Pusat Statistik Kabupaten Nias, Perbandingan Persentase Misikin Provinsi Sumatera Utara Dengan Kabupaten Nias, 1993-2016 (統計局ニアス県事務所、北スマトラ州とニアス県との貧困の比較、1993-2016より筆者作成、数字は%)²³⁹

次に、具体的にどのような規模の人口流出が起きているかであるが、その一端が伺える統計資料がある。表 5-2 には、ニアス島の中で最も貧しいと言われる南ニアス県の 15 歳以上の労働力人口数を 5 歳ごとの年齢層ごとに示し、その年齢層の労働力人口数が示されている。全体で 14 万 8,459 人（男性 79,239 人、女性 69,220 人）の労働力人口がいるが、その特徴は以下になる。

(1) 30～34 歳の年齢層を除いて男性が女性よりも多い。25-29 歳では男性がやや多いが、ほぼ同数である。これは、女性は労働力人口に出にくいニアス社会の特徴の表れであると思われる。父系社会のニアス島での、女性の地位の問題とも関連する。²⁴⁰

(2) 35 歳～59 歳の人口は、男女ともそれよりも若い年齢層と比べると極端に減っている。その原因は、15 歳以上になるとムランタウ（出稼ぎ）に出るが、若いころは住民証（KTP）は移さず、安定した仕事が見つかったから住民票を移す傾向にあるからだと推測される。若いころは、出稼ぎ先と村とを出たり入ったりしている。出稼ぎ先でけがをして帰村するというケースもあるし、条件が合わず、仕事を辞めるというケースもある。

表 5-2 南ニアス県の労働力年代に入る 15 歳以上の人口、2015 年

年齢層	性別
-----	----

²³⁹ 途中統計が抜けている年がある。この統計で示されている貧困とは GKK (Garis Kemiskinan Makanan 食料貧困ライン) と GKNM (Garis Kemiskinan Non Makanan 非食料部門貧困率の 2 種類) がある。GKK とは一日 2,100 キロカロリー以下の食事しかとれない状態を指し、GKNM とは住居、衣類、教育、健康に関する必要最低限の水準に達していない状態を指す。

²⁴⁰ 西ジャワ州のスカブミ県は女性の海外労働者としての移住が多い地域として知られているが、ニアス女性の海外移住は寡聞にして聞かない。ニアスで女性が単独で出稼ぎに出ることは父系社会という社会構造からしても考えにくい。

	男	女	合計
15-19	7,782	5,466	13,248
20-24	11,608	9,896	21,504
25-29	10,859	10,052	20,911
30-34	10,094	10,460	20,554
35-39	8,910	8,279	17,189
40-44	7,528	6,981	14,509
45-49	6,915	6,520	13,435
50-54	5,167	4,835	10,002
55-59	3,946	3,619	7,565
60-	6,430	3,112	9,542
合計	79,239	69,220	148,459

Badan Pusat Statistik Kabupaten Nias Selatan, Jumlah Penduduk Berumur 15 Tahun Ke Atas yang Termasuk Angkatan Kerja Menurut Kelompok Umur, 2015 (統計局南ニアス県事務所、南ニアス県の労働力年代に入る 15 歳以上の人口、2015、より筆者作成)

2017 年 9 月、北スマトラ州メダンの NGO、HARI²⁴¹の斡旋で 3 人のニアス人アブラヤシ農園労働者と 1 人のバタック人労働組合指導者、計 4 人とのインタビュー調査を行なった。北スマトラ州旧ラブハン・バトゥ県にある AAG (エイシャン／アグリグループ) 2 社の労働者の 75%はニアス人、他はジャワ人、バタック人、マンダイリン人であった。「ムラユ人はいない。彼らは漁民、運転手を主にやる。農園の仕事には耐えられない」とプリブミの民族的特性を彼ら自身がこのように表現している (第 8 章参照)。

以下の記述は、その時のインタビューを基にしている。

ニアスが貧しく、教育の機会が乏しいため、ますますニアス人への差別が助長されている。北スマトラ州のアブラヤシ農園で果房収穫労働をやっているニアス人 3 人にインタビューをした際、彼らが強調したことは、よく騙されるということである。ニアス人は「教育がない」。だから「インドネシア語がよくできない、字が書けない」。果房収穫労働者には小学校中退者が多い。

そうした中、小学校で十分なインドネシア語教育を受けず退学した場合、話すことはともかく、読み、書くレベルのインドネシア語の能力は極端に低くなる。²⁴²「現在は昔ほど、搾取はひどくはない。だがやりかたが巧妙になっただけで、企業がだまし続けているのは変わらない」という。

これまで西スマトラや北スマトラでインタビューしたニアス人労働者の子供の数が例外なく多い。「親の世代だけではなく、自分たちの世代でも子どもの数が多い」と彼らは言っている。20 代の若い世代でもすでに 4~5 人も子供を持っている。また父系社会なので、男の子供が生まれるまでずっと子供を作り続ける。こうしたことが、貧困の連鎖を生み、

²⁴¹ HARI は Hutan Rakyat Institute のアクリニム、その英訳名は Southeast Asia Institute for Forest and People Studies。

²⁴² インドネシアの教育体系では、小学校 1—2 年生の間は地方語で教育を行なうが、次第にインドネシア語の割合を増やしていき、3 年生からはほとんどインドネシア語で授業を行なう。ニアス語はオーストラロネシア語族に属してはいるが、発音や語彙、統辞論などでインドネシア語との関係が薄いだけでなく、世界の諸言語の中でも独特な特徴を持つ孤立言語である (Gulö, 2014:26-32)。

騙され続けるニアス人を再生産する。

移住者は自分で仕事を見つけるのではなく、家族友人知人の伝を頼るか、ニアスに斡旋業者が来て、その募集に応じて仕事を探すなどしている。チェーンマイグレーションの典型である。西スマトラ州の PHPI 農園で働いているあるニアス人労働者の場合、19 歳の時新婚の妻とともにニアスを出たが、その時数百人のニアス人とともに船に乗り、西スマトラ州のアイルバンギス港に運ばれた。そこでトラックが待っていて、行き先ごとに分かれてそれぞれの農園に運ばれた。

集団での移住は悲惨なものである。集団で移住する際、ニアス島のグヌンシトリから北スマトラ州のシボルガまでトラックのコンテナに入れられたまま、フェリーに乗せらせ、そのまま目的地の農園まで運ばれるケースがある。コンテナ内はものすごく暑く、外が見えないので、いったいどこに着いたのか、全くわからず、途方に暮れる人が後を絶たない。また、日雇い労働者は、2 部屋しかない狭い家に数家族が押し込まれることもある。彼らの生活は貧困を極め、蛇の季節には蛇を食べ、野豚も狩る。貧しさの果てに最後は犯罪に手を染めるケースもあり、地元民と軋轢を起こす。こうしたニアス人の中にはカリマンタンにまで送り込まれる人もいる。彼らは「移住費用」を完済するまでは帰らないとの約束をさせられることもあるが、その費用が一体いくらなのか、よくわからないと嘆いていた。

第2節 オフィール山麓部のニアス人違法入植者

西パサマン県のオフィール山（別名、タラマウ山）の中腹部には広大な保全林地帯が広がっている。保全林（Hutan Lindung）の起源はオランダ時代にさかのぼる。西パサマン県森林局のデータによると、2011 年現在キナリ村には 2,232ha のコミュニティ林（Hutan Kemasyarakatan）がある。²⁴³コトバル村には 1,200ha のコミュニティ林がある。コミュニティ林とは、保全林の中で、何らかの原因で森が破壊された状態になった地帯で、²⁴⁴その 30%に限って、ドリアンなどの果実がなる植物を植えることが許されている森である。人間の生産活動を一定程度認め、次第に天然の森に戻す過程にある森と定義づけられる。生産と保護の中間地帯である。

島上宗子によると、コミュニティ林の構想はスハルト時代の 1995 年に出され、改革時代に幾度も改訂がなされた。その趣旨は、国家林への住民のアクセスを開くことであった。しかし、「政治的利権や歳入増加を目的に許可が乱発され、森林伐採・破壊が促されたものもある。このケースは地方分権化の負の側面であり、それへの対応策はほとんどとられていない」（島上、2010：131-34）。

章末に示している表 5-3 から、西パサマン県のコミュニティ林の大部分が 2011 年以降認定されたもので、違法入植したニアス人を強制排除した後になされた政策的な決定と考えられる。この事件はコミュニティ林として利用される直前に起きたので、その時代保全林の管理体制はほとんど制度化されていなかった。つまり、ニアス人の違法入植を容認する素地はあった。

山麓部には国営第 6 農園のアブラヤシ農園が広がり、インド洋に面するキナリとコトバ

²⁴³ 参考資料、表 5-3 には民衆植栽林（Hutan Tanaman Rakyat）という項目もあるが、何もデータは示されていない。

²⁴⁴ いろいろ原因は考えられるが、「違法伐採」が最も大きな原因ではないだろうか。近隣住民の違法伐採もあるだろうが、軍警察関係者の組織的な違法伐採が最も致命的な打撃となる。

ルの二つのナガリの共有地の境界部分が接している。だが、キナリの住民は、行政的にはコトバルにあるギリ・マジユ支村 (Jorong Giri Maju) はキナリに属すると主張して、ナガリ・コトバルの共有地権を否定している。

こうした保全林にニアス人移住者が住み着き始めた経緯は二通りある。一つは、地元のミナンカバウ人が語るストーリーである。それによると、国営第6農園のニアス出身の元農園労働者が1995年頃からこの保全林地帯に住み着き始めた。もう一つのケースは、T氏ルートである。T氏は地元のミナンカバウ人の言説を否定した。以下は2015年8月24日のT氏とのインタビューの記録を、資料で補完しつつまとめたものである。

50歳代のT氏は若い頃西スマトラに移住し、現在は学校の守衛をしている。ミナンカバウ人の妻は学校の教師をしている。母系社会のミナンカバウでは子供は母方の財産、社会的地位を継承する。それでも、彼は父親としてミナンカバウ人社会に一定の足場を築けるようになった。

その彼が、2001年故郷のニアス島に帰郷すると、彼を頼って生活の場を求めて2家族が移住してきた。その後このルートを通して、2010年までに45家族が移住してきた。²⁴⁵彼は自分の住んでいるギリ・マジユの奥で、耕作ができるように計らった。しかし、「決して保全林の中に入らないように」と警告をしたという。だが、人数が増えるに連れて、T氏の最初の警告を無視して、保全林の中に入っていった者もいた。

一方、ギリ・マジユの村人の中にも、現有のアブラヤシのプラスマ農園の樹齢が古くなって生産量が落ちてくると、植え替えるよりも、保全林の中に入り、新たにアブラヤシを植え始める者も出てきた。ニアス人はそうした保全林との境界部、あるいはその内部にまで侵入してきた自営農のアブラヤシ園の収穫作業を担っていた。²⁴⁶彼らは森を開き、野菜、トウモロコシ、パチョリ²⁴⁷、カカオを主に換金作物として栽培し、アブラヤシ農園の収穫作業をして日銭を稼いでいる。彼らが耕している一帯は、すでに保全林の中である。

次第にニアス人違法入植者の数が増え、特に2005年のニアス島大地震の後には、島を出て、ここに住みついた者が急増した。最初は村の許可を得て住み始めた。中には身分証を発行してもらった者もいたが、全員ではない。こうしたニアス人の数が増えるにつれ、ミナンカバウ人、バタック人、それにジャワ人も住み着くようになった。全部で110家族に達した。

ますます増加するこうした違法入植者に対して、地元のナガリ・コトバル、とりわけギリ・マジユ支村の住民がいらだちを表明し始めた (参考資料1)。2009年4月からギリ・マジユ支村の支村長名で、西パサマン県選挙管理委員会委員長、西パサマン県森林局長、西パサマン県知事宛に数回、パサマン山麓に不法滞在しているニアス人に選挙権を与えないで欲しい、彼らの存在は山を荒らし、がけ崩れや洪水の原因になっている、よそに移ってもらうか、出身地 (ニアス島) に帰還させてほしい、と訴えた。こうした村人の要請には伏線がある。2009年の議会選挙および大統領選挙の時には、パサマン山麓部のニアス人にも投票権が与えられ、投票所まで設置された。ギリ・マジユ住民はこうした事態に不満を表明したのである。

²⁴⁵ この数字は国家人権委員会の示した数字65世帯と異なる。

²⁴⁶ 海拔が200mの急峻な坂のあるこうした地域まではトラックは来られない。収穫されたアブラヤシ果房はバイクで運搬されるが、輸送費が高くつき、利益率は低い。そうした作業はニアス人労働者にしかできないだろう。

²⁴⁷ インド原産シソ科植物、芳香油がとれる。インドネシア語でニラム Nilam。

第3節 2009年西パサマン県知事選挙

2009年12月の西パサマン県知事選挙時の県の有権者数は不明であるが、人口は36万5,129人で、投票率は82.33%であった。表5-4は選挙結果である。知事選には4人の候補者（知事と副知事のペアー4組）がいて、その得票数と得票率が示されている。

表5-4 2009年西パサマン県知事選挙結果

順位	候補者名	得票数	得票割合
1	Baharuddin- Syahrul	56,830 票	35.17%
2	Syahiran-Asgul	44,987 票	27.84%
3	Risnawanto- Nofrizal	34,912 票	21.60%
4	Akmaluddin-Episantoso	24,878 票	15.39%

Kompasiana, Pilkada Pasaman Barat: Yang Kalah Dukung yang Menang, 26-Juli-2015（コンパシアナ、西パサマン県の首長選挙：敗者が勝者を支持すると表明、2015年7月26日より筆者作成）

当選したバハルディン氏は 56,830 票（35.17%）を獲得した。次点のシャヒラン氏は 44,987 票（27.84%）を獲得していて、その差は 11,843 票である。当時西パサマン県には 15,000 人余りのニアス人がいて、バハルディン氏はその 94%を獲得したといわれている。²⁴⁸従って、氏の勝利はニアス人移住者の圧倒的な支持を得た結果だということになる。

再び、T 氏へのインタビューから記す。「バハルディン氏がニアス人移住者の 94%もの支持を集めた理由は、T 氏の甥で、当時 24 歳の TH 氏がバハルディン氏の選挙キャンペーンに参加し、ニアス人移住者にバハルディン氏へ投票するよう熱心に運動したからである。ところが TH の貢献にも関わらず、選挙後“わずか” 1,500 万ルピア（当時のレートで約 1,500 米ドル）しかもらえず、失望してしまった。TH はバハルディン氏のこの仕打ちを氏のライバルであった他の候補者にぶちまけてしまった。おそらく他の候補者がこのことを聞き知り、何らかの行動をとるのではないかと期待したのであろう。」

TH のその後の行動は奇妙なものが多かったと T 氏は語った。「プロテスタントの信者が多いニアス人にあって、TH は突然イスラームに改宗した。だれもがそれは TH の政治的野望の現れであると疑った。²⁴⁹2010 年 3 月 TH はギリ・マジュの村人と殴り合いのけんかをした。TH は殴られ、その仕返しに仲間を連れてその村人宅に押し掛けたので、その村人は隣人から鉈を借りて応戦した。その結果その村人は警察に逮捕されてしまった。」

ギリ・マジュの村人が逮捕されたというニュースはニアス人入植者たちへの悪感情に火をつけた。その以前から地元の人々は、ニアス人がムスリムでないこと、ムスリムには禁じられている野豚やヘビを食べること、彼らの残飯や排泄物が下流の村人の水源を汚染している、さらに違法な住民証を所持していることなどに不満を抱いていた。あるいは、こ

²⁴⁸ インタビュー中の T 氏の発言。当時のニアス人の有権者数と投票率は不明である。17 歳以上に選挙権があるが、15,000 人の半数に選挙権があり、その投票率は県平均の 82.33%であったと仮定すると、バハルディン氏はニアス人有権者の約 7,000 票を獲得したことになる。

²⁴⁹ それだけではなく TH は受け取った 1,500 万ルピアを独り占めしたと他のニアス人から批判されている。金額の多寡ではなく、それを他の者とシェアしなかったことを批判されたのである。

うした森の中で暮らす人々は定着志向がなく、頻繁に移動している。また村に死者が出ると、移動をするという。²⁵⁰

こうした生活様式も麓の住民の怒りを買った側面もあるのだろう。このような不満は事件の後、事件への対応の正当化を示すものとしてよく聞かれた。宗教の違いは多くのミナンカバウ人の村人から事件の核心として語られた。他の違法入植者はジャワ人であれ、マンダイリン人であれ、ミナンカバウ人であれ、みなムスリムである。疑いもなく、そうした人々は違法入植者であっても、「イングループ」に属する者として親近感を持って遇されていた。ところが、ニ阿斯人はプロテスタントという宗教的には「アウトグループ」で、その違いに戸惑いと不満が日常的にあった。ニ阿斯人が違法な入植を許されていたのは、彼らの存在が地元民のアブラヤシ園の拡張に果房収穫作業者として貢献していたからである。この点では両者は利益を共有していた。

第4節 政治的報復

2010年4月7日、西パサマン県知事であるバハルディン氏は、ニ阿斯人の住む処は保全林の中にあり、「違法」だから、4月28日までに退去するよう警告書を渡した。立ち退きまでわずか3週間余りの余裕しかなく、ニ阿斯人たちは県知事に立ち退き先の土地を保証するよう要求した。しかしその要求は聞き入れられなかった。4月29日未明、警察とともに600人の住民がニ阿斯島出身者の村に押しかけ、家5軒を焼き払い、中の財産を破壊した。続いて5月6日、2回目の焼き討ちが起きた。さらに5月22日、3回目の焼き討ちが起きた。焼き討ちはニ阿斯島住民の家を集中的に狙っていて、他の民族の住民の家屋には被害は出ていない。²⁵¹

ニ阿斯住民は地区警察に4度事件の報告を行なったが、「事件」として受理されなかった。そうした中、住民は国家人権委員会（KOMNAS-HAM）に被害を報告した。5月中旬インドネシア国家人権委員会西スマトラ支部の一行5人が現地入りして、被害を聴取した。

国家人権委員会が最初に声明を発表したのは、第3回目の焼き討ち事件が発生した直後である。このケースでは被害者の家屋はプラスマ農園内に位置していて、正規の住民証も持っている。そのため、西パサマン県と西パサマン警察へ、国家人権委員会西スマトラ支部長名の抗議文を送付したのである（参考資料2）。「たとえ保全林地帯に住んではいても、こうした過剰な暴力は人権侵害であること、またニ阿斯人だけを狙い撃ちにした今回のケースは民族人種による差別を禁じている憲法に対する違反である」と強く抗議した。

そして、5月28日、西パサマン県知事宛の調査チーム長名の声明が発表された。それによると、パサマン山麓のニ阿斯人集落の存在は、(1)郡長が認めた住民証があること、(2)すでに15年以上居住していること、(3)2009年の選挙時に選挙権が与えられていること、などから「正当」であるとした。さらに、たとえ保全林地帯に住んでいたとしても、他にミナンカバウ人、ジャワ人、マンダイリン人なども住んでいたのに、ニ阿斯人の集落だけが狙い撃ちにされたのは、「人種・民族に基づく差別に禁じた2008年法律第40号」(Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 40 Tahun 2008 Tentang Penghapusan Diskriminasi

²⁵⁰ この「頻繁に移動をする」というのはニ阿斯人ではなく、オラン・リンバへの言説の一部であり、負のイメージの対象が混乱している。

²⁵¹ 国家人権委員会（KOMNAS-HAM）西スマトラ支部が5月28日付で出した声明による。

Ras dan Etnis) 違反である、と断じた。

以下西スマトラ国家人権委員会調査チーム委員長のメンドロファ氏名の名前で書かれたその声明の全文を掲げる (KOMNAS-HAM [2010])。

2010 年 5 月 28 日

西パサマン政府機関によるパサマン山麓ギリ・マジュ支村のニアス人追放事件について

1 背景

ギリ・マジュにおける最初のニアス人は 1995 年に移住してきた T 氏であり、その後ニアス人は 65 家族に達した。2005 年のニアス大地震後さらに増えた。彼らの存在は村 (デサ) で認められ、ルハック・ナン・ドゥオ郡では家族証明書 (Kartu Keluarga) と住民証 (Kartu Penduduk) が発行された。だから彼らは西パサマン県の住民であり、土地の所有権を持っている。すでに彼らはセメント製の家を何軒か建てた。そして 2009 年の選挙 (大統領選、議会選) の際選挙権を与えられ、実際彼らの住む地には投票箱が置かれ、西パサマン県の関係者が管理した。

2 経緯

2-1

2010 年 4 月 7 日西パサマン県知事シャヒラン氏²⁵²は「違法滞在する」ニアス人に対して通知書を渡した。それは去る 3 月 31 日の調査で彼らの滞在は保全林内に入っていることが判明したので、4 月 28 日までに退去しろというものであった。

2-2

4 月 29 日、SATPOL (自治体警察)、²⁵³西パサマン警察や政府職員、それにギリ・マジュ村の住民総数 600 名が件のニアス人集落を訪れ、家 5 軒を焼き、そのほかに貴重なニラム油 60 キロ、ニラム²⁵⁴の葉 80 キロを焼いた。

続いて 5 月 6 日、2 回目の焼き討ちがあった。焼き討ちには警察と住民 200 名が参加した。家 4 軒、ニラム油 350 キロ、250 キロのカカオ、などが焼かれた。ニアス人はこの事件を西パサマン県警察に 4 回も出向き、事件として受理するよう要請したが、取り合ってもらえなかった。

5 月 22 日午前零時半、プラスマ農園内にあるスリウス・レラ氏の自宅がギリ・マジュの何者かによって放火された。その家には所有権が設定されていて、証憑性もある。その直前に 50 人がギリ・マジュで集会を開いていて、その後押しをかけてきた。

スリウスは西パサマン警察に行き、事件を報告し、事件の受理証明書を発行してもらった。

3 帰還

その後 319 人のニアス人が南ニアスに帰村した。帰村費用は自腹であった。22 家族 150 人が後に残った。

²⁵² バハルディン氏の間違いである。

²⁵³ SATPOL は Satuan Polisi Pamong Praja のアクロニムで、郡や県の指揮下にある自治体警察。内務省管轄であり、その点で国軍・警察機構とは異なる (Municipal Police 参照)。

²⁵⁴ 英語ではパチョリ。

4 国家人権委員会への報告

5月7日、国家人権委員会の本部（ジャカルタ）に報告があり、その後5月13日から15日に国家人権委員会による視察が行なわれた。この事件は「人種と民族による差別を禁じた2008年法律第40号」に違反すると結論づけられた。また、国家人権委員会は、西パサマン県知事が自治体警察に命じてニアス人の追い出しを行なったことは、地方の条例に従った結果であるが、国家法に違反していると述べた。

5 要約

- 5-1 ギリ・マジュのニアス人集落の存在は法律に照らせば「正当」である。彼らはすでにその地に15年以上住んでいて、県行政は彼らを追い出す手続きをこの間取ってこなかった。また彼らには郡長により住民証が発行されている。
- 5-2 彼らは2009年の大統領選挙で選挙権が与えられ、その地に投票所も設置された。
- 5-3 すでに所有権の設定された住居を所有していた。
- 5-4 自治体警察とその一行が行なった行為は法律違反である。
- 5-5 西パサマン警察が一連の抗議を受け取らなかったのは法律違反である。
- 5-6 西パサマン県のニアス人への方針は2008年の人種と民族に基づく差別を禁止する法律第40号違反である。
- 5-7 ニアス人になされた行為はすべて関連する法律に基づいて検証され、処罰されるべきである。
- 5-8 保全林内でのニラムやカカオ園の存在が本当ならば、ムシャワラー（協議）とムファカット（同意）を経て処理されるべきである。
- 5-9 問題の解決のため。南ニアス県知事と西パサマン県知事との間の会談が行なわれることを希望している。

2010年5月28日

調査チーム

AM Mendrofa, SH, MH

Ketua（メンドロファ、委員長）

この声明に対して、西パサマン県知事バハルディンは6月4日、反論した（参考資料3）。その内容は、(1)西パサマン県は異なる民族を差別したことはない、(2)保全林は保護されるべきであり、2009年3月に違法に住む人々へその違法性を指摘した、というもので、県の責任を全面的に否定している。

事件の謎の一つが、ニアス人が住民証を持っているかどうか、さらにそれが正当かどうかという問題である。インドネシア人ならだれでも携行しなければならないこの住民証を、全員ではないがニアス人側は持っていると言主張し、ギリ・マジュ村の人々はそれを否定する。

まず持っているという主張だが、ルハック・ナン・ドゥオ郡長名の住民証であり、正当だと主張する。国家人権委員会側もそれを認めている。しかし、ギリ・マジュの住民は手続き違反であると主張する。住民証はまず、ギリ・マジュのジョロン長が認め、それをナガリ長に上げ、最終的に郡長の許可が出るべきであるのに、その手続きがなされていないという。インドネシアの常として、こうした行政手続きには、いくばかりかのお金がかかるのであるが、郡長が不正なお金を得て、手続きを行なったのか、あるいはニアス人が途

中のプロセスを飛ばして、郡長の証明証を得たのか、判然としていない。

西パサマン県知事は、最終的にはギリ・マジュの住民の主張を認めた。その結果パサマン山麓のニアス人は保全林帯に「違法な」滞在をしていると断定され、彼らを追いだす行動に許可を与えた。しかしながら、彼の決定には、自分の手先として動いていたニアス人 TH の「裏切り」への報復という側面があったことを否定できない。バハルディン氏は TH に恥をかかされたと感じていたはずである。

第 5 節 「長期占有に基づく土地権」

この襲撃事件が不当なものであることを国家人権委員会は以下の 3 つの理由を挙げて訴えている。国家人権委員会は国家機構の一つであり、人権侵害事件を精査し、最高検察庁に独自の勧告を行なうが、彼らには執行権はない。彼らの見解が生かされるかどうかは、保証の限りではないが、インドネシアの良心の声であると捉えることも可能である。

まず指摘されている理由は、「人権に関する 1999 年法律第 39 号」(Undang-Undang No. 39 Tahun 1999 Tentang: Hak Asasi Manusia) 違反である。特にこの見解は、保全林内での「違法な」滞在ではなく、保全林との境界ギリギリではあるが、地元の住民のプラスマ農園内に居住しているスリウス・レラ氏の住居が破壊されたことに対して述べられている。明白な刑事事件であり、国家人権委員会は警察が首謀者に法律を適用するよう求めている。

次に指摘されているのが、「人種・民族に基づく差別を禁じた 2008 年法律第 40 号」への違反である。その根拠になっているのが、この襲撃事件の被害者がニアス人だけで、同じような違法入植者である地元のミナンカバウ人、あるいはジャワ人やマンダイリン人などにはまったくお咎めがないという事実である。ニアス人だけが狙い撃ちにされたのは、人種民族に基づく差別 (SARA) がそこに働いたからであると指摘できるのである。ニアス人差別の背景は既に述べたが、そうした差別感情がこの事件では露骨に出現した。²⁵⁵

第三の理由が 15 年以上居住し続けてきたという「長期の占有に基づく土地権」(Hak Lama) である。その間、地元の住民は彼らの存在に対してほとんど何らの苦情を申し出た事実はない。はっきりしているのは、2009 年の選挙 (地方議会選挙、県知事選挙、大統領選挙) に際して、パサマン山麓のニアス人に対して選挙権が与えられ、そこに投票所が設けられたという事実である。こうしたことに対して、地元のギリ・マジュで反対の声が出され、それが襲撃事件へと繋がっている。ニアス人票の行方が選挙結果に影響を与えることを恐れていたのである。

たとえ違法な地であっても、長い間居住し、耕作してきたという事実は、「長期の占有に基づく土地権」を主張しうる根拠となる。ニアス人はミナンカバウ人のような「共有地権」を主張できないが、彼らをそこに居住させ続けてきたという点では、地元の住民側も間接

²⁵⁵ この事件を担当した国家人権委員会西スマトラ支部での M 氏とのインタビューの際にも、ニアス人への差別意識まるだしの発言が聞かれた。パダンにきた被害者の代表について「彼らはインドネシア語ができず、コミュニケーションをとるのが本当に難しかった」と発言したのは驚いてしまった。わざわざパダンまで来て、KOMNAS-HAM に彼らの窮状を訴えるわけであるから、インドネシア語のできる者を代表に選んでいるはずである。実際、私がインタビューした T 氏や現在はキナリのコミュニティ林内に住んでいるニアスの人々へのインタビューを行なった際には、インドネシア語でもコミュニケーションが十分にできた。あるいは、KOMNAS-HAM ではあっても、国家の役人に訴えるというめったにない状況下で極度に緊張したとも考えられる。それをインドネシア語ができない、と決めつけるのには、アプリアリな差別意識が前面に出ていると思えた。

的に同意してきたということとはできる。「長期の占有に基づく土地権」Hak Lama は1960年の土地基本法では規定されていない。Hak Lama は、以下のように、「土地登記に関する政令1997年第24号」第4章第3部パラグラフ2第24条(2)に、極めて限定的な条件の下認められると規定されている。²⁵⁶

「長期の占有に基づく土地権 (Hak Lama)」の証明

(2)・・・当該の土地を20年かそれ以上占有していたという証拠があれば、以下の条件に基づき、長期の占有権を認めることができる。

- a 占有者が善意でかつ公然とした手段で当該地を占有していた場合、さらに他の人々が信じられる証人がいる場合
- b 占有者が占有の前もまたその期間中も周辺の第三者となる慣習法共同体あるいは村(Desa/Kelurahan)に迷惑をかけていない場合

今回のニアス人の場合第24条(2)のbのケースに該当する可能性はあるが、1990年代半ばに入植した者ならいざ知らず、2005年以降の入植者はまだ5年しか経過していないので、こうした権利を主張できない。今回の西パサマン県のニアス人のような保全林、あるいは国立公園などに違法入植するケースが後を絶たない。次章でその問題を取り扱うが、一般的に違法入植者は最終的には土地権が与えられると思いこんでいる傾向がある。

ネット上の法律相談で「20年土地を占有していた者には自動的に土地所有権が与えられる」とするやや煽情的な記事が掲載されている。しかし回答者のハサスディン大学教授のアンワル・ボラヒマ氏は、「民衆の間には20年以上ある土地を占有していた場合その土地の所有権が与えられるという間違った理解が巷に広がっている。重要なことは分割納税証明書(Surat Pemberitahuan Pajak Terutang)があるかどうか」と述べ、「単なるスクウォッターは除外される」。²⁵⁷

ギリ・マジュのニアス人の場合、15年以上住み続けたわけであるが、1990年代当時保全林の状態は相当荒れた状況であったようである。そうした中に入っていたのであれば、また彼らは地元のアブラヤシ自営農民の収穫作業を担ってくれるという便利な存在であったので、違法入植は是認されたのであろう。一部住民証を持っていると主張しているし、2009年の総選挙で投票権を与えられているが、何らかの納税をしていたという証拠はない。

第6節 襲撃事件後のニアス人違法入植者

2010年の襲撃事件後、「319人のニアス人が南ニアスに帰村した。帰村費用はほとんど自腹である。22家族150人が残っている」と国家人権委員会の声明は述べているが、²⁵⁸残った住民の大半は隣のキナリ村の保全林帯に移住した。キナリ村では、そうした「違法な」滞在者を全面的には認めておらず、いずれまた衝突事件が発生する可能性がある。

筆者はギリ・マジュの保全林帯に住み続けているニアス人集落を2015年8月末に訪ね

²⁵⁶ Peraturan Pemerintah Republik Indonesia, Nomor 24 Tahun 1997 Tentang Pendaftaran Tanah

²⁵⁷ AMPUH (Assosiasi Mahasiswa Hukum Perdata Fakultas Hukum Universitas Hasanuddin), 20 Tahun Menguasai Tanah Otomatis Menjadi Pemilik.

²⁵⁸ 当初県知事は「補償」をすると約束していたが、T氏は数人が「60～80万ルピア」を渡されただけと言っていた。これに対して、ギリ・マジュの人々は「彼らは相当なお金をもらった」といい、強制的な追放の正当性を訴えていた。

た。筆者を案内してくれたギリ・マジュの村人は2010年の「事件」について何も質問しないという条件で案内をしてくれたので、現在違法入植しているニ阿斯人が事件をどう思っているかは質問できなかった。²⁵⁹

作られてから10数年経つという家の中で、ニ阿斯出身者3名にインタビューすることができた。「ニ阿斯島での生活が大変なので、直接この地にやってきた。農業をしたかったので、ここを選んだ。トウモロコシとパチョリ（インド原産シソ科植物、芳香油がとれる）を主に換金作物として栽培し、アブラヤシ農園の収穫作業をして日銭を稼いでいる」。彼らが耕している一帯は、すでに保全林の中である。

まだ20代から30代の初めと思しき3人であるが、子供が5〜6人もいるという。125家族が住んでいるこの「村」には学校も、診療所もない。電気はなく、石油の灯心だけが唯一の灯りである。水は小さな川の水源をせき止めて得ている。水浴もそこです。その子供たちは学校教育を全く受けていない。下の村まで通うには遠すぎるし、たとえ通えたとしても、子供の数が多く、十分な費用を負担できないので、途中でドロップアウトしてしまうであろう。

保全林のことを知っているかと尋ねると、「知らない」という。下の村では、彼らの存在を心よくなく思っているミナンカバウ人が多数いて、また、暴力的な手段で追い出されるという事件が起きかねない。近くの森はすでに伐採されて何もなく、木材が欲しいときには、より保全林の中深く入っていかざるを得ない。21世紀のこの時代に、まだ開拓時代そのままの生活が存在していた。

小括

インドネシアの「プリブミ」（土地の子）の中でニ阿斯人の位置づけは低く、また、ニアスの生活苦が彼らの移住をプッシュした。また、西スマトラ州や北スマトラ州などでのアブラヤシ農園の拡大はプル要因として作用した。2009年の西パサマン県知事選挙ではニ阿斯人移住者の票の行方が決定的な影響を与えた。その票に頼ったバハルディン氏は彼を支援しながら、彼を裏切った若いニ阿斯人に対する報復として地元の反ニ阿斯人感情を利用し、保全林内の違法入植者を強制的に排除してしまった。この事件ではニ阿斯人以外の違法入植は不問にされていて、強制排除という人権侵害であるだけでなく、2008年「人種・民族に基づく差別を禁止する法律第40号」違反する差別的行為でもある。さらに、この事件は「長期の占有に基づく土地権」の問題を提起していて、第6章の課題へとつながる。また、ニ阿斯人労働者のマージナリティの問題は、第8章へとつながる。

²⁵⁹ 2014年8月にこの集落を4〜5キロ下から見て以来、何とかそこに行けないかと考えてきた。しかし、それは難行であった。ギリ・マジュ支村からバイク4台で出かけたのであるが、わずか5kmの道は、オフロードのモーターサイクルレースのような趣であった。舗装路はほとんどなく、小石がむき出しの悪路が続いたし、上になると、轍が何重にも深くえぐれ、何回もバイクから降りて歩かざるを得なかった。下の村からわずか5kmばかり山麓を上ったところである。

表 5-3 西パサマン県の農民組合とコミュニティ林

	農民組合	場所			面積) (ha)	決定年
		ジョロン	ナガリ	郡		
A	コミュニティ林					
1	グヌンレチョ環境委員会	ムルヨレジョ	デサバル	ラナーバタハン	1,200	2011 年
2	ルンバー・パサマン・サコト環境員会	北アナムコト	キナリ	キナリ	2,232	2011 年
3	タラゴバワ環境委員会	ギリ・マジユ	コトバル	ルハック・ナン・ドゥオ	1,200	2011 年
4	マジユベルサマ環境委員会	ティモボアブ	カジ	タラマウ	150	2014 年
5	インギンマクムル環境委員会	クマクムラン	シヌルウィ	タラマウ	100	2011 年
6	マルグナアラム環境委員会	シンポトラン	バターン	ラナーバタハン	2,000	2014 年
7	イスラミックセンター環境委員会	シラヤン・ムディ	バタハン	ラナーバタハン	4,200	2014 年
B	ナガリ林					
1	ナガリ・アイルバンギス林		アイルバンギス	スンガイ・ブルマス	6,330	2014 年
2	ナガリ・カティアガン林 I	マンディアンギン	カティアガン	キナリ	3,250	2014 年
3	ナガリ・カティアガン林 II	カティアガン	カティアガン	キナリ	400	未承認
C	民衆植栽林					
	アイルバンギス生産林	パルランティアンゴン	アイルバンギス	スンガイ・ブルマス	1,590	
D	産業造林					
	アイルバンギス生産林		アイルバンギス	スンガイ・ブルマス	5,906	
	合計				28,558	

Data Kelompok Pengelola Hutan Berbasis Masyarakat (Hkm dan HD) Kabupaten Pasaman Barat (西パサマン県のコミュニティ林・生産林を運営する農民組織より筆者作成)

参考資料 1

2009 年 4 月 6 日

西パサマン県 KPU 選挙管理委員会委員長殿

パサマン山麓に「違法な」居住をしているニアス人に KPU の権利が与えられようとしているが、正規な住民ではないので、認めないでほしい。

ジョロン・ギリ・マジュ長

2009 年 4 月 30 日

西パサマン県 KPU 選挙管理委員会委員長殿

4 月 27 日、住民総会を開き、以下のことを決定した。

- 1 彼らは「不法滞在者」であり、ギリ・マジュの住民ではない。その理由は最初にジョロン長の許可を得ていない。
- 2 こうしたデータの開示がのちの対立につながることを恐れている。
- 3 KPU がギリ・マジュの彼らを選挙に参加させることを決定するのであれば、コトバル、キナリのすべての関係者を交えて決定してほしい。

ジョロン・ギリ・マジュ長

2009 年 7 月 7 日

ギリ・マジュ住民の総意

1 年前に彼らの居住地に投票所が設置されたが、われわれの抗議にもかかわらず、撤去されていない。こうしたことは容認しがたい。

2009 年 9 月 10 日

西パサマン県森林局長殿

かの地のニアス人は既に多数になっている。彼らの存在は保全林の保全にとって問題で、がけ崩れ、洪水の原因になっている。全住民の名において、速やかに不法な滞在をしているニアス人を退去させるべき処置をとってほしい。

ナガリ・コトバル

2010 年 3 月 4 日

西パサマン県知事殿

くだんのニアス人に投票権を与えないでほしい。

ジョロン・ギリ・マジュ長

2010 年 4 月 6 日

西パサマン県殿

われわれはニアス人の存在を認めない。地方政府は彼らを他の地域に移動させるか、彼らの出身地へ帰還させてほしい。

ギリ・マジュ住民

参考資料 2

国家人権委員会西スマトラ支部

パダン 2010 年 5 月 22 日

西パサマン県知事殿

西パサマン警察署長殿

2010 年 5 月 22 日、KOMNAS HAM（国家人権委員会）西スマトラ支部は、ルハック・ナン・ドゥオ郡コトバル村ジョロン・ギリ・マジュのニス人所有の家屋が破壊され、焼き討ちにされたという情報を得た。

われわれの得た情報によれば、こうした破壊行為は 2010 年 5 月 21 日夜 11 時ごろ、まず Lala Serious の家への投石から始まり、その後日付が変わった午前 1 時に放火が行われた。こうした破壊行為の結果 2 軒の家が焼かれ、中にあった家具類がすべて破壊され、9 台のバイクが完全に燃やされた。

現在に至ってもなお西パサマン県は何の対応もとっていない。パサマン山麓で「不法に」耕作しているのは、ニ阿斯人だけではなく、ミナン、ジャワ、バタック・マンダイリンなどがいるが、ニ阿斯人の集落だけが襲撃されたのはなぜか？

ニ阿斯人の受けた損害に対する補償がなされていない。

1999 年の人権に関する法律第 39 号により、以下のことを声明として発表する。

- 1 同法律第 9 条により、すべての人間は最低限の生活水準を維持する権利を持つ。
- 2 同法律第 29 条により、すべての人間は公正な人権とその保護を受ける権利を有する。
- 3 同法律第 29 条により、すべての人間は安寧に過ごす権利を有する。
- 4 人間として保護される。
- 5 所有権、労働権、居住権は保護される。
- 6 国家は国民にそうした権利を保証する義務を負う。

以上により以下のことを提言する。

- 1 西パサマン県に対して
 - A ニ阿斯人とミナンカバウ人がこれ以上対立することを防ぐ手立てをとること。
 - B 「不法」滞在者に対して民族差別をしないこと。
- 2 西パサマン警察に対して
 - A 被害者に対して保護を与えること
 - B 破壊行為を行った者にしかるべき処罰を与えること

参考資料 3

2010 年 6 月 4 日

西パサマン県知事

KOMNAS-HAM（国家人権委員会）西スマトラ支部長殿

2010 年 5 月 28 日付の貴殿の手紙に以下お答えします。

- 1 西パサマン県はミナンカバウ人、マンダイリン、ジャワ人、ニアス人、スンダ人、バタック人などが住む多民族の県である。
- 2 西パサマン県が民族差別を行なったことはない。
- 3 ニアス人への差別を県が行なったことはない。
- 4 県はパサマン山麓部に住む住民には分け隔てなくその違法性を通知している。
- 5 森林に関する 1999 年法律第 41 号、1999 年森林大臣令第 422 号に基づき、西パサマン県には 12 万 3,000 ヘクタールの保全林があり、その一部がパサマン山麓部の保全林である。
- 6 保全林は常に保護されるべき地帯であり、そこから流れる水は西パサマン県住民の水源地である。
- 7 保全林を保護するために県は以下のことを行っている。
 - A 2009 年 3 月 14 日付で、県知事名で違法な耕作を禁じる通達を出した。
 - B 違法な滞在を禁じる 2009 年 4 月 29 日付ルハック・ナン・ドゥオ郡長名の通達を出した。

第6章 違法入植者に土地権はあるのか——クリンチ・スブラット国立公園での事例分析

はじめに

本章は第5章の最後に論じた Hak Lama（長期の占有に基づく土地権）の問題の延長上にある。そこで Hak Lama は「単なる違法入植者には適用されない」ことを確認した。しかしながら、現在インドネシアの保全林、国立公園などへの違法入植が後を絶たず、しかも彼らは入植地での土地権を主張する傾向が強い。本章では、前半でクリンチ・スブラット国立公園での森林破壊の実態とその原因を述べ、後半で同公園内のジャンビ州ムランギン県のスンガイ・トゥバルで起きている違法入植問題を取りあげる。数万人に達している違法入植者は公園域深く入りこんでいて、地元民との緊張関係が高まっている。この問題の根本的な解決のための方策はあるのか、現在行政が検討中の秘策による問題解決は可能なのかを論じる。

第1節 開発で危機に瀕するクリンチ・スブラット国立公園

1 クリンチ・スブラット国立公園の成立

クリンチ・スブラット国立公園（Kerinci-Seblat National Park、以下KSNPと略記）は138 万ha（南北350 km、最大幅70 km）の広大な面積があり、インドネシアでは西パプアのロレンツ国立公園（250 万ha）に次ぐ面積である。バリ島の2倍以上の面積があるこの公園の全体像を知るのは至難の業である。KSNP 内には、スマトラトラ、スマトラゾウ、バク、犀鳥などの希少生物が生息し、海拔300 メートルから3,805 メートル（スマトラ最高峰クリンチ山山頂）までの多様な熱帯雨林の植生を堪能できる。

このKSNP の起源はオランダ時代の保全林である。20 世紀初頭クリンチはオランダの支配下に入り、1920 年代にクリンチ盆地と西スマトラを結ぶ二本の道路が建設されると、コーヒー栽培などが進み、今日の姿が形成されていった。オランダ植民地政庁は、クリンチ盆地を取り囲むバリサン山脈に展開する豊かな森を保護区に指定した。²⁶⁰

プルワントによると、以下のような経緯でKSNPは決定された。「1982 年、FAO（国際連合食糧農業機関）などの助言により、全インドネシアで11 の国立公園が構想され、クリンチ・スブラット国立公園（KSNP）もこの時に提案された。オランダ時代から受け継がれてきた保全林など合わせて148 万haが指定された。だが、国立公園の境界がはっきりし

²⁶⁰ Purwanto の「KSPNの歴史と法的地位」によると、オランダ時代の保全林・生産林・野生生物保護区が以下のような経緯で国立公園に指定された。

1921 年、プシシル・スラタンとソロック県（西スマトラ州）にまたがるインドラプラとバヤンの森20 万5,000 haが自然保護区（Nature Reserve）に指定された。同年、ブンゴ・テボ県とサルコ県（ジャンビ州）のムランギ・アライの森24,000haが保護林（Protection Forest）に指定された。さらに、ソロック県、シジュンジュン県、南プシシル県（西スマトラ州）のサンギル、ジュジュハン、カンバンの森4 万haが生産林（Production Forest）に指定された。1929 年、クリンチ県とブンゴ・テボ県（ジャンビ州）のフィック・ファン・インドラプラとブキット・タパンの森27万9,000 haが自然保護区に指定された。1936 年、南プシシル県（西スマトラ州）のバタンハリI、ルブック・ニウル、それにカンバンの森12万9,000haが保護林に指定された。1979 年、ムシ・ラワス県（南スマトラ州）のラワス・ウル・ラキタンの森28万1,000haが野生生物保護区（Wildlife Reserve）に指定され、1980 - 81年にかけて北ベンクルー県のブキット・カユ・エンブン、ブキット・グドゥンの森15万4,000haも野生生物保護区に指定された（Purwanto, 2016:14）。

ないことなどから1991年に137万haを国立公園として森林省は認可した。森林省による正式な決定は1999年10月4日になされた。2004年、ムランギン県のルンバー・マスライ郡のシプラック・ホークSipurak Hookの生産林14,000haが追加され、138万9,000haの面積に拡大した」(Purwanto, 2016:14)。現代になって振り返ると、この決定が第2節で詳述するスンガイ・トゥバルの違法入植問題を引き起こした。

しかしながらそのほかに、オランダ時代からの保全林域をまとめて国立公園に指定したことで、いくつか問題が派生している。まず、国立公園に指定される前から、この地域に入植してきた農民が少なからず存在したことである。多くは、ミナンカバウやジャンビの住民である。彼らは土地のない貧しい農民で、生存に必要な農業を営む程度であった。

ところが、1970年代以降スハルト政権下で移住政策(トランスミグラーシ政策)が進められると、ジャワ人を中心とした外部の人々が、現公園内部にも入り農業を開始した。オランダ統治時代にはコーヒーやゴム、それに1970年代からはシナモン栽培がクリンチ盆地で始まり、1990年代以降になるとアブラヤシ開発の波が押し寄せた。彼らの一部は、国立公園域の中に入って「違法」に農業をしていること、また彼らの生産活動が公園内の生態系を破壊することも十分に自覚している。さらに1999年以降の地方自治時代に入ると、投機的な違法伐採、密猟、違法採掘などが横行し、公園は危機的な状況に陥った(Purwanto, 2016:32-33)。

KSNP周辺部には460の村があり、170万人が住んでいる。1999年以来KSNP内の生物多様性を確保し、かつ村へのアクセスをよくするために、境界部を確定する作業が行われた。GPSを用いて境界部の測定がなされ、境界標識が置かれたが、多くの村でその標識が壊されたり、どこかへ移動されたりした。その結果、長さ2,500kmに及ぶ公園境界部では、公園管理者(国、森林省)と地方政府、それに住民との間で紛争が絶えない。衛星画像で見ると、KSNP内の約8%は破壊されている。別の推計では、KSNP内の違法入植は公園面積の9.4%、13万haに及ぶ。やはり道路に近いアクセスのいい場所に違法入植が多い(ibid: 25)。²⁶¹

こうした問題を解決するために導入されたのがゾーニングである。KSNP内を中核ゾーン、野生生物ゾーン、伝統的な土地利用ゾーン、それに特別ゾーンの4つに分けている。中核ゾーンと野生生物ゾーンでは厳格な自然保全を追求するが、伝統的な土地利用ゾーンではその住民を公園内の景観とみなし、伝統的な土地利用をある程度認めている。特別ゾーンというのは、公園内に73kmも入っているソロック県のスンガイ・カラウ村のように、公園域が確定するはるか以前に入植した人々の存在を認め、住民が土地の所有権を主張しない代わりに耕作権を認められ、またさらなる土地の蚕食はしないことを条件にその存在が認められている区域である(Blouch, 2010)。

KSNPを管理する環境森林省ムランギン事務所は、「KSNP内での違法入植地図」を作成している。²⁶²それによると、スブラン・ニロ(Seberang Nilo)に5,285ha、ニロ・ディン

²⁶¹ リアウ州のテッソ・ニーロ国立公園(83,000ha)では、小農によるアブラヤシ農園の違法な開発によってその3分の1がすでに破壊されている。英字新聞ジャカルタポスト紙によると、テッソ・ニーロ国立公園では毎年12,000haの森林が破壊されていて、このままの状態が続けばあと数年で公園全体の森が失われてしまうという。The Jakarta Post, Government urged to save Tesso Nilo National Park, October 23, 2014.

²⁶² ムランギン県スンガイ・トゥバル在住のダニ・アブディ・マルハエン Dani Abdi Marhaen 氏提供。パジャジャラン大学で人類学を学んだ氏は、10年前ブレット・マヌルン女史のスコラ・リンバの活動を手伝い、その後スンガイ・トゥバルに移住してきた。彼の家は公園との境界域にあるが、公園域の中に

ギン (Nilo Dingin) に990ha、スンガイ・ララン (Sungai Lalang) に1,146haの違法入植地がある。第2節で取り上げるムランギン県シブラック・フック付近で最大の違法入植が行なわれていることがよく示されている。それ以外にも、クリンチ盆地南部とKSNPとの境界部で違法入植が行なわれている様子が示されている。

KSNPは2004年、北スマトラ州のグヌン・ルスル国立公園、バリサン山脈最南端のブキット・バリサン・スラタン国立公園と合わせて、世界遺産「スマトラの熱帯雨林」に指定された。しかし、2011年には「危機遺産」に認定された。その危機的状況は世界遺産を管理するユネスコも共有し、警告している(新田、2011:2-40)。

2 地方分権で悪化する状況

1998年5月のスハルト退陣後、インドネシアでは「改革」「民主化」の時代が始まり、「中央集権」に対する「地方分権」の時代が到来した。ところが、KSNPの環境保全という観点からみると、地方分権時代の始まりとともに状況は悪化した。アレン・ホレンバッハは「希望か、それとも絶望か」と題する論文で、以下のように論じている。

地方自治に関する1999年法律第22号及び第25号は、県／都市、州及び中央の責任を規定している。しかし資源管理の観点からみると最も面倒なことは、①地元の財源、②地元の政治的エリートの出現、③保全財源の欠如、④中央の統制権限の弱体化である。地元政府の財源として森林は重要な資源となった。Forestry Land Rent(林地から見込まれる収入)の64%、Forestry Resource Rent(森林資源から見込まれる収入)の32%は地元政府に落ちる(Hollenbach, 2005:80)。

地方自治に関する1999年法律第25号はインドネシアの保全林への財源は何も規定していない。公園入場料は地元には何も還元されず、すべて中央が持つていく(ibid:81)。

結局、インドネシアの地方分権は保護区の保全を確約しない。公園と野生生物保護区が中央政府に「所有」されているという事実は、地方のコミュニティが保全活動に参加する熱意を失わせてしまうことを意味している(ibid:85)。

この問題はさらに、キース・ベッティンガーによって次のように論じられている。「KSNPの道路はすべて中央政府の管轄下にある。しかし地方分権の下、新たに力を付けてきた県はKSNPの存在は経済発展には阻害要因であり、公園横断道路は地域経済の発展には役立つと主張している。国立公園の保護と行政をつかさどる森林省と公園周辺の15の県と都市との間で、KSNPは絶えず抗争の場となっている。KSNP全体で見た場合、最も環境破壊をもたらす可能性はKSNPと周辺部との道路建設である」(Bettinger, 2014:280-93)。

過去凍結されていた道路建設が2016年再び浮上してきた。それは、南ソロック県のムアラ・ラブーと南プシシル県のカンバン間の道路で、KSNPの西端を横断する。西スマトラ州知事のイルワン・プライットノは、「中央政府の許可が一日も早く下りることを切望している」とプレスの前で語った。²⁶³

は入っていない。オーガニックコーヒーの生産を行ないながら、違法入植問題の解決にも尽力している。第3節で述べるKSNPの管理者2名とのインタビューも、氏の人脈により実現した。

²⁶³ Harian Haluan, Jalan Kambang-Muara Labuh Dibuka Lagi, 1-8-2016.

その他にKSNPを危機に陥れている要因として、違法伐採、違法採掘、密猟、違法入植などの問題が指摘されている。スハルト時代、公園は中央政府の管轄下にあり垂直的な管理が貫かれていたが、地方分権時代になると地方のエリート層は、公園への不満を自己の政治的キャンペーンに利用している。その一つが道路の建設である。森林省は出されたすべての建設計画を承認していないが、それは単に公園の保全のためだけではなく、公園の森林資源に対する森林省の管理権が危うくなることを恐れているからである。

世界でも最も降雨量の多い地域の一つであるこの公園では地滑りで道路が寸断されている。さらに新たな道路の建設は、違法伐採や密猟の機会を増やす。もちろん、さらなる農民の侵入をももたらす。現在でも公園のバッファゾーンではこの傾向がひどい。²⁶⁴

地方分権時代において、資源管理をめぐるしばしば地方と中央政府は衝突している。スハルト時代においては採掘や森林資源開発に関するすべての税は中央政府に吸収されていたが、今や中央政府に行くのは全体の20%に過ぎず、州政府に16%、残りの64%が県に入る仕組みとなっている。採掘権と伐採権が県の主要な財源であることは一目瞭然である。KSNP一帯では今でも金採掘が行なわれていて、KSNP内でも重機を持ち込んで採掘をする荒っぽい所業が後を絶たない。

こうしたことから、違法伐採を容認することで、県知事らは私腹を肥やしている、という事実が浮かび上がってくる。県のエリートたちは道路の建設で隔絶した地域との交流がよくなり、農民や起業家に新たなチャンスを提供すると主張するが、その根拠は薄弱である。2003年、ソロック県から独立した南ソロック県は、この県が他地域から隔絶していることと、活火山クリンチ山が爆発した際の避難道路建設の必要性を強調しているが、一本の狭い道路建設で災害時の避難道路として期待するのは無理だろう。同様なことはクリンチ県も主張している。ジャンビ州の他の県と現在は一本の道路でしかつながっていないので、クリンチ山爆発時の避難道路としてあと数本の横断道路が欲しいと主張しているが、風向きからして、被害は西スマトラ州の南ソロック県の方が大きいと予想されている。

クリンチ県の県都スンガイ・プヌーで長年スマトラトラの保護活動をやっているイギリス人女性デビー氏と2016年8月に話すことができた。「こうした違法入植者は県のエリート層とつながっている」という彼女の見解を披歴した。この事実は、ベッティンガーも記している。

違法入植者の多くは自発的な入植者ではなく、県のエリートたちが「所有する」土地を借りて生産している者（Sharecropper）である。村長の中には県知事のインフォーマルな認可を受けて公園内の土地を売っている者もいる。公園内の土地は1 ha当たり200万ルピア（土地だけ）で取引されるが、それがもし耕作可能状態であれば400万ルピアが相場である。これは公園外の土地の値段と比べると破格の安さである。しかも、この機会はだれにでも開かれているのではなく、県エリートに特別なコネのある者だけに限られている。つまり、道路建設があると「自分の」土地を高く売れるという投機目的のためにそうした計画が作られているということを示している（Bettinger, 2014:288）。

クリンチ県ルナー・プメティックで2012年、公園管理局、郡、警察で構成されるタスクフォースチームが違法に開かれた土地100haを提供された5人を逮捕した。すると数日後

²⁶⁴ 2016年、クリンチ県の県都スンガイ・プヌーからバリサン山脈のブキット・タパンを越えてインド洋に面する南プシシル県に車で通過したが、途中100メートル以上はある断崖に沿う道路が何か所か崩れていて、今後さらに崩壊が進むと、道路が寸断されてしまう危険性があることに胸を痛めた。

地元の住民多数が留置場に押し掛け、5人の釈放を要求した。彼らによると、その5人は地元エリートが管理している土地で単に働いていただけであったという。この事件はこうした大規模な公園内侵入は大物の介在なしにはなしえないことを図らずも露呈した (Bettinger, 2014:288)。

3 迫るアブラヤシ開発

この節の記述は、2016 年夏の KSNP の調査記録による (中島、2016 : 25-27)。

クリンチ盆地の中心に位置するクリンチ湖 (5,000m²) は海拔785 メートルの高地にあるので、クリンチ盆地は海拔785メートル以上に存在することになる。クリンチ盆地中央部では水田稲作が行なわれている。雨季と乾季の湖の水位の違いが数メートルはあるので、ここで稲作をするのは大変である。丘陵部ではアグロ・フォレストリが海拔1,500 メートル付近まで続いている。アブラヤシ栽培には、海拔700メートル以下の熱帯湿潤地帯がふさわしいので、クリンチ盆地ではアブラヤシ栽培は不可能である。しかしながら、公園境界部ではすでにぎりぎりまでアブラヤシ開発が迫っているし、一部ではすでに公園内部にまで侵入を始めている。

2016年8月3日に行なった南ソロック県の統計局事務所でのインタビューの結果、南ソロック県には8 社のアブラヤシ関連企業が進出していることが分かった。各ナガリの共有地が農園に利用されているが、土地紛争が絶えないという。原因はやはり、各企業が当初の土地分配の約束を守らないことである。南ソロック県の2016年版統計年鑑電子版をいただき、その後公園境界付近を案内してもらった。一部アブラヤシ農園が公園内に入りこんでいた。地域によっては70kmも入りこんでいるというから、その辺は特別利用ゾーンに指定されたのであろう。森を切り開いてトウモロコシやクローブが植えられている。クローブはインドネシアではタバコの香料として用いられている。

表6-1 は、南ソロック県の統計年鑑から、南ソロック県の7郡の海拔高度、ゴム、アブラヤシ栽培に従事する小農の農民数、栽培面積、生産高を示したものである。各郡においてゴム栽培が最も盛んである。その他、アブラヤシ、ココヤシ、シナモン、カカオ、クローブ、サトウキビ、タバコ、ナツメグ、コーヒー、ビンロウ、ヘーゼルナッツ、パチョリ (インドネシア語ではニラムNilam) などが栽培されている。

この表では、南ソロック県の各郡をKSNPに直接接しているかいらないかで分けて並べている。接していない郡の海拔高度は接している郡の海拔高度よりもやや低いことが分かる。その分アブラヤシ栽培には向いているのであるが、接している郡でもアブラヤシ栽培は行なわれていて、やがてもっと盛んになるであろう。

アブラヤシ農園がKSNPに迫っていることは、スンガイ・プヌーからタパン山地を越えて南プシシル県のタパンに抜け、険しい山道がなだらかになるにつれて、アブラヤシ農園が現れてきたことでも実感した。アブラヤシ開発によるKSNPの危機は、南のベンクルー州の方がより深刻である。²⁶⁵

表6-1 2015年西スマトラ州南ソロック県各郡のゴム、アブラヤシ小農統計

郡名	海拔(m)	ゴム、アブラヤシ小農 (農民数、面積、生産高)
----	-------	-------------------------

²⁶⁵ ベンクルー州での KSNP 域でのアブラヤシ開発をめぐる問題では、(Bachriadi & Lucas, 2009)に詳しい。

サンギル・バライ・ジャンゴ	200 ~700		農民数	面積 (ha)	生産高 (t)
		ゴム	1268	3078	2100
		アブラヤシ	417	764	923
サンギル	453	ゴム	530	107	841
		アブラヤシ	58	141	289
パウオ・ドゥオ	700	ゴム	519	1022	765
		アブラヤシ	x	x	x
スンガイ・パグー	450	ゴム	525	1032	799
		アブラヤシ	x	x	x
コト・パレ・ダダン・ディアテー	458	ゴム	489	798	609
		アブラヤシ	x	x	x
サンギル・ジュジュラン*	400	ゴム	2313	4240	3189
		アブラヤシ	186	340	442
サンギル・バタン・ハリ*	350	ゴム	2622	5165	3721
		アブラヤシ	531	832	922

BPS Kabupaten Solok Selatan, Kabupaten Solok Selatan dalam Angka 2016, pp. 190-97 (統計局、西スマトラ州南ソロク県2016年一覧、190-97頁より筆者作成)²⁶⁶

第2節 スンガイ・トゥバルの違法入植

1 スンガイ・トゥバルの入植史

2017年8月29日、ムランギン県の県都バンコ市の生産林管理局KPHP (Kesatuan Pengelolaan Hutan Produksi) で、所長のルスナル (Rusnal) 氏にインタビューできた。以下はその時のルスナル氏の発言である。

138万haのKSNP の中ですでに34万haが破壊されている。約4分の1弱に達する。その原因は、コーヒーやアブラヤシ栽培のためである。その他に、違法伐採や違法採掘がKSNP破壊の原因である。

KSNP の周囲に生産林が設定されている。以前は保全林 (Hutan Lindung) であったが、環境森林大臣令 2016 年第 83 号の社会林業プログラムで位置づけがあいまいになった。実態は許可がない場合でも、森に入って畑を開けば、既得権が与えられるというものである。切り開いた土地の所有権や住民へ KTP (住民証) は発行されないが、自分で栽培したものを自由に売れる。多くはコーヒーの栽培に従事している。

²⁶⁶ 元の統計では農民数、面積、生産高ごとに別々の表で示されている。xは統計無し、*の付いた郡はKSNPに面していない郡、海拔の基準点は不明だが郡役所のある地点か。農民数の単位は示されていない。おそらく世帯数であろう。

そうした KSNP 内の違法入植地の中で、特に大きな問題となっているスンガイ・トゥバル村 (Desa Sungai Tebal) である。スンガイ・トゥバルは一般的にデサと呼ばれているが、行政上のデサではなく、一地域名である。地元民と移住者との間で水平的な衝突がある。「非常に危険な場所」であり、絶対に行ってはいけないところだ。

ルンバー・マスライ郡 (Lembah Masurai) の人口は「ルンバー・マスライ郡統計年鑑 2016 年」によると 25,529 人であるが、移住者は数万人に達するという。住民の数とほとんど同じ数 (実際はそれ以上だった!) の移住者が押し寄せている。彼らには住民証は発行されていない。なぜかという、まず、住民証の発行には、元の村で移住を証明し、移住先の村でその移動を承認するという手続きが必要である。また、移住先が、森林域 (Kawasan Hutan) であり、そこに合法的には「住めない」ので、KTP が発行されない。

先ほどのルスナル氏のアドバイスをを受け、村長や郡長などの行政関係者へのインタビューなら許されると判断し、その手はずを整え、9 月 4 日、ルンバー・マスライ郡のデサ・トゥオ (Desa Tuo) 村長のサルジャナディ (Sarjanadi) 氏と 2 時間ほどインタビューすることができた。氏によると、スンガイ・トゥバルへの違法入植が始まったのは以下のような経緯をたどった。

- (1) 1992 年に突然 KSNP が設立された (KSPN は 1991 年の設立)。村には何も知らされなかった。
- (2) 1992 年、あるいはその前後の年からジャンカットに向かう道路沿いに移住者が住み始めた。
- (3) 1998-99 年、村に何の連絡もなく、スレストラ社 (PT Serestra) が生産林内の 14,000ha の伐採権を得て、木の伐採を始めた。民衆林 (Hutan Rakyat)²⁶⁷ がいつ生産林に変わったのか分からない。その後スレストラ社は伐採後撤退した。生産林は 4,896ha になった。
- (4) その跡地にベンクルー、南スマトラ、ランポンなどから移住者が押し寄せた。彼らはいわゆる「自発的な移住者」である (すなわち政府の移住プログラムの参加者ではない)。彼らは元の村に帰ると、何人か身内を連れてくる。
- (5) スンガイ・トゥバルの半分は行政的にはデサ・トゥオに属し、その 1 支村 (Dusun)、1 地区 (Wilayah) である。スンガイ・トゥバルの残りの半分は、隣のニロ・ディンギン村に属している。現在スンガイ・トゥバルだけで 13,000 人の移住者がいる。生産林は消えた。彼らは組織化された移住ではなく、一人ずつ、一家族ずつやってくる。

2 地元民との軋轢

地元民と違法入植者との間の紛争は水面下で広がっている。まず、住民の不満が挙げられる。元の住民は KSNP 内に入植することを許されていないが、移住者は資金提供者のお金で、森を開き、その後開いた森でコーヒー、野菜類を栽培していることに地元民の不満がたまっている。第二の原因は移住者の態度である。彼らは山仕事用の鋭利な刃物を常に持ち歩いて「武装」している。また、断食の時にも、昼間喫煙をして、村の常識に反した行動をとっている。

一方、移住者の側にも不満がある。住民証を発行するというアリ・フシン (Ali Husin) ムランギン県知事の「約束」があったのに、いつまでも実現しない。すでに十数

²⁶⁷ 民衆林は慣習的な管理をされている森であるが、小規模な商業的な利用が許されている森。バンコ市生産林管理局長のルスナル氏は「以前は保全林であった。その後生産林に変わった」と証言している。保全林/民衆林、いずれにせよ、大規模な森林伐採は想定されていない。

年、あるいは何十年と住んでいる者もいるのに、その約束が果たされていない。そのため、2016 年 1 月 1 日、ジャンカット郡と村との間の道路を封鎖した。数千人が参加したこの直接行動で、経済にも大きな影響を与えたが、その後も何の解決には至っていない。

268

デサ・トゥオの村長サルジャナディ氏はさらに語った。

(6) 移住者はコーヒー生産をやっている。仲買人がいて、収穫した豆をランポンに運ぶ。それがいくらで売れるのかデータはない。

(7) デサ・トゥオでもコーヒーの生産をやっている。村長も2haのコーヒー園を所有している。生産しているのはロブスタ種で、高級品種のアラビカ種は管理が大変なため栽培していない。月250 万ルピアを得ている。それ以外の土地は持っていない。村のコーヒーは村長舎前の広場に運び、そこで計量する。3 人の仲買がいる。豆はやはりランポンに運ぶ。村には水田が143 haあり、年2回の収穫が可能。畑は55haあり、パディ（陸稲）、トウモロコシ、野菜類、シナモンを植えている。「ルンバー・マスライ郡統計年鑑2016年」によれば、その他に、ジャガイモ、キュウリ、ナス、豆類、果物（アボカド、ミカン、マンゴー、ランブータン、ドック、ドリアン、バナナなど）が栽培されている。²⁶⁹

(8) 2006 年、アズハリ（Azhari）氏がパレンバンから来た。現在45 歳（2017年）の彼はSPI（インドネシア農民連盟）の成員で、移住者の組織化を促進している。彼を通じてSPIにお金を払うと、SPIから存在を認知される。つまり、SPIを通じて、移住者は保全林の中で存在が「合法化」される。結果、移住者の組合（Organisasi Pendatang）が存在するようになった。

(9) SPIはネット上で活発な情宣活動を行なっていて、自分たちの活動を正当化している。スレストラ社が去った後、荒れ果てた土地の管理を行なっているのは自分たちであると強調し、森を破壊しているという批判は当たらないと主張している。²⁷⁰

(10) 彼らのほとんどは住民証を持っていない。住民証の発行には、元の住所からの移動の証明と、新住所での定住の証明が必要であるが、彼らは「違法入植」をしているので、彼らにKTPは出せない。²⁷¹

(11) KTPの問題は2016 年1 月1 日、数千人の移住者が道路を封鎖するという直接行動へと発展した。彼らは、アリ・フシムランギン県知事の「住民証は発行するという約束の実現」を求めて抗議行動に出たのである。長い人はすでに15年以上も住み続けていて、長期の占有による土地権（Hak Lama）や所有権（Hak Milik）などの権利が生じるとも考えられる。

(12) この問題は2016年の村長選挙にも影を落としている。表6-2が示すように合計1,200票を5人で分け合ったのであるが、²⁷²第4位のサーラン氏がパレンバンの出身の移住者である。移住者のうち285人が選挙権を持っていて、その中の7割近くの得票数をサーラン氏が得ている。もし、もっと多くの移住者が選挙権を持つようになると、彼らの中から村長

²⁶⁸ Inilahjambi.com, Ribuan Warga Pendatang Asal Bengkulu dan Sumsel Blokir Jalan Jangkat, 1-1-2016.

²⁶⁹ Badan Pusat Statistik Kabupaten Merangin, Lembah Masurai Dalam Angka Tahun 2016

²⁷⁰ 例えば、Forum Komunikasi Masyarakat Petani Lembah Masurai.

²⁷¹ 住民の90%は住民証KTPを持っていない。Tribun Jambi, Di Merangin, 90 Persen Warga tak Punya KTP, 24-11-2011 による。

²⁷² 実際の得票数の合計は1,175 票である。この数字は村長の記憶に基づくものなので、投票総数は大まかな数字として示されたのであろう。

が出てくることになる。「そんなことは絶対にあってはならない」と村長は語気を強めた。

表6-2 2016 年4 月の村長選挙結果

1	Sarjanadi	298 票
2	Sukarti	250 票
3	Jalir	233 票
4	Sahlan	205～206 票
5	Kamapari	188 票

サルジャナディ氏の紹介で、その後ニロ・ディンギン村の村長スディルマン (Sudirman) 氏と1時間半余りインタビューできた。以下は、スディルマン氏とのインタビューの要約である。

(1)ニロ・ディンギン村は海拔900－1100メートルに位置している。昼過ぎに吹く風がやや肌寒く感じられる。スンガイ・トゥバルの一部はこの村に属している。村の名前は「寒い土地」という意味で、人々も穏やかである。もし他の土地だったら、流血の事態に発展していたであろう。

(2)2016年4月に選挙があり二期目となったが、自分としてはやりたくなかった。手当が月250万ルピアだけで、いろいろ仕事が大変だからである。村長選挙に3人が立候補した。540人の選挙人のうち、移住者は65人に選挙権があるだけ。

(3)KSNPが設立される前、1967～72年ごろは現在の公園域深く入って、森を開き、陸稲や野菜類を栽培していた。

(4)1992年にKSNPが設立されると、公園域に立ち入ることが許されなくなった。もともとの住民が立ち入りを禁じられているのに、移住者が堂々と立ち入って森を開いていることには我慢がならない。移住者との「文化」の違いも顕著である。例えば、彼らはいつもパラシ (山刀) などの「武器」を身に着けている。我々は森に入るときだけ身に着けるが、彼らは市場に来る時にも身に着けている。いったん何事かが起きた場合、それはすぐに「武器」になる。それが彼らの文化である。彼らはコーヒーを植え、収入を得ているが、村への貢献は何もない。

(5)ふつう村人は年7,000ルピアの税金を払うが、彼らは村に何も貢献しない。そもそも、立ち入り禁止区域に入っているためKTPを発行できない。KTPの発行は県の住民局の仕事であり、そこから何も指示がない以上何もできないし、しない。

有力紙コンパス・ウェブ版は2010 年12月の記事で、以下のように述べている。「ムラングン県はこの10年スマトラでのコーヒー生産の中心となっている。ルンバー・マスライ郡のコーヒー生産は年々増加している。2005年に8,000トンの生産であったが、2006年には15,000トン、2007年には3万トンの生産に急上昇している。これがこの地の住民の主産業である。その他に林業も盛んになっている。しかし、KSNPはユネスコの世界遺産にも登録されていて、自然の豊かさは折り紙付きなのであるが、皮肉なことだ。」²⁷³

スディルマン氏の発言からすると、スンガイ・トゥバルの違法入植者の大部分はKTPがないので、彼らの生産するコーヒーはニロ・ディンギン村の課税の対象になっていない

²⁷³ Kompas.com, Hutan Kita Terus Digerogoti, 22-12-2010.

し、彼らの生産するコーヒーは少なくとも村の統計には入っていないはずである。

「ムランギン県統計一覧 2017」によると、ムランギン県のコーヒー生産は 2012 年に 6,416 トンであり、2016 年に 6,716 トンである。第 2 章、表 2-2「2016 年ムランギン県各郡のゴム、アブラヤシ、コーヒー小農園の作付面積」によるとルンバー・マスライ郡には全ムランギン県の 10 分の 7 のコーヒー園がある。生産高も耕作面積に比例していると仮定すると、ルンバー・マスライ郡のコーヒー生産高はこの 4 年間に、4,491–4,701 トンとなるが、この数字はコンパス紙の記事の数字と全く合わない。

コンパス紙の記事では、ルンバー・マスライ郡のコーヒーの生産高が 2005 年から 2006 年にかけて 2 倍になり、2007 年には 4 倍弱にまで急増し、3 万トンに達したとされている。こうした急増の原因は村人のコーヒーの生産だけでは説明できない。それを説明するのは、違法入植者の生産するコーヒーをも統計に繰り込んだ数字と解釈するしかない。すると、その統計はどこから得られたものであろうか。

ここで重要なのは、こうした違法入植者を支援している SPI の存在である。デサ・トゥオ村の村長サルジャナディ氏の証言では、2006 年パレンバン出身のアズハリ氏がやってきて、入植者を SPI の下部組織として組織化を始めた。SPI は森を破壊しているという批判に対して、スレストラ社が去った後の荒れ果てた土地を彼らが守っていると主張している。額は不明であるが、一定額のお金を SPI に払えば、入植者の土地に対する権利を SPI が保証してくれるという仕組みになっている。コンパス紙の記事は SPI による独自の統計を利用したとも考えられる。

地元民が移住者に対して不満を口にすることはあっても、暴力行為を抑制している背景には SPI という全国組織の存在が挙げられる。SPI はジョコ・ウィドド政権誕生にも大きな影響を与えたほどの政治力を持っている。

地元民は解決を求めて何度もムランギン県に訴えていて、県知事も関係機関と協議しているが、何らの解決策も示されていない。KSNP は森林省の管轄であるので、中央政府からの問題解決の指針が下されるべきであるが、SPI が背後にいては中央政府も動きは取れないだろう。2011 年 1 月に時の森林大臣ズルキフリ・ハッサン氏がスンガイ・トゥバルを訪れ、KSNP の現状を視察し、関係者と懇談すると報じられているが、その結果は分からない。

2016 年 5 月、ムランギン県知事、KSDAE（資源エコシステム保全局）局長は KSNP 内での違法入植問題を協議するため、ムランギン県のジャンカット郡、スンガイ・トゥナン郡、ルンバー・マスライ郡の代表者と協議した。²⁷⁴こうした協議の結果、第 3 節で詳述する新村を作り、一部の入植者の存在を合法化するという流れにつながったと思われる。

3 SPI 指導者の逮捕

スンガイ・トゥバルなど KSNP の違法入植者に当局が何も行動をとらなかったわけではない。何度か、彼らを排除する行動をとっている。

2007 年 5 月、「スマトラの熱帯林」というコンセプトで世界遺産に指定されている KSNP、BBSNP（南ブキットバリサン国立公園）、GLNP（グスン・ルスル国立公園）の環境保全のためドイツから提供された 1,250 万ユーロの資金の一部が、公園内の違法入植者の排

²⁷⁴ SARKOPOS (Berita Terkini Sarolangun Bangko), Cari Penyelesaian Konflik KSNP, Pemkab Merangin Adakan Pertemuan Dengan Dirjen KSDAE, 19-Mei-2016.

除の費用として用いられた。ムランギン県 SPI 議長アズハリ氏は、そうした行動によってムランギン県で 10 数軒の家が焼かれ、14 人が逮捕されたと発表した。²⁷⁵アズハリ氏は 2006 年以來スンガイ・トゥバルの住民を SPI 傘下の組合員として組織化した中心人物である。

第 3 節で述べる公園管理者によると、2010 年に警察機動部隊を投入した大規模な作戦があり、違法入植者の家を壊し、作物（コーヒー）を破壊した。その後住民はテントの仮設住居に住んでいる。排除された跡地には作物があり、排除された住民は「ここは自分の土地だと主張」している。

そのアズハリ氏が 2018 年 1 月、地元の農民を脅したとの嫌疑で逮捕された。アズハリ氏は 1 月 25 日、スンガイ・トゥバルの問題を地元の住民と協議するために指定された会場に現れたところを地元警察に逮捕された。SPI 委員長のヘンリー・サラギー Henry Saragih 氏は、「アズハリ氏の逮捕は正式な逮捕状に基づかないもので、これは将来入植者を強制的に排除する意図の現れである」と述べた。²⁷⁶

SPI ムランギン支部はアズハリ氏の逮捕に数回県都バンコ市で抗議と即時釈放のデモ行進を行なった。²⁷⁷その後アズハリ氏の逮捕理由は「森林破壊の防止及びそのための努力」に関する 2013 年法律第 18 号（UUP3H）²⁷⁸違反容疑であることが示された。²⁷⁹当初アズハリ氏は地元住民を脅迫した容疑で逮捕されたが、そうした嫌疑以外に UUP3H 違反という嫌疑をかけられたのである。ムランギン県での KSNP 違法入植者はルンバー・マスライ郡だけではなく、ジャンカット郡、スンガイ・トゥナン郡に及び、その数は数万人（3～4 万人）に達するものと思われる。ルンバー・マスライ郡だけで、25,529 人の人口と同じか、それ以上と推計されているので、最低 3 万人、あるいは 4 万人ほどに達するかもしれない。

SPI はそうした住民を農地改革という名目の下に組織化している。SPI の指導の下、人々は生産林での伐採終了後そこに入植し、次第に人口が増えると、村を既成事実化させ、土地権を主張する。これは第 7 章で述べるフタン・ハラパンでの STN（全国農民連合）のやり方とよく似ている。SPI 委員長のヘンリー・サラギー氏によると、²⁸⁰SPI は会員から会費を徴収して成り立っている組織であるが、スンガイ・トゥバルでは村人の中で土地権の売買すら行なわれているとの噂もある。つまり、SPI が「村人」の権利関係を独自に証明しているので、それに基づいて新たな入植希望者に村を出たい者が自分の土地を「売る」という事態まで生じている。

第 3 節で述べる KSNP 管理者とのインタビューでの発言によると、「移住者の中には、ブレマンがいる、刺青を入れた者もいる。彼らはブローカーで、土地の転売をあっせんし

²⁷⁵ Serikat Petani Indonesia (SPI), Dana Pengalihan Hutang Untuk Mengusir Petani, 27 Mei 2007.

²⁷⁶ Kantor Berita Rmol.ID, SPI: Penangkapan Azhari Untuk Intimidasi Petani Merangin, 15-April-2018.

²⁷⁷ Tribun Jambi, Ketua SPI Diamankan, Anggota SPI Merangin akan Demo ke Mapolres, 30-Januari-2018.

²⁷⁸ Undang-undang Nomor 18 Tahun 2013 Tentang Pencegahan dan Pemberantasan Perusakan Hutan

²⁷⁹ Kantor Berita Rmol.ID, Kasus Petani Azhari Bukti UU P3H Senjata Penguasa, Rmol SUMUT, 5-April-2018.

²⁸⁰ 2018 年 8 月 16 日ジャカルタの SPI 本部でインタビューした。国連など外国機関からの資金援助もあるが、会費収入が一番大きな資金源であるとヘンリー氏は発言した。スンガイ・トゥバルの係争の発端は KSNP が後から境界変更したためであると SPI の主張を繰り返したが、アズハリ氏の逮捕については何故か何も発言しなかった。

て、利ザヤを稼いでいる」とのことである。

それでも、スンガイ・トゥバルのあるシブラック・ホークはやや特殊なケースである。つまり、1991 年 KSNP が成立した後に、2004 年シブラック・ホークの 14,000ha が KSNP に編入された。1998 年、ルンバー・マスライ郡の生産林であった 14,000ha の伐採権がスレスタリ社に与えられ、99 年伐採終了後、生産林は 4,896ha になり、伐採された約 1 万 ha の土地に入植が始まった。SPI が主張するように、人々の入植が始まってから KSNP の境界が変更されたわけで、現場の事情を全く考慮することなしに、公園域が拡張されてしまった結果である。

しかし、問題となっているのは、この地だけではなく、ムランギン県だけでも 3~4 万人に達する違法入植者が存在するということである。自分たちは禁止されている公園域への事実上の入植に、また、彼らの振る舞いに地元民の不満は頂点に達していて、両者の緊張関係は一触即発の状態である。アズハリ氏の逮捕がそうした地元民の不満に対していけばガス抜きをする効果があったことは否定できない。

第3節 解決策はあるのか？

こうした膠着状態を解決する秘策が公園管理者によって水面下で進行している。2018 年 8 月 25 日、ブンゴ県の県都ムアラ・ブンゴ市で KSNP 管理者 2 名(IT 氏と TH 氏)にインタビューすることができた。一連の話でスンガイ・トゥバルの紛争は 2019 年 12 月、新しいデサの誕生で「解決」する見通しになった、との驚くべき情報が開示された。残っている問題は、村の境界をどう設定するのかということである。

境界は 3 つある。

1 つ目はニロ・ディンギン村との境界でこれはすでに確定している。

2 つ目はデサ・トゥオ村との境界でこれもすでに確定している。すでに電気は PLN (国営電気会社) と契約して、村まで来ている。水道は水源が豊富でその水源から水を引いている。

3 つ目は KSNP との境界でこれが厄介である。未確定部分に大量の移住者が住んでいて、彼らを強制的に再定住 (リセツルメント) させるのか、あるいはその存在を認めて KSNP の側で妥協して境界を移住者に有利なように設定し直すのか、これからの課題である。住民証は移住証明書 SKPD (Surat Keterangan Pindah Datang) により発行できるようになった。すでに数百世帯がその対象となっている。ムランギン県知事はすでに 500 世帯に住民証を与えたと声明している。

こうして合法化された違法入植者に共有地権はないが、土地の所有権は認められる可能性はある。内部では SPI (インドネシア農民連盟) の斡旋によって、入植者の権利関係が存在し、それに基づいて土地の売買すら行なわれていると噂されている。合法化されたら、次の要求はそうした権利関係を認めよということになるだろう。けれども、地元の住民には不満がうっ積するだろう。もともと地元の民衆林 (Hutan Rakyat) であったところを生産林とされ、その跡地に彼らがやってきたので、結果的に入植者の権利が守られるようになることには抵抗が示されると思われる。そうすると、最も穏やかな解決法は、土地の所有関係は認めず、新村が運営する社会林業を営むという方向性だろう。

ここで、「森林域内の土地問題解決」に関する 2017 年大統領令第 88 号²⁸¹を使って彼らを排除できるかどうかについて 2 人の公園管理者の意見を聞いた。すると、「大統領令がまだ末端にまで普及しておらず、これから検討する」という答えが返ってきた。

2017 年大統領令第 88 号第 8 条において、そうした問題の解決法の一つとして再定住が謳われている。この再定住の定義は判然としていないが、単純に違法入植者の存在を認め、彼らに別の土地で居住をしてもらうことでこの問題の解決を図ろうとしているわけではない。

この大統領令に NGO である HUMA（エコロジーと慣習法に基づく法改革連合）等は「スハルト時代に逆戻りする」という厳しい意見を表明した。²⁸²

HUMA 等の批判は 4 点ある。(1) 森林域の定義が混乱していること、(2) 行政当局と土地利用者にとっての解決策を示しているが、その中心は森林域内の居住者の再定住であること、(3) (2) が実施されると、現在も 162 万 ha の森林域に居住している多数の先住民族の生活を脅かすこと、(4) 森林域の範囲があいまいで、その強化へのプロセスを妨害すること。以上のことから、このプログラムはスハルト時代の規程と何ら変わりはない、先住民社会をオルデバル時代の法令の下に返してしまうと、HUMA は批判する。

一方 WWF Indonesia はこの大統領令が「森林破壊をより高める脅威となってはならない」と題する声明を発表した。WWF Indonesia は国立公園域内に違法入植してアブラヤシを栽培している農民を即座に退去させるべきであるという見解を示し、リアウ州のテッソ・ニーロ国立公園（83,000ha）での違法入植者の再定住計画推進を訴えている。また、違法入植者と先住民族の認定を混同してはならず、先住民族の認定をより強化すべきであるとも主張している。²⁸³この大統領令はさらに、危機にある野生動物保護のために回廊計画（2012 年大統領令第 13 号）を後押しする可能性があるという WWF Indonesia はいう。例えば、ジャンビ州の KSNP（クリンチ・スブラット国立公園）、BDNO（ブキット・ドゥアブラス国立公園）、それに BTNP（ブキット・ティガブルー国立公園）を繋ぐ回廊の実現が期待され、それによってトラやゾウ、その他の絶滅危惧種の保全に役立つと歓迎している。

国立公園や保全林への違法入植問題解決を念頭に置いたと思われるこの 2017 年大統領令第 88 号が、違法入植者に無償で土地証書を発行するというインドネシア各地で聞かれるデマを追認することがあってはならない。²⁸⁴もしそうなれば、全インドネシアでさらなる土地紛争を引き起こし、悲劇的な事態を発生させてしまうであろう。スンガイ・トゥバルの事例はその試金石になろうとしている。

小括

本章で取り上げたクリンチ・スブラット国立公園（KSNP）のみならず、インドネシアの国立公園、保全林はアブラヤシ農園開発、違法伐採、違法採掘、違法入植、道路建設などのため危機に瀕している。その中で、KSNP の周辺部はアブラヤシ農園が境界ぎりぎりに

²⁸¹ Peraturan Presiden Republik Indonesia Nomor 88 Tahun 2017 Tentang Penyelesaian Pengusaan Tanah Dalam Kawasan Hutan

²⁸² Erwin Dwi Kristianto et al., "Opini Hukum - Dari Reformasi Kembali Ke Orde Baru: Tinjauan Kritis Peraturan No. 88 Tahun 2017", AMAN, Epistema Institute, HUMA, Oktober 2017.

²⁸³ WWF Indonesia, Wacana Alih Fungsi Hutan untuk Petani Sawit Jangan Menimbulkan Dorongan Deforestasi Baru, 17 Oktober 2017.

²⁸⁴ 第 5 章第 5 節参照

まで迫ってきているし、一部地域ではそのバッファー域にまで入植が始まっている。さらに、ムランギン県ルンバー・マスライ郡では、1990 年代の産業造林跡地に入植者が増え始め、今や数万人が公園域深く入りこんでいる。この地は、1991 年 KSNP が決定した後の 2004 年公園域に編入されたこともあり、単純に違法入植者とは言えない。しかし、地元民は公園域での土地利用は厳しく禁じられているので、地元民と入植者との対立は一触即発の状態になっている。

そうした中、違法入植の中心部であるスンガイ・トゥバルの問題解決策として行政側は新村計画を練っている。スンガイ・トゥバルは 2 つの村の間に位置しているので、その境界部に新しい村を作るという計画である。ところが、公園域内の数万人の居住者をどうするのかはまだ見通しが立っていない。2017 年大統領令第 88 号を適用して立ち退きを強行すべきなのか、あるいはこれまでの経緯を考慮して、公園域を犠牲にして居住者の存在を合法化するのか。前者の場合、激しい抵抗が予想されるし、後者の場合他の違法入植地での同様な要求が高まり、新たな土地紛争を引き起こすのは必至である。

第Ⅲ部 アブラヤシ農園をめぐるヘゲモニー関係

第7章 土地紛争と治安機構

はじめに

第 II 部で検討してきた土地紛争の多くの事例で農園の内外に治安機構が常駐していることが分かった。本論文でいう「治安機構」は、重武装した BRIMOB (Korps Brigade Mobil、警察機動部隊) から、地元の警察、あるいは農園労働者で構成されるパトロール隊や地元のプレマン(やくざ、ごろつき)など、フォーマルからインフォーマルな組織までを包括した地域の治安に関わる組織全体を指している。そうした意味での治安機構が農園の至る所に存在し、紛争の発生に備え、対応策を準備している。このような治安機構はなぜ紛争農園に常駐しているのか、それは威嚇の体系としての農園のヘゲモニー関係とどのように関わるのか。その実態をカパの事例から把握し、紛争のコストという視点から治安機構による暴力の問題を考える。さらに、住民側からなされるさまざまなレベルの抵抗について、特に SAD113 の闘いの事例を中心に考察する。

第1節 農園内の治安機構

2008 年 2 月 13 日、西パサマン県のキナリ村で、ある男性がアブラヤシの果房 (FFB: Fresh Fruit Bunches) を盗んだという理由で警察機動部隊 (BRIMOB) に銃撃され、重症を負った。この事件は 2 週間もの間伏せられていたのだが、地元紙のシンガラランがすっば抜いて大騒ぎになった。²⁸⁵同紙によると、R という 20 代の男性が夕方バイクに乗ってウィルマー・グループの子会社の PMJ 社²⁸⁶の端を走っていて、農園をパトロール中の警察機動部隊 2 名に呼び止められ、いきなり銃撃された。また同紙によると、その 2 名の機動部隊員は R が FFB を盗んだと述べているが、R は強くそれを否定している。R はその場に 2 時間も放置されていたが、戻ってきた 2 名によって病院に搬送された。この事件はシンガララン紙が報道するまで 2 週間も伏せられていた。

この事件は大きな問題をはらんでいる。なぜ、重武装の警察機動部隊が農園のパトロールをしていたのか。R はほんとうに FFB を盗んだのか。R の入院費用は誰が支払うのか。この事件に西パサマン県知事は激怒したが、そもそも、アブラヤシ開発を推進したのは県の政策であり、アフリザルによると「西パサマン県の収入の 58% を農園から得ている」状況で (Afrizal, 2013:172)、真相の究明は尽くされなかった。²⁸⁷

NGO の地球の友、ライフ・モザイク、サウイット・ウォッチがまとめた『ルージング・グラウンド、インドネシアにおけるアブラヤシ農園拡大の人権への影響』は、治安機構の存在が紛争を悪化させているとして、以下のように述べている。

²⁸⁵ Singgalan, Brimobo Tembak Pencuri, Korban: Saya Bukan Pencuri, 28-Februari-2008.

²⁸⁶ PT Peputra Maha Jaya。第 4 章第 5 節「頻発する土地紛争」で登場する紛争農園。

²⁸⁷ 西パサマン県の 2007 年の PAD (Pendapatan Asli Daerah、一般歳入) は 61,800,000,000 ルピア (約 441 万ドル) であり (Nakashima, 2010:165)、農園の存在は県の財政に大きな比重を占めている。

パルプ産業と同じくアブラヤシ産業部門の紛争では軍、警察だけではなく農園独自の治安機構が頻繁に介入していると報告されている。彼らは言葉だけではなく物理力も使って地元の住民を脅し、脅迫している。あるいは農園の周辺で法が許容する範囲を大きく超えた方法で住民に対処し、時には住民を死に至らせるケースもある。彼らは会社の非公式な治安部門を利用して、住民の要求を黙らせ、攻撃する。

2001年のKPA（農地改革コンソーシアム）のデータでは、農園に関わる紛争の半分で治安当局がかかわっている。（中略）。2002年環境森林大臣は、アブラヤシ農園でのランドクリアリング（伐採と整地）後の焼却は、軍人や政府役人をしばしば含んだ組織的な犯罪であるとの見解を発表した。軍や政府の役人がバックについているので、会社はなんの気兼ねなく消却をすることができる（Friend of the Earth, Life Mosaic and Sawit Watch, 2008:43-45）。

バーローらは、アジア経済危機（1997年）以降、インドネシアのアブラヤシ農園の産物は頻繁に盗まれ、2000年代初期には全生産高の5～10%ほどの産物が被害に遭っていると推計している。彼らによると、「盗みをするのはたいてい近くの村あるいは幹線道路沿いの住民だが、常勤労働者は稀である。大部分は村外の住民である。プラスマ農民の産物も被害に遭う。警察や地元の政府関係者もいる。産物の盗みは1990年代後半にピークに達したが、その後雇用状況が好転し、また警備体制も厳しくなったために少なくなった。その対策として特別のスタッフを雇ったり、地元のコミュニティとの関係を改善したり、地元の警察と特別の契約をしたりしたほか、侵入防止用のトレンチ（3×3m）を農園の境界沿いに掘ったりした。そのため治安費用は高騰し、製品1トン当たり5ドルにもなる」（Barlow, Zen and Gondowarsito, 2003:14）。

具体的に、どのような項目の治安関連の費用がかかるのか。2000年代初期のカパの例を検討してみよう。2000年反対派のトゥナス・メカールの住民が、PHPI社がMOUで約束していた土地なのに、未だに村人に分配しない土地へ入り、耕作し始めた時以降のことである（Nakashima, 2010:156-58）。

カパには15人の警察機動部隊が駐屯している。警察機動部隊員への謝礼は、月2,000～3,000万ルピア（2005年当時のレートで2,000～3,000米ドル）²⁸⁸であり、慣習法指導者から支払われる。その原資はPHPI社、ナガリ銀行、それに多数派の農民組合から出ている。これは警察機動部隊員個人に支払われるものではなく、彼らを管轄する州警察に対して支払いがなされる。もちろん、村での掃討作戦のような時には特別な手当が支払われる。こうした定期的な収入以外に、警察機動部隊員は収穫された果房（FFB）の配給を受ける。

キナリ村で起きた銃撃事件を引き起こしたのはこの警察機動部隊である。彼らが夕刻、武器を持ってパトロールしていた時に、あたかも射撃訓練をするかのように発砲し、その責任を問われないという事態はスハルト時代とさほど変わらない。地方には改革の波は来ていないと言わざるをえない。

警察機動部隊は会社が独自に持つ警備員（25～35人）と有機的に結びついている。通常そうした警備員は北スマトラ（バタック）やフロレスなど西スマトラ以外の出身者が大半を占める。会社の警備員は民間人であるため、武装はしていない。通常農園内をパトロ

²⁸⁸ この額はカパのZ氏の記憶による金額である。2005年平均1ルピア0.000103ドルと換算。

ールしているのは彼らである。もし何らかの異常な事態を見つけたら、直ちに警察機動部隊の出動となる。もちろんプレマン（やくざ、ごろつき）への支払いもあるが、基本的には地元の住民であるのでそう大した額にはならない。農民組合の中の反対派であるトゥナス・メカールのメンバーの中には、指導部の方針に反対して、プレマンとして多数派に鞍替えした若者もいる。²⁸⁹

警察機動部隊以外に、PHPI 社には郡警察部隊 45 人が駐屯している。彼らも農園内をパトロールする。彼らは軽武装しかしていないが、「怪しい」人物を即逮捕することもできる。この 45 人は、多数派農民組合、シドダリの名目的なメンバーで、90ha の土地を破格の値段で与えられた。市価では 1 カプリング（2ha）当たり 2 億ルピア（22,000 米ドル）するが、彼らは 1,500 万ルピアという相場の 10 分の 1 以下の価格で分け与えられた。こうした待遇は実質上の贈与である。彼らは農園で働くことはなく、他の誰かが彼らに代わって労働をし、彼らは収穫された FFB に応じて利益を得る。²⁹⁰

第 2 節 紛争のコスト

1 目に見えるコスト、見えないコスト

アブラヤシ開発をめぐる土地紛争の激化に伴い、紛争のコスト研究も最近活発に行なわ

²⁸⁹ KPA がまとめた 2017 年の土地紛争として 659 例が挙げられている。その中で BUMD（Badan Usaha Milik Negara 国営企業）と住民の衝突の事例が 55 例挙げられている。その内訳は警察との衝突が 21 例、国軍（TKI）との衝突が 11 例のほか、プレマンによる紛争が 15 例挙げられている（KPA, 2017 : 17）。

²⁹⁰ 日常的に治安機構がどれほど目を光らせているかを示す筆者の体験を、中島（2011 : 167 - 74）に基づいて以下記す。それはインドネシアの土地紛争の別の要因である水資源をめぐる紛争である。2009 年 10 月 20 日から 26 日の一週間、その 3 週間前に起きた西スマトラ大地震（9 月 30 日発生）の被害状況を見るためにパダン市内、パダンパリアマン県の被災現場を見て回った。以下の記述では、未発表のデータも用いている。

第 1 章第 2 節で記述したカパロ・ヒラランの闘いは、2008 年末別の要因で紛糾することになった。それまでパダンパリアマン県の県都であったパリアマン市が行政上県と同格（第二級自治体）である「コタ・マディヤ」（Kota madya）に格上げされたので、新県都が県の外れにあるパリット・マリントランに決定された。インフラも何もない新県都に、カパロ・ヒラランの水源であるシチャウン灌漑から水を引くと突如発表され、水源のあるルブック・ポンタに大きな水道管が設置された。この計画に対してシチャウン灌漑から水の供給を受けている 4 つの郡 8 村から反対の声明が出された。その中でも最も強い影響を受ける 4 つの村（ナガリ）は「4 ナガリフォーラム」を結成し、反対運動を展開した。

2009 年 10 月 23 日、西スマトラ地震の被害状況を見るため現地に入ったが、このフォーラムの議長の A 氏にインタビューできた。「新県都への給水が実現すると、2,500ha の水田への給水が不足する」と反対運動の根拠を説明してくれた。

翌日、地元警察の 7～8 人の一部隊と同じレストランで昼食を食べた。そこで、部隊長がトランシーバーで何やら指示を出していた。水源管理人から、「ルブック・ポンタで住民がポンプを破壊している、どうしたいのか」、という問い合わせの緊急連絡があり、それへ部隊長が応えていたのである。部隊長は、「住民の中に知り合いはいないか、あるいは写真が撮れたら証拠写真を撮ってくれ」、という指示を出していた。

数日後カパロ・ヒラランを訪れ、この事実を話すと、「村人が取水用ポンプを引き上げたが、当局によってすぐに修復された」とのことであった。どこに監視の目があるのかわからないのが紛争時のインドネシアの実情であることを実感した。住民はこの紛争を「水戦争」と呼んでいたが、数年後計画は撤回された。

れるようになってきた。バレリオ他による『インドネシア・アブラヤシ農園における紛争のコスト』(2016)と題するレポートは、紛争を抱えるカリマンタンとスマトラの5つのアブラヤシ農園の研究を基に、紛争の経済的社会的損失をまとめている。紛争の累積的なコストは甚大で、会社にとってその価値を貶め、その生産性に大きな影響を与える。同じく地域社会や地元政府にも大きなコストを強いることになる。それは、目に見える費用と目に見えない費用に大別される。以下は同報告からの引用である。

大農園における目に見える損失の費用は7万～250万米ドルに及ぶ。会社の生産過程は滞り、農園の維持管理の停滞、また搾油工場が停滞することで損失を蒙る。目に見える損失は農園の稼働費用の51～88%を占め、年単位での1ha当たりの投資費用の102～177%となる。さまざまなレベルの会社スタッフが紛争の解決に時間をとられている。同じく、コミュニティのメンバーも紛争の調停に多大な時間をとられる。デモ、道路の封鎖、農園労働の停滞などは多くの人間が会社に加圧をかけるために相当な時間を費やしている。スタッフの損失は紛争にかかる費用の13%を占めている。補償費用や生産の損失は会社のコストの5～7%を占めている (Barreiro, Igbal, Prasodia, Sileuw & Schweithelm, 2016:5-6)。

目に見えない損失のリスクは会社にとって考えられる最大の損失である。それは60万～900万米ドルになる。紛争が少ないほど、また小さいほどその費用は少なく、大きくなると巨額になる。会社の名声に傷がつくのは深刻である。特にその会社がグローバル企業であれば、投資家にも影響が及ぶ。そうした損失を算定するいくつかの方法がある。例えば、2016年3月にRSP0はマレーシアのIOIグループのRSP0のメンバーへの資格停止を決定した。その理由はあるNGOがIOIグループはRSP0のガイドラインに違反しているという訴えを起こしたからである。2週間後にIOIグループの株価が17.6%も下落し、その後も低下している (ibid:11)。

この研究は、対象としている範囲とサンプル数(5つの農園)がそう多くないが、紛争がアブラヤシ開発部門において重大かつコストの嵩む事案であることを明確に示している。そのため、個々の会社、アブラヤシ産業全体、政府が注目すべき問題であるとして、会社の政策、管理手法を見直し、各ステークホルダーの当事者能力を高め、紛争の原因、過程、意味についての知識を広げ、紛争の予防と鎮静化のメカニズムを提供できる (ibid:7-9)。

291

²⁹¹ ザカリア他著の『民衆の観点からみた土地と天然資源紛争の費用』(2017)では「インドネシアでの土地と資源をめぐる紛争は終わることがなく、その解決に莫大な費用が掛かっていて、(対立する)双方にとってすぐに終結させられるべきものである」と述べられている (Zakaria et al, 2017: ix)。ザカリア氏等は、「民衆から」の視点を強調している。この研究では、ジャンビ州のSAD 113のケース、東カリマンタン州のムアラ・タエ村のケース、西カリマンタン州のトゥリムリヤ村のケースを取り上げているが、1990年代から始まったアブラヤシ開発による紛争地という共通性を持っていることで比較ができるとしている。この研究の中心は、紛争の影響は大農園よりも、民衆の家庭により大きな影響が及ぶと仮定している。アブラヤシ農園の開発はそれ以前に利用できた森との関係を大きく制限する。そうした影響は各家庭での消費のあり方にも影響を与える。農園が来る前よりも現金での消費が大きくなるので、住民、労働者の賃金、月収、年収のレベルで消費項目の増減を捉えられる (ibid: 2-3)。そこで扱われている統計数字は、それぞれのケースから40例のランダムサンプリングを収集分析したもので、統計学的な解析

土地空間計画大臣／土地局長令 1999 年第 1 号第 1 条において、土地紛争とは「土地の権利、土地権の承認、土地権の登記に関する意見の相違」と定義されている (ibid:10)。土地紛争の様相は 1998 年のスハルト退陣の前後で大きく変わった。以前だと抑圧され、主張されることのなかった事案が、改革時代になって表現の自由をめぐる状況が目に見えて改善された結果、人々の耳目を集めるようになったのである。その結果、以前は通用した強権的な紛争処理手法（紛争を抑え込むために警察や他の強制手段を用いること）が逆効果となった。地元の法執行機関や地元政府は改革を追求しているが、紛争解決の仲介者として十分には機能していない。さらに、SNS の急速な普及によって紛争が一般の人の目に触れやすくなった。村人もたやすく自分たちの権利に関する情報に接することができるようになったので、従来孤立していた人々が彼らの置かれている状況を発信することができるようになった。こうした変化により、不正な行為に対してより広い世界からの批判が寄せられるようになり、当事者は大きな説明責任を負わされるようになってきたのである (ibid:10-11)。

2 紛争の原因、経緯、影響

以下『インドネシア・アブラヤシ農園における紛争のコスト』の要約を示し、これまで議論してきた内容と照らし合わせながら、紛争の原因、経緯、影響を検討する（筆者が直接調査した紛争農園のプロフィールについては表 7-3 参照）。

(1) 紛争の原因

インドネシアにおけるアブラヤシ農園部門では、紛争の要因を次のように要約できる。

表 7-1 紛争の背景と原因

背景	主要な原因
土地	土地をめぐる係争／土地利用をめぐる同意の欠如／土地利用への補償金の不十分さ
プラスマ 農民	契約条項への不同意／プラスマ計画に関する問題
労働者	移住者（地元の住民の仕事の少ないこと、あるいは地元の労働者以外を選好することへの不満）、労働者のリクルートのプロセス、労働条件
環境	環境の劣化と動植物の生息（分布）域の破壊
CSR	コミュニティ発展へ非協力的／間違っ理解された期待感

出典：Barreiro, Igbal, Prasodia, Sileuw & Schweithelm, 2016, p. 14, Table 1: Summary of Drivers of Social Conflict

この表で要約されていることは、本稿の主要な論題と重なっている。²⁹²以下に、この表で要約された土地紛争の要因を、これまで論じてきた筆者による事例から検討してみる。

先ず、表 7-1 では、土地をめぐる紛争として、アブラヤシ開発に際する土地収用のあり方が土地紛争を引き起こしていることが挙げられている。

が分析の中心となっている。こうした研究手法は筆者にはなじみが薄く、本稿にはあまり参考にならない。

²⁹² この報告では環境の問題も論じられているが、本稿の主要な論題ではないので、取り上げない。

筆者が調査した事例では、SAL 社の場合、政府が強制的にオラン・リンバの住民を排除し、何の補償も払っていない。それが、最近の土地権の主張につながっている。ミナンカバウ社会におけるナガリの共有地の開発に際する同意形成も問題をはらんでいる。共有地のような総有制²⁹³の場合、だれの同意があれば全体の意思が形成されたかということは非常に大きな問題になる。多くの場合、KAN（ナガリ慣習法会議）の有力メンバーの同意が大きな根拠になるのだが、それに反対するメンバーの存在をどう扱うかということでカパ（PHPI 社）の紛争は始まった。また、その同意の内容も、共有地の「売買」なのか「利用許可」なのか、見解が大きく割れている。

PHPII 社の場合、最初中核農園に 1,400ha、プラスマ農園に 2,188ha を分ける MOU があった。ところが、会社はプラスマ園には何も渡さず、農民の抗議の結果 665ha は返ってきたが、まだ住民が権利をもつ農園 1,623ha は返ってきていない。次に、KKPA（組合金融型 PIR）方式での開発資金として 230 億ルピアの融資を受けたが、住民には 110 億ルピアしか利用されず、残りの 120 億ルピアの行方が分からない。すでに融資の返済が始まっていて、住民は刑事事件として訴えようとしている。この他に、キナリ郡の Anam Koto 社が 2 つのナガリから訴えを起こされている。一つは数百 ha の土地の回復を目指しているケース、もう一つは 1990 年以来プラスマ園の土地権の確認を求めているケースである。さらに、PMJ 社は提供された 7,150ha の共有地を当初の約束であった会社 40%、住民 60% の配分では分けず、会社がほぼすべてを支配している。中核農園 3,300ha はどこにあるのかも不明である。

次に、プラスマ農民に関する問題では、土地を提供した地元民と会社側との土地の分配をめぐる問題が多い。カパ（PHPI 社、PHPII 社とも）、リンクン・アウアのケース（ゲルシンド農園）では住民側に約束されていた土地が最初の約束通りには履行されていなかったことから、大きな紛争に至った。PHPII 社では最初の分配案はほとんど実現されず、会社がまだ 1,625ha の土地を支配している。キナリ郡内の PMJ 農園は提供された土地 7,150ha（会社 40%、農民 60%）の配分案を全く守らず、すべてを会社が利用している。

更に、労働者をめぐる問題では、第 8 章で詳述するが、地元民はほとんど雇用されていないという事実が重要である。西スマトラ州、北スマトラ州においてはニアス人労働者が選好されている。農園労働者としてニアス人が好まれるのは、タフで従属的な立場を受容するからである。地元の労働者にはそうしたことを期待できない。

最後に、CSR が目立つのは、ジャンビ州におけるオラン・リンバの人々への政策である。アブラヤシ開発を受容したオラン・リンバの人々には SAL 社による種々の CSR 政策が実施されている。村の小学校やプスケスマス（地域診療所）などの福祉施設を提供しているほか、養殖池やショウガ栽培の補助などの活動が見られる。一方、会社に取りられたとして土地の補償を求めているグループにはそうした利益還元政策は行なわれておらず、アメとムチが露骨に使い分けられている。

次に、Barreiro 他が作成した表で、紛争が具体的にどのような段階を経て拡大していくかを検討する。

表 7-2 土地紛争の段階ごとの表現形態

表現形態	詳細
------	----

²⁹³ 私有権と対比される概念。

手続きを踏んだもの	手紙、形式を整えた不満の訴え、政府への嘆願（陳情）、会社を告訴／NGO の支援を受けた公的なキャンペーン
物理的抵抗	デモ、罷業、道路封鎖
暴力／財産の破壊	個人あるいは会社の財産の破壊／作物の破壊／放火
人びとへの暴力	紛争に関わる人間に対する攻撃、傷害、逮捕、誘拐（会社のスタッフ、コミュニティの成員、会社の警備員、警察による）

出典：Barreiro, Igbal, Prasodia, Sileuw & Schweithelm, 2016, p. 15, Table 2

Predominant Manifestations of Conflict

最初は被害の訴えが、手紙や政府（地方）への嘆願（陳情）などの穏やかな形で表明されるが、それが効果を発揮しない場合、告訴とか、マスコミへの発表などの形で公表される。その次の段階になるとデモや道路封鎖などの実力行使に至る。道路封鎖のケースはリンケン・アウアのゲルシンド・ミナン農園で搾油工場に通じる道路が封鎖されたケースがある。PHPII 社では不満を持った地元のプラスマ農民が会社の中核農園を占拠してしまった。会社側は「損害が大きい」と嘆いている。他方、住民は果房を収穫し、売って、支払われていない金額の補填としている。

暴力は至る所で見られる。ジャンビ州のオラン・リンバのケースでは、落下したアブラヤシの実（ブロンドラン）を「収穫」して売るオラン・リンバが後を絶たず、地元のムラユ人やジャワ人プラスマ農民、あるいは SAL 社の警備員に見つかり、暴行を受ける、あるいは場合によっては発砲されて死亡するというケースがある。バタンハリ県トゥラップ地区のオラン・リンバはシナールマス系の BKS 社の近くに住んでいて、ブロンドランを拾うことを同社が禁止したため 2016 年に衝突が発生した。その結果、オラン・リンバ 2 名がけがをし、車とオートバイが焼かれ、衣類 1,000 枚も焼かれた。この表には含まれていないが、暴力を振るう側にプレマンを入れるべきである。PHPI 社の紛争の初期段階で、地元の反対派に対して、警察のほか、プレマンによる暴力が目立った。暴力の被害は地元民だけではなく、彼らを支援する NGO のメンバーにも及んでいる。²⁹⁴

²⁹⁴ 2006 年 2 月 9 日、カパからパダンに向かう帰途、非常に怖い経験をした。道路に 1 台の車が停車していた。その車のために狭くなった区間で、われわれの車と対向車が離合した。どちらの車も譲らず、最悪のタイミングですれ違ったため、お互いのサイドミラーがぶつかり、「バン」という音がした。どちらかが譲れば何の問題もなかったのであるが、妻との関係でいら立っていたという運転手もムキになった。サイドミラーがぶつかっただけで何の問題も起きなかった、とやや安心しだした 15 分後、第二の事件が起きた。後ろから接近する 1 台の車に気付く、道端に停車すると、ドアを激しく叩き、「開けろ！ミラーが壊れた！謝れ！弁償しろ！」と若い男が興奮しながら怒鳴っていた。友人の NGO 活動家が、外に出て「止めろ！止めろ！」と仲裁に入ると、いきなり頭を 2 発殴られた。運転手は「お互いさまだ」と言っていたが、やむなく彼らの主張を認め、近くの修理屋で修理をし、修理代を払って別れた。

しかし、問題はこれで終わらなかった。まず、殴られた友人が「耳が聞こえない」と言うので、耳鼻科を受診すると、鼓膜が破れていた。しかしもっと怖い事態がその後カパで起きていた。この事件の顛末はすぐに携帯電話でカパの少数派に連絡され、彼らはその後、事件の車の搜索を始めた。15 台のバイクが集まり、助手席には蛮刀を手にした若者が乗っている。その一団は、日ごろから些細なことで村人を殴るある有力者の息子がその「犯人」ではないかと疑い、彼の家に押し掛け、「車を見せろ」と迫った。その男の父親も恐怖にかられ、「息子はこの 2～3 日車では外出していない！誓う！」とうろたえていた。車を調べるとミラーを交換した形跡はないので、どうも彼は「白」である。しかし 30 人はその後、主要な交差点で疑わしい車を深夜 2 時までチェックし続けた。

数日後あるプレマンの車がそれに該当することを発見し、彼の家に大挙押し掛け、事実を確認し、謝罪させ、今後同じような事件を起こしたら二度と許さないと警告して事件は終わった（中島、2011：125-27、その後のデータを一部追加）。

ジャンビ州の SAD113 の紛争では、2000 年以来会社と村人との紛争が激化した。村人は農園内に入り、耕作し、アブラヤシ果房を盗んで仲買人に売ったりしたので、2011 年 AP 社は警察機動部隊（BRIMOB）と契約し、実力による対応を始めた。2011 年 8 月占拠者の村の大型車がなくなった。そこで警察機動部隊と村人との話し合いが行なわれていたが、その際機動部隊の武器がなくなった。そこで機動部隊は村を襲撃し、少なくとも 80 軒の家を破壊し、銃撃で数人にけがを負わせた。その後、農園を占拠していた住民を排除するために警察機動部隊が農園に常駐し、棍棒などで武装したプレマンによる支援を受けながら日常的なパトロールを行なっている（Colchester et al, 2011:39-49; Steinbach, 2017:65-69）。このような事態に至ったことで、AP 社にとっては治安機構に支払う費用がかさむことが容易に想像できるが、具体的な金額は明らかではない。

『インドネシアにおける暴力のルーツ』のイントロダクションで、編者のコロンベインとリントブラットは、オランダ植民地時代の暴力の記憶を強調している。さらに彼らは、革命時代の「若者」とプレマンとの類似性にも言及している。「革命時代のインドネシアでは若者はプムダと呼ばれ、ヒロイズムのオーラを帯びていた。政治家や行政官に雇われた街のギャングたちがしばしば暴力を市民に振るったが、それは植民地時代の遺産でもあった」（Colombijn & Lindblad, 2002:47-49）。ジョシュア・オッペンハイマー監督のドキュメンタリー映画「アクト・オブ・キリング (Act of Killing)」(2014 年)の中で、現職の副大統領であるユスフ・カラがメダンのパンチャシラ青年団の大会で「プレマンはフリーマンを語源としている。プレマンは行政ができない仕事をやってくれる不可欠な存在だ」とその存在をほめそやしていたが、今でもインドネシア各地で権力機構の補助組織、私的暴力機構として隠然とした存在感を持っている。

(2) 紛争の経済的損失

バレリオ他『インドネシア・アブラヤシ農園における紛争のコスト』(2016)によれば、「経済的損失には目に見える損失（人的被害、物的被害）と目に見えない損失（会社の評判、評価）がある。紛争を引き起こしたことで会社の評価が下がることを、会社が金融機関から借り入れている利子の利率が上昇することで示すことができる。それは会社とのインタビューで明らかになった。会社の借入金の返済は 11 年で、年率 9%であるが、紛争の程度によって、その利率が変動する」(Barreiro, Igbal, Prasodia, Sileuw & Schweithelm, 2016:17)。

紛争を抱える農園企業の株価が下がるだけではなく、銀行側から不安定要因としてみなされ、一種のペナルティとして銀行側が利率を上げるということがあれば、農園側としては損害が大きい(ibid:18)。

この報告では、カリマンタンの事例から得られたデータに基づくとされているが、紛争を抱えた農園が頑なに住民側の要求を突っぱねている背景に、銀行からの借り入れ利率の上昇という形で会社の経費がかさんでいることがあると考えられる

本節の議論を整理するために、これまで筆者が直接フィールドワークでデータを集めた紛争農園のプロフィールを以下に整理する。

表 7-3 紛争農園のプロフィール

農園名	場所	創業	面積 ha	紛争の内容	系列
-----	----	----	----------	-------	----

SAL	ジャンビ州 サロラング ン県	1988 年	33,800 (I, II)	・農園内・周辺に住むオラン・リンバの 「盗み」・オラン・リンバによる土地の返還 要求	アスト ラ
AP	ジャンビ州 バタンハリ 県	1987 年	HGU 2 万、実 際 3.3 ～4.2 万	・バティンセンビラン (SAD) による土地権 の返還要求 (SAD113) ・違法入植したトラン スミグラントによる土地権の主張・住民側 の盗み・2011 年 BRIMOB ・プレマンによる占 拠住民の排除・2012 年／2016 年ジャカルタ への行進	紛争の ピーク 時はウ ィルマ ー
PHP I	西スマトラ 州西パサマ ン県ルオッ ク・ナン・ ドゥオ郡	1990 年	2,400	・共有地の利用をめぐるリーダーたちの 合意に不服を唱える反対派住民への暴力 ・開発を主導した賛成派は土地配分案の完 全実施と共有地の返還を主張 ・RSP0 による仲裁	ウィル マー
PHP II	同上	1992 年	3,114	・当初の MOU の不履行・住民による農園の 封鎖、マスコミへの発表	ウィル マー
GMP	同上	1991 年	6,000	・最初の土地配分案の不履行 ・住民による搾油工場の封鎖、裁判	ウィル マー
BTP	西パサマン 県ラナーバ タハン郡	1980 年代	7,185	・規模を拡大したい BTP 社は 1950 年代に移 住してきた住民の森への権利を認めず、居 座り続ける住民を排除	？

第3節 抵抗の諸相

1 抵抗の声域

プランテーションの作物を盗むという話は、アン・ストーラーの『プランテーションの社会史』でも取り上げられている。ストーラーによると、盗みは複数のプランテーションの間に「不法占拠している」農民が行なうだけではなく、プランテーションの管理部門の人間も、私益の追求のために日常的に行なっている（ストーラー、2007：228、239－40、254－58）。西パサマン県のササックのある協同組合（PHPI 社のプラスマ農民）の年次報告は、「村人の中には農園の産物を盗む者がいる」と告発している（中島、2011：117）。

私がこの問題でカパの村人に質した時、彼らは「会社が土地分配の約束を守らないので、自分たちはその権利を実行しているだけだ」と答えていた。つまり、「盗むのではなく、当然の権利として収穫を行なっている」というわけである。ただ、「農園の警備員（非武装）がいるので、彼らに見つからないよう、月夜に集団で行なう」という。彼らの論理は、少数派の農民が、会社が分配しない土地で耕作を開始したことに通じるものがある。

PHPII 社の住民は MOU が全く履行されないの、農園を占拠し、果房を売って、会社が実行しない約束の対価としていた。AP 社では 21 世紀に入ってから、住民によるアブラヤシ農園の占拠が始まり、果房を売って生計の足しにすることが多くなった。

ジェームズ・スコットの『弱者の武器』(1985年)は、高収量品種米の導入されたマレー半島農村部において、従来の権力関係がどう変化し、貧困層がそうした事態にどのように対応しているかを分析した著書である。その中で、スコットは、貧困化していく土地なし農民が、ますます肥大化していく有力な農民に対する抵抗として、以下のような手段を用いることを明かしている。遅延行為、とぼけること、職場放棄(小作の場合)、面従腹背、無知の装い、中傷、放火、妨害行為、などなど。スコットは、グラムシのヘゲモニー概念を詳細に検討し、弱者が自らを正当化する手段として、強者のイデオロギーを使用することがしばしばあることを指摘した。つまり、マレー半島の農民では、ザカート(イスラームの喜捨)、大規模な祝祭、慈善事業、それに貸付などが富裕な農民の義務とされていて、そうした「義務」を果たすよう様々なチャンネルを通して弱者は主張している、と分析した(Scot, 1985:48-85, 241-303, 304-50)。

『プランテーションの社会史』(2007年)の最終章において、ストーラーは「抵抗の声域」(Registers of Resistance)というポスト・コロニアリズム理論を用いて、デリ・プランテーション地帯の100年に亘る歴史を貫く抵抗の論理を分析している(ストーラー、2007:275-86)。ストーラーのいう「抵抗の声域」とは、目に見える物理的な抵抗だけではなく、スコットの提起する「弱者の武器」を駆使することである。

プランテーション地帯において、マルクス主義的な意味での資本の論理が無慈悲に貫徹されるのと同時に、フーコー的な意味での権力による労働者の身体支配が進んだ。効率性を追求する労務管理の導入とそれへの抵抗、また労働者の再生産を高めるために奨励された家族の形成は、労働者の忠誠心を高め、資本家に都合のよい経営に寄与するなど、意外な効果を発揮することが実証され、フーコー的な権力の訓育＝陶冶に関する事実にとストーラーは注目した。労働者の管理については第8章に述べる。

以下、ジャンビ州のSAD113における闘いと抵抗の在り方について検討する。

2 SAD113の闘いにおける抵抗の諸相

土地紛争の長期化という観点からみると、SAD113²⁹⁵の闘いは特筆に値する。この紛争農園の特徴は、ジャンビ州の焼畑耕作民バティン・センビランの土地がアブラヤシ開発によって奪われたということ以外に、この農園の所有者が目まぐるしく変わっていることである。²⁹⁶それはこうした闘いを避けるためなのか、あるいは紛争農園としての風評が増すにつれて会社の資金繰りが苦しくなり、その結果売りに出されるというケースなのか。いずれにせよ、他の紛争農園と比べても例外的に農園の所有者が変わり続けている。

²⁹⁵ SAD113とは、Suku Anak Dalam Tiga Dusun (SAD Three Villages、SAD3つの村)を意味する(Steinbach, 2013:65)。

²⁹⁶ 1987年—92年はBDU社(PT Bangun Desa Utama、スナンヤーSenagsyah家の所有)。1992—2001年はAP社(親会社はPT Asiatic Mas Corporation)。2001—06年はCDC-Pacrim(Commonwealth Development Corporation Pacific Rim)、2006—07年はアメリカのカーギル傘下であり、2008—13年はウィルマー・グループのAP社となった(Colchester et al, 2011:12-16)。その後AP社はガンダ・グループのAMS社(PT Agro Mandiri Semesta)に売却された(Beckert, 2016:133)。ガンダ・グループとは、ウィルマー・グループのインドネシア側代表であるマルトゥア・シトルス Martua Sitorus の弟のガンダ・シトルス Ganda Sitorus が経営する企業グループである。以下の記事も参照した。Mongabay, Wilmar Jual Asiatic Persada, Kemitraan Dengan Suku Bathin Sembilan Buyar, 4 October 2013. 筆者のフィールドワークによれば、2014年にはまたまたBSU(PT Berkas Sawit Utama)社に所有権が変わっている。

この闘いの歴史については、2016 年バーバラ・ベッケルトの博士論文がある。彼女の議論は、ジャンビ州の「フタン・ハラパン」（希望の森）周辺でのフィールドワークと先行研究（Colchester et al, 2011 ; Steinbach, 2013 など）に基づいている。以下、筆者による 2018 年 8 月下旬のフィールドワークのデータを突き合わせながら検討する。

ベッケルト自身も SAD113 の闘いがバティン・センビランだけの闘いであるとは言っていないが、その中心的な部分は彼らの先住民族としての土地権を回復する闘いであると述べている。私の理解では、この闘いは、トランスミグラーシ政策によってジャワから移住してきた農民が生産林の伐採跡地に不法入植して、先住民族権を唱えるバティン・センビランの闘いに呼応して闘っているということ、さらに戦闘的な農民組合である STN（全国農民連合）が闘いを支援してきたために先鋭化しているということである。

つまり、この闘いを実際に担っている主体はバティン・センビランではなく、外部の者である、というのが筆者の見解である。バティン・センビランと姻戚関係にあるジャワ人もいて、双系制をとるバティン・センビランはそうした人々を身内と見做しているが、違法入植している元移住者は、彼らと連帯することで自分たちの土地への権利を主張している。そこに STN が入ってきた。その立場によって、闘いの論理は大きく異なっている。

297

ベッケルトは土地紛争において住民を排除する 4 つの力（法規、強制力、市場、正当化の論理）を挙げ、その指標に基づいて議論を展開している。彼女の議論を以下整理してみる。

まず、法規違反という事実が挙げられている（Beckert, 2016:131-33）。

最初の会社である BDU 社が 1986 年に 2 万 ha の事業権を得たとされているが、その発行元は内務省である。事業権は BPN（国家土地局）しか発給できないので、その事業権は不正に取得されたものであり、これが紛争の端緒である。その年にバティン・センビランの人々は自分たちの土地が不当に奪われているとの苦情を当局に申し入れた。1987 年に森林省は 27,150ha の森林を BDU の農園として転換する決定を下した。1992 年に BDU はもう一回森林省から 27,600ha もの森林の農地への転換許可を得た。

手続きの瑕疵として二番目に挙げられることは、事業権がまず発給され、それから開発が実行されるということである。²⁹⁸1992 年に会社の持ち主が BDU 社から AP 社²⁹⁹に変わった。1999 年に AP 社が位置していたバタンハリ県がバタンハリ県とサロランゲン県に二分され、AP 社に与えられていたコンセッションの境界が二つの県に分かれてしまい、行政的な手続きが複雑になったことで紛争が複雑になった。³⁰⁰

²⁹⁷ SAD113 における「先住民性」をめぐる議論は（Steinbach, 2013:63-79）参照。

²⁹⁸ 法的に正しくは、まず地方政府から立地許可（izin lokasi）を発行されると、企業はその地での経営権を獲得する。その地に住んでいる住民への補償が終わった後、国家によって事業権が発行される。補償が十分なされない場合、紛争が起きる。Kabar 24, Lahan Hak Guna Usaha dan Beragam Persoalannya, 20 Februari 2019. また以下の文献も参照した。Lajuardy Green Land (Seputar Agribisnis, Perkebunan, Wirausaha dan Bisnis), Proses Perizinan Hak Guna Usaha (HGU) Perkebunan.

²⁹⁹ PT Asiatic Persada、親会社は PT Asiatic Mas Corporation。会社のホームページによれば本社はジャンビ市にあり、業種は Timber - Retail（木材販売業）である。

³⁰⁰ 西スマトラ州のパサマン県がパサマン県と西パサマン県に二分され、ニマス県がニマス県と南ニマス県に二分され、その後さらにニマス県は北ニマス県、西ニマス県、それにグヌンシトリ市に分かれたように、改革時代に入ってから行政区画の細分化が進んだ。これにより、官僚機構が肥大化し、利権を得る構造が強化された。

2002 年、AP 社はバティン・センビランのためにプラスマ農園 1,000ha を作ると発表した。事業権の取得のためには農園企業はプラスマ農園を発展させることが必要とされたが、その場所がはっきりしなかった。バティン・センビランの中にはプラスマ農園を強く要望していたグループもいたが、それを強く拒否し、先祖の土地の回復を主張したグループもいた。

2006 年、AP 社はウィルマー・グループに売却された。ウィルマー・グループはプラスマ農園を作ると約束したが、実行されるかどうかに不安があった。2013 年、ウィルマー・グループは AP 社をアグロ・マンディリ・スメスタ (Agro Mandiri Semesta) 社に売却した。実はこの会社はウィルマー・グループのインドネシア側代表であるマルトア・シトルス氏の弟のガンダ・シトルス氏の所有する会社である。

次に、「排除の力」として、強制力の行使と正当化についてベッケルトの議論を紹介する (ibid:137-39)。

強制力は BDU 社が 1986 年時点で「補償」をすると提案したことから始まる。会社はバティン・センビランの人々に対して「受け取りを拒否すれば、われわれはあなた方の土地をもらう」と脅した。その補償額は正当なものではなく、何ももらえなかった者もいる。受け取りを拒否すれば、「警察に行くことになる」と脅された。これはスハルト時代の出来事である。

改革時代になってから、人々は農園を占拠するという勇気を持つことができた。しかしそれでも、その後も住民の排除のために強制力がたびたび用いられた。2011 年、大きな衝突が起きた。警察機動部隊 (BRIMOB) の支援を受けた AP 社の警備員が 83 軒の家を破壊した。警察機動部隊はゴム弾を発射し、住民は逃げた。会社は農園の境界にトレンチを掘り、住民の「侵入」を防いだ。2013 年 10 月、住民はジャンビ州知事公舎の前でデモを行なうとともに、数週間にわたり道路を封鎖した。知事は AP 社の事業権の取り消しを表明した。だがその 2 カ月後、軍を含む 1,500 人の治安要員が AP 社内の住民の居住地を襲撃し、150 世帯の住宅を破壊した。2014 年 3 月、1 人が殺され、5 人が重傷を負った。

この地域はアブラヤシやゴムなどの商品作物だけではなく木材生産地としても指定されていた。その大部分は NES プログラム (中核農園小農方式) として国営第 6 農園に割り振られていた。そのプログラムとしてジャワからの移住者 45,000 人がいる。政府の側からすれば、こうした移住者のための土地を確保するためにバティン・センビランを排除したが、バティン・センビランは彼らの土地への権利をあきらめてはいない。

AP 社農園の 50~70% が占拠されているとの推計もある。だれが占拠しているかについては異なる意見がある。ある人は占拠者の 70% がバティン・センビランで、残りの 30% が「よそ者」であるという。別の人はバティン・センビランの参加者は 10% に過ぎず、残りの 90% は「よそ者」であるという。

さらに、「排除の力」に抗する抵抗の在り方が議論されている (ibid:142-44)。

バティン・センビランと婚姻関係にある者以外に、土地のない移住者やこの地域のプラスマ農民として移住してきたトランスミグラントが「占拠者」に加わっている。なぜなら、移住者に与えられた 2ha の土地だけでは彼らの生計を維持していくのに不十分で、さらなる土地へのアクセスを求めてバティン・センビランの闘いを支持しているからである。

バティン・センビランの闘いは国際的な NGO の支援を受けて世界的に知られるようになった。2011 年 12 月、彼らの代表者がドイツのハンブルグの NGO に招待され、自分たち

の闘いの正当性を訴えた。彼らはユニバー社が、彼らを苦しめている AP 社の親会社であるウィルマー・グループから CP0 の供給を受けていると批判した。バティン・センビランは国際的な舞台で訴えているだけではなく、AP 社の事業権の問題点を指摘している。事業権は 2 万 ha に対して認められているが、実際 AP 社が耕作しているのは、それよりもはるかに多い 33,000~42,000ha に及ぶのではないかと疑われている。そこで彼らは AP 社の農園の正確な測量を提案し、ジャカルタの弁護士グループの支援を受け、裁判も提起しているが、まだいい結果は出ていない。³⁰¹

以上のようなベッケルトの議論には、SAD113 の闘いが戦闘的な STN（全国農民連合）の支援を受けているという事実への言及がない。例えば、2012 年と 2016 年の 2 回、STN の指導の下ジャカルタへ 1,000 キロの抗議行進を行なったということについて全く触れられていない。さらに、現在の所有は BSU 社（PT Berkas Sawit Utama）であるが、それについても言及されていない。³⁰²

このようなベッケルトの議論の不足部分について、2018 年 8 月下旬のジャンビ州での私のフィールドワークの記録に基づいて以下補足する。

まず、2018 年 8 月 18 日、ジャンビ州の州都ジャンビ市で全国農民連合（STN）役員をやっていた IR 氏にインタビューすることができた。IR 氏の説明によると、ジャカルタへの行進は過去 2 回あった。1 回目は 2012 年 12 月で、この時はジャカルタまで歩いた。2 回目が 2016 年 4 月でこの時はパレンバンまで歩いた。途中で足が動かなくなった人がいて、中止した。その人はその 2 か月後に死亡した。多くの参加者の体調が悪くなり、パレンバンまでの行進になった。ジャカルタまでは代表が行った。現在 SAD113 の指導は PRANA（Perkumplan Reforma Agraria Nusantara、ヌサンタラ農地改革連合）にとって替わったが、その指導に同意していない村もある。

同じ日にその後、STN 地域指導委員会常任委員長（Pengurus Harian Komite Pimpinan Wilayah STN）という肩書の SU 氏を紹介された。彼は現在ジャンビ市で住宅管理人として働いているが、STN のメンバーである。SU 氏はジャワ出身の 49 歳（1969 年生まれ）で、先ずランボンにムランタウ（出稼ぎ）した。そこで知り合いの水田の耕作をしたが、うまくいかないので、ベンクルーに行った。そこでもうまくいかないので、またランボンに戻り、12 年前ジャンビに来了。そこでは知り合いの開いた土地にゴムを植えた。その知り合いが死亡したので、自分がその土地 13 ha を継承した。

ところが、ANAS 社と WN 社が³⁰³産業造林でアカシアを植林した。そのため「自分の土地は何の補償もなく、奪われてしまった。そうした自分の境遇は SAD（スク・アナック・ダラム）の境遇と似ている。過去何回も移動してきた自分は、SAD と同じノマッドだ」と述べた。自分の蒙った不当な体験はバティン・センビランの苦難に通じるので、支援しているというのである。

ジャカルタへの行進に参加した人数（2012 年数百人、2016 年 1,000 人余り）の内 60%

³⁰¹ 焼畑耕作民バティン・センビランの土地簞奪の在り方は、増田和也によるリアウ州の焼畑耕作民プタランガン社会の事例と類似している。ただ、プタランガン社会には土地返還を求める激しい闘いはこれまで見られない。その原因は土地を奪われた 1980 年代は軍の暴力が怖くて異議を唱えられなかったのであるが、最近少しずつ奪われた土地権の返還という動きが見られる（増田、2012:240-90）。

³⁰² Investigasi.today, Konflik Penyerobotan Lahan PT. BSU Dengan Masyarakat Suku Anak Dalam, 20 September, 2017.

³⁰³ この 2 社の関係性はよくわからないが、以下の記事では、両社が共同で、道路建設のために 27 億ルピアを使ったと好意的に報じている。Jambi-independent.co.jp, PT Agronusantara Sejahtera-PT Wanakasita Nusantara Kucurukan Dana 2,7 Miliar, December 20, 2017, 参照。

が移住者で、残りの 40% が SAD である。自分は 2016 年のパレンバンまでの行進に参加した。雨が降ると地方政府の事務所まで雨宿りをした。夜は道端に野宿するか、あるいは支援してくれる村人の家に泊まった。食事を出してもらえたり、寄付もあった。また、彼らと議論もできた。事前に政府機関に手紙を出し、大統領、環境森林大臣、国会議長などに面会を求めたが、ジャカルタでは環境森林大臣秘書に会えただけであった。

次に闘いを指導しているバティン・センビランの KU さんに 2018 年 8 月 29 日、インタビューを行なった。自称 58 歳。³⁰⁴ アブラヤシ農園が 1986 年にできて以来、その土地を奪われ、厳しい生活を余儀なくされていると訴えた。その際、補償が全くなかった。健康、教育にも何も配慮がされていない。バティン・センビランは以前焼き畑をやっていた。彼の住民証を見せてもらったが、宗教がイスラームとなっている。土地問題の解決を求めて県知事に何度も交渉したが、何も進展がなく、その結果 2012 年ジャカルタ行進を行なった。43 日かかった。2 回目には参加しなかった。

ジャンビ州バタンハリ県クランガン・ジャヤ地区はジャワから来た入植者が産業造林の終わった森に入り、開いた村である。その面積は 1,000ha に達し、幼稚園や小学校もあり、住民は村の存在は行政に認知されているとして、村に居住し、森を利用する権利を主張している。だが、クランガン・ジャヤ地区はレキ社 (PT REKI: PT Restorasi Ekosistem Indonesia) の管理する「フタン・ハラパン」³⁰⁵ の内部にあり、住民が主張するような土地の所有権は認められていない。しかしながら、2016 年環境森林大臣令第 83 号によって成分化された社会林業政策によって、住民と企業と行政が連携すれば、何らかの解決策を目指す可能性は残っている。³⁰⁶

2018 年 8 月 29 日、クランガン・ジャヤでリーダーの WA さんと会った。村人はすでに KTP(住民証)を発行されていて、小学校、幼稚園もあり、村の存在は政府に認められているという。村人の多くは政府の移住政策 (トランスミグラシ) でスマトラに来たが、入植地でうまくいかず、2004 年、いい土地を求めてここに移動して来た。産業造林 (HTI: Hutan Tanaman Industri) で伐採後の土地に入植した。すでに 1,000 世帯が入植している。SAD113 の闘いに参加する理由は、連帯と相互扶助 (Gotong Royong) であるという。

当時 ANAS 社と WN 社、REKI 社が事業を行っていた。伐採跡地には何も植えられていなかったのも、その跡地 5,000ha に入植した。2009 年に ASWN 社が、2010 年に REKI 社が

³⁰⁴ SAD の場合、生年月日は正確には分らない。

³⁰⁵ フタン・ハラパン (Hutan Harapan、「希望の森」の意味) はジャンビ州と南スマトラ州にまたがる 98,000ha の森で、REKI 社と英国王立鳥類保護協会インドネシア支部とバードライフインターナショナルが共同で運営しているインドネシア初の生態系回復のための森である。特に危機に曝されている低地熱帯雨林の保全のために地元住民と協力して森の管理を行っていくことを目指している (Hutan harapan Newsletter, #7 July 2018)

³⁰⁶ この問題については Hein (2019) が詳しい。特に、pp. 56-64 を参照。2018 年 8 月 21 日のアンタラ通信社ニュースは、フタン・ハラパンの紛争地において 33 か所、合計 88ha でホットスポット (森林火災発生地) が確認されると報じている。REKI 社によると、衛星画像と職員が直接現地を訪れてホットスポットを確認したという。REKI 社とすでに提携関係にあるコミュニティからはホットスポットは確認されていないという。すでに 8 つの組合が REKI 社と提携の協議に応じているが、ジェフリ・グループと SPI (インドネシア農民連盟) が支援するグループはまだ提携の協議に応じていない。ジェフリ・グループは 311 世帯、1,150ha、SPI が支援するグループは 518 世帯、1,917ha に及ぶ。ジェフリ・グループとはクランガン・ジャヤの住民のことである。Antara News, REKI: Hutan Harapan terbakar sebagian di area konflik, 21 Agustus 2018 参照。

跡地 3,000ha にアカシアを植栽したので、土地を奪われた。2,000ha はまだ残っているので、そこの返還を求めている。

入植者各世帯平均 2~3ha の土地がある。5ha 持つ者もいる。野菜類、ゴム、アブラヤシを植え、家畜を飼っている。税金（収穫税 Hasil Tanah）を払っている。総選挙にも参加している。村人の多くが、この代表の意見に同意した。つまり、「われわれの存在は行政に認知されている」と強調していた。

以前は STN がこの運動を支配していたが、今はその影響力はない。仲間と一緒にバタンハリ農民組合（Serikat Petani Batanghari）を組織し、WA さんはその代表を 2016 年以来やっている。WA さんは 2 回のジャカルタ行進に参加した。1 回目の行進の際、パレンバンに至る途中で、重要な物資を積んでいた車が夜焼かれた。隊列に後ろから車が突っ込み、一人けがをした。43 日間かけてジャカルタに行ったが、大統領には会えず、かなり失望した。

SAD113 の闘いをこれまで支援してきた農民組織は STN（全国農民連合）である。2 回のジャカルタ行進が実現したのは、STN の指導のおかげであるが、最近 SAD113 の闘いでは影が薄くなってきた。ジャカルタ行進の成果が思わしくなかったからであろうか。

一方、西パサマン県での土地紛争の一部、あるいはクリンチ・スブラット国立公園のスンガイ・トゥバルの違法入植者の支援をしているのは別な組織、SPI（インドネシア農民連盟）である。彼らは農地改革を主眼にアブラヤシ関連土地紛争にも介入し、自らの立場の正当性を主張しえない農民層の一定の支持を取り付けている。ただ、そうした人々の主張する土地権はインドネシア政府が唱えるマシヤラカット・フクム・アダットに基づくものではないし、アマン AMAN が唱えるインドネシア版先住民民族（マシヤラカット・アダット）に基づくものでもない。³⁰⁷むしろ、彼らの問題は「フタン・ハラパン」や西パサマン県ラナー・バタフン郡での紛争解決で示されている社会林業プログラムの推進である程度解決を図れる可能性がある。³⁰⁸

3 カリマンタンにおける抵抗の諸相

インドネシア社会省のウタミ・デウィ氏は、2009 年法政大学と京都大学地域研究統合情報センター（CIAS）主催のワークショップで、西カリマンタン州にある国営第 13 農園での住民の抵抗の動きを詳細に報告した（中島、2011：94 - 96）。

デウィ氏によると、1975 年に始まった第 13 アブラヤシ国営農園では、8,000 ha の中核農園と 8,000ha の小規模農園（プラスマ）が存在する。村人は平均 7 ha の土地を提供し、4ha が企業側に渡され、残りの 3ha のうち、2ha をアブラヤシ農園として利用し、最後に残った土地を家屋敷、家庭菜園などに利用することになった。ところが、肥沃な土地は企業が手に入れ、地元住民に分けられた土地は生産性の低い痩せた土地であった。また地元住民は農薬などを手に入れることが難しく、企業が経営する中核農園と、地元農民のプラスマ農園ではアブラヤシの生産性が大きく異なるという。

そうした状況で、農民はスコットが指摘するような抵抗（アブラヤシ果房の盗み、別種類のアブラヤシの植え付け、放火など）を示している。このウタミ氏の論は、その後グレッグ・アシエオリ氏との共同論文としてまとめられている。

³⁰⁷ ステインバッハは、彼らは Tanah Adat Ulayat (customary land) を主張していると述べている (Steinbach, 2013:65) が、その内容は極めてあいまいである。慣習地 (Tanah Adat) と共有地 (Tanah Ulayat) の双方の意味を含み、また双方の意味とも異なる合成語である。

³⁰⁸ インドネシアの農民運動の組織論的考察については、Tuong (2009), pp. 180-99 を参照した。

「農園の土地利用が正当性を疑われるとき、特に農民への補償が公正ではないと感じられるとき、村人は農園を排除する方法を求めるのではなく、利益をもっと農民にも正当にシェアできる制度を求める」(Acciaiolli and Utami, 2016:329)。

つまり、激しい暴力的な抵抗ではなく、スコットのいう「弱者の武器」を用いた抵抗である。それらは「小さなグループで夜陰に紛れて、中核農園から果房（FFB）を盗む。女性たちは中核農園内のアブラヤシの幹をたたいて実を落とし、あるいはすでに落ちていた実を拾って、仲買に売る。仲買は別の搾油工場に“自分の農園の果房”とって売る。もっと激烈な方法は、農園を焼き払って農園の敷地内にゴム園を開く」ことなどである（ibid:332）。

こうした破壊行為やサボタージュは地元の農民が中核農園会社に敵意を持っているということを意味する。農民は普通 7ha ほどの土地に水田、畑、果樹や換金作物を植える、という手法で経営してきたが、NES(中核農園小農方式)が来たら、自分用に 2ha のアブラヤシ園と 0.75ha の日常必要な作物栽培用をあてがわれるだけであった。さらに、こうして支給された土地は彼らが住んでいる村よりも遠いところにあることが多い。そうした土地の選定はくじで決められていて、農民の要求は反映されていない。中には何ももらえなかった者もいる。プラスマとして受け取った者は果房の収穫から利子を加えた額を払わなければならない。こうしたことに住民は大きな不満を持っている（ibid:332-33）。

さらに事態を悪化させるような出来事があった。1996 年、企業統合のあおりで、従来会社から支給されていた肥料の提供がストップし、同時にクレジットとして残っていた肥料代の残額を返済するよう要求された。農民はそれまで肥料代を支払っていたと主張したが、会社側の説明ではそれは原資の返済分だけで、まだ 300 万ルピアの利子の返済が残っているということであった。1990 年代末にはアブラヤシの生産性が落ちてきた。1980 年代初期に植えられたアブラヤシが植え替え期を迎えているのである。こうした要因によっても村人による FFB の盗みが横行するようになった（ibid:333）。

しかし、こうした抵抗はダヤック社会のアダット（慣習法）に基づく抵抗運動にはつながらなかった。なぜならば、アブラヤシ農園開発を主導したのが、アダットのリーダーたちであり、アダットの解釈が当事者で異なったため、全コミュニティの参加を得ることが不可能だったのである（ibid:341-37）。

小括

本論文で検討した、PHPI 社、あるいは SAD113 の闘いでの AP 社などは、紛争のある段階から治安機構が暴力的な手段で住民の要求を封じ込めるようになっている。他の農園でも、MOU で交わされた約束を企業が守らず大きな紛争に発展している。紛争をゼロにすることはできないが、紛争の初期の段階で解決できれば、資源の浪費を防ぐという意味でも望ましい。しかしながら、現実には企業側は住民の訴えに真摯に向き合わず、企業の利益を最大限にしようと努め、一部リーダーの同意を得て、それで手続き的にすべて解決したという姿勢に終始している。共有地という全体意思の確認の非常に難しい土地制度に由来する問題ともいえるが、農園企業を誘致し、県の財政を潤わせようとする改革時代の地方自治・財政のあり方とも結びついている問題である。改革時代に入ってから、住民の権利意識が強まり、また SNS を駆使することで、住民はさまざまな抵抗を行なっている。あるいは国際的な支援がなされるケースもある。治安機構を総動員して住民の主張を抑え込むというスハルト時代のやり方が今でもみられるが、農園企業の国際的な評価を下げ、莫大

なコストがかかっている。

第8章 アブラヤシ農園ニラス人労働者をめぐるヘゲモニー関係

はじめに

第5章でニラス人の強制的な排除事件の背景に彼らのマージナリティがあることを指摘したが、ニラス人労働者のその属性は農園管理でも利用されている。威嚇の体系としての農園では、紛争時には治安機構による暴力が抗議する住民に行使されるが、内部においては日常的な労働者の管理が徹底して行なわれている。こうした農園労働者管理を背景として、ニラス人労働者の選好が際立つ。本章はその理由もまたニラス人労働者のマージナリティに求める。また、ボルネオ島マレーシア領のアブラヤシ農園には多数のインドネシア人労働者が存在するが、彼らの位置づけはインドネシア国内でのニラス人労働者の位置づけとほとんど同じであり、農園におけるヘゲモニー関係が国内だけではなく、国境を越えて連鎖している実態を明らかにする。

第1節 インドネシアにおけるアブラヤシ農園労働者の実態

『パーム油大スキャンダル、大ブランドの背後にある労働者の不当待遇』と題するレポートがアムネスティ・インターナショナルから2016年に発表された。このレポートは、ウィルマー・グループ傘下の2子会社、ウィルマーに製品を供給する3企業、計120人の労働者へのインタビュー調査を行ない、作成された。ウィルマー・グループは、アブラヤシ関連企業の中でトップ5の巨大コングロマリットである（Palm Oil Analytics, 2017: 3）。1991年創業ながら今や東南アジア有数のアグリビジネスである（本社はシンガポール）。そうした大ブランド企業はホームページで、自社の製品がいかに地球のサステナビリティに貢献しているかを謳っているが、その影で労働者の不当な待遇を行なっていると告発されている。

以下このレポートの報告するアブラヤシ農園労働者の実態を見てみよう。

2010年の世界銀行の調査によると、全世界に600万人のアブラヤシ農園労働者がいて、そのうちインドネシアに200～300万人が雇用されている。³⁰⁹アブラヤシ農園での労働は、機械化のレベルが低く、他の農業部門よりも多くの労働者を雇用している。労働者の仕事は、アブラヤシを育てる部門と収穫部門、農園を開くための整地、種苗の植え付け、農薬散布、樹種の手入れ、などに分けられている。収穫は高度に労働集約的な仕事で、ほぼ完全に手作業でなされる（Amnesty International, 2016:20）。

報告書は、ウィルマー・グループ傘下の企業の労働者からの聞き取りで、労働者の権利の侵害、低賃金、ノルマ制、制度化された罰金、大量の非正規労働者の存在を明らかにしている。さらに、児童労働の存在を告発している。インドネシアの労働法は第185条で15歳以下の児童労働を禁止しているが、ウィルマー・グループはアムネスティ側の問い合わせに、その存在を認めていない。逆に「もしあれば、親の責任だ」

³⁰⁹ 以下の資料では300万人とされている。SPKS（Serikat Petani Kelapa Sawit），Forum Nasional Persoalan Buruh，19 Oct. 2009。あるいは、「400万人が雇用されている」という推計もある。序章第3節参照。

と開き直り、責任転嫁を行なっている(ibid:21-24)。

そのほかに、強制労働の存在も明らかにしている。「罰金、罰則とそれに関する明確な規程の不足は労働者を失職の恐怖に陥れていて、強制労働と見做せる」としている。例えば女性労働者が「体がきつくて早く帰りたい」と申し入れると、「働きたくないなら早く帰れ、しかし二度と戻ってくるな」と言い渡される。また極端に長い労働時間と残業も問題視している。平均 10~11 時間労働が事実上強制されている。あるいは、十分な収入を得るために日曜日にも働く者もいる(ibid:24-27)。

また、アブラヤシ農園労働者の大半がジャワやバリからの移住者(トランスミグラン)である。インドネシアで最も人口の希薄な中カリマンタン州では、特にそうである(ibid: 21)。

しかし、このレポートでは、アブラヤシ農園内のニアス人労働者の存在について全く言及していない。筆者のフィールドワークによると、北スマトラ州の農園で働いているところをさらにカリマンタンまで連れて行かれたニアス人労働者も存在する。あるいはほとんどだまされる形でニアス島からカリマンタンの農園に連れてこられたニアス人も存在する。とにかくこのレポートでは、農園労働者の階級的な観点からの不当な扱いの告発が中心で、農園労働者間の「民族間関係」や「ジェンダーの問題」への言及がない。

農園労働者を搾取論からさらに進んで構造的暴力論の観点から捉えているのが、デ・フルット=ヒュプナー(Heupner, 2016:477-94)である。彼女は北スマトラ州のいくつかの農園労働者の事例から、以下のような論を展開している。

プランテーションでは生産性を向上させるために労働収奪を強化する戦略が普通に取りられる。一日の労働時間が長くなり、一日のノルマを達成するために、日雇い労働者と未払い労賃、妻や子供といった家族労働に頼る。出来高払い賃金制度の採用は労働者の間で競争関係が生まれ、相互に不信感、帰属意識の低下、着服横領などにつながる(ibid:479-81)。

北スマトラでは、反共産党運動の残滓であるパンチャシラ青年団や他のやくざ組織が労働組合運動を圧殺する手段として今でも健在である。農園労働者は彼らが受けた抑圧や脅迫を正当に訴える手段を持っていない。だから、政治的な運動となるよりも、自然発生的で散発的な抵抗となる(ibid:481-82)。

常勤労働者と日雇い労働者を分断することは、支配と抑圧に基づく労働者の管理を容易にする(ibid:484)。マイクロクレジット制は会社への従属性を高める。なぜなら、労働者は必要な道具や装備をクレジットで買い、毎月の給料から天引きされるからである。クレジット制なしには、労働者はぜいたく品だけではなく、日々必要な物資も購入できない(ibid:485-86)。こうしたことから農園労働者は「構造的暴力」の犠牲者であるとデ・フルット=ヒュプナーは主張する(ibid:487-89)。

彼女も認めているように、同じ農園労働者の間にも常勤労働者と日雇い労働者が存在し、彼らは分断されている。だが、同じプリブミ(土地の子)でありながらも最劣位に置かれているニアス人労働者の存在をこの議論では捉えきれない。

ジュリア&ベン・ホワイトは、西カリマンタン州サングアイヒブン・ダヤックでのアブラヤシ開発によって女性の地位が大きく低下している事実を以下のように報告している(White & White, 2012:995-1016)。

西カリマンタンのヒブン・ダヤック人の村にアブラヤシが導入されたのは1980年代の初めである。彼らは平均7haの土地を農園企業に提供して、そこから2haのプラスチック農園をもらうはずであったが、それがなかなか実現せず、紛争に発展した。大農園の中心は国営第13農園(PTPN XIII)である。PIR-BUN、PIR-TRANS、KKPAなどの方式が導入された(ibid:998-99)。³¹⁰

ヒブン・ダヤックでは3種類の土地への権利が存在した。一つ目はコミュニティの土地への権利であり、二つ目は先祖から継承した土地であり、三つ目が家屋敷、焼畑、ゴム園などの私有地への権利である。この3つの土地への権利に男女の差はなく、平等に権利が主張できる。私有地の継承に際しては、親の面倒をどの程度みたくによって決まる。ところが、アブラヤシ導入に際して、企業や地方政府は村の有力者の同意を求めるが、そこには女性の意思がまったく入らない。ヒブン・ダヤックの政治では男性が中心となって物事を決めていくのが常であったが、アブラヤシ開発ではPIR-BUNにせよ、PIR-TRANSにせよ、あるいはKKPAにせよ、「家長」(Kepala Keluarga)の意思が最優先された。³¹¹ アブラヤシを受容した村では女性はほとんど発言権を失った。また農園に提供された土地への権利も失い、周縁化された。現金が生活のあらゆる分野でものを言うようになり、従来の価値観は破壊されてしまった。その上、現実の農園での仕事では女性の方がより長時間働いているにもかかわらず、彼女らの地位はむしろ低下した(ibid:1001-1002)。

国営第13農園では、落下した果房(ブロンドル)³¹²を拾う作業は、違法だが強く禁止されているわけではない。そこで女性は国営農園内に入り、ブロンドルを拾い、それを仲買に売って現金収入を得る。これがなかなかいい稼ぎがあり、それによって女性の発言権は高まる傾向にある。ただ、農園の警備員に見つかると、性的虐待を受けることもあり、100%安全とは言えない。また、アブラヤシ農園が普及したことで、以前はなかった売春が行なわれるようになった。農園内に「カフェ」が設置され、そこは事実上の売春斡旋所となっている。ここで稼ぐ女性は遠方の村から来るが、中にはマレーシアで移民労働者として働いた経験のある女性もいる。農園の給料日になると、「カフェ」は繁盛する(ibid:1006-1008)。³¹³

アブラヤシ農園の導入で全般的に女性の地位はさらに周縁化されたが、サンガウ県など西カリマンタン州で活発な活動をしているアブラヤシ農民同盟(SPKS, Serikat Petani Kelapa Sawit)に加盟し、精力的に活動をしている女性も現れている(ibid:1113-14)。

ジュリア&ベン・ホワイトの指摘は、第2節3の「ジェンダー問題」でさらに検討する。

³¹⁰ PIR-BUN, PIR-Trans, PIR KKPAについては第2章第2節1-1「PIR方式変遷の過程」を参照。

³¹¹ これはインドネシア政府が進めてきた「世帯」Rumah Tanggaという概念に男性の家長が就くというジェンダー観の反映である。スハルト時代の国家イデオロギーとしての「世帯」Rumah Tangga(Household)については、Nakashima(2002)を参照。

³¹² 収穫した果房(FFB)はジャンジャン Janjan(FFBの中で落下しなかった部分)とブロンドル(ブロンドラン) Brondol(an)(落下した実)に分けられる。

³¹³ 農園労働者を対象とした売春は西パサマン県でも存在する。月2回ある給料日になると「繁盛する」と聞いた。

第2節 AAG の労働者管理

1 エイション・アグリ・グループについて

2017 年 9 月 8 日と 9 日の 2 日間、北スマトラ州メダン市で 4 人のアブラヤシ農園労働者にインタビュー調査をすることができた。彼らが所属しているのはエイション・アグリ・グループ（以下 AAG と略）である。AAG のホームページを見ると、「農民はわれわれのビジネスから切り離せない存在である」と記されていて、末端の農民、労働者にも配慮をする企業で、その搾油工場は「環境に優しい」と謳っている。だが、労働者とのインタビューの結果そうでもないことが分かった。

AAG は、北スマトラ州、リアウ州、ジャンビ州全体で 10 万 ha（27 農園）を所有し、プラスマ農園が 6 万 ha ある。政府の PIR-Trans 政策にしたがって、現在 3 万人の農民（ジャワ人のプラスマ農民）がグループに参加している。以下の記述は、メダンでの筆者のフィールドワークと、加納（2018：376 - 78）を基にしている。

AAG は華人系のインドネシア資本である。その規模は華人系資本としては次第にトップ集団に入ってきた。インドネシアのアブラヤシ産業での資本構成は、外資と国内資本にまず分けられ、国内資本の中で華人系とプリブミ系資本に分けられる。国内資本の中には国営農園も含まれる。Palm Oil Analytics の“Essential Palm Oil Statistics 2017”ではインドネシアとマレーシア 2 か国のトップ 20 の資本と栽培面積が示されているが、その中で、インドネシア資本は 5 社入っている。³¹⁴

ところが、会社がホームページで謳っているような、従業員を大事にし、環境にフレンドリーな企業というわけにもいかない事態も生じている。その一つが、AAG の親会社になる APRIL (Asian Pacific Resources International Holdings LTD) 社とトバ湖周辺の住民との土地紛争である。APRIL 社はトバ湖周辺の広大な土地での事業権を持つが、北スマトラ州タパヌリ県では住民の慣習地をめぐる争いに発展している。³¹⁵2011 年、富士ゼロックス社は APRIL 社製の紙使用を中止した。APRIL 社は紛争との関わりを否定し、気候変動への対応、サステナビリティの増進に寄与していると主張している。

AAG グループの労働者が厳しい管理の下に置かれている事実はこの企業グループのこのような体質とも関連性がある。

2 威嚇の体系

これまでの西スマトラ州と北スマトラ州でのアブラヤシ農園労働者とのインタビューや先行文献を検討すると、「威嚇の体系」と呼ぶうるものが農園内を支配していることがわかる。例えば、不満を漏らす農園労働者に対しては「クビになるのか、仕事を選ぶのか」と脅す。あるいは、「社宅から出ていけ」と罵声を浴びせる（メダンでのインタビュー調査）。また体調が悪いという女性労働者に「帰ってもいいが、二度と来るな」と怒鳴る（アムネスティ『パーム油大スキャンダル』）、などの発言からそうした威嚇の体系の存在

³¹⁴ アストラ系グループが第 4 位、インドフード系グループが 7 位、PTPN（インドネシア国営農園）が 12 位、トゥリ・プートラ・アグリが 17 位、それにバクリグループが 19 位に入っている。アストラ、インドフードが華人系資本であり、PTPN、トゥリ・プートラ・アグリ、バクリがプリブミ系資本である（Palm Oil Analytics, 2017:3）。

³¹⁵ この土地紛争については、HARI[2017]に詳しい。

が伺い知られる。³¹⁶このような威嚇の体系は、内側に対して労働者の管理に用いられるだけではなく、紛争時には治安機構を駆使した住民対策にも用いられている。

アブラヤシ農園労働者を管理する手法は基本的に植民地時代のものと大差ない。インドネシアが独立し、憲法、労働法など各種の法律ができたとしても、農園部門は改革時代の民主化も及んでいないのである。

2010年8月23日にスマトラ州のウィルマー・グループのゲルシンド・ミナン農園のマネージャー、J氏にインタビューした際、J氏は開口一番「ディシプリン」（規律、インドネシア語で disiplin）を説いた。³¹⁷彼は、日本、シンガポール、中国を視察したことがあるという。北京オリンピックの時に中国に派遣され、その「ディシプリン」をつぶさに観察したそうである。それに比べると、インドネシア人労働者の「ディシプリン」はまだまだ十分ではない、と強調した。そして、ウィルマー・グループの方針を次のように説明した。(1)「報償」(Reward)、「まじめに働く者にはインセンティブを与える」、(2)「懲罰」(Hukuman)、「必要ならば、懲罰を課す」、そして(3)「進化」(Evolusi)、「常に技術革新を果たし、他企業の一步先をゆく」(中島、2014:113)。

アブラヤシ農園内の仕事はマンドゥル(mandul)と呼ばれる現場監督の下でなされる。ゲルシンド農園の場合、3,600haの農園を20haごとのブロックに分けるので、全部で180のブロックがある。1haに125本のアブラヤシの木があるので、1ブロック2,500本の木があり、それを20人の労働者で作業を行なう。果房の収穫、除草、薬剤散布などの仕事がある。除草、薬剤散布は主に女性の仕事とされている(同:119)。

アブラヤシ農園の労働者を支配する原理として、少なくとも、常勤労働者と日雇い労働者の区分、ノルマ制、それに罰金制の3点があげられる。

2004年労働移住大臣令第100号第10条第3項によって、インドネシアでは月21日以上労働を3か月以上継続した場合、正規労働者にしなければならないと規定されている。すると会社はこの規定を逆手にとって、毎月21日未満の労働日数になるよう、労働日数の調整を行う(Amnesty International, 2016:60)。とにかく、2億6,000万人(2017年統計)の人口のいる若い世代の多い国なので、労働力、特に単純労働力の確保では企業はなんの苦労もしない。その分、不当な労働条件が横行しやすい。

本節3以下で述べるニアス人労働者の問題の中で、過去2回にわたってデモを行なった労働者がこの正規・非正規労働者の区分撤廃を掲げている。その理由は非正規労働者の地位が不安定で賃金が安いからだけではなく、簡単にクビにできる大量の労働者の存在を前提にして、労働者の管理がなされている実態を批判したいからである。

次にノルマ制について述べる。

前述のアムネスティの報告書『パーム油大スキャンダル』でも告発されているが、私の調査によっても、労働者に厳しいノルマを課し、賃金を連動させていることが分かった。ノルマを達成するとボーナスを支給するが、達成されないと罰金を科すという、アメとムチによって労働者を働かせている。そのノルマの達成のために、通常家族労働(妻や子供)に依存せざるを得ないが、その家族への賃金が支払われるわけではない。こうした家族のアンペイドワーク(無報酬労働)によって、農園ビジネスは成り立っている。ノルマ制

³¹⁶ 「クビか仕事か」については、(中島、2014:119)参照

³¹⁷ J氏の強調する「ディシプリン」はもちろんフーコーのいう「陶冶・訓育」とは関係はないのだが、きわめて近いニュアンスを持っていることは明らかである。

は長時間労働を半ば強制するものである。さらに、樹齢によってアブラヤシ果房の重さが異なるが、会社の記録では常に実際の重さよりも少なく記録されるという。すると帳簿上はノルマを達成できていないので、超過労働を強制されることになる。

AAG 農園での果房収穫の常勤労働者の月収は 300 万ルピアほどである（2017 年 9 月時点のレートで 25,000 円ほど）。その他に現物給として月当たり一世帯米 46 kg が支給される。これは家族数に応じて配分される。最低賃金は上回っているが、そこから保険料や掛売代などが天引きされる。西スマトラ州の PHPPI 農園のニアス人労働者の月収は 200 万ルピアである。現物給として米の支給があり、AAG 農園とそう大差はない。妻子は男性の仕事のヘルパーをしているケースが多く、その労働への支払いはない。AAG 農園の方が待遇がいいように思われるが、農園が都市から隔離したところにあると、ほとんどの品物を農園内で調達しなければならず、物価が高いため、待遇がいいとは言えない。

最後に罰金制について述べる。これは、労働契約で決められている賃金をさまざまな罰金を課すことで減額するというもので、事実上労働契約を反故にしている。また健康保険制度も実施されているが、必要な時の備えとはなっていない。事故で休んでも「ずる休み」とみなされ、保険が適用されない事例が多い。

例えば、収穫をする際、先ず、葉を落とすことが必要だが、折れて垂れ下がっていると、5,000 ルピアの減給となる。果房は、ジャンジャンとブロンドル／ブロンドラン（ブロンドランは複数形）から構成されている。収穫すると必ず実が落下するが、それがブロンドランである（残った部分がジャンジャン）。落下した実はヘルパーが拾わなければならない。落下した実に一個当たり 50 ルピアの罰金が科される。会社の説明では、8 kg の果房を収穫すると「必ず」8 個は落ちる。一果房当たり少なくとも、ブロンドラン 8 個分（400 ルピア）の減額となる。8 個以下だと「熟していない」とはねられる。

オランダ植民地時代の 1880 年、中国、ジャワから連れてきた労働者が逃亡したり、白人の管理者に反抗しないよう、クーリー条例が制定された。クーリーはデリに来る費用を肩代わりしてもらう代わりに、一定期間（通常は 3 年間）働くよう義務付けられ、労働拒否や逃亡などの契約違反には厳しい罰則条項が課された（ストーラー、2007：33）。クーリー条例はその後何度かの改訂を経て、1941 年に完全に廃止された（同：278）。そうした植民地時代の罰則条項の名残をさまざまな罰金制度の中に見出すことができる。ストーラーは、デリ・プランテーション地帯のヘゲモニー構造の中に、資本対労働者という階級関係だけではなく、白人対現地人労働者という人種、民族間関係を見る。さらに白人男性管理者対ジャワ人女性労働者というジェンダー関係も見ている。

3 ジェンダー問題

アブラヤシ農園開発は女性をますます周縁化する。農園労働の中では除草、薬剤散布といった仕事に女性が雇用されているほか、男性果房収穫作業の補助作業として、落下した果房を拾う作業に多くの女性や子どもたちが動員されている。私がインタビューしたニアス人労働者たちは、「ヘルパー」という無報酬労働者の存在を強く批判していた。

現実には、収穫労働者はヘルパーなくしてはやっていけない。ヘルパーなしには、1 日のノルマである一人 1.2 トンの達成が不可能だからである。もし実現しなければさらに余分の収穫をしなければならない。農園労働はこうした家族労働、あるいは夫（男性）を

支える妻（女性）の労働を前提にして成り立っている。³¹⁸

収穫作業中に落ちた果房は会社の所有物である。以前は労働者の家族が自由に拾い、家計の足しにしていた。本章第1節で紹介した西カリマンタン県のサンガウ県の場合、落ちた果房を拾うことは県条例で違法とされているが、それほど厳しい取り締まりの対象ではなく、女性の現金収入源として重宝されている（ただし、警備員に見つかりと面倒なことにはなる）。³¹⁹

また、1970年代前半の北スマトラ州デリでフィールドワークを行なったストーラーは、落下したアブラヤシの実（ブロンドラン）を拾う作業について以下のように述べている。「常勤労働者は補助員の助力を得ても地面に落ちたアブラヤシの実をそのままにしておくことが多い。こうした実は法的には農園のものであり、外部の者は集めることが許されていないが、多くの村人はそれをやる。彼らは落ちた実を集めて、仲買人に売る。・・・この仕事は昼間の仕事とちがうことはなく、女性や子供たちでなされた。多くの女性は農園に直接雇用されるよりも違法すれすれの仕事の方を好む」（ストーラー、2007：254）。

落ちた果房（ブロンドル／ブロンドラン）をどう処理するかという一見些細に見える問題でも、会社は次第に管理を強めている傾向を読み取ることができる。労働者の副収入源として容認するという立場から、ヘルパーという無報酬労働者（多くは妻、子供）の存在を前提にした管理法へと変わってきている。

4 待遇改善を求めるデモ

スハルト時代、労働運動や市民運動は厳しく取り締まられていたが、1998年5月、スハルト退陣によって始まった「改革」時代になって、労働運動は活発化した。労働運動家でも政権の中核で活躍する人材が現れている。³²⁰

2017年9月、メダンでインタビューを実施した4人のうち、D氏はバタック人で、ニース人ではない。D氏は全インドネシア金属労働者連合全ラブハン・バトゥ支部上級顧問という肩書であり、労働運動に関する質問ではD氏が代表して答えた。インドネシア金属労連（SPMI, Serikat Pekerja Metal Indonesia）の下部組織にアブラヤシ農園部門があり、ニース人3人はD氏の指導下にある。

SPMIはインドネシアの労働運動の中で最も戦闘的な団体の一つである。1999年2月に設立され、傘下団体には鉄鋼労連、電気労連、自動車労連、港湾労連、その他の産業労連がある。ストーラーによると、北スマトラ州はオランダ時代から農園企業が発達し、独立後はサルブプリ（SARBPRI、インドネシア共和国農園労働者同盟）など戦闘的な組合運動が展開した土地である。しかし、1965年の政変後、労働組合運動は壊滅させられていた（ストーラー、2007：173-220, 221-22）。

「改革」時代になって各種の労働運動がインドネシアで活発になったが、農園部門だけは例外である。インドネシアの各種企業の中で、最も収奪が厳しいこの部門で全国的な

³¹⁸ 家族労働に頼れない場合には、知り合いに頼まないとならず、自分の給料からヘルパーに賃金を支払う。

³¹⁹ 2014年8月28日、西パサマン県のPHP農園のニース人労働者の宿舎でインタビューした時、庭先に袋に入ったブロンドランを見たことがある。子供たちが農園から拾ってきて、燃料にするのである。

³²⁰ 改革時代の労働運動については、（水野、2018：47-63）参照。

労働組合を結成することは未だに困難である。³²¹労働者がデモを組織しようとする、プレマンと呼ばれる暴力組織が暗躍し、鎮圧してしまう。

そうした現状の中、旧ラブハン・バトゥ県のある AAG の 2 支社の労働者がデモを行なったことは特筆に値する。会社側とプレマン側から相当な圧力がかかったはずである。デモは、2013 年 6 月 4 日³²²と 2017 年 11 月 17 日に行なわれた。第 1 回目のデモに 1,500 人が参加した。2 回目のデモでも 1,000 人の参加者があった。第 1 回目のデモの際、デモ隊は警察に動きを封殺されたと新聞記事にはある。³²³

2 回のデモにおいて要求された具体的な項目は以下の 5 つである。

(1) ボーナスの完全実現

会社は年 1 回業績が良ければ、給料の 3 か月分をボーナスとして支給すると規定しているが、実際には上で述べた罰金制によってあれこれ理由を付けて天引きされ、ほとんどなくなってしまう。病気で薬をもらうと、1%天引き、何らかの理由で 1 日休むと、そのたびに 1%天引きされる。こうした罰金制によって、ボーナスはまったく支給されなくなる。

(2) 労働環境の改善

果房収穫労働者に必要なモノの支給を要求した。果房収穫労働者はイグレック（収穫用大鎌）、ヘルメット、ゴーグル、手袋、作業服、靴などすべてを自分の費用で用意している。そうしたものは会社の負担で支給すべきである。

(3) 日雇い労働者の常勤労働者への切り替え

両者は賃金、社宅、コメの現物支給など待遇面での格差が大きい。常勤労働者には社宅が支給される。新しい建物だと、設備はそこそこいいが、古いと設備が落ちる。ただ水、電気はある。学校もある。テレビ、カラオケ、DVD などは各家庭の好みで備えられる。

(4) 健康保険（BPJI）³²⁴による支払いの充実

BPJI は以前 JAMSOSTEK³²⁵と呼ばれていた社会保険制度である。毎月給料から 23,000 ルピアを天引きされる。しかし、実際に病気やけがをした場合に、保険から治療費が支払われることは少ない。あるいは、限定的な支払いで済まされることもあり、健康保険制度が十分に機能しているとはいえない。

(5) 最低賃金の引き上げ

最低賃金は州ごとに、県ごとに変わる。ラブハンバトゥ・インドゥック県では月額 250 万ルピアである（2013 年は 153 万ルピア）。西スマトラ州では 180 万ルピア（2016 年）である。インタビュー中に最低賃金をどれほど引き上げてほしいという具体額は示されなかったけれども、天引きされる額が大きいので、実際に支給される金額が少ないとの不満が大きい。

³²¹ 独立自営農民の組織としてはインドネシア最大のものが SPKS（Serikat Petani Kelapa Sawit、アブラヤシ農民連盟）で、西カリマンタン州のサンガウ県やスカダル県に支部がある。Persoalan Buruh, Forum Nasional SPKS（Serikat Petani Kelapa Sawit），19 Oct. 2009 による。

³²² Jayaposonline, Karyawan Asian Agri Grup Demo di Depan Kantor Bupati Labuhan Batu, 4 Juni, 2013.

³²³ 2 回目のデモについては、メダンの NGO、HARI からの私信による（2017 年 11 月下旬）。

³²⁴ Badan Penyelenggara Jaminan Sosial の略、社会保険庁という意味。

³²⁵ Jaminan Sosial Tenaga Kerja の略、勤労者社会保険という意味。

第3節 ヘゲモニー関係の連鎖

インドネシアのアブラヤシ農園労働者の中でとりわけ負の徴の付いたニアス人労働者のマージナリティに注目すると、インドネシアにおける民族間関係のみならず、ジェンダー論にも通じる問題群と出会う。さらに、マレーシアに出稼ぎに行ったインドネシア人労働者との共通性に気がつく。東マレーシアサラワク州で調査したサンダーソンの所説を以下検討する。

2009年250万人のインドネシア人がマレーシアで働いている。最大の要因はマレーシアとインドネシアとの経済格差及び人口格差である。大部分はマレーシアのアブラヤシ農園で働いている。背景にはサラワクとサバでの近年の農園の拡大がある。インドネシアからの移民労働者はTKI(Tenaga Kerja Indonesia)³²⁶と呼ばれている。農園労働は低賃金、長時間労働など労働条件が厳しいので、マレーシア人労働者はそうした仕事につきたがらない。サラワクのアブラヤシ産業は、安くて管理が容易なTKIに依存している。農園労働者の80～90%はインドネシア人で、彼らの大部分は違法に働いている(Sanderson, 2016:378-80)。

この20年間に州政府の外国人労働者への見解が変化してきた。政府は最初、農園の「先住民土地権」(NCR: Native Customary Rights)の地への拡大は農村の貧困対策になると主張し、地元住民を雇用する姿勢を見せていた。しかし次第に外国人であるインドネシア人労働者への依存へと変化した。最初NCRの土地所有者は彼らの土地でインドネシア人を受け入れることに反対したので彼らを説得する手続きが始まった(ibid:382)。

一方、農園で働くインドネシア人労働者のパスポートは取り上げられ、その移動は厳しく管理されている。さらに不法な移住労働者だと農園の中で極端に困難な条件に曝され、厳しい処罰を科せられている(ibid:383)。多くの農園マネージャーが「地元民は怠惰で仕事をさぼる方法を見つけたがる」という。あるマネージャーの言によると、「TKI 1人に対しイバン人2人雇うことになる」(ibid: 384)。³²⁷

こうしたTKIの存在と特性は第5章と本章で分析してきたニアス人労働者に付された特性と驚くほど似ている。マレーシアに渡ったインドネシア人労働者は、先ずマレーシアとインドネシアの経済格差の中に投げ込まれ、マレーシア人が嫌がる仕事をあてがわれる。サラワクの先住民はそうした肉体労働には向いていないとされ、TKIは重宝される。

このような移住労働者の負わされる負の記号は全世界共通のものということができるだろう。ニアス人は外国人労働者ではないが、インドネシア国内における外国人労働者とも言いうる存在である。彼らは低カーストではないが、プリブミの末端に位置づけられている。一般的にはSARAはプリブミからノンプリブミである中国人に対してなされる差別であるが、ニアス人は中国人からも差別されている。

小括

2億6,000万人の人口を有するインドネシアでは、農園労働者は使い捨ての労働力とみ

³²⁶ インドネシア人労働者という意味だが、周縁化された存在というニュアンスが強い。

³²⁷ 半島部マレーシアの農園での外国人労働者の研究に吉村(1998)がある。とくに150-191頁を参照。しかし、半島部での1990年代半ばの事例であり、ゴム農園労働者とアブラヤシ農園労働者を同じ外国人労働者として扱っているために、本稿の趣旨とはあまり関係しない。(あまり関係しないのであれば、この注は不要と思います。)

なされやすい。ニアスでの生活は厳しく、島の人々は外の世界に生活の基盤を求めざるを得なかった。インドネシアでアブラヤシ農園開発が進むと、ニアス人労働者は選好された。ニアス人労働者を選好することで、同じ条件下で働く労働者を分断し、より効率的な労働者の管理を可能にした。一方、アブラヤシ農園は女性の地位をますます周縁的なものになっている。インドネシアからマレーシアへのサバ、サラワクのアブラヤシ農園労働者の大半はインドネシア人労働者（TKI）である。TKI の置かれている立場はほとんどニアス人労働者と同じであり、彼らに付された負の記号も同じである。こうした事実を筆者は民族関係論やジェンダー論を含んだヘゲモニー関係として捉え、分析した。

終章 土地紛争解決への提言

本論文では、インドネシアにおけるアブラヤシ農園開発をめぐる土地紛争の現状を詳細に記述し、その背景にある要因を分析し、紛争の当事者(地元の農民、企業、NGO など)の相異なる言説を取り上げ、また研究者、行政、司法などの見解も併せて考察してきた。肝要なのは、紛争を初期の段階でとどめ、大規模化、長期化させないことである。以下、これまでの考察に基づいて、考えられる土地紛争解決へ向けて5項目、7つの提言を述べたい。

1 土地収用方法の改善と補償について

(1) 狩猟採集民族オラン・リンバのケース

アブラヤシ農園開発により多くの土地を収用された先住民社会は大きな危機に直面している。本稿では、ジャンビ州のオラン・リンバのケースを検討したが、かつて彼らが自由に遊動していた森は囲われ、今や彼らの居住域はブキット・ドゥアブラス国立公園とその周辺に押し込められている。

オラン・リンバに対する土地収用のやり方は、強圧的な態度で、「政府の土地だからどけ」という姿勢でなされた。そこには彼らの土地権に対する考慮は一切なく、MOU や売買契約も存在していない。2000年BDNP(ブキット・ドゥアブラス国立公園)が成立し、その内部はオラン・リンバの生活圏として認められた。だが一方で、SAL社のアブラヤシ農園開発により森を失い、生活の基盤を見いだせないオラン・リンバの人々が11か所に分散し、そこに130世帯、505人が住んでいる(BDNP周辺に全体で1,700人余り)。

2000年代に入ってからオラン・リンバの人々はSAL社と土地返還に向けて交渉を始めたが、ほとんど相手にされなかった。CSR(企業の社会的責任)により住民の福祉向上を図るという会社の姿勢を根拠にして、土地の返還を要求していた。そうした中、「農地改革のための2018年大統領令第86号」第7条第1節Cにある規定を根拠に、SAL社に対してその中核農園5,000haの20%に当たる1,000haの土地返還を求める運動が始まった。この大統領令は発令されてからまだ日が浅く、実際にどの程度有効かは未知数である。二期目に入ったジョコ・ウィドド大統領はその大統領令の実行を徹底すべきである。

一部のオラン・リンバには産業造林内の提携林業によるゴム園経営が認められている。オラン・リンバの4グループ、167世帯に対して114haのゴム園が与えられている。利用の際制限の多いものであるが、BDNPには完全に戻れない当事者はそこから上がるわずかな収入に対して感謝している。彼らの望みは、栽培ゴムではなく、野生ゴム種を植え、さらにドリアンやマンゴーなどの果樹を植える等、森が元に近い状態で復活することである。商品としての野生ゴムは栽培ゴムと一定の割合で混ぜることで製品の柔軟性や耐久性が増す。そのため野生ゴムへの需要も高まる傾向にあるので、企業、政府も彼らの希望を受け入れ、野生ゴム栽培を許可すべきである。

インドネシアは2007年先住民の権利に関する国連宣言に対して棄権した。しかし、それはインドネシア政府が国際的コンセンサスを尊重しなくていいということを意味しない。その宣言の骨子は開発に際して先住民のFPIC(事前の自由な、インフォームド・コンセント)を認めることにある。オラン・リンバの居住域での土地収用はその原則を全く考慮してこなかった。先住民の権利に関する国際的な動向からしても、オラン・リンバの土地権は尊重されるべきである。

提言 1

インドネシアは2007年「先住民族の権利に関する国連宣言」を棄権したが、その根拠の一つが「インドネシアを構成するすべての民族集団が先住民族である」というものである。これはインドネシアの民族集団間のハイアラーキー関係を意図的に糊塗する表現である。開発政策がオラン・リンバのような狩猟採集民族に最も深刻な影響を及ぼしている事実がある。インドネシア政府は国際的な先住民族の定義にそって事態を把握すべきで、その上で紛争解決の政策を実行すべきである。また、アマン（ヌサンタラ先住民族・慣習法社会連盟）はインドネシアのマシヤラカット・アダット（先住民族・慣習法社会）の権利擁護に大きな役割を果たしてきて、国際的な連携も積極的に行なっているが、オラン・リンバのような狩猟採集民族の権利擁護に対してこれまで十分な活動をなしてきただけではない。アマンの活動の中で、狩猟採集民族の権利擁護とそのための政策提言を担う活動をさらに強化することが必要である。

(2) 西スマトラ州でのケース

西スマトラ州でのアブラヤシ農園開発では、ミナンカバウ母系制の基礎をなすナガリ（村）の共有地（Tanah Ulayat）の利用計画が企業と住民間で交わされた。だが、カパのケースでは受け取った補償金の性質をめぐる、売買契約を主張する会社側と、ミナンカバウ慣習法でいう「シリアー・ジャリアー」（共有地利用の手付金）だと主張する村人の間で認識の差があり、それが後の大きな紛争に発展した。次に目立つのは、大農園と地元農民側との間で交わされた土地配分の約束（MOU）が完全には果たされず、その後紛糾するというケースである。

西スマトラでの土地紛争では、土地収用上の手続きをめぐる問題として、だれが共有地利用の代表となれるのかという問題が発生している。西スマトラの場合、オランダ植民地時代からナガリの存在が認められたが、ナガリ慣習法会議（KAN）の位置づけを巡って大きく変遷を遂げてきている。改革時代に入ってから、ナガリが復活したが、ナガリ長、KAN、種々の農民組合などが、アブラヤシ農園導入とその後の反対運動で利害を異にすることが多く、事態を紛糾させている。アダット（慣習法）という名のもとに、だれがどのような権限に基づいて自らの主張をなしているのかが複雑で、そのために全体の状況の把握を困難にしている。

しかし、紛争は企業がMOUで交わされた条件を守らないことに起因していることが多い。MOUについては企業に対してその責任を果たすよう要求することはできる。

提言 2

アブラヤシ農園開発で事業権を認可される前に地方政府（特に県）によって立地許可（Izin Lokasi）が与えられる。MOUの締結は企業と住民間でなされるが、企業を誘致した地方政府の責任は大きい。MOUの契約内容を順守させるよう、地方政府は企業への監視、指導、仲介の役割をもっと積極的に果たす必要がある。

(3) 違法入植者のケース

一般的に保全林や国立公園域への違法入植者には「長期の占有による土地権」は生じないとされているが、占有が長くなってくると、複雑な状況が生じる。

ジャンビ州のSAD113の闘いは、もともとアブラヤシ農園開発で土地を奪われた焼畑耕

作民バティン・センビランの闘いから始まったが、彼らと結婚したジャワ人もバティン・センビランの一員としてみなされるので、その闘いに加わった。さらに、彼らに連帯するとして、トランスミグラシ政策で移住してきたジャワ人の中で、産業造林後の跡地に入植し、土地権を主張している人々も参加している。彼らの闘いにはSTN(全国農民連合)の支援がついた。こうした異質なグループの利害が重なるこの闘いで、慣習共有地権 (Hak Adat Ulayat) が主張されている。

この時の慣習共有地権は、バティン・センビランの土地権を表わす用語ではない。先住民としてのバティン・センビラン、その姻族、彼らに連帯を表明する違法入植者、そしてインドネシアの土地改革を目指す農民組織などが参画している。この闘いで問われている権利関係は慣習地権、共有地権、「長期の占有に基づく土地権」Hak Lama、あるいは納税の記録のある土地の土地権など複雑である。この紛争農園の所有者が目まぐるしく変わり、どこと交渉していいのかという問題もあるが、事業権で許可されている2万haの2倍の面積の土地を会社は取得しているのではないかという疑問が呈されていて、関係者の立会いの下疑問の呈されている事業権の書類の上の面積と実態の齟齬がないかどうかを先ず明瞭にする必要がある

さらに、クリンチ・スブラット国立公園 (KSNP) では、違法入植、違法伐採、違法採掘、密猟などにより、全体の4分の1が破壊されているという推計がある。KSNPではアブラヤシ栽培の限界である海拔700メートルより高いところではコーヒーやシナモン栽培が行なわれていて、これらは違法栽培である。ジャンビ州ムランギン県の一部では入植者の数が地元住民の数を大きく上回っていて、その中の違法入植者をどうすべきかはいまだに解決策が見えていない。新たな村を作るという解決策が進んでいるが、それでも違法入植者をどうするのかという問題は残る。

社会林業の適用という方策による解決が最も現実的ではあるようだが、それでも違法入植者に一度権利を認めると、さらなる違法入植者を呼び寄せるという悪循環に陥る可能性が大きい。こうした違法入植者問題の解決を目指して、「森林域内の土地問題解決」に関する2017年大統領令第88号が発令され、その第8条でリセツルメントが構想されているが、現実はどう適用するかは不明で、今後の推移が注目される。

提言3

リセツルメントを軍や警察機動部隊の実力行使で行なわないことが肝要である。強制的排除はさらなる抵抗へとつながる。しかし、これ以上の違法入植を認めないという厳しい態度を徹底させ、土地権を認めない社会林業方式の適用要件にゴム、コーヒー、アブラヤシなどのモノカルチャー経営ではなく、様々な樹種を混植し、多様なアグリフォレストリー経営が可能な条件を提示し、国立公園などの環境保全に通じる方策を示すことが必要である。さらに居住は一代限りで次世代に継承されないという制限を設け、次第に違法入植者の数を減らしていく方針をとるべきである。しかし、根本的な解決には違法入植を容認する地方政治の利権構造を糺すことが不可欠である。

2 共有地権 (Hak Ulayat) の確認

本稿ではHak Ulayatを共有地権と訳している。その内容は共有地自由裁量権である。土地基本法で認められた共有地権は抽象的な概念で、実態は現実にとどのように用いられているかを詳細に検討するしかない。だが、1967年の森林基本法第17条で「森林から直接

間接に利益を得る慣習法共同体あるいは私権を持つ集団の権利を実現することが、本法律の目指す目的を妨害することがあってはならない」と規定され、「森林域」内での共有地権は否定された。改革時代に入って、噴出する土地紛争へ対処するために、法改革が提案されたが、共有地権を持つ慣習法共同体の認定はきわめて厳しく、問題の根本的な解決への道筋を示していない。

そもそも Hak Ulayat は母系社会ミナンカバウに特有の土地権である。ミナンカバウにおけるアブラヤシ農園開発では、ナガリ（村）の共有地（Ulayat Nagari）が利用されるケースが多かった。本稿ではミナンカバウ社会の共有地権 Hak Ulayat の実態を示し、その対極にある社会としてジャンビ州の森の民、オラン・リンバの土地への権利の問題と対照させた。全インドネシアの共有地権問題を考える際、こうした対比による問題の捉え方が有効であると仮定しているからである。パプア州の事例では政府、企業側がクラン（氏族）の土地権の存在を認め、曲がりなりにも補償金を支払っている。それは改革時代になってからの「成果」なのかもしれない（2001 年「パプア特別州法」成立）。

ミナンカバウ社会にとって 1979 年の村落法の施行によるナガリの解体とデサの導入は社会組織を大きく変えたが、1983 年に KAN（ナガリ慣習法会議）が復活し、ナガリの資源管理の役割を果たすようになった。ところが、1999 年地方自治法によって、2001 年からナガリは復活した。ナガリ長は選挙で選ばれるが政府の末端行政組織である。ナガリ長と KAN はアブラヤシ開発に対して異なる見解を持つ場合がある。カパの場合、ナガリ長は行政の財政状況への関心を表明し、KAN の闘いには冷淡であった。

西スマトラ州のアブラヤシ農園での紛争では KAN が闘いの主役であるケース（カパの PHPI 社）もあるが、PHPII 社では KAN ではなく、当初の土地配分の約束の実行を強く求める協同組合である。ゲルシンド農園でも KAN は前面には立っていない。ナガリの共有地の存在しないキナリでは、氏族の共有地（Ulayat Suku）が利用された。KAN の長老がキナリでのアブラヤシ開発を導いたが、実際の当事者は氏族である。

だが、PHPI 社の場合、KAN が紛争の当事者として知られるようになったのは、2014 年 PHPI 社に事業権が認可されてからである。それ以前、2000 年代の最初の 5 年間、PHPI 社の誘致を積極的に進めた KAN のリーダーたちの意思決定に異議を唱えるグループに対して軍、警察、プレマンたちの激しい暴力が行使された。こうした抵抗を押しつぶした後、共有地は事業権が切れた後は村（ナガリ）に返還されるべきだと KAN は主張し、そこで今度は会社との間で新たな紛争に発展した。彼らは先ず、中核農園の場所と面積をはっきりさせることを訴え、最終的には共有地の返還を求めている、極めて根源的な闘いになっている。

おそらく他のナガリの闘いも最終的には共有地の返還を求めていくと思われる。共有地なくしてミナンカバウの母系制社会は存在しえないからである。企業、政府はスハルト時代のような力によって住民の要求を抑え込むのではなく、平和的な形で問題解決を目指してほしい。SNS の発達した今日、そうした過剰な暴力の行使は瞬時に世界に拡散し、その企業の評価を著しく棄損する。また国家としてのインドネシアの威信も大きく低下する。

一方、ジャンビ州のオラン・リンバのような社会は政府が定義する慣習法共同体には認定されない。彼らは国際先住民運動のいう「先住民族」の資格を十分に満たしてはいるといえるが、2007 年の「先住民族の権利に関する国連宣言」にインドネシア政府は棄権したので、その庇護下にも入っていない。アブラヤシ農園開発によって、オラン・リンバ

のような人々が最も影響を蒙ったにも拘らず、彼らの権利を擁護する法体系はインドネシアに存在してこなかった。その欠を補う行政上の対応が望まれる。パプアではクランの土地という存在が曲がりなりにも認められているので、参考になる。特別州だけの特例にしてはならない。

提言 4

共有地権をめぐる問題の最大のネックは、1967 年林業基本法で設定された森林域内では他の法律は効力を失うとされていることで、この二重性が解消されない限り、土地基本法が認めた共有地権は保証されない。そのためにはインドネシア社会のさらなる民主化、法的二元性を容認する国家体制を確立するしかない。林業基本法第 17 条の抜本的改訂が必要である。

3 用語の統一を図る

インドネシア政府は 1970 年代、慣習法共同体の中で、特に「隔絶している地域に住む人々」という意味で、Suku-suku Terasing、Masyarakat Terasing、Komunitas Adat Terpencil という用語を提案した。こうした人々は、インディジナス・ピープルの概念に近いが、インドネシアの周縁に位置していて、「静的」で「伝統志向」の強い社会というニュアンスが強く、現在用いられることは少ない。

一方 1990 年代になると、世界的な先住民運動の高まりの影響を受け、先住民族の概念をインドネシアにも取り込む動きが活発になった。問題は英語のインディジナス・ピープルをインドネシア語でどう訳すのかということで、最終的に Masyarakat Adat（先住民族・慣習法社会）が採用された。そして 1999 年アマン AMAN（ヌサンタラ先住民族・慣習法社会連盟）が結成された。だが、マシヤラカット・アダット Masyarakat Adat は Indigenous People（先住民族）と同義ではないだけでなく、慣習法共同体 Masyarakat Hukum Adat と同義ではない。

第 1 章第 1 節 2-2「先住民なのか、慣習法共同体なのか——用語をめぐる混乱」でも議論したが、アマンが用いる先住民族のインドネシア語訳であるマシヤラカット・アダットは立法機関からは警戒されている。行政的には慣習法共同体（Masyarakat Hukum Adat）が望ましい。「慣習法共同体に対する先住民族・慣習法社会の警戒は、慣習法共同体とは体系的で目に見える慣行を持っている人々に限定されるということである」（Arizona & Cahyadi, 2013:59）。

慣習法共同体は、植民地時代であった 19 世紀末あるいは 20 世紀初頭の状況に由来する。それは植民地による「間接統治」体制の単位であり、「原住民のユニーク」な文化である。それに対して、先住民族・慣習法社会は、新秩序体制下の開発政策の犠牲者であり、土地返還運動、差別への抵抗を意味する（ibid:59）。この定義を当てはめれば、アブラヤシ開発によって土地を奪われたミナンカバウ社会の住民も先住民族・慣習法社会（マシヤラカット・アダット）に入るが、彼らをオラン・リンバと同列に議論するのは不自然である。社会の規模が違いすぎるし、インドネシア史における存在が全く異なっている。

オランダ慣習法学派の創始者フォレンホーフエンはインドネシアに 19 の「慣習法共同体」（アダットレヒト共同体）を認めたが、その数にその後変化はあっても、独立後プリブミ（土地の子）を構成するスク・バンサ（Suku Bangsa、民族集団）の基礎となった。

しかしながら、各スク・バンサが同列の地位に位置づけられるわけではない。アマン

のいうマジャラカット・アダットは新秩序体制の犠牲者ではあっても、例えばオラン・リンバのような人々がその中でイニシアティブを発揮できる余地はほとんどない。オラン・リンバを支援しているワルシ WARSI の活動の意義は高く評価されるが、一部のオラン・リンバの人々はその活動に満足せず、KMB（マケカル一体化推進団体）を結成した。マケカルとはブキット・ドゥアブラス国立公園内の一トウマングン（リーダー）の遊動域のことで、彼らはそこを慣習林として認めてもらい、オラン・リンバの聖域にしようと運動を行っている。KMB が連帯を求めるのはアマンではなく、パプアのダニ族などの先住民族である。彼らは、このような独自活動を行なうことで、彼らの自律性、独自性を求めている。多くのオラン・リンバの人々は、インドネシア語を自由に読み書きすることは未だに難しいことであり、農民社会の出身者が指導するアマンとの共闘はその意味でもオラン・リンバにとっては苦痛なのである。

改革時代に入って、スハルト時代に収奪されたマジャラカット・アダット（先住民族・慣習法社会）の権利の回復を目指す法改革が何度もなされた。さまざまな法案が準備され、成立し、施行されていった。だがその多くは現実を全く反映していない法律であるとか、その実効性に疑問の多いものである。そのような中、「慣習法共同体の共有地問題解決の指針に関する」1999 年土地空間大臣令と村落に関する 2014 年法律第 6 号によって、慣習法社共同体として認定されるための条件として、(1) 領域性、(2) 独自のアダットを持つ、(3) アダットが運営されていること、が要求されている。このような条件をクリアした慣習法共同体が全インドネシアで 20 ほどの数に達しているが、いずれも非常に小さなコミュニティで、紛争地のコミュニティが認定される可能性はない。オラン・リンバは、一定の領域に住んでいるという条件もクリアできないし、独自のアダットの存在は書かれた文書で証明されなければならないので該当しない。また、慣習法を運営する組織も法律が要求するような機関はオラン・リンバ社会には存在していない。

こうした、先住民族（インディジナス・ピープル）、マジャラカット・アダット（先住民族・慣習法社会）、マジャラカット・フクム・アダット（慣習法共同体）という用語が、法律、行政、研究者、NGO 関係者、住民の間でそれぞれの利害と理念に基づいて使用されていて、現象の正確な把握を非常に困難にしている。インドネシア政府が 2007 年の先住民族の権利に関する国連宣言を棄権したとはいえ、RSP0 はその参加企業に先住民族の権利を尊重することを要求している。用語の混乱の現状を正確に把握し、将来的にはその混乱を少しでも縮小する努力が求められる。そのためにも、オラン・リンバのような最もマージナルな状況に置かれている人々の権利救済が少しでも進めば、マジャラカット・アダットの中の不平等性を解消でき、用語の混乱に一つの解決策を提示できる。それはささやかな一歩に過ぎないが、従来インドネシア国民として十全な権利保障を与えられてこなかった人々をインドネシア国民として認知していく歩みでもある。

提言 5

アマン結成から 20 年が経過したが、アマンは狩猟採集民族のような最底辺の人々の権利保護が十分でないことを率直に認め、国際先住民運動で定義されている先住民族（Indigenous People）という用語をインドネシア語の中にもっと普及させ、マジャラカット・アダットという用語の意味を現在よりも限定的に用いる必要がある。一方、政府はマジャラカット・フクム・アダット（慣習法民族）成立の要件を小さな社会に局限するのではなく、共有地権、慣習林を幅広く認定することが必要である。

4 事業権（HGU）の透明化を図る

土地基本法その他の関連法律を参照して、H21 年度海外制度調査『インドネシアの不動産利用制度』（ジェトロ・ジャカルタセンター）が編纂された。インドネシアの事業権（HGU）に関する第 5 項に以下のように記されている（ジェトロ・ジャカルタセンター、2010：4－5）。事業権の設定された土地は最終的には国有地になるとされている。

（5）権利の消滅：以下の場合に事業権は消滅し、土地は国へ返還される。

1 事業権の有効期間満了、2 条件を満たさない／あるいは、上記義務の不履行／あるいは、裁判所の判決による／あるいは、1961 年 9 月 26 日付第 20 号土地とその上物の権利取消法に基づき／あるいは、公共目的のため期間途中で事業権が取り消された場合、（中略）延長や更新がなされなかった場合は、その最終権利保有者は土地にある建造物を取り壊し、土地を国に返還しなければならない。当該土地上の建造物や作物／物件が引き続き必要とされる場合は、大統領決定で規定される形態と金額で補償が与えられる。

だが、問題は単純ではない。西パサマン県カパの場合、会社が設定した事業権の場所をめぐる、会社側はどのような手続きで事業権の対象となる土地を測量し、BPN(国家土地局)に提出したのか、住民の納得する説明をできなかった。これに対して、住民は会社の立ち合いを前提に測量のやり直しを訴えているが、実現していない。キナリ郡の PMJ 社は提供された 7,150ha の共有地をほぼすべてを支配しているほか、中核農園 3,300ha はどこにあるのか不明である。事業権の内容を明確化すべきである。

ジャンビ州の AP 社の場合、事業権認可元の疑惑から始まり、事業権が設定されたのは公式には 2 万 ha であるが、実際にはその 2 倍の土地をアブラヤシ農園として使っているのではないかという疑惑が高まった。そのため住民側は正確な測量を訴えているが、進展は報告されていない。この農園は経営者が頻繁に変わり、住民からの批判を避けようとしているのではないかという疑問すら生じる。やはり住民側への明確な説明が必要である。

アブラヤシ農園は数千 ha～2 万 ha（パプアは 4 万 ha）にも及び、また農園内には住民の立ち入りが厳しく制限されているため、住民側が提供した土地が契約通りであるかを確認するすべはない。もし会社側の測量が虚偽に基づく場合、会社側と住民側との間で大きな不信感が生じる。

序章でも述べたが、2018 年ジョコ・ウィドド大統領の目玉政策である新規農園開発のモラトリアム（「アブラヤシ農園の生産性を高めると同時にアブラヤシ農園許可発行の延期と評価に関する」大統領令第 8 号）に対して多くの期待が寄せられているが、その実効性に疑問がある。モラトリアムの対象となる地域を確定させるために最も中心的な情報は、農園の場所の証明書、農園会社名、それにアブラヤシ栽培計画書である。地方分権時代の到来とともに、そうした情報は地方政府の手にあるが、そのような書類が地方政府の手によってしっかりと作成されていないことと、そのために中央政府も正確な情報は持っていないためである。そもそも、改革時代に入って、こうしたアブラヤシ農園開発に必要な基礎的なデータの正当性が疑問に曝されているのは重大である。もしアブラヤシ開発が虚構の上に立っているのであれば、住民に順法意識を要求するのは無理である。

ジョコ・ウィドド大統領は、2019 年 4 月の大統領選のライバルであるプラボウォ・スビアント氏がどれほどの面積の事業権を持っているかを秘匿していた。土地空間大臣は、

そもそも事業権の面積と持ち主は「プライバシー」のため公表できないと主張している。

328

西カリマンタン州・ランダック県でのアブラヤシ農園問題を研究しているジュリア&ベン・ホワイトは以下のように述べている。「ある会社がいったん事業権を取得すると、これまでその土地を管理運営してきた地元はその土地への権利を失う。事業権失効後土地は国家に返還される。慣習法権はこのようにして永久に失われてしまう。しかし地元の人々は往々にしてこのことを知らない」(White & White, 2012:999)。

事業権失効後その土地は国有地になると単純に主張するだけでは、現在進行中の土地紛争を解決することはできない。事業権で契約された内容について、住民が事前に十分に理解しているかどうか疑問だからである。そのうえ、事業権の設定された土地は正確に測量されたのか、という正当性の問題まで浮上してきている。

提言 6

事業権の設定された土地は国有地であると強調するだけでは土地紛争の解決にはならない。事業権設定に至る過程に不透明さが残る以上、あるいは事業権の内容そのものに疑問が残る以上、住民の要望があれば事業権の停止、棄却が可能とすべきである。政策的に事業権失効後の問題をもっと柔軟に対応できるようになれば、現在の土地紛争がこれほどまでに激化する可能性は小さくなる。2008年西スマトラ州令第16号第3条第3項で、「営利目的の共有地の利用が終わったならば、関連する法律を尊重しつつ、その共有地は元の所有者に返還できる」と規定された。事業権が100年を超えて更新される可能性がある現状で、事業権の終了する時代を想像しにくく、こうした絶望的な状態に民衆をさらしていることが紛争を拡大させている要因でもある。国有地に転換する場合には相応の補償が必要であり、適正な補償がなされていないことが紛争を起こしている事実をもっと重視すべきである。

5 調停機関としての RSPO

RSPO (Roundtable on Sustainable Palm Oil: 持続可能なパーム油のための円卓会議) のホームページには以下のように記されている。「RSPOの紛争解決機構は、企業と地元コミュニティ、それに他のステークホルダー間の紛争を効果的に解決するための調停役を担う。争いの少なくとも一方の当事者がRSPOのメンバーであるようなアブラヤシ生産に関わる紛争を解決するために、相争っている当事者に情報や交渉の橋渡し役などへアクセスすることを可能にする」。そして現在調停中の紛争例が7例挙げられている。5例はインドネシア、2例がマレーシアである。

2007年に提示された持続的なパームオイル生産のための原則と基準の2.2、2.3、6.4、7.5、7.6が関連する規定である。原則2は「法令や条例の遵守」に関する原則で、先住民族の権利を宣言している。基準2.2は抽象的に先住民族の土地権を保障しているが、その指針では「法的な境界が明確に示され、見た目にも維持されている証拠が必要である。紛争があった場合には所有権獲得の新たな証拠や、FPICに基づく公平な補償が以前の所有者や占拠者になされたことを示す証拠」を要求するなど、先住民族権の基礎とな

³²⁸ BBC News Indonesia, Polemik HGU: Data kepemilikan lahan 'masih ditutup' dari publik, 17 Februari 2019.

る文書を要求している。基準 2.3 では「アブラヤシのための土地の利用で FPIC なしに法的な権利や慣習的権利を毀損してはならない」として、開発に着手する前に FPIC の必要性を強調している。実際の紛争処理におけるステークホルダー間の意見の表明機会の保証を挙げているが、先住民族、地元民にも十分にその機会を与えることを要件としている。

カパの慣習法指導者たちが RSP0 に訴えたのは、PHPI 社（その上位のウィルマー・グループ）が RSP0 の有力な会員でありながら、RSP0 の要求する原則に違反することをやっているとの批判が根底にあった。特に FPIC の原則が守られていないと批判した。

提言 7

RSP0 は認証基準を作るだけでなく、参加企業の原則の遵守にも今後さらに責任を負うべきである。紛争解決の調停機関として当事者の意見を聞き、話し合い解決の方向性を探る。RSP0 の役割はあくまでも法的拘束力のない助言を行なう程度だが、責任ある外部の立場から紛争調停の新たな機関としての役割を担うべきである。

あとがき

1999 年以来筆者はスマトラ島での土地紛争の研究を行なってきた。最初、西スマトラ州のミナンカバウ社会での土地紛争の研究を行なっていたが、アブラヤシ農園にニアス人労働者が多数雇用されている事実気づき、アン・ストーラー的な農園のヘゲモニー関係の研究に進む契機となった。だが、ニアス人が保全林内の違法入植者となり、西パサマン県政治の動態の中で残虐な方法で追放された事実を知り、国立公園や保全林内での違法入植問題への関心も広がり、クリンチ・スブラット国立公園における違法入植問題を扱うことになった。その研究活動を進めていく中で、同公園のジャンビ州側に住む狩猟採集民族オラン・リンバの人々を知るようになった。彼らはアブラヤシ農園開発や産業造林政策によって深刻な状況に置かれている。それだけではなく、農耕社会であるミナンカバウとは対極的な形で土地へのつながりを持っていて、オラン・リンバの人々の置かれている状況について大きな関心を持つようになった。

このような紆余曲折を経てスマトラ島での土地紛争研究の問題関心と対象地域は少しずつ変化してきたが、本博士論文の構想を練り、まとめていく過程で、ミナンカバウとオラン・リンバは相互に深く関連する研究分野として整理されてきた。

本稿では、インドネシアにおけるアブラヤシ農園開発をめぐる土地紛争の研究として、西スマトラ州のドミナントな民族であるミナンカバウにおける共有地権 Hak Ulayat を土地基本法でいう「共有地権」のモデルケースとして考察した。と同時にそれは、アブラヤシ開発で失われていくジャンビ州の狩猟採集民オラン・リンバの土地に対する権利を浮き彫りにした。こうした対比の中で、土地基本法が認めた共有地権が、1967 年林業基本法で森林域内では成立しないとされ、それがスハルト政権の開発政策のエンジンとなったが、同時に土地紛争を引き起こした元凶であることを確認した。さらに、改革時代になされた数多くの土地紛争解決のための法改革は実効性に乏しく、土地紛争が終結する気配は感じられない。

次に重要なのは、インドネシアの法律と行政がいう慣習法共同体(マジャラカット・フクム・アダット)に与えられた土地への権利と、国際先住民運動の影響を受けたインドネシアの先住民・慣習法社会(マジャラカット・アダット)の前提する土地権が異なっている事実である。その背景にはインドネシアはオランダ植民地時代の土地権を基礎にするマジャラカット・フクム・アダット(慣習法共同体)で構成されると主張する政府と、スハルト時代の開発の犠牲者、それへの抵抗を意味する存在としてのマジャラカット・アダット(先住民慣習法社会)の対立は大きく、両者の概念整理が今後さらに必要とされていることを明確にすることができた。問題はその次の課題で、ではその用語の混乱をどう統一を図っていくのかということであるが、正直に言うと、すぐに解決できるような妙案はない。それでも、アマンの側がマジャラカット・アダットというこれまでの概念の曖昧性を認識し、インディギナス・ピープルの権利を明確に位置づけするような概念の変更を図るべきである。さらにインドネシア政府の側でも、改革時代に極小社会にしか認めていないマジャラカット・フクム・アダット(慣習法民族)認定の条件を緩和し、オラン・リンバの土地権を認める政策変更を図るべきである。

アブラヤシ農園に提供されたミナンカバウの共有地をめぐる土地紛争はますます先鋭化してきている。土地提供時の約束の完全履行を要求する段階から、事業権に記載された農園の所在とその面積の正当性を問う根本的な問題も提示されている。改革時代になってか

ら、地方政府の権限が強まり、農園開発の基本情報は地方政府の手によって作成されているのだが、もしそのデータが信頼できないとなると、これは全インドネシア的に波及する大問題に発展する可能性がある。そうした最悪のカタストロフィ的状况に陥らないためにも、紛争の根本原因である森林基本法を抜本的に改正し、共有地権を認める法的二元性の認められたインドネシアを目指すべきである。

一方、違法入植という手段で「長期に土地を占有」し、土地権を主張している人々がアブラヤシ農園の拡大とともに増加している事実も見逃せない。インドネシアのアブラヤシ大農園に対する政府の政策が大農園に有利となるような「提携政策」に変わった影響を無視できない。自営アブラヤシ園その他のための土地を求める人々の一部は国立公園や保全林などへの違法入植者となって現れてきていて、今後こうした違法入植者の処遇も重要な課題となってくる。こうした人々は共有地権の対象にはならないが、その取扱いには慎重ではあっても、断固とした態度でなされるべきである。

農園での治安機構の存在は土地紛争と不可分に結びついている。スハルト時代を彷彿とさせるような治安機構による暴力が紛争農園では頻発していて、この分野への民主化はまだ及んでいないことを痛感させられる。農園内の厳しいヘゲモニー関係は、一旦紛争となると治安機構の暴力となって出現する。しかし、紛争のコストという合理的な計算を行うことで、それがいかに農園経営を圧迫しているかを知るべきである。ステークホルダーの知恵を出し合い、紛争の初期の段階でいかに解決するかというノウハウを確立すべきである。

表、地図一覧

序章

表 0-1 「2016 年 10 大パームオイル生産国」

表 0-2 「インドネシアにおけるアブラヤシ農園の拡大計画（2017-2021）」

第 1 章

地図 1-1 スマトラ島地図

第 2 章

表 2-1 「インドネシアの輸出量の増加（2013-2018 年）」

表 2-2 「2016 年ムランギン県各郡のゴム、アブラヤシ、コーヒー小農園の作付面積」

第 3 章

表 3-1 「ブキット・ドゥアブラス国立公園のゾーニング」

表 3-2 「オラン・リンバとアブラヤシ農園 SAL 社との紛争」

第 4 章

表 4-1 「2009 年西パサマン県のアブラヤシ農園の面積と生産高」

表 4-2 「2013 年西パサマン県アブラヤシ農園／小農園面積・生産高」

表 4-3 「西スマトラ州農園局西パサマン土地事務所の管轄する事業権の投資先」

表 4-4 「ラナーバタハン郡と LND 郡とのアブラヤシ農園面積、生産高比較（2015 年）」

第 5 章

表 5-1 「北スマトラ州とニアス県との貧困率比較」（1993 - 2016）」

表 5-2 「南ニアス県の労働力年代に入る 15 歳以上の人口、2015」

表 5-3 「西パサマン県の農民組合とコミュニティ林」

表 5-4 「2009 年西パサマン県知事選挙結果」

第 6 章

表 6-1 「2015 年南ソロック県各郡のゴム、アブラヤシ小農統計」

表 6-2 「2016 年 4 月の村長選挙結果」

第 7 章

表 7-1 「土地紛争の背景と原因」

表 7-2 「土地紛争の段階ごとの表現形態」

表 7-3 「紛争農園のプロフィール」

参考文献

日本語文献（あいうえお順）

- 秋道智彌[2007]「序——資源・生業複合・コモンズ」、秋道智彌編『資源とコモンズ』資源人類学 8、13-36 頁、東京：弘文堂。
- 井上 真[2004]『コモンズの思想を求めて、カリマンタンの森で考える』、162 頁、東京：岩波書店。
- 岩佐和幸[2005]『マレーシアにおける農業開発とアグリビジネス、輸出志向型開発の光と影』、266 頁、京都：法律文化社。
- 内田道雄[2016]『燃える森に生きる——インドネシア・スマトラ島 紙と油に消える熱帯林』、192 頁、東京：新泉社。
- 浦 野 真理子[2013]「インドネシアのアブラヤシ農園で働く人々：大規模農園開発による雇用創出と貧困解決」、『北星論集（経）』 第 52 卷 第 2 号（通巻第 63 号）、251-264 頁、北星学園大学。
- 岡本幸江 [2003]「アブラヤシ農園拡大政策の問題点——インドネシアの事例」、井上真編『アジアにおける森林の消失と保全』、184-201 頁、東京：中央法規出版。
- 小坂田裕子 [2014]「先住民族の事前の自由なインフォームド・コンセントを得る義務——国際人権法の環境・開発分野への影響の限界と可能性——」『世界法年報』 第 33 号、94-122 頁、世界法学会、2019 年 10 月 22 日アクセス。
https://www.jstage.jst.go.jp/article/yearbookofworldlaw/33/0/33_94/_pdf/-char/ja
- 小坂田裕子[2017]『先住民族と国際法——剥奪の歴史から権利の承認へ——』、288 頁、東京：信山社。
- 加藤 剛[1983]「解説 ミナンカバウ社会について」、ラジャブ『スマトラの村の思い出』加藤剛訳、421-447 頁、東京：めこん。
- 金沢謙太郎 [2005]「サラワクの森林伐採と先住民プナンの現在」、池谷和信編『熱帯アジアの森の民、資源利用の環境人類学』、273-301 頁、京都：人文書院。
- 金沢謙太郎 [2008]「熱帯雨林のモノカルチャー——サラワクの森に介入するアクターと政治化された環境」、信田敏宏・真崎克彦編『東南アジア・南アジアの開発の人類学』、119-156 頁、東京：明石書店。
- 加納啓良 [1999]「ジャワの耕地共有制度とその解体過程」、杉島敬志編『土地所有の政治史——人類学的視点』、429-441 頁、東京：風響社。
- 加納啓良[2018]「分析レポート」株式会社定款の変遷にみるインドネシアのアブラヤシ農園企業——20 世紀末までの展開、『東南アジア研究（特集） アブラヤシ農園拡大の政治経済学——アクター、言説、制度の視点から——』 55 卷 2 号、367-399 頁、京都大学東南アジア地域研究研究所。
- 河合真之 [2018]「インドネシア共和国における PIR(Perusahaan Inti Rakyat)方式の変遷」『東南アジア研究』 55 卷 2 号、256-291 頁、
- 木村 操 [2005]「生産国としてのスマトラ」『スマトラ島経済地誌』 第七章、アジア学叢書第 139 巻、179-256 頁、東京：大空社（復刻版、原著は 1944（昭和 19）年南洋協會刊行）。

- ジェトロ・ジャカルタセンター [2010]『インドネシアの不動産利用制度』(H21 年度海外制度制、調査)、2019 年 9 月 5 日アクセス。
https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07000183/indonesia_estate.pdf
- 島上宗子[2012]「インドネシアにおけるコミュニティ林(Hkm)政策の展開——ランポン州ブトゥン山麓周辺地域を中心として」、市川昌広・生方史数・内藤大助編『熱帯アジアの人々と森林管理制度——現場からのガバナンス論』、128-147頁、京都：人文書院。
- ストーリー、アン [2007]『プランテーションの社会史——デリ、1870 - 1979』中島成久訳、本文 320 頁、東京：法政大学出版局。
- 高橋 進[2014]『生物多様性と保護地域の国際関係、対立から共生へ』239 頁、東京：明石書店。
- 鶴見良行[1996]「アブラヤシ生産の発展と移民労働者」、鶴見良行・宮内泰介編『ヤシの実際のアジア学』、298-318 頁、東京：コモンズ。
- ティウオン、シルビア他[2002]『軍が支配する国インドネシア——市民の力で変えるために』福家洋介・岡本幸恵・風間純子訳、197 頁、東京：コモンズ。
- 中川鶴太郎 [1984]『ゴム物語』科学全書 12、220 頁、東京：大月書店。
- 中島成久[1996]「インドネシアの母系社会における国家とエスニシティ——ミナンカバウ家族の言説をめぐって」、綾部恒雄編『国家のなかの民族——東南アジアのエスニシティ』、287-320頁、東京：明石書店。
- 中島成久[1997]「ミナンカバウの女性——スハルト新体制下の母系制社会の現実」、綾部恒雄編『女の民族誌1アジア編』、195-220頁、東京：弘文堂。
- 中島成久[1998]「後産の処理とそのディスコースをめぐるミナンカバウの権力とジェンダー」『紀要』(社会科学編)、1-21頁、法政大学教養部。
- 中島成久[2000]「アナック・バラム《性の異なる双子》とブンド・カンドン《太母》——ミナンカバウにおける「人」概念の今日的位相、『紀要』(自然科学・社会科学編)、45-94頁、法政大学教養部。
- 中島成久 [2010]『森の開発と神々の闘争——改訂増補版屋久島の環境民俗学』282頁、東京：明石書店。
- 中島成久 [2011]『インドネシアの土地紛争——言挙げする農民たち』創成社新書、235 頁、東京：創成社。
- 中島成久[2013]「アブラヤシ・プランテーションをめぐる権力関係——ウィルマー・グループ、国営第 IV 農園、民衆農園における労働者の管理」『異文化』(論文編) 第 14 号、103-148 頁、法政大学国際文化学部紀要。
- 中島成久[2016a]「ニアス人スクウォッター焼き討ち事件——インドネシア、西スマトラ州西パサマン県の事例より」『異文化』17、205-232頁、法政大学国際文化学部紀要。
- 中島成久[2016b]「開発で危機に瀕するクリンチ・スブラット国立公園」『インドネシアニュースレター』93、14-35頁、東京：日本インドネシアNGOネットワーク(JANNI)。
- 中島成久[2017]「クリンチ・スブラット国立公園のスクウォッター」『インドネシアニュースレター』96、59-83頁、東京：日本インドネシアNGOネットワーク(JANNI)。
- 永田淳嗣・新井祥穂 [2006]「スマトラ中部・リアウ州における近年の農園開発——研究の

- 背景と方法・論点——」『東京大学人文地理学研究』17、51-60 頁、2019 年 7 月 26 日アクセス。file:///C:/ /TempState/Downloads/jinbun_1703%20(1).pdf
- 永田淳嗣・小泉佑介 [2018]「インドネシアにおける農園事業許可条例の変遷」『東南アジア研究』55巻2号、240-255頁、京都大学東南アジア地域研究研究所。
- 新田和弘 [2011]「スマトラ熱帯雨林の世界遺産登録による国立公園管理の進展と課題」『筑大演報』第27 号、1-45頁、筑波大学農林技術センター演習林報告 / 筑波大学農林技術センター [編]。
- ファーニヴァル、J. S. [1942]『蘭印経済史』南太平洋研究會訳、655 頁、東京：実業之日本社。
- ブーケ、J. H. [1979]『二重経済論：インドネシア社会における経済構造分析』永易浩一訳、408 頁、東京：秋葉書房（出版）、西宮市：鹿砦社（発売）。
- 松井和久（編）[2003]『インドネシアの地方分権化——分権化をめぐる中央・地方のダイナミクスとリアリティ』284 頁、千葉市：アジア経済研究所。
- 増田和也 [2012]『インドネシア 森の暮らしと開発』、437 頁、東京：明石書店。
- 松野明久 [2007]『トラウマ的記憶の社会史、抑圧された歴史を生きた民衆の物語』、192 頁、東京：明石書店。
- 松野明久 [2018]「新秩序の過去に向き合う～総括なき「改革」からバックラッシュへ～『インドネシアニュースレター』第 97 号、特集「レフォルマシ 20 周年」、25-32 頁、東京：日本インドネシア NGO ネットワーク。
- 水野広祐 [1997]「インドネシアにおける土地権転換問題——植民地期の近代土地権の転換問題を中心に——」、水野広祐・重富真一編『東南アジアの経済開発と土地制度』、115-154 頁、東京：アジア経済研究所。
- 水野広祐 [2012]「インドネシア西ジャワにおけるタルン・焼畑・二次林システム：森林と違法伐採について考える」『実践型地域研究最終報告書：ざいちのち』、245-258 頁、2019年2月16日アクセス。 <http://hdl.handle.net/2433/155053>
- 水野広祐 [2015] インドネシアの土地政策と泥炭開発、『BIOCITY』特集消えた熱帯林とプランテーション、No. 63、34-39 頁、東京：株式会社ブックエンド。
- 水野広祐 [2018]「労使関係と労働運動」、『インドネシアニュースレター』第 97 号、特集「レフォルマシ 20 周年」、47-63 頁、東京：日本インドネシア NGO ネットワーク。
- 水野広祐、クスマニンチャス [2012]「東南アジアの土地政策と森林政策」、川井秀一・水野広祐・藤田素子編『熱帯バイオマス社会の再生——インドネシアの泥炭湿地帯から——』第 1 章、15-47 頁、京都：京都大学学術出版会。
- 宮本謙介 [1993]「東部スマトラの植民地化と周辺部労働力編成」『インドネシア経済史研究——植民地社会の成立と構造——』第 8 章、251-274 頁、京都：ミネルヴァ書房。
- 三輪滋他 [2006]「2005 年 3 月 28 日のスマトラ島沖地震におけるインドネシア・ニアス島の被害と復旧復興支援活動」、シンポジウム論文集[土木学会]地震工学委員会 編『近年の国内外で発生した大地震の記録と課題(2)』、59-66 頁、2019 年 2 月 14 日アクセス。
http://library.jsce.or.jp/Image_DB/eq04-07/proc/02002/2006-0059.pdf
- 吉村真子 [1998]『マレーシアの経済発展と労働力構造、エスニスティ、ジェンダー、ナショナリティ』、274 頁、東京：法政大学出版局。

英語・インドネシア語文献 (ABC 順)

- Acciaoli, Greg and Oetami Dewi [2016] Opposition to Oil Palm Plantations in Kalimantan: Divergent Strategies, Convergent Outcomes, in Rob Cramb and John F. McCarthy, eds, *The Oil Palm Complex: Smallholders, Agribusiness and the State in Indonesia and Malaysia*, Singapore: NUS Press, pp. 327-353.
- Aidenvironment [2014] Fair Company-Community Partnerships in Palm Oil Development, Oxfam Discussion Papers, https://www-cdn.oxfam.org/s3fs-public/file_attachments/dp-fair-company-community-partnerships-palm-oil-210514-en.pdf, (Accessed on July 25, 2019.)
- Afrizal [2007] *The Nagari Community, Business and The State, the Origin, and the Process of Contemporary Agrarian Protests in Wet Sumatra, Indonesia*, Bogor: Sawit Watch and Forest People Programme.
- Afrizal [2013] Oil Palm Plantations, Customary Rights, and Local Protests, A West Sumatra Case Study, in Anton Lucas and Carol Warren, eds, *Land for the People: The State and Agrarian Conflicts in Indonesia*, Athens: Ohio University Press, pp. 149-182.
- Afrizal and Patrick Anderson [2016] Industrial Plantations and Community Rights: Conflicts and Solutions, in McCarthy and Robinson, eds, *Land and Development in Indonesia, Searching for the People's Sovereignty*, Indonesia Update Series, College of Arts and the Pacific, The Australian National University, Singapore: ISEAS Publishing, pp. 297-314.
- Amnesty International [2016] The Great Palm Oil Scandal: Labour Abuses Behind Big Brand Names, <https://www.amnesty.org/download/Documents/ASA2151842016ENGLISH.PDF>, (Accessed on January 12, 2019.)
- Anatona dan Teuku Ibrahim Alfian [2001] Perdagangan Budak Pulau Nias: Slave Trade in Nias Island 1820-1860, Program Studi Sejarah, Tesis S2 Program Pasca Sejarah Universitas Gadjah Mada. <http://i-lib.ugm.ac.id/jurnal/detail.php?dataId=4003>, (Accessed on August 2, 2019).
- Andrianto, Agus et al [2014] The Impacts of Oil Palm Plantation on Forests and People in Papua: a Case Study from Boven Digoel District, Working Paper 163, Center for International Forestry Research (CIFOR), Bogor, http://www.cifor.org/publications/pdf_files/WPapers/WP163Andrianto.pdf, (Accessed on July 27, 2019.)
- Anggraini, Nestia and Umery Lathifa [2017] Communal Rights of Land: Indonesia Government Effort to Protect the Right of Indigenous Group, International Journal of Social Sciences and Humanity, Vol. 7, No. 8, August 2017, pp. 513-517, <http://www.ijssh.org/vol7/876-SH0011.pdf>, (Accessed on July 28, 2019).
- Arizona, Yance and Erasmus Cahyadi [2013] The Revival of Indigenous Peoples: Contestations over Legislation on Masyarakat Adat, Brigitta Hauser-Scaublin, ed., *Adat and Indigeneity in Indonesia: Culture and Entitlements between Heteronomy and Self-Ascription*, Göttingen Studies in Cultural Property 7, Göttingen: Göttingen University Press, pp. 43-62.
- Asrun, A Muhammad [2015] The Crisis of Judicial Independence in Indonesia under

- Soeharto Era, Scientific Research Journal (SCIR), Vol. III, Issue VIII, August, pp. 6-11, <http://www.scirj.org/papers-0815/scirj-P0815277.pdf>, (Accessed on August 12, 2019.)
- Bachriadi, Dianto and Anton Lucas [2001], *Merampas Tanah Rakyat, Kasus Tapos dan Cimacan*, Jakarta: KPG (Kepustakaan Populer Gramedia).
- Bachriadi, Dianto and Anton Lucas, [2009], Trees, Money, Livelihood and Power: the Politics of Conservation in Bengkulu Province In the Era of Decentralisation, paper presented in the 15th International Conference of the Commission on Legal Pluralism, Zurich, Switzerland, August 31, Not Published.
- Bakker, Laurens [2008] Can we get hak ulayat?" Land and community in Pasir and Nunukan, East Kalimantan, UC Berkeley Recent Work, eScholarship.org, Powered by the California Digital Library, University of California, <https://escholarship.org/uc/item/5pj3z2jr>, (Accessed on July 28, 2019.)
- Bakry [2000] Kata Sambutan Kepala Kantor Wilayah BPN Propinsi Sumatera Barat, Pada Acara Workshop Tanah Ulayat Di Propinsi Sumatera Barat, Padang, 23 Oktober 2000, in H. Syofayan Kalaluddin, ed., *Himpulan Makalah dan Rumusan Workshop Tanah Ulayat di Sumatera Barat*, Padang: TJ, pp. 1-6.
- Barlow, Zen and Gondowarsito [2003], The Indonesian Oil Palm Industry, MPOB (Malaysian Palm Oil Board), <http://palmoilis.mpob.gov.my/publications/OPIEJ/opiejv3n1-8.pdf>, (Accessed on January 25, 2019.)
- Barreiro, Prasodia, Sileuw & Schweithelm [2016] The Cost of Conflict in Oil Palm in Indonesia, https://daemeter.org/new/uploads/20170121193336.The_Cost_of_Conflict_in_Oil_Palm_Indonesia_.pdf, (Accessed on July 30, 2019.)
- Beckert, Barbara [2016] A post-frontier in transformation: land relations between access, exclusion and resistance in Jambi province, Indonesia, Dissertation, Georg-Augustus-Universität Göttingen, <https://d-nb.info/1126724785/34>, (Accessed on January 29, 2019.)
- Bedner, Adriaan [2001] *Administrative Courts in Indonesia: A Socio-legal Study*, London-Leiden Series on Law, Administration and Development, Volume:6, The Hague: Springer.
- Bedner, Adriaan [2016] Indonesian Land Law: Integration at Last? And for Whom? in John McCarthy and Kathryn Robinson, eds, *Land & Development in Indonesia, Searching for the People's Sovereignty*, Indonesia Update Series, College of Arts and the Pacific, The Australian National University, Singapore: IESAS Publishing, pp. 63-88.
- Bettinger, Keith [2014] Death by 1,000 Cuts: Road Politics at Sumatra's Kerinci Seblat National Park, *Conservation and Society*, Vol. 12 No. 3, pp. 280-293, www.conservationandsociety.org/article.asp?issn=0972-4923;year=2014;volume=12;issue=3;s, (Accessed on July 28, 2019.)
- Bissonnette, Jean-François [2012] Envisioning agribusiness: Land, labour and value in a time of oil palm expansion in Indonesia, A thesis submitted in conformity with the requirements for the degree of Doctor of Philosophy, Graduate Department of Geography, University of Toronto,

- https://tspace.library.utoronto.ca/bitstream/1807/43936/1/Bissonnette_Jean-Francois_201209_PhD_Thesis.pdf, (Accessed on July 25, 2019.)
- Bissonnette, Jean Francois and Rodolph Konick [2017] The return of the plantation? Historical and contemporary trends in the relation between plantations and smallholdings in Southeast Asia, *The Journal of Peasant Studies*, 2017, Vol. 44, No. 4, pp. 918–938.
<https://www.tandfonline.com/doi/pdf/10.1080/03066150.2017.1311867?needAccess=true>, (Accessed on September 25, 2019.)
- Blouch, Raleigh A [2010] Zoning for People Within Indonesia's Kerinci Seblat National Park, *Journal of Sustainable Forestry*, 14 July 2010, pp. 432-450.
<https://www.tandfonline.com/doi/pdf/10.1080/10549810903550852?needAccess=true>, (Accessed on August 3, 2019.)
- Byerlee, Derek. [2014] The Fall and Rise Again of Plantations in Tropical Asia: History Repeated? *Land*, vol. 3, issue 3, pp.1-24.
https://www.researchgate.net/publication/290215049_The_Fall_and_Rise_Again_of_Plantations_in_Tropical_Asia_History_Repeated, (Accessed on July 25, 2019.)
- Colchester, Marcus et al [2006] *Promised Land: Palm Oil and Land Acquisition in Indonesia - Implications for Local Communities and Indigenous Peoples*, Forest Peoples Programme, Perkumpulan Sawit Watch, HUMA and the World Agroforestry Centre.
- Colchester, Marcus et al [2011] Human rights abuses and land conflicts in PT Asiatic Persada concession in Jambi, Report of an independent investigation into land disputes and forced eviction in a palm oil estate, HUMA, Sawit Watch and Forest Peoples Programme. <https://www.illegal-logging.info/content/human-rights-abuses-and-land-conflicts-pt-asiatic-persada-concession-jambi-report?page=17>, (Accessed on July 30, 2019.)
- Colombijn, Freek and J. Thomas Lindblad, eds. [2002] *Roots of Violence in Indonesia*, Institute of Southeast Asian Studies, Singapore, Leiden: KITLV Press.
- Daryono [2010] Transformation of land rights: A mixed private and public law model, *Pacific Rim Law & Policy Journal*, Vol.19, No.3, pp. 417-457.
https://www.researchgate.net/publication/296419615_Transformation_of_land_rights_in_Indonesia_A_mixed_private_and_public_law_model, (Accessed on July 23, 2019.)
- De Groot Heupner, Susan [2016] Labour Exploitation, Systematic Oppression and Violence in Palm Oil Plantation in North Sumatra, Indonesia, *PEOPLE: International Journal of Social Sciences*, Special Issue, Volume 2, Issue 1, pp. 477-494. <https://grdspublishing.org/index.php/people/article/view/288/2571>, (Accessed on August 11, 2019.)
- Elkholy, Ramsey [2016] *Being and Becoming: Embodiment and Experience among the Orang Rimba of Sumatra*, New York/Oxford: Berghahn.
- Erfit [2017] Analysis of palm oil industry cluster in Jambi Province, *Jurnal Perspektif Pembiayaan dan Pembangunan Daerah*, Vol. 5, No.1, July – September, pp. 27-34,
<https://pdfs.semanticscholar.org/d9a9/d9117338b1227fe3574bb19a211fb876574e.pdf>, (Accessed on July 25, 2019.)

- Erman, Erwiza [2006] Illegal Mining in West Sumatra: Access, Actors, and Agencies in the Post Suharto-Era, in Alfian Miko, ed., *Dinamika Kota Tambang Sawalunto*, Padang: Andalas University Press, pp. 27-87.
- Feintrenie, Lauren, Kian Chong Wan, and Patrice Levang [2010] Why Do Farmers Prefer Oil Palm ? Lessons Learn from Bungo District, Indonesia, *Small Scale Forestry*, September 2010, Volume 9, Issue 3, pp. 379-396, <https://link.springer.com/content/pdf/10.1007%2Fs11842-010-9122-2.pdf>, (Accessed on October 2, 2019.)
- Fitzpatrick, Daniel [1997] Disputes and Pluralism in Modern Indonesian Land Law, *Yale Journal of International Law*, Volume 23, Article 4, pp.171-212. <https://digitalcommons.law.yale.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1056&context=yjil>, (Accessed on October 21, 2019.)
- Fitzpatrick, Daniel [2007] Land, custom, and the state in post-Suharto Indonesia: A Foreign Lawyer's perspective, in Jamie S. Davidson and David Henley, eds., *The Revival of Tradition in Indonesian Politics: The Development of Adat from Colonialism to Indigenism*, Routledge Contemporary Southeast Asia Series, London and New York: Routledge, pp.130-148.
- Friend of the Earth, Life Mosaic and Sawit Watch [2008] Losing Ground: The human rights impacts of oil palm plantation expansion in Indonesia, <https://www.foei.org/wp-content/uploads/2014/08/losingground.pdf>, (Accessed on January 25, 2019.)
- Gatto, Marcel, Meike Wollni, and Martin Qaim [2014] Oil Palm Boom and Land-Use Dynamics in Indonesia: The Role of Policies and Socioeconomic Factors, EFForTS Discussion Paper Series No. 6, University of Goettingen, Germany, <http://webdoc.sub.gwdg.de/pub/mon/sfb990/dp-6.pdf>, Accessed on February 23, 2019.
- Gulö, Ingatan [2014] Unique Characteristics of Nias Language, *International Journal of English and Education*, Volume 3, Issue 3, pp. 26-32. <https://www.researchgate.net/publication/297289332>, (Accessed on August 8, 2018.)
- Hafid, Jos [2001] *Perlawanan Petani, Kasus Tanah Jenggawah*, Bogor: Pustaka Latin.
- HARI [2017] *Melawan Kriminalisasi Orang Adat di Tanahnya: Potret Kriminalisasi Terkait Pasca Paradigma Baru Toba Pulp Lestari di Tapanuli*, Medan: Penerbit Bina Media Peintis.
- Hein, I. Jonas [2019] *Political Ecology of REED+ in Indonesia, Agrarian Conflicts and Forest Carbon*, 1st Edition, Routledge. (www.oapen.org/download?type=document&docid=1003989, (Accessed on October 2, 2019.)
- Holeman, J.F [1981] *Van Vollenhoven on Indonesian Adat Law, selection from Het Adatrecht van Nederlandsch-Indië (Volume I, 1918; Volume II, 1931)*, The Hague: Martinus Nijhoff.
- Hollenbach, Allen J. [2005] Promise or Peril? The Fate of Indonesia's Protected Areas in an Era of Decentralization, *Journal of Development and Social Transformation*

Vol 2 (1), pp. 79-87.

- IFC (International Finance Cooperation) [2013] Diagnostic Study on Indonesian Oil Palm, Smallholders: Developing a better understanding of their performance and potential, September, file: CaseStudy_PalmOilSmallholders_Indonesia%20(1).pdf, (Accessed on July 26, 2019.)
- Imdah, Nur and Endrizal [Year Not Mentioned], *Dinamika Agribisnis Kelapa Sawit dan Permasalahannya Provinsi Jambi, Prosiding Konferensi Nasional Kelapa VIII*,
<http://perkebunan.litbang.pertanian.go.id/wp-content/uploads/2015/09/MP-12-Nur-Imdah.pdf>, (Accessed on October 31, 2018.)
- Jelsma, et al [2009] Smallholder Oil Palm Production Systems in Indonesia: Lessons Learned from the NESP Ophir Project, Wageningen University, Wageningen,
<http://edepot.wur.nl/148600>, (Accessed on July 30, 2019.)
- Kahn, Joel [1993] *Constituting the Minangkabau: Peasants, Culture, and Modernity in Colonial Indonesia*, Oxford: BERG.
- Kato, Tsuyoshi [1989] Different Fields, Similar Locusts: Adat Communities and the Village Law of 1979 in Indonesia, *INDONESIA*, Vol. 47, Cornell University Southeast Asia Program, pp. 89-114.
<https://hdl.handle.net/1813/53911>, (Accessed on October 22, 2019.)
- Koentjaraningrat (ed.) [1993] *Masyarakat Terasing di Indonesia*, Jakarta: Penerbit PT Gramedia Pustaka Utama.
- Larson, Donald F. [1996] *Indonesia's Palm Oil Subsector*, Policy Research Working Paper 1654, The World Bank International Economic Department Commodity Policy and Analysis Unit, pp. 1-41.
https://www.researchgate.net/publication/23721918_Indonesia's_Palm_Oil_Subsector, (Accessed on October 21, 2019.)
- Levang, Patrice, Wahyu F. Riva, and Meri G. Orth [2016] Oil Palm Plantations and Conflict in Indonesia: Evidence from West Kalimantan, in Rob Cramb and John F. McCarthy eds., *The Oil Palm Complex: Smallholders Agribusiness and the State in Indonesia and Malaysia*, Singapore: NUS Press, pp. 283-300.
- Liem, Soei Liong [2002] It's the military, stupid! in Freek Colombijn and J. Thomas Lindblad, eds., *Roots of Violence in Indonesia*, Institute of Southeast Asian Studies, Singapore, Leiden: KITLV Press, pp. 197-225.
- Lucas, Anton and Carol Warren [2003] The State, the People, and Their Mediators: The Struggle over Agrarian Law Reform in Post-New Order Indonesia, *INDONESIA*, No.76, Cornell University Southeast Asia Program, pp. 87-126.
<https://hdl.handle.net/1813/54302>, (Accessed on October 22, 2019.)
- Lucas, Anton and Carol Warren [2013] The Land, the Law, and the People, in Anton Lucas and Carol Warren, eds., *Land for The People, the State and Agrarian Conflict in Indonesia*, Athens: Ohio University Press, pp. 1-39.
- MacAndrew, Colin [1986] *Land Policy in Modern Indonesia: A Study of Land Issues in the New Order Period*, A Lincoln Institute of Land Policy Books, Ann Arbor: Umi Researcher Pr.
- Manurung, Buttet [2007] *Sokola Rimba*, Jakarta: KOMPAS Penerbit Buku, paperback edition [2013].

- McCarthy, John F. and Zahari Zen [2016] Agribusiness, Agrarian Change, and the Fate of Oil Palm Smallholders in Jambi, in Rob Cramb and John F. McCarthy, *The Oil Palm Complex: Smallholders Agribusiness and the State in Indonesia and Malaysia*, Singapore: NUS Press, pp. 109-154.
- Moniaga, Sandra [2008] From Bumiputa to Masyarakat Adat: A Long and Confusing Journey, in Jamie S. Davidson and David Henley, eds., *The Revival of Tradition in Indonesian Politics: The Deployment of Adat from Colonialism to Indigenism*, London and New York: Routledge, pp. 275-294.
- Murray-Li, Tania [2000] *Masyarakat Adat, Difference, and the Limits of Recognition in Indonesia's Forest Zone*, *Modern Asian Studies* 35, 3, Cambridge University Press, pp. 645-676.
https://www.jstor.org/stable/313184?seq=1#metadata_info_tab_contents,
 (Accessed on July 27, 2019.)
- Murray Li, Tania [2011], Centering Labor in the Land Grab Debate, *The Journal of Peasant Studies*, Vol. 38, No. 2, March, pp. 281-298.
<https://www.tandfonline.com/doi/pdf/>, (Accessed on July 27, 2019.)
- Nafis, Aas [1984] *Alam Tekumbang Jadi Guru*, Jakarta: PT Grafiti Pers.
- Nakashima, Narihisa [1998] Ethnicity and Religion in Suharto's Indonesia: Minangkabau Society under the Marriage Law of 1974, in Tsuneo Ayabe, ed., *Nation State, Identity and Religion in Southeast Asia*, Singapore Society of Asian Studies, Singapore: Humanity Press, pp. 25-54.
- Nakashima, Narihisa [2002] The State Ideology of *Rumah Tangga* (Household) and the Minangkabau View of Gender and Power, 『異文化』 3, 法政大学国際文化学部、pp. 233-242.
- Nakashima, Narihisa [2007] On the Legitimacy of Development: A Case Study of Communal Land Struggle in Kapalo Hilalang, West Sumatra, Indonesia. *Journal of International Economic Studies*, No. 21, The Institute of Comparative Economic Studies, Hosei University, Tokyo, Japan, pp. 145-160.
- Nakshima, Narihisa [2010] Oil Palm Development and Violence----A Case Study of Communal Land Struggle in Kapar, West Sumatra, Indonesia, 『異文化』 11、法政大学国際文化学部、pp. 127-176.
- Nakashima, Narihisa [2018] Exclusion of Nias Squatters and Expansion of Oil Palm Plantation, *Journal of International Economic Studies*, No. 32, The Institute of Comparative Economic Studies, Hosei University, Tokyo, pp. 139-152.
- Persoon, Gerard [1998] Isolated groups or Indigenous peoples; Indonesia and the International discourse, *Bijdragen tot de Taal-, Land- en Volkenkunde / Journal of the Humanities and Social Sciences of Southeast Asia and Oceania*, Vol. 154, No. 2, Leiden, pp. 281-304. <http://www.kitlv-journals.nl>, (Accessed on July 27, 2017.)
- Prasetijo, Adi [2015] *Orang Rimba, True Custodian of the Forest: Alternative Strategies and Actions in Social Movement Against Hegemony*, ICSD (Indonesian Center for Sustainable Development) and KKI WARSI.
https://www.academia.edu/33356323/Orang_Rimba_True_custodian_of_the_forest, (Accessed on November 12, 2018.)
- Prasetijo, Adi [2017] Living Without the Forest: Adaptive Strategy of Orang Rimba,

- Senri Ethnological Studies*, Vol. 95, pp. 255-278.
<http://doi.org/10.15021/00008156>, (Accessed on July 27, 2019.)
- Potter, Lesley [2009] Oil Palm and Resistance in West Kalimantan, Indonesia, in Dominique Caouette and Sarah Turner, eds., *Agrarian Angst and Rural Resistance in Contemporary Southeast Asia*, London and New York: Routledge, pp. 105-134.
- Potter, Lesley [2016] How can the people's sovereignty be achieved in the oil palm section? Is the plantation model shifting in favor of small holders? in John McCarthy and Kathryn Robinson, eds., *Land & Development in Indonesia, Searching for the People's Sovereignty*, Singapore: NUS Press, pp. 315-342.
- Purwanto, Edi [2016] *An Anti-encroachment Strategy for the Tropical Rainforest Heritage of Sumatra: Towards New Paradigms*, Tropenbos International Indonesia, Bogor, <https://www.tropenbos.org/resources/publications/an+anti-encroachment+strategy+for+the+tropical+rainforest+heritage+of+sumatra:+to+wards+new+paradigms>, (Accessed on August 3, 2019.)
- Rafie, Said Achmada Kabiru [2018] Indonesia's Palm Oil Market—Outlook and Future Trends, *Oil Palm Industry Economic Journal*, Vol. 18 (1), March, pp. 25-30. <http://palmoilis.mpob.gov.my/publications/OPIEJ/opiejv18n1-said.pdf>, (Accessed on August 11, 2019.)
- Rias, Irzal, and Arma Diana [2015] The Mechanism of Adat Justice Conducted by the Kerapatan Adat Nagari (KAN) within Dispute Resolution on Sako Pusako in Indigenous People Community in Luhak Agam, West Sumatera, *International Journal of Science and Research*, Volume 6, Issue 11, November, pp. 104-1019/ <https://www.ijsr.net/archive/v6i11/ART20177622.pdf>, (Accessed on August 13, 2019.)
- Reid, Anthony [1984] The Pre-colonial Economy of Indonesia, *Bulletin of Indonesia Economic Studies*, Vol. 20, Issue 2, pp. 151-167.
<https://www.tandfonline.com/doi/abs/10.1080/00074918412331334662?journalCode=chie20>, (Accessed on August 13, 2019.)
- Rosmidah [2010] Pengakuan Hukum Terhadap Hak Ulayat Masyarakat Hukum Adat dan Hambatan Implementasinya, *INOVATIF -Jurnal Ilmu Hukum*, Vol. 2, No. 4, pp. 92-102. <https://online-journal.unja.ac.id/index.php/jimih/article/view/370>, (Accessed on October 21, 2019.)
- Sager, Steven [2008] The Sky is our Roof, the Earth our Floor; Orang Rimba Customs and Religion in the Bukit Duabelas region of Jambi, Sumatra, A thesis submitted for the degree of Doctor of Philosophy of The Australian National University,
https://www.researchgate.net/publication/266092724_The_Sky_is_our_Roof_the_Earth_our_Floor_Orang_Rimba_Customs_and_Religion_in_the_Bukit_Duabelas_Region_of_Jambi_Sumatra, (Accessed on July 28, 2019.)
- Sanderson, Sunny [2016], Malaysian Oil Palm and Indonesian Labour Migration: A Perspective from Sarawak, in Rob Cramb and John F. McCarthy, eds., *The Oil Palm Complex: Smallholders Agribusiness and the State in Indonesia and Malaysia*, Singapore: NUS Press, pp. 378-408.
- Scot, James [1985] *Weapons of the Weak, Everyday Forms of Peasant Resistance*,

- New Haven and London: Yale University Press.
- Siscawati, Mia [2014] Masyarakat Adat dan Perebutan Penguasaan Hutan, *WACA: Jurnal Transformasi Sosial*, Nomor 33, pp. 3-24.
<http://insistpress.com/katalog/masyarakat-adat-dan-perebutan-penguasaan-hutan/>, (Accessed on July 24, 2019.)
- Sjahmunir [2000] Pengadaan Tanah Untuk Kepentingan Pembangunan, in H. Syofayan Kalaluddin, SH, ed., *Himpunan Makalah dan Rumusan Workshop Tanah Ulayat di Sumatera Barat: Yang diselenggarakan oleh: Kantor Wilayah Badan Pertanahan Nasional Propinsi Sumatera Barat Pada tanggal 23-24 Oktober 2000 di Padang*, Padang: TJ, pp. 21-29.
- Steinbach, Stefanie [2013] "Today We Occupy the Plantation - Tomorrow Jakarta": Indigeneity, Land and Oil Palm Plantation in Jambi, in Brigitta Hauser-Schäublin, ed., *Adat and Indigeneity in Indonesia, Culture and Entitlements between Heteronomy and Self-Ascription*, Göttingen Studies in Cultural Property, Göttingen : Göttingen University Press, pp. 63-79.
- Syafi'i, Imam [2016] Konflik Agraria di Indonesia: Catatan Reflektif Konflik Perkebunan Sawit di Kota Waringin Timur, *Jurnal Masyarakat & Budaya*, Volume 18, No. 3, pp. 415-432.
<http://jmb.lipi.go.id/index.php/jmb/article/view/572/366>, (Accessed on July 25, 2019.)
- Tarigan, Sunarti, Widaliza [2015] Expansion of Oil Palm plantation and forest cover changes in Bungo and Merangin District, Jambi Province, Indonesia, *Procedia Environmental Sciences*, 24, pp. 195-205.
[file:///C:/TempState/Downloads/expansion-of-oil-palm-plantations-and-forest-cover-changes-in-bungo-and-merangin-districts-jambi-province-indone%20\(1\).pdf](file:///C:/TempState/Downloads/expansion-of-oil-palm-plantations-and-forest-cover-changes-in-bungo-and-merangin-districts-jambi-province-indone%20(1).pdf), (Accessed on July 26, 2019.)
- Tegnan, Hilaire [2015] Legal Pluralism and Land Administration in West Sumatra: the Implementation of the Regulations of Both Local and Nagari Government on Communal and Tenure, *The Journal of Legal Pluralism and Unofficial Law*, Vol. 47, No. 2, pp. 312- 323.
<https://www.tandfonline.com/doi/full/10.1080/07329113.2015.1072386>, (Accessed on October 21, 2019.)
- The Institute for Ecosoc Rights (Tim Kerja: Sri Palupi et al.) [2014] Industri Perkebunan Sawit dan Hak Atas Manusia: Portret Pelaksanaan Tanggung Jawab Pemerintah dan Korporasi terhadap Hak Asasi Manusia di Kalimantan Tengah, Penerbit: The Institute for Ecosoc Rights.
[file:///AppData/Local/Packages/Microsoft.MicrosoftEdge_8wekyb3d8bbwe/TempState/Downloads/Industri_Perkebunan_Kelapa_Sawit_dan_Hak%20\(1\).pdf](file:///AppData/Local/Packages/Microsoft.MicrosoftEdge_8wekyb3d8bbwe/TempState/Downloads/Industri_Perkebunan_Kelapa_Sawit_dan_Hak%20(1).pdf), (Accessed on June 17, 2017.)
- Tim Penulis PS, [2008] *Panduan Lengkap Karet*, Penebar Swadaya.
<http://www.penebarswadaya.com/shop/penebar-swadaya/panduan-lengkap-karet/>, (Accessed on August 6, 2019.)
- Tuong, Vu [2009] Indonesia's Agrarian Movement: Anti-capitalism at a Crossroads, in Dominique Caouetta and Sarah Tanner, eds., *Agrarian Angst and Rural*

Resistance in Contemporary Southeast Asia, London and New York: Routledge, pp. 180-201.

Von Benda-Beckmann, Franz, and Keebet Von Benda-Beckman [2001] *Recreating the Nagari: Decentralization in West Sumatra*, Max Planck Institute for Social Anthropology Working Paper No.31. <https://www.eth.mpg.de/pubs/wps/pdf/mpi-eth-working-paper->, (Accessed on September 5, 2019.)

Von Benda-Beckmann, Franz, and Keebet Von Benda-Beckman [2011] Myths and stereotypes about adat law: A reassessment of Van Vollenhoven in the light of current struggles over adat law in Indonesia, *Bijdragen tot de Taal-, Land- en Volkenkunde / Journal of the Humanities and Social Sciences of Southeast Asia and Oceania*, Vol. 167, pp. 167-195.
https://brill.com/view/journals/bki/167/2-3/article-p167_1.xml?lang=en, (Accessed on August 13, 2019.)

White, Julia, and Ben White [2012] Gendered experiences of dispossession: oil palm expansion in a Dayak Hibun community in West Kalimantan, *The Journal of Peasant Studies*, Vol. 39, Issue 3-4, pp. 995-1016.
<https://www.tandfonline.com/doi/full/10.1080/03066150.2012.676544?scroll=top&needAccess=true>, (Accessed on June 23, 2017.)

Zakaria, R. Yando et al [2017] Studi Biaya Konflik Tanah dan Sumber Daya Alam Dari Perspektif Masyarakat, Conflict Resolution Unit,
http://www.conflictresolutionunit.id/wp-content/uploads/2019/03/CRU_BiayaKonflik_Laporan.pdf, (Accessed on August 11, 2019.)

Zen, Barlow and Gondowarsito [2005] Oil Palm in Indonesian Socio-Economic Improvement: A Review of Options',
<https://ccep.crawford.anu.edu.au/acde/publications/publish/papers/wp2005/wp-econ-2005-11.pdf>, (Accessed on July 1, 2017.)

新聞記事等 (ABC 順、日本語文献別掲)

AAG (Asian Agri Group) Home Page, <https://www.asianagri.com/id/>, (Accessed on August 12, 2019.)

AMAN (Alliansi Masyarakat Nusantara) Home Page, <http://www.aman.or.id/>, (Accessed on July 29, 2019.)

AMPUH (Assosiasi Mahasiswa Hukum Perdata Fakultas Hukum Universitas Hasanuddin), 20 Tahun Menguasai Tanah Otomatis Menjadi Pemilik
<https://hukumperdataunhas.wordpress.com/2015/02/17/20-tahun-menguasai-tanah-otomatis-menjadi-pemilik/>, (Accessed on December 15, 2018.)

Antara News, Bukit hunian Orang Rimba dibabat, kompensasi Rp200 ribu, 2 Agustus 2012, <https://jambi.antaranews.com/berita/298111/bukit-hunian-orang-rimba-dibabat-kompensasi-rp200-ribu>, (Accessed on September 3, 2019.)

Antara News, Kemenkopolhukam turun ke Pasaman Barat selesaikan konflik tanah, 4 Maret 2018,
<https://sumbar.antaranews.com/berita/222225/kemenkopolhukam-turun-ke-pasaman-barat-selesaikan-konflik-tanah>, (Accessed on December 26, 2018.)

- Antara News, SPI Pasaman Barat menuntut pemkab masalah tanah antara SUMBAR, 17-4-2018, <https://sumbar.antaranews.com/berita/224270/spi-pasaman-barat-tuntut-pembka-masalah-tanah>, (Accessed on December 26, 2018.)
- Antara News, REKI: Hutan Harapan terbakar sebagian di area konflik, 21 Agustus 2018, <https://jambi.antaranews.com/berita/328995/REKI-hutan-harapan-terbakar-sebagian-di-area-konflik>, (Accessed on January 1, 2018.)
- Antara News, Lima Tumenggung Orang Rimba mengadu karena terlantar, 28 Agustus 2018, <https://www.antaranews.com/berita/742674/lima-tumenggung-orang-rimba-mengadu-karena-terlantar>, (Accessed on October 21, 2019.)
- Antara News, Serikat Petani Indonesia Pasaman Barat menuntut agar persoalan agraria diselesaikan, 24-September-2018, <https://sumbar.antaranews.com/berita/233376/serikat-petani-indonesia-pasamabar-tuntut-agar-persoalan-agraria-diselesaikan>, (Accessed on August 1, 2019.)
- BBC News Indonesia, Polemik HGU: Data kepemilikan lahan 'masih ditutup' dari publik, 17 Februari 2019, <https://www.bbc.com/indonesia/indonesia-47294854>, (Accessed on February 20, 2019.)
- Beritagar.id., KTP untuk penghayat kepercayaan seusai pilkada, <https://beritagar.id/artikel/berita/ktp-untuk-penghayat-kepercayaan-seusai-pilkada>, (Accessed on November 27, 2018.)
- Berita Satu, Pemerintah Akui Hak Komunal Sembilan Daerah Masyarakat Adat Papua, 24 Juni 2016, <https://www.beritasatu.com/nasional/371539-pemerintah-akui-hak-komunal-sembilan-daerah-masyarakat-adat-papua.html>, (Accessed on February 17, 2019.)
- Covesia News, Tuntut Perusahaan Sawit, Ratusan Warga Duduki Kantor DPRD Pasaman Barat, 11-10-2014, <https://www.covesia.com/news/baca/608/tuntut-perusahaan-sawit-ratusan-warga-duduki-kantor-dprd-pasaman-barat>, (Accessed on October 21, 2019.)
- Detiknews, Berikut Kronologi Pertemuan Presiden Jokowi dengan Suku Anak Dalam, 02 November 2015, <https://news.detik.com/berita/3059312/berikut-kronologi-pertemuan-presiden-jokowi-dengan-suku-anak-dalam>, (Accessed on November 24, 2018.)
- Detik News, Ini Supriyanto, Satu-satunya Anak Orang Rimba yang Daftar Jadi Polisi, 27 April 2016, <https://news.detik.com/berita/3198197/ini-supriyanto-satu-satunya-anak-orang-rimba-yang-daftar-jadi-polisi>, (Accessed on March 8, 2019.)
- Detiknews, Warga Suku Sakai di Riau Demo Polda dan DPRD Menuntut Hak Tanah, 19-2-2018, <https://news.detik.com/berita/d-3874432/warga-suku-sakai-di-riau-demo-polda-dan-dprd-menuntut-hak-tanah>, (Accessed on November 19, 2018.)
- Dinas Kehutanan, Patroli Pengamanan Hutan di Ngari Desa Baru, 19-September-2016, <https://sumbarprov.go.id/details/news/8678>, (Accessed on August 4, 2019.)
- DTE (Down to the Earth), A Turning Point for Indonesia's Indigenous Peoples, DT update, June 7th 2013, <http://www.downtoearthindonesia.org/story/turningpoint-indonesia-s-indigenous-peoples>, (Accessed on June 24, 2017.)
- Erwin Dwi Kristianto et al., "Opini Hukum - Dari Reformasi Kembali Ke Orde Baru: Tinjauan Kritis Peraturan No. 88 Tahun 2017", AMAN, Epistema Institute,

- HUMA, Oktober 2017, <http://epistema.or.id/publikasi/dari-reformasi-kembali-ke-orde-baru/>, (Accessed on August 4, 2019.)
- Forum Komunikasi Masyarakat Petani Lembah Masurai, 16-1-2011, <http://lembahmasuraicity.blogspot.jp/>, (Accessed on January 4, 2019.)
- Forum Nasional SPKS (Serikat Petani Kelapa Sawit), Persoalan Buruh, 19 Oct. 2009, <http://serikatpetanikelapasawit.blogspot.com/2009/10/persoalan-buruh.html>, (Accessed on January 7, 2019.)
- Harian Haluan, Jalan Kambang-Muara Labuh Dibuka Lagi, 1-Agustus-2016.
- Harian Haluan, Tuntut Tanah Ulayat, Ratusan Masyarakat Maligi Demo PT PHP II, <https://www.harianhaluan.com/news/detail/69108/tuntut-tanah-ulayat-ratusan-masyarakat-maligi-pasbar-demo-pt-php-ii>, (Accessed on October 22, 2019.)
- Hutan harapan Newsletter, #7 July 2018
file:///Downloads/HutanHarapan%20Newsletter.pdf, (Accessed on January 1, 2019.)
- Inilahjambi.com, Ribuan Warga Pendatang Asal Bengkulu dan Sumsel Blokir Jalan Jangkat, 1-1-2016, <http://www.inilahjambi.com/warga-pendatang-di-sungai-tebal-lembah-masurai-sebut-bupati-al-harissudutkan-mereka-di-media-massa/>, (Accessed on January 4, 2019.)
- Investigasi.today, Konflik Penyerobotan Lahan PT. BSU Dengan Masyarakat Suku Anak Dalam, September 20, 2017, <https://investigasi.today/konflik-penyerobotan-lahan-pt-bsu-dengan-masyarakat-suku-anak-dalam/>, (Accessed on January 29, 2019.)
- Jambi-independent.co.jp, PT Agronusantara Sejahterah-PT Wanakasita Nusantara Kucurkan Dana 2,7 Miliar, <https://jambi-independent.co.id/read/2017/12/20/16841/>, (Accessed on January 31, 2019.)
- Jayapasonline, Karyawan Asian Agri Grup Demo di Depan Kantor Bupati Labuhan Batu, 04Juni,2013, <http://www.harianjayapos.com/detail-3937-karyawan-asian-agri-grup-demo-di-depan-kantor-bupati-labuhan-batu.html>, (Accessed on October 21, 2019.)
- Kabar 24, Lahan Hak Guna Usaha dan Beragam Persoalannya, 20 Februari 2019, <https://kabar24.bisnis.com/read/20190220/15/891321/lahan-hak-guna-usaha-dan-beragam-persoalannya#>, (Accessed on October 8, 2019.)
- Kabar Nias, Toko Ponsel Diamuk Massa, Polres Nias: Tidak Ada Penghinaan Rasial, 15 October 2015: <https://kabarnias.com/kanal/hukum/toko-ponsel-diamuk-massa-polres-nias-tidak-ada-penghinaan-rasial-3524>, (Accessed on February 9, 2017.)
- Kalpararu Award, [https://id.wikipedia.org/wiki/Kalpataru_\(penghargaan\)](https://id.wikipedia.org/wiki/Kalpataru_(penghargaan)), (Accessed on July 29, 2019.)
- Kantor Berita Rmol.ID, SPI: Penangkapan Azhari Untuk Intimidasi Petani Merangin, 05 April 2018, <https://cari.news/tD4k>, (Accessed on January 5, 2019.)
- Kantor Berita Rmol.ID, Kasus Petani Azhari Bukti UU P3H Senjata Penguasa, 05 April 2018, <https://nusantara.rmola.co/read/2018/04/05/334129/Kasus-Petani-Azhari-Bukti-UU-P3H-Senjata-Penguasa?page=2>, (Accessed on January 5, 2019.)
- Kasus Pengusiran Warga Nias di Padang, Sumatera Barat, <http://jaringanlpksuamatera.blogspot.com/2010/06/kasus-pengusiran-warga-nias->

di-padang.html, (Accessed on January 3, 2019.)

KBR, Perusahaan Sawit Sinar Mas 'Tolak Tanggapi' Permintaan Orang Rimba Jambi, 8 Juni 2016, https://kbr.id/nusantara/06-2016/perusahaan_sawit_grup_sinar_mas_tolak_tanggapi_permintaan_orang_rimba_jambi/81998.html, (Accessed on August 29, 2019.)

KBR, Pasca Lebaran, Orang Rimba dan PT BKS Bertemu Bahas Tuntutan, 7 Juli 2016, https://kbr.id/nusantara/07-2016/pasca_lebaran_orang_rimba_dan_pt_bks_bertemu_bahas_tuntutan_/82917.html, (Accessed on August 29, 2019.)

Kehati Award, <http://www.kehatiaward.org/i/>, (Accessed on November 12, 2018.)

Kementerian Lingkungan Hidup dan Kehutanan, Sensus Suku Anak Dalam (SAD) di kawasan Taman Nasional Bukit Duabelas, [http://ksdae.menlhk.go.id/topnews/2962/sensus-suku-anak-dalam-\(sad\)-di-kawasan-taman-nasional-bukit-duabelas.html](http://ksdae.menlhk.go.id/topnews/2962/sensus-suku-anak-dalam-(sad)-di-kawasan-taman-nasional-bukit-duabelas.html), (Accessed on July 27, 2019.)

Kementrian Pertanian, Keunggulan Karet Alam dibanding Karet Sintetis, 23-September-2013, <http://balittri.litbang.pertanian.go.id/index.php/berita/info-teknologi/182-keunggulan-karet-alam-dibanding-karet-sintetis>, (Accessed on August 9, 2019.)

KKI WARSI, Sejarah Pendirian, <https://kkiwarsi.wordpress.com/warsi-itu/>, (Accessed on November 12, 2018.)

KKI WARSI, Sidia Dan Benor Fm Radionya Orang Rimba, <http://warsi.or.id/eng/content/release/274>, (Accessed on July 28, 2019.)

Kompas.com, Hutan Kita Terus Digerogoti, - 22/12/2010, <https://nasional.kompas.com/read/2010/12/22/11063516/Hutan.Kita.Terus.Digerogoti>, (Accessed on January 4, 2019.)

Kompas.com, Konflik Agraria Naik Hampir Dua Kali Lipat pada 2016, 1 Mei 2017, <https://nasional.kompas.com/read/2017/01/05/15230131/konflik.agraria.naik.hampir.dua.kali.lipat.pada.2016>, (Accessed on June 18, 2018.)

Kompas.com, MK: Kolom Agama di KTP dan KK Dapat Ditulis "Penghayat Kepercayaan", 7 November 2017, <https://nasional.kompas.com/read/2017/11/07/13020811/mk-kolom-agama-di-ktp-dan-kk-dapat-ditulis-penghayat-kepercayaan>, (Accessed on November 27, 2018.)

Kompasiana, Pilkada Pasaman Barat: Yang Kalah Dukung yang Menang, 26-Juli-2015, <https://www.kompasiana.com/almiter/5500013ba33311376f50f9dc/pilkada-pasaman-barat-yang-kalah-dukung-yang-menang>, (Accessed on August 15, 2019.)

Komunitas Adat Terpencil(KAT), <https://www.kemsos.go.id/content/kat>, (Accessed on November 12, 2018.)

Konsorsium Pembaruan Agraria, https://id.wikipedia.org/wiki/Konsorsium_Pembaruan_Agraria, (Accessed on February 6, 2019.)

Korindo Profile, <https://www.korindo.co.id/group-profile/?lang=id>, (Accessed on July 29, 2019.)

- KPA [2013] Ini Data Konflik Agraria di Tanah Air Sepanjang Tahun 2013, <http://www.kpa.or.id/news/blog/ini-data-konflik-agraria-di-tanah-air-sepanjang-tahun-2013/>, (Accessed on February 5, 2019.)
- KPA, Tanah Ulayat Nagari Kapa Terancam Punah, 29 Mei 2015, <http://www.kpa.or.id/news/blog/tanah-ulayat-nagari-kapa-terancam-punah-diserobot-perusahaan-sawit-pt-php/>, (Accessed on March 6, 2019.)
- KPA [2017] Catatan Akhir Tahun 2017, Reforma Agraria Di Bawah Bayangan Investasi, Gaung Besar di Pingiran Jalan, [file:///C:/AppData/Local/Packages/Microsoft.MicrosoftEdge_8wekyb3d8bbwe/TempState/Downloads/d5a29-catahu-2017-kpa%20\(1\).pdf](file:///C:/AppData/Local/Packages/Microsoft.MicrosoftEdge_8wekyb3d8bbwe/TempState/Downloads/d5a29-catahu-2017-kpa%20(1).pdf), (Accessed on July 23, 2019.)
- Lajuardy Green Land (Seputar Agribisnis, Perkebunan, Wirausaha dan Bisnis) , Proses Perizinan Hak Guna Usaha (HGU) Perkebunan, <http://lajuardyhardian.blogspot.com/2012/01/proses-hak-guna-usaha-hgu.html>, (Accessed on October 9, 2019.)
- Matlap, Roziqin [2014] Kelapa Sawit: Potensi Indonesia yang Mendunia, Oktober 26, 2014, <http://himagro.faperta.unpad.ac.id/kelapa-sawit-potensi-indonesia-yang-mendunia/>, (Accessed on September 4, 2019.)
- Metro Andalas, Masyarakat Kapalo Hilalang Unjuk Rasa Ke Kantor DPRD Sumbar, 08 Mei 2017, <https://www.metroandalas.co.id/berita-masyarakat-kapalo-hilalang-unjuk-rasa-ke-kantor-dprd-sumbar.html>, (Accessed on July 24, 2018.)
- Mighty Earth, Korindo Group Still Destroying Pristine Rainforest in Papua, March 7 2018, <http://www.mightyearth.org/korindo-group-still-destroying-pristine-rainforest-in-papua/>, (Accessed on March 2, 2019.)
- Minangkabau News, Masyarakat Adat Nagari Aia Gadang Pasaman Barat Gugat PT Anam Koto, 05-11-2018, <https://minangkabaunews.com/artikel-18614-masyarakat-adat-nagari-aia-gadang-pasaman-barat-gugat-pt-anam-koto.html>, (Accessed on December 26, 2018.)
- Mongabay, Wilmar Jual Asiatic Persada, Kemitraan Dengan Suku Bathin Sembilan Buyar, 4 October 2013 <https://www.mongabay.co.id/2013/10/04/wilmar-jual-asiatic-persada-kemitraan-dengan-suku-bathin-sembilan-buyar/>, (Accessed on January 28, 2019.)
- Mongabay, Rumah bagi Orang Rimba Gagal Berulang Kali, Mengapa? 19-8-2018, <http://www.mongabay.co.id/2018/08/19/rumah-bagi-orang-rimba-gagal-berulang-kali-mengapa-bagian-2/>, (Accessed on November 14, 2018.)
- Mongabay, Pemerintah Adopsi Aturan Adat Orang Rimba Kelola Taman Nasional, 6 Oktober 2018, <http://www.mongabay.co.id/2018/10/06/pemerintah-adopsi-aturan-adat-orangrimba-kelola-taman-nasional/>, (Accessed on November 14, 2018.)
- Otoritas News, Pekat IB Sumbar, Akan Tuntaskan Tanah Ulayat yang Dirampas PT PMJ, 29/10/2017, <https://www.otoritasnews.co.id/pekat-ib-sumbar-akan-tuntaskan-tanah-ulayat-yang-dirampas-pt-pmj/>, (Accessed on October 21, 2019.)
- Prokabar.com, Petani dan Mahasiswa Demo Bupati Pasaman Barat, Ini Tuntutannya, 24 September 2018, <https://prokabar.com/petani-dan-mahasiswa-demo-bupati-pasaman-barat-ini-tuntutannya/>, (Accessed on December 26, 2018.)

R(@)tau-Net, Tanah Ulayat Permudah Pembangunan Infrastruktur, 06-Jun-2008, <https://www.mail-archive.com/rantaunet@googlegroups.com/msg16560.html>, (Accessed on December 2, 2018.)

Rmol Sumut, Kasus Petani Azhari Bukti UU P3H Senjata Penguasa, 6 April 2018, <http://www.rmolsumut.com/read/2018/04/06/56550/Kasus-Petani-Azhari-Bukti-UU-P3H-Senjata-Penguasa->, (Accessed on September 4, 2019.)

RSPO (Round Table of Sustainable Palm Oil) Home Page, <http://www.rspo.org/members/dispute-settlement-facility>, (Accessed on June 26, 2017.)

RSPO, Disputes Settlement Facility, <http://www.rspo.org/members/dispute-settlement-facility>, (Accessed on June 26, 2017.)

SARKOPOS (Berita Terkini Sarolangun Bangko), Cari Penyelesaian Konflik KSNP, Pemkab Merangin Adakan Pertemuan Dengan Dirjen KSDAE, 19-Mei-2016, <http://www.sarkopos.com/read/2016/05/19/721/-cari-penyelesaian-konflik-KSNP-pemkab-merangin-adakan-pertemuan-dengan-dirjen-ksdae>, (Accessed on January 5, 2019.)

Sawit Watch, Perbudakan di Perkebunan Kelapa Sawit di KALITIM, Year Not Mentioned, <https://sawitwatch.or.id/download/lain-lain/Perbudakan%20di%20Kebun%20SawitBerau.pdf>, (Accessed on August 2, 2019.)

Sawit Watch, Sawit Watch Press Release, 12 Mei 2017, <http://sawitwatch.or.id/2017/05/press-release-sawit-watch-12-mei-2017-sawit-watch-mendesak-pemerintah-mempercepat-moratorium-sawit/>, (Accessed on February 12, 2018.)

Sejarah BRIMOB, <http://korbrimob.polri.go.id/page/sejarah-brimob>, (Accessed on September 3, 2019.)

Sejarah Kawasan, <HTTP://WWW.TNBUKITDUABELAS.ID/PROFILE/SEJARAH-KAWASAN>, (Accessed on November 13, 2018.)

Sejarah Perusahaan - PTPN III, <http://www.ptpn3.co.id/sejarah.php?h=tentang-kami>, (Accessed on June 14, 2017.)

Serikat Petani Indonesia, Dana Pengalihan Hutang Untuk Mengusir Petani, 27 mei 2007, <http://www.spi.or.id/dana-pengalihan-hutang-untuk-mengusir-petani/>, (Accessed on January 5, 2019.)

Serikat Petani Indonesia, Konflik Agraria di Sumbar Rugikan 3,477 Petani, 19-4-2012, <http://www.spi.or.id/konflik-agraria-di-sumbar-rugikan-3-477-petani/>, (Accessed on December 26, 2018.)

SPKS (Serikat Petani Kelapa Sawit), Forum Nasional Persoalan Buruh, 19 Oct. 2009, <http://serikatpetanikelapasawit.blogspot.com/2009/10/persoalan-buruh.html>, (Accessed on September 4, 2019.)

Singgalan, Brimob Tembak Pencuri, Korban: Saya Bukan Pencuri, 28, Februari, 2008. Surat Keputusan Menteri Kehutanan Tahun 2000 Tentang Penunjukan BDNP,

- Pasal X: Melindungi Tempat dan Sumberdaya Orang Rimba, Sejarah Kawasan, [HTTP://WWW.TNBUKITDUABELAS.ID/PROFILE/SEJARAH-KAWASAN](http://WWW.TNBUKITDUABELAS.ID/PROFILE/SEJARAH-KAWASAN), (Accessed on September 15, 2019.)
- Taman Nasional Bukit Duabelas, Sejarah Kawasan, <http://www.tnbukitduabelas.id/profile/sejarah-kawasan>, (Accessed on July 27, 2019.)
- TEMPO.com, Selamat Datang Moratorium Sawit!, 26 September 2018, [https://kolom.tempo.co/read/1130118/selamat-datang-moratorium sawit](https://kolom.tempo.co/read/1130118/selamat-datang-moratorium-sawit), (Accessed on February 4, 2019.)
- The Jakarta Post, Government urged to save Tesso Nilo National Park, October 23, 2014, <https://www.thejakartapost.com/news/2014/10/23/government-urged-save-tesso-nilo-national-park.html>, (Accessed on December 26, 2018.)
- Tribun Jambi, 13 Perusahaan Perkebunan Sudah Beroperasi di Merangin Senin, 5 September 2011, <http://jambi.tribunnews.com/2011/09/05/13-perusahaan-perkebunan-sudah-beroperasi-di-merangin>, (Accessed on August 1, 2019.)
- Tribun Jambi, Di Merangin, 90 Persen Warga tak Punya KTP, 24-11-2011, <http://jambi.tribunnews.com/2011/11/24/di-merangin-90-persen-warga-tak-punya-ktp>, (Accessed on January 5, 2019.)
- Tribun Jambi, Ketua SPI Diamankan, Anggota SPI Merangin akan Demo ke Mapolres, 30-Januari-2018, <http://jambi.tribunnews.com/2018/01/30/ketua-spi-diamankan-anggota-spi-merangin-akan-demo-ke-mapolres>, (Accessed on September 5, 2018.)
- Tribunsumbar, Warga Maligi 20 Tahun tak Lelah Menuntut Hak, Martalinda:Pak Kapolda Tolonglah Kami, 15-9-2017, <https://www.tribunsumbar.com/warga-maligi-20-tahun-tak-lelah-menuntut-hak-martalinda-pak-kapolda-tolonglah-kami/>, (Accessed on December 26, 2018.)
- Universitas Imam Bonjol, Sejarah Nagari Batahan, <http://repository.uinib.ac.id/1478/6/BAB%20III.pdf>, (Accessed on September 5, 2019.)
- UNP (Universitas Negara Padang) Home Page, Bangun Tiga Kampus PTN, Pemkab Padang Pariaman Hibahkan Tanah Tarok City, <http://unp.ac.id/id/kerjasama/bangun-tiga-kampus-ptn-pemkab-padang-pariaman-hibahkan-tanah-tarok-city>, (Accessed on July 24, 2018.)
- VOA (Voice of America), Indonesian Groups Call for Minority Religious Protections, Sep. 14, 2018, <https://www.voanews.com/a/indonesian-groups-call-for-minority-religious-protections/4571828.html>, (Accessed on November 24, 2018.)
- WWF Indonesia, Wacana Alih Fungsi Hutan untuk Petani Sawit Jangan Menimbulkan Dorongan Deforestasi Baru, 17 Oktober 2017 <https://www.wwf.or.id/?61402/Wacana-Alih-Fungsi-Hutan-untuk-Petani-Sawit-Jangan-Menimbulkan-Dorongan-Deforestasi-Baru>, (Accessed on February 16, 2018.)
- 大西譲二、ゴムの歴史、「物を通して見る世界史」、https://www.teikokushoin.co.jp/journals/history_world/pdf/200810/18.pdf, (Accessed on August 8, 2019.)

一次資料・統計資料・法令 (ABS 順)

- Badan Pusat Statistik Kabupaten Merangin, Lembah Masurai Dalam Angka Tahun 2016,
<https://meranginkab.bps.go.id/publication/2017/08/04/1d9cfde29fe234b0bf672718/kecamatan-lembah-masurai-dalam-angka-2016.html>, (Accessed on August 4, 2019.)
- Badan Pusat Statistik Kabupaten Merangin, Merangin Dalam Angka, 2017,
<https://meranginkab.bps.go.id/publication/2017/08/11/9112cc49ef484193cb7f36d6/kabupaten-merangin-dalam-angka-2017.html>, (Accessed on June 26, 2019.)
- Badan Pusat Statistik Kabupaten Nias, Perbandingan Persentase Miskin Provinsi Sumatera Utara Dengan Kabupaten Nias, 1993-2016,
<https://niaskab.bps.go.id/dynamictable/2018/02/22/32/perbandingan-persentase-penduduk-miskin-provinsi-sumatera-utara-dengan-kabupaten-nias-1993-2016.html>, (Accessed on March 5, 2019.)
- Badan Pusat Statistik Kabupaten Nias Selatan, Jumlah Penduduk Berumur 15 Tahun Ke Atas yang Termasuk Angkatan Kerja Menurut Kelompok Umur, 2015
<https://niasselatankab.bps.go.id/statictable/2017/04/10/102/jumlah-penduduk-berumur-15-tahun-ke-atas-yang-termasuk-angkatan-kerja-menurut-kelompok-umur-2015.html>, (Accessed on August 2, 2019.)
- Badan Pusat Statistik Kabupaten Pasaman Barat, Luas dan Produksi Tanaman Perkebunan Kelapa Sawit 2015, Kecamatan Ranah Batahan Dalam Angka 2017
<https://pasamanbaratkab.bps.go.id/publication/2017/09/27/09ce82b2240ce09bcf331f7e/kecamatan-ranah-batahan-dalam-angka-2017.html>, (Accessed on August 1, 2019.)
- Badan Pusat Statistik Provinsi Sumatera Barat, Jumlah Penduduk Menurut Kabupaten/Kota dan Jenis Kelamin di Provinsi Sumatera Barat, 2000-2018
<https://sumbar.bps.go.id/dynamictable/2019/06/20/328/jumlah-penduduk-menurut-kabupaten-kota-dan-jenis-kelamin-di-provinsi-sumatera-barat-2000-2018.html>, (Accessed on August 2, 2019.)
- Data Kelompok Pengelola Hutan Berbasis Masyarakat (Hkm dan HD) Kabupaten Pasaman Barat, Not Published.
- Dinas Perkebunan Kabupaten Pasaman Barat, Data Statistik Komoditi Perkebunan Tahun 2009, Not Published.
- Direktorat Jenderal Perkebunan, Kementerian Pertanian Republik Indonesia, Statistik Perkebunan Indonesia:2013-2015 Kelapa Sawit,
<http://ditjenbun.pertanian.go.id/tinymcpuk/gambar/file/statistik/2015/SAWIT%202013%20-2015.pdf>, (Accessed on October 2, 2019.)
- Direktorat Jenderal Perkebunan, Kementerian Pertanian Republik Indonesia, Statistik Perkebunan Indonesia:2015-2017:Kelapa Sawit,
<https://kuala.id/statistik-perkebunan-indonesia-2015-2017-kelapa-sawit/>, (Accessed on July 24, 2019.)
- Direktori Putusan Mahkamah Agung Republik Indonesia, Putusan.mahkamah agung.go.id Putusan Nomor: 18/Pdt.G/2007/PN.PSB.
<https://putusan.mahkamahagung.go.id/putusan/560a2100e0c2d55fe39d202fb74a>

- 61a9, (Accessed on August 1, 2019.)
- EPOS-Pusat Data dan Sistem Informasi Pertanian [2017] Outlook 2017 Kelapa Sawit, Komoditas Pertanian Sub Sektor Perkebunan, Sekretariat Jenderal Kementerian Pertanian, [Wanalytics.com/files/eposnalhttp://www.palmoilanalytics.com/fs/](http://www.palmoilanalytics.com/files/eposnalhttp://www.palmoilanalytics.com/fs/), (Accessed on October 21, 2019.)
- Government Regulation of the Republic of Indonesia No. 24 of 1997 re Land Registration Translation (File Name: Land-688) , <http://www.flevin.com/id/lgsa/translations/Regulations/Government.pdf>, (Accessed on July 24, 2019.)
- Instruksi Presiden (Inpres) Nomor 8 Tahun 2018 tentang Penundaan dan Evaluasi Perizinan Perkebunan Kelapa Sawit serta Peningkatan Produktivitas Perkebunan Kelapa Sawit yang diteken pada 19 September 2018, <http://www.mongabay.co.id/wp-content/uploads/2018/09/Inpres-Moratorium-Sawit-2018-.pdf>, (Accessed on October 2, 2019.)
- Kantor Perkebunan Pasaman Barat [2009], Luas Areal dan Produksi Perkebunan Kelapa Sawit Tahun 2009, Pasaman Barat, Not Published.
- Kecamatan Ranah Batahan Dalam Angka 2017, <https://pasamanbaratkab.bps.go.id/dynamictable/2016/07/21/48/luas-dan-produksi-tanaman-perkebunan-kelapa-sawit-2015.html>, (Accessed on December 22, 2018.)
- Kementerian Agraria dan Tata Ruang/Badan Pertanahan Nasional, Year Not mentioned, Tata Cara Penetapan Hak Guna Usaha, <http://investasi.pertanian.go.id/files/Tata.pdf>, (Accessed on February 19, 2019.)
- Kementerian Lingkungan Hidup dan Kehutanan Direktorat Jenderal Konservasi, Sumber Daya Alam dan Ekosistem, Balai Besar Taman Nasional Kerinci Seberat, Bidang Pengelolaan Taman Nasional Wil II Jambi, Peta Gangguan Kawasan Seksi PTN Wilayah II, Resort Merangin, Not Published.
- Kementerian Perdagangan Republik Indonesia, Export Growth (HS 6 Digits) Period : 2013-2018, <http://www.kemendag.go.id/en/economic-profile/indonesia-export-import/export-growth-hs-6-digits>, (Accessed on February 6, 2019.)
- Kepala Dinas Perkebunan Kabupaten Pasaman Barat [2013], Data Luas Areal dan Produksi Kelapa Sawit Perusahaan dan Kebun Rakyat, Kabupaten Pasaman Barat Tahun 2013, Sukomanati, Desember 2013, Not Published.
- Kesepakatan Bersama Antara PT Permata Hijau Pasaman Dengan Ninik-mamak Kapar, Not Published.
- KKI WARSI, Peluang Solusi Konflik Orang Rimba dengan PT SAL, Pekat IB Sumbar, Year Not Mentioned, Not Published.
- KMB, Data Penduduk Orang Rimba Makekal Hulu, Maret 2016, Not Published
- Komnas-HAM Sumatera Barat [2010] Kasus Pengusiran Warga Nias Di Padang, Sumatera Barat, Jaringanlpksumatera, 07 Juni 2010 Juni: <http://jaringanlpksumatera.blogspot.jp/>, (Accessed on February 10, 2017.)
- Law of The Republic of Indonesia, number 6 of 2014 Concerning Village <https://www.kemenkeu.go.id/sites/default/files/pdf-peraturan/16.pdf>, (Accessed on August 6, 2019.)
- LBH Padang, Kronogis Kasus Tanah Ulayat Nagari Kapar (Kapa) Kec. Pasaman Kab.

- Pasaman (Chronology of the Communal Land Issue of Nagari Kapar, Pasaman District), Year not mentioned, Not Published.
- Menteri Lingkungan Hidup dan Kehutanan Republik Indonesia, Keputusan Menteri Lingkungan dan Kehutanan Republik Indonesia Tentang Pengakuan dan Perlindungan Kemitraan Kehutanan (KULIN KK) antara Kelompok Orang Rimba Tumenggung Menyurau, Tumenggung Nyeong, Tumenggung Nggirang dan Tumenggung Ngamal Dengan PT. Wana Perintis Desa Julutih, Kecamatan Batin XXIV, Kabupaten Batanghari, Provinsi Jambi Seluas +_114 Hektare, Nomor: SK.6838/MENLHK-PSKL/PKPS/PSL.0/10/2018, Tanggal:8 Oktober 2018.
- Minister of Agriculture Regulation No. 98/Permentan/OT.140/9/2013 on the Guidelines for Licensing of Plantation Businesses, <http://extwprlegs1.fao.org/docs/pdf/ins72955.pdf>, (Accessed on February 12,2018.)
- Palm Oil Analytics, *Essential Palm Oil Statistics 2017*, <http://www.palmoilanalytics.com/files/epos-final-59.pdf>, (Accessed on July 22,2019.)
- Pengadilan Negari Lubuksikaping, Surat Putusan Perhal: Mencabut Pernyataan Permohonan Kasasi tanggal 16 Pebruari 2007, PU.3-LES/P3/I/10-3-2008, January 31, 2008.
- Peraturan Daerah Kabupaten Bungo Nomor 3 Tahun 2006 Tentang Masyarakat Hukum Adat Datuk Sinaro Putih Kecamatan Pelapat Kabupaten Bungo, <http://jdih.bungkab.go.id/produk/peraturan-daerah-kabupaten-bungo-nomor-3-tahun-2006>, (Accessed on July 28, 2019.)
- Peraturan Daerah Propinsi Sumatera Barat Nomor:16 Tahun 2008 Tentang Tanah Ulayat dan Pemanfaatnya, <http://www.aman.or.id/wp-content/uploads/2016/02/Perda-No-16-tahun-2008-ttg-Tanah-Ulayat-dan-Pemanfaatannya.pdf>, (Accessed on July 30, 2019.)
- Perda-Masyarakat-Hukum-Adat Serampas-. <http://www.mongabay.co.id/wpcontent/uploads/2016/08/>, (Accessed on July 28, 2019.)
- Peraturan Menteri Lingkungan Hidup dan Kehutanan Republic Indonesia Nomor P.83/MENLHK/SETJEN/KUM.1/10/2016 Tentang Perhutanan Sosial, <http://arsip.rimbawan.com/peraturan-menteri-kehutanan/155-2016/898-peraturan-menteri-lingkungan-hidup-dan-kehutanan-republik-indonesia-nomor-p-83-menlhk-setjen-kum-1-10-2016>, (Accessed on July 28, 2019.)
- Peraturan Menteri Negara Agraria / Kepala Badan Pertanahan Nasional Nomor 5 Tahun 1999 Tentang Pedoman Penelesaian Masalah Hak Ulayat Masyarakat Hukum Adat, https://peraturan.bkpm.go.id/jdih/userfiles/batang/BPN_5_1999.pdf, (Accessed on August 6, 2019.)
- Peraturan Pemerintah Republik Indonesia, Nomor 24 Tahun 1997 Tentang Pendaftaran Tanah, pdf, (Accessed on August 3, 2019.)
- Peraturan Presiden Republik Indonesia Nomor 88 Tahun 2017 Tentang Penyelesaian Pengusaan Tanah Dalam Kawasan Hutan, Lembaran Negara Reublik Indonesia, <http://fkkm.org/2017/09/14/perpres-no-88-tahun-2017-tentang->

- penyelesaian-penguasaan-tanah-dalam-kawasan-hutan/, (Accessed on August 4, 2019.)
- Peraturan Presiden Republik Indonesia Nomor 86, Tahun 2018 Tentang Reforma Agraria, <https://setkab.go.id/wp-content/uploads/2018/10/Perpres-Nomor-86-Tahun-2018.pdf>, (Accessed on August 30, 2019.)
- Peta Zonasi Taman Nasional Bukit Duabelas, https://www.google.co.jp/search?q=Peta+Zonasi+Taman+Nasional+Bukit+Duabelas&tbm=isch&source=univ&sa=X&ved=2ahUKEwj5_9y72dTjAhX2yIsBHXyuB7EQsAR6BAGIEAE&biw=1518&bih=785#imgsrc=Zr-NzxTTHi3gJM, (Accessed on July 29, 2019.)
- PT Asiatic Mas Corporation Group, <https://idn.bizdirlib.com/node/29683>, (Accessed on January 29, 2019.)
- PT. Sari Aditya Loka 1, Company Profile <http://sariadityaloka1.blogspot.com/2013/11/company-profile.html>, (Accessed on November 18, 2018.)
- Pusat Data dan Sistem Informasi Pertanian Sekretariat Jenderal - Kementerian Pertanian, Outlook Kelapa Sawit 2017, Outlook%20Kelapa%20Sawit%20(1).pdf, (Accessed on July 22, 2019.)
- PUTUSAN Nomor 35/PUU-X/2012, http://www.aman.or.id/wp-content/uploads/2018/05/putusan_sidang_35-PUU-2012-Kehutanan-telah-ucap-16-Mei-2013.pdf, (Accessed on January 16, 2019.)
- Regulation of the Minister of Agriculture No.26/Permentan/OT.140/2/2007 dated February 28, 2007. Licencing Guideline for Plantation Business, <http://extwprlegs1.fao.org/docs/pdf/ins72955.pdf>, (Accessed on July 27, 2019.)
- RSPO, Letter to the Complainant, On the Complaints Panel decision, 10 March 2015, RSPO, <https://askrspo.force.com/Complaint/s/case/5009000002AtWgMAAV/>, (Accessed on October 19, 2019.)
- Surat Kerapatan Adat Nagari Kapar (Kan)-Pasaman perhal: Menanggapi Surat KOMNAS-HAM tanggal 21 Juli 2000, August 19, 2000, Not Published.
- Surat Pernyataan Tentang Penggunaan Tanah Ulayat Kapar, August 13, 1990, Not Published.
- Taman Nasional Bukit Duabelas, Tumenggung Suku Anak Dalam di Kawasan TNBD, <https://tnbukitduabelas.id/konten/tumenggung-suku-anak-dalam-di-kawasan-tnbd>, (Accessed on September 15, 2019.)
- Undang Undang No. 5 Tahun 1960 Tentang: Peraturan Dasar Pokok-pokok Agraria, http://hukum.unsrat.ac.id/uu/uu_5_60.htm, (Accessed on September 17, 2019.)
- Undang-undang Nomor 18 Tahun 2013 Tentang Pencegahan dan Pemberantasan Perusakan Hutan, http://www.dpr.go.id/dokjdih/document/uu/UU_2013_18.pdf, (Accessed on September 17, 2019.)
- Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 39 Tahun 1999 Tentang Hak Asasi Manusia, http://hukum.unsrat.ac.id/uu/uu_39_99.htm, (Accessed on September 16, 2019.)
- United Nations, General Assembly Adopts Declaration on Rights on Indigenous People; Major Step Forward Towards Human Rights for All, says President, Meetings Coverages and Releases 13 September 2007

<https://www.un.org/press/en/2007/ga10612.doc.htm>, (Accessed on July 27, 2019.)

DVD 資料

Sokola Rimba, The Jungle School, [2014] Miles Film

ドキュメンタリー映画「森の慟哭」（中井信介監督、2010 年）

謝辞

本稿はこの 20 年間インドネシアのスマトラ島を中心として行なってきた筆者の科学研究費補助金研究基盤研究（C）の研究成果である。個別の課題については序章第 2 節「研究の背景、方法」で詳述している。

この間の研究を「インドネシアにおけるアブラヤシ農園開発をめぐる土地紛争の研究——共有地権とヘゲモニー関係の分析——」という題名の学位申請論文（論文博士）としてまとめることができたのは、ひとえに松野明久先生のご指導・ご尽力の賜物である。筆者のこれまでの研究に対して数多くの方々のご好意・ご指導を賜ってきており、そうした方々のお名前も挙げるべきではあるが、この場では割愛させていただきます。